

平成 29 年度
川崎市包括外部監査の結果報告書

使用料及び手数料等の事務の執行について

平成 30 年 2 月 9 日

川崎市包括外部監査人

公認会計士 山崎 聡一郎

第1	外部監査の概要	6
1	外部監査の種類	6
2	選定した特定の事件名（監査テーマ）	6
3	監査対象期間	6
4	特定の事件（テーマ）を選定した理由	6
5	外部監査の方法	7
	（1） 監査の要点	7
	（2） 監査手続	7
6	監査の対象	7
7	監査の実施期間	8
8	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	8
9	利害関係	9
10	監査結果の指摘及び意見について	9
第2	監査対象の概要	10
1	使用料・手数料の考え方	10
2	川崎市における使用料・手数料の規模	13
3	川崎市における使用料・手数料に係る基本方針	16
第3	監査の結果	31
1	全般的な課題	31
2	各論における監査の結果の要約	39
第4	各論	42
I	財政局	42
	【1】 税証明書手数料	42
II	市民文化局	45
	【1】 岡本太郎美術館使用料	45
	【2】 国際交流センター施設利用料	50
	【3】 スポーツセンター利用料	53
	【4】 市民プラザ利用料	57
	【5】 とどろきアリーナ利用料	61
	【6】 武道館利用料	65
	【7】 シンフォニーホール利用料	68
	【8】 アートセンター利用料	71
	【9】 藤子・F・不二雄ミュージアム利用料	74

【10】	市民ミュージアム使用料	76
【11】	大山街道ふるさと館利用料	82
【12】	人権・男女共同参画センター利用料	86
【13】	平和館使用料	89
【14】	東海道かわさき宿交流館利用料	92
【15】	住民票、印鑑登録証明及び諸証明に関する手数料	95
Ⅲ	経済労働局	99
【1】	産業振興会館利用料	99
【2】	かわさき新産業創造センター施設等利用料	102
【3】	労働会館施設利用料	105
【4】	生活文化会館利用料	108
【5】	地方卸売市場南部市場利用料	112
【6】	中央卸売市場北部市場使用料	117
【7】	市民農園貸付料	122
【8】	菅生地域交流農園貸付料	124
Ⅳ	環境局	126
【1】	余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根・王禅寺）利用料	126
【2】	橘リサイクルコミュニティセンター利用料	132
【3】	ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）	135
【4】	ごみ処理手数料（粗大ごみ）	140
【5】	仮設トイレし尿処理手数料	142
【6】	浄化槽等清掃手数料	144
Ⅴ	健康福祉局	147
【1】	かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑使用料	147
【2】	総合福祉センター利用料	154
【3】	地域交流センター利用料	156
【4】	食品衛生営業許可手数料	160
【5】	狂犬病予防業務手数料	162
【6】	衛生試験検査手数料	164
Ⅵ	こども未来局	167
【1】	青少年の家利用料	167
【2】	八ヶ岳少年自然の家利用料	172
【3】	保育料	176
Ⅶ	まちづくり局	181
【1】	市営住宅使用料・従前居住者用賃貸住宅使用料	181
【2】	特定公共賃貸住宅使用料	187

【3】	開発行為許可申請等手数料	190
【4】	建築物許可申請手数料	193
【5】	住宅用家屋等証明手数料	197
VIII	建設緑政局	199
【1】	富士見公園南側利用料	199
【2】	川崎国際生田緑地ゴルフ場利用料	202
【3】	陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料	204
【4】	野球場等使用料	208
【5】	庭球場等使用料	210
【6】	水泳場使用料	212
【7】	つり池使用料	214
【8】	野外音楽堂使用料	216
【9】	その他有料施設使用料	218
【10】	等々力中央広場使用料	220
【11】	多摩川緑地パークボール場利用料	222
【12】	多摩川緑地バーベキュー広場利用料	224
【13】	早野聖地公園墓所使用料	226
【14】	緑ヶ丘霊園墓所使用料	228
【15】	緑ヶ丘霊堂使用料	230
【16】	早野聖地公園・緑ヶ丘霊園墓所管理手数料	232
【17】	放置自転車等返還手数料	236
【18】	自転車等駐車場利用料	238
【19】	証明閲覧手数料	242
IX	港湾局	244
【1】	ふ頭用地使用料	244
【2】	荷さばき地使用料	247
【3】	倉庫用地使用料	249
【4】	港湾環境整備施設等使用料	251
【5】	上屋使用料	254
【6】	事務所使用料及び事務所附帯施設使用料	256
【7】	ガントリークレーン使用料・トランスファークレーン使用料	259
【8】	港湾振興会館施設利用料	261
X	上下水道局	268
【1】	入江崎余熱利用プール使用料	268
XI	教育委員会	273
【1】	日本民家園使用料	273

【2】青少年科学館使用料	278
【3】教育文化会館、分館使用料.....	283
【4】市民館、分館使用料	288
【5】有馬・野川生涯学習支援施設利用料.....	292
【6】学校施設開放使用料	294
XII 行政財産目的外使用料	297
<参考資料>	300

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件名（監査テーマ）

使用料及び手数料等の事務の執行について

3 監査対象期間

原則として平成28年度

（必要に応じて、過年度及び平成29年度についても対象とした。）

4 特定の事件（テーマ）を選定した理由

使用料・手数料は、住民の生活の身近にありながら、必ずしも民間企業のようなコスト回収原理に基づく料金設定がなされておらず、住民にとっては、なぜ無料のサービスと有料のサービスがあるのか、なぜ税金を払った上にサービス利用に当たってさらなる支払いをしなければならないのか、なぜ民間との類似施設と比べて低廉な料金設定がなされているのか、といった疑問が起きやすい領域である。また、施設を利用する住民と利用しない住民とで負担の公平が図られているのか、税で整備した施設であるにもかかわらず、市民とそうではない利用者との負担の公平が図られているのか、といった負担の公平性の疑問も起きやすい。

近年、受益者負担の適正化の観点から、多くの地方公共団体が使用料・手数料の見直しに取り組んでいる。

川崎市では、平成26年に「使用料・手数料の設定基準」を策定し、すでいくつかの事業において使用料・手数料の見直しに着手している。使用料・手数料は、財源確保の観点ではなく、受益者負担の適正化の観点から議論することが重要であり、川崎市の行財政改革プログラムでも「市民サービス等の再構築」として、幅広い分野において使用料・手数料の見直しの議論がなされている。

また、受益者負担の適正化の議論は、社会情勢の変化や行政サービスの受け手の特性などにも左右され、一度決めれば終わりというものではなく、不断の見直しが必要な領域である。近年は、消費税の増税分を使用料・手数料にどこまで転嫁できるか、といった議論もある。

こうした中、使用料・手数料の見直しは、その水準を上げる方向に働けば、追加的な住民負担を求めるものとなり、外部の者による監査が有効な領域であると考えられる。また、川崎市では、使用料・手数料の改定をおおむね4年ごとに実施していく方針であり、これまでの取組みの状況を点検したうえで、今後の見直しにつなげていく必要性からも、時宜にかなっているものと判断し、本テーマを取り上げることとした。

5 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ・ 各使用料・手数料の原価の範囲及び原価の集計方法
- ・ 受益者負担割合の水準
- ・ 減免措置の対象
- ・ 各使用料・手数料の定期的な見直し
- ・ 平成28年度に料金改定を決定した使用料・手数料についての改定までの進め方

(2) 監査手続

主に以下の監査手続を実施した。

- ① 使用料・手数料にかかる関係法令、条例、要綱等の根拠規定の確認
- ② 使用料・手数料の概要につき調査票による回答の入手
調査票には以下の質問項目を含めた。
 - ・ 使用料・手数料の概要
 - ・ 原価の算出方針及び金額
 - ・ 現行の使用料・手数料の決定根拠・方針
 - ・ 減額・免除の有無
 - ・ 直近の見直し時期
 - ・ 近隣他市の同種の使用料・手数料の水準
- ③ 関係書類の閲覧及び所管部局へのヒアリング
- ④ 使用料・手数料にかかる受益者負担割合の検討
- ⑤ 必要と認めた施設の現地調査（該当施設は市民ミュージアムのみ）
- ⑥ 減免についてのサンプル調査（目的外使用料について実施）
- ⑦ 過年度の包括外部監査における使用料・手数料に関係する項目にかかる指摘事項の措置状況の確認

6 監査の対象

①「行財政改革プログラム」の「市民サービス等の再構築」の取組みにおいて、料金見直しを課題としている下記の使用料・手数料

- ・ 市民農園
- ・ ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）
- ・ 葬祭場使用料
- ・ 保育料
- ・ 公園施設使用料

②標準的受益者負担割合が設定されている公の施設

③歳入金額が10百万円以上の手数料

④特別会計で使用料・手数料を計上する卸売市場、港湾及び墓地

なお、使用料・手数料のうち地方公営企業にかかるもの（水道料金など）は、経費負担区分の原則のもとでの独立採算を基礎として料金水準が設定されることから、監査対象から除外した。

また、下記の使用料・手数料については、上記（２）監査手続において記載した調査票の配付対象としたが、算出方法を考慮して監査対象から除外した。

- ・法令等で使用料・手数料の算定方法が定められているもの（高等学校授業料など）
- ・国や県又は周辺自治体との協定により使用料・手数料の算定方法が定められているもの（手数料等の標準に関する政令に規定されている手数料など）
- ・受益者負担割合を考慮せずに料金を決定しているもの（公園で撮影を行う場合に支払う公園内行為許可手数料など）

ただし、法令等で使用料・手数料の算定方法が定められているもののうち、公営住宅使用料（市営住宅使用料、従前居住者用賃貸住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料）は過年度の包括外部監査の指摘事項のフォローアップを実施するため、監査対象に含めた。

また、上下水道局所管の入江崎余熱利用プールは標準的受益者負担割合が定められていない施設だが、類似施設である環境局所管の余熱利用施設が監査対象であることを考慮し、監査対象に含めた。

7 監査の実施期間

平成 29 年 6 月 14 日から平成 30 年 1 月 15 日まで

8 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

外部監査人	山崎 聡一郎	公認会計士
補助者	宗和 暢之	公認会計士
同	歌 夏子	公認会計士
同	日野 克紀	公認会計士
同	古澤 哲也	公認会計士
同	小林 美咲	公認会計士
同	米谷 直晃	公認会計士
同	笈川 翔太郎	公認会計士
同	藤木 亮	公認会計士

同	関根 淳一	その他
同	佐藤 諒也	その他
同	山本 夏海	その他
同	山口 麻未	その他

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。

指摘は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、川崎市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については指摘としている事項もある。

他方、意見は、指摘には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1 使用料・手数料の考え方

(1) 意義

① 使用料

使用料とは、公の施設¹の利用、または行政財産の目的外使用について、地方公共団体が利用者から徴収する対価をいう（地方自治法第 225 条²）。

行政財産の目的外使用とは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することをいう。（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項³）

一口に公の施設といっても、使用料徴収との関係は様々である。道路・公園のように原則として誰でも自由に無料で利用できるものもあれば、公園内でのテニスコートや貸室の利用など、利用に当たっての対価として使用料を払わなければならないものもある。公営住宅や保育施設のように特定の人が継続して利用する施設がある一方で、市民館など利用の都度申込みを行うもの、プールの個人利用など事前の申込みが不要なものもある。

② 手数料

手数料とは、地方公共団体がその団体の事務又は機関の事務で、特定の者のために提供する公のサービスについて徴収する対価をいう（地方自治法第 227 条⁴）。

手数料は、特定の個人の必要から地方公共団体に一定の手数が生じたことに対する、実費負担という性格を持っているとも言える。

手数料には大別して以下の二つの種類がある。

ア) その団体の事務で、手数料条例を根拠にして徴収するもの。住民票の発行などの自治事務に関するもの。

イ) 従来、機関委任事務⁵であった登録や免許にかかる手数料。産業廃棄物処理業者許可の手数料など多岐にわたる。「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」⁶に定められている。

¹ 公の施設 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設（地方自治法第 244 条第 1 項）。

² 地方自治法第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

³ 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

⁴ 地方自治法第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

⁵ 地方公共団体の市長等が、法令に基づいて国から委任され「国の機関」として処理する事務のことをいう。平成 11 年の「地方分権一括法」の制定により廃止された。

⁶ 地方自治法第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

使用料と手数料は、行政サービスの対価という点では同じだが、使用料が施設の利用に対する対価であるのに対して、手数料は人的サービスの対価であるという違いがある。

【参考】

① 使用料が法令で無料とされる施設

施設	内容（根拠法令）
学校	学校教育法 第6条 学校においては授業料を徴収できるが、国公立の小中学校等の義務教育については授業料を徴収できない。
図書館	図書館法 第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対して対価を徴収してはならない。
公園	都市公園法 第12条の2 都市公園の設置・管理費用は、原則として、設置者の負担とする。
道路	道路法 第49条 道路の管理費用は、原則として、道路管理者の負担とする。

② 使用料の算定方法等の考え方が定められている施設

保育所（児童福祉法第51条、同第56条）、養護老人ホーム（老人福祉法第21条、同第28条）、老人福祉センター（老人福祉法第20条の7）、市営住宅（公営住宅法第16条）等においては、使用料の算定方法等の考え方が法で定められており、地方公共団体はこの範囲内で使用料を算定することになる。

（例1）保育所については、保育等に要する一定の費用について市町村が支弁すること、支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、その費用の全額または一部を徴収できることが定められている。

（例2）市営住宅の毎月の家賃は、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入や当該公営住宅の立地条件、規模、築年数等に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定めることとされている。

③ 地方公営企業法の適用を受ける事業に係る施設

地方公営企業は、一定の経費について公費負担を認めながらも、原則として独立採算制によって運営されている。したがって、その料金（例えば、水道事業の水道料金）は能率的な経営の下における適正な原価を基礎とした、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものではないとされている（地方公営企業法第21条）。

(2) 「受益と負担の適正化」の基本的な考え方

川崎市が市民に対して提供する行政サービスは、多くの市民の日常生活に不可欠であり、かつ、民間での提供が難しい公共性の高いもの（道路や公園など）から、特定の市民のみが利用し、かつ、民間でも類似のサービスを提供しているような比較的公共性の低いもの（プールや駐車場など）まで多岐にわたる。

特定の市民のみが利用する行政サービスの場合、これらに要するコストをすべて公費（税金）によって賄おうとすると、行政サービスを利用する市民と利用しない市民が同等の経費を負担することになり、受益者負担の観点から公平性に欠ける。

また、収益性が十分に確保でき、民間で類似のサービスを提供する場合には、民間事業との競争条件や公平性・公正性に配慮すべきであり、民間事業の営利を圧迫することのないよう民間の類似のサービスの使用料・手数料も考慮した上で使用料・手数料を設定することが求められる。

以上より、行政サービスのコストについて、継続したコストの縮減努力を前提としつつ、使用料・手数料に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要がある。

(3) 使用料・手数料の減免とは

使用料・手数料の減免とは、料金の一部を減額又は全額を免除することをいう。

行政サービスの受益者は、使用料・手数料の算定式に基づき算出した所定の使用料を負担しなければならないが、各種団体の活動に対する支援や経済的社会的弱者への配慮といった観点から、使用料・手数料を軽減又は免除することが求められる場合がある。減免措置は、そうしたことに対応するための政策的な特別措置と考えることができる。

なお、減免措置を行うには、それぞれの施設の条例又は手数料条例等に減免措置を行うことが規定されている必要があり、条例等に減免の規定がない施設・行政サービスにおいては減免措置を行うことができない。

2 川崎市における使用料・手数料の規模

(1) 一般会計歳入決算額の推移

平成26年度から平成28年度までの一般会計における使用料・手数料（監査対象外も含む）及び歳入合計（決算額）の推移は下記のとおりであり、この3年間では、合計で143億円、164億円、162億円で推移している。また、歳入合計に占める使用料・手数料の割合は、概ね2.3%から2.7%で安定している。

なお、平成27年度に歳入が減少したのは、預託金の見直しによる間接融資制度貸付収入の減による諸収入の減や、等々力陸上競技場メインスタンド改築工事の終了、及び臨時財政対策債の減による市債の減少などによるものである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料・手数料 (①)	14,330,005	16,400,505	16,285,606
歳入合計 (②)	611,317,890	605,111,133	614,833,854
比率 (①÷②)	2.3%	2.7%	2.6%

(2) 特別会計歳入決算額の推移

平成28年度に使用料・手数料を計上している4つの特別会計における平成26年度から平成28年度までの使用料・手数料（監査対象外も含む）及び歳入合計（決算額）の推移は下記のとおりである。

平成27年度における卸売市場事業で歳入が顕著に増加しているが、これは土地の売却収入2,893百万円によるものである。墓地整備事業においては早野聖地公園壁面型墓所の整備進展に伴い平成27年度より歳入が増加している。港湾整備事業については平成26年度に市債を1,497百万円発行したことに伴い、他の年度より歳入が多くなっている。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
【卸売市場事業】			
使用料・手数料	804,089	810,088	810,673
歳入合計	1,374,243	4,265,988	1,618,488
【港湾整備事業】			
使用料・手数料	739,690	744,699	753,585
歳入合計	3,771,126	2,515,849	2,811,916
【墓地整備事業】			
使用料・手数料	134,455	340,897	303,032
歳入合計	253,237	488,154	554,955
【介護保険事業】			

使用料・手数料	8,588	7,875	7,858
歳入合計	75,763,327	79,541,417	83,451,419

(3) 平成 28 年度の使用料・手数料の詳細

平成 28 年度の一般会計の使用料・手数料の内訳は以下の通りである。

使用料・手数料の大部分が事後調定（収入があったものだけを調定すること）によるものであるため、民間企業における貸倒れ（回収見込みのない債権の処理）に相当する不納欠損は少額しか発生しない。

不納欠損額は、ほとんどがまちづくり使用料から発生している。まちづくり使用料は、主に市営住宅使用料であり、収入未済額及び不納欠損額が多額となっている。

こども未来使用料は主に保育料、建設緑政使用料は主に駐輪場利用料、港湾使用料は主に荷さばき地使用料、水域占用料及びふ頭用地使用料であり、環境手数料は主にごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）である。

(単位：千円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
使用料・手数料 (①)	16,960,909	16,285,606	33,508	641,795
市民文化使用料	35,294	35,261	0	33
こども未来使用料	1,941,952	1,926,276	0	15,677
健康福祉使用料	632,478	630,144	880	1,454
建設緑政使用料	2,148,275	2,146,554	213	1,508
港湾使用料	2,110,201	2,109,988	0	214
まちづくり使用料	5,664,904	5,051,623	30,702	582,578
区役所使用料	208,035	203,193	515	4,327
教育使用料	500,631	500,494	0	138
その他使用料	525,163	520,257	162	4,745
総務手数料	98,916	98,916	0	0
健康福祉手数料	192,602	192,558	0	44
環境手数料	1,947,320	1,930,230	25	17,065
経済労働手数料	73	73	0	0
建設緑政手数料	252,128	237,204	1,012	13,912
港湾手数料	6,468	6,369	0	100
まちづくり手数料	78,473	78,473	0	0
区役所手数料	534,922	534,922	0	0
消防手数料	70,926	70,926	0	0
教育手数料	12,148	12,148	0	0

歳入合計 (②)	629,534,867	614,833,854	1,316,330	13,384,683
比率 (①÷②)	2.7%	2.6%	2.5%	4.8%

平成 28 年度の特別会計の使用料・手数料の内訳は以下の通りである。
使用料・手数料にかかる不納欠損は卸売市場で少額が計上されているにとどまる。

(単位：千円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
【卸売市場事業】				
使用料・手数料	816,827	810,673	265	5,889
市場使用料	814,105	807,980	235	5,889
その他使用料	2,722	2,692	30	0
市場手数料	0	0	0	0
歳入合計	1,625,938	1,618,488	894	6,556
【港湾整備事業】				
使用料・手数料	753,585	753,585	0	0
上屋倉庫使用料	89,367	89,367	0	0
共同事務所使用料	81,385	81,385	0	0
港湾使用料	449,010	449,010	0	0
コンテナ関連施設使用料	133,779	133,779	0	0
その他使用料	42	42	0	0
港湾手数料	2	2	0	0
歳入合計	2,811,916	2,811,916	0	0
【基地整備事業】				
使用料・手数料	303,032	303,032	0	0
公園墓地使用料	303,032	303,032	0	0
歳入合計	554,955	554,955	0	0
【介護保険事業】				
使用料・手数料	7,928	7,858	0	70
納付証明手数料	0	0	0	0
事業者指定手数料	7,928	7,858	0	70
歳入合計	84,301,835	83,451,419	183,674	666,742

3 川崎市における使用料・手数料に係る基本方針

(1) 経緯

川崎市は、市民サービスの受益と負担の適正化を図ることを目的として、平成 26 年 7 月に「使用料・手数料の設定基準」を定め、公費（税金）を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲及び原価の範囲、使用料の算定方法等を明確にした。それ以前は、施設や行政サービスにかかる料金の設定基準はなく、近隣の同種施設や市内の類似施設を参考にするなどして使用料・手数料を設定してきた。そのうえで、料金の見直しは、個々の施設や行政サービスごとに個別に実施していた。

近年では平成 13 年度に川崎市の全ての部局の使用料・手数料を対象に、財政局が料金の見直しを実施した。ただし、平成 13 年度当時は、「使用料・手数料の設定基準」のような川崎市の統一的な指針がなく、近隣施設の料金と比較するなど見直し方法は限定的であった。

その後、平成 14 年度の「財政危機宣言」以降、継続的に「行財政改革プラン」（平成 14 年度から平成 25 年度が対象）、「行財政運営に関する改革プログラム」（平成 26 年度から平成 27 年度が対象）を策定し、当該プランに基づき、「民間でできることは民間で」を基本原則とした業務の委託化や、公の施設における指定管理者制度の導入等の改革を継続的に進め、その一環として、平成 26 年 7 月に「使用料・手数料の設定基準」を策定した。

そのうえで、「行財政改革プログラム」（平成 28 年度から平成 29 年度が対象）において、「市民サービス等の再構築」を取組みに掲げ、補助金・助成金の見直しや、受益と負担の適正化の観点による使用料・手数料の見直しを進めている。

この取組みの一環として、「全庁的な使用料・手数料の見直し（以下、「全庁的見直し」という）」を平成 28 年度に行い、平成 29 年 4 月から一部の使用料・手数料の料金の改定を行っている。

(2) 受益者負担の範囲や使用料の算定方法等に係る具体的な考え方

受益者が負担すべき範囲、使用料の算定方法等の川崎市の具体的な考え方について、上述した「使用料・手数料の設定基準」に基づき、以下に記載する。

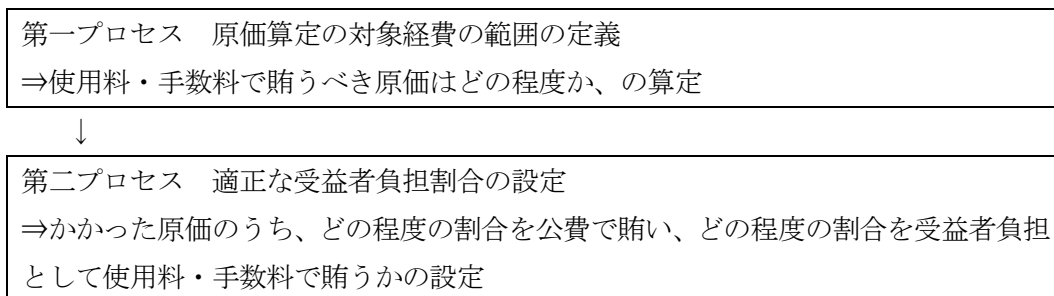
① 「使用料・手数料の設定基準」の設定

川崎市が平成 26 年 7 月に設定した「使用料・手数料の設定基準」は、「コストの見える化」を図るとともに、公共部門と民間部門との役割分担（公共関与の必要性）や、民間における同種・類似サービスの提供、川崎市が進める施策との整合性などを踏まえて、使用料・手数料を適切な水準とするために設けた基準である。

特に、単なる財源確保として捉えるのではなく、受益者負担の適正化の観点で捉えることが重要であり、この基準に従った結果、使用料・手数料の現行の水準が高い場合には、それを下げることも想定されたものである。

基本的には、施設・行政サービスに係る経費のうち、どの程度を受益者に負担してもらうか、

という考え方に基づいて算出されるため、次の2つのプロセスを経る。



② 原価算定対象経費の範囲

川崎市は、使用料・手数料の原価算定の対象となる経費を「ランニングコスト」と「イニシャルコスト」の2つに分けている。ランニングコストとは、毎年施設を運営するにあたって必要となる経費であり、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費などの経費である。イニシャルコストとは、施設の取得に当たって必要となる経費であり、施設建設やシステム導入などに係る経費（建設に市債を充てた場合は、後年度の市債の償還費を含む。）である。

ただし、通常の施設利用以外に開催された教室やセミナー、講座の経費など、特定の個人の便益に要した経費のように、受益者から必要に応じて徴収すべき経費や、災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費は原価算定の対象外としている。

【原価算定の対象経費】

ランニングコスト	公の施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費
	行政サービスの提供に係る経費	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託料、施設・設備の修繕費、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、通常の施設運営に係る物件費等
イニシャルコスト	用地に係る経費	公の施設の用地に係る経費	
	施設の建設（取得）に係る経費	公の施設の建設（取得）に要した経費	
	システム導入に係る経費	システム導入に要した経費	

出典：川崎市「使用料・手数料の設定基準」

ランニングコストの算出に当たっては、原価算定対象経費の決算額を基本としつつ、改定後

の使用料・手数料が適用される日に予定されている制度改正、例えば消費税率の引き上げによる経費増なども、原価とする額に反映している。

イニシャルコストの算出に当たっては、算出時点での公の施設の用地に係る経費の額、公の施設の建設（取得）に要した経費を施設の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）、システムに関しては導入に要した経費を当該システムの運用予定年数で除した額を原価に反映している。

このように、川崎市では、ランニングコストはもちろんのこと、基本的に減価償却費などを含めた全てのイニシャルコストを原価算定対象経費の範囲としている。

しかし、対象となる公の施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該公の施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないとも定めている。

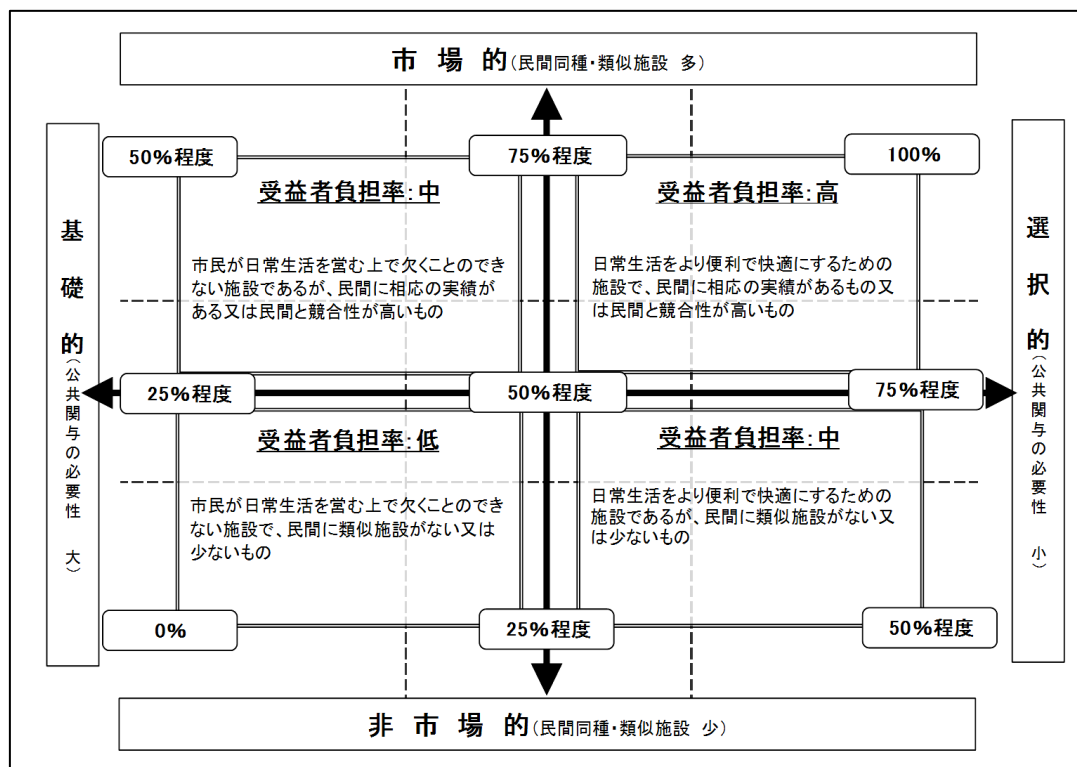
なお、川崎市は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに原価を算出している。これは、例えば公の施設内の会議室やホールなどの個々の設備は多種多様であり、それぞれの設備ごとに原価計算を行うことは、人件費や光熱水費の算定が非常に困難であるという理由による。

③ 標準的受益者負担割合の考え方

川崎市は、公の施設の使用料の標準的受益者負担割合について、施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、「基礎的・選択的」と「市場的・非市場的」という要素をもとに決定している。

基礎的・選択的	公共関与の必要性の観点からの評価。日常生活においてほとんどの市民に必要とされるサービス、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきサービスは「基礎的」と評価される。これに対して、そのサービスを通じて市民生活に潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するサービス、市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるものは「選択的」と評価される。
市場的・非市場的	収益性の観点からの評価。民間において同種・類似のサービスが提供されるものは「市場的」、民間において同種・類似のサービスが提供されにくく、主として行政が提供するものは「非市場的」と評価される。

川崎市は、下図のとおり、縦軸に収益性の観点（市場的・非市場的）を、横軸に必要性の観点（基礎的・選択的）をとり、9区分したうえで標準的受益者負担割合を設定している。



出典：川崎市「使用料・手数料の設定基準」

川崎市では、公の施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、標準的受益者負担割合を決定する。

その際、公共関与の必要性や収益性は、公の施設の中の会議室やホールといった部分ごとに判断するものではなく、公の施設全体の性質、法や条例に規定された公の施設の設置目的に沿って判断することを基本としている。すなわち、港湾振興会館、市民プラザ、公園内運動施設など複数の性質を持つ施設も全体としての性質を考慮して標準的受益者負担割合が決定されている。

川崎市の公の施設を 9 区分に当てはめた結果が以下の図表である。図表内の受益者負担割合は平成 25 年度と平成 26 年度の決算値の平均をもとに算出している。

公の施設の標準的受益者負担割合

公の施設(広く一般市民が利用し、使用料について実質的に決定できる施設)の使用料について、施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、市場性(縦軸)及び公共関与の必要性(横軸)により9区分の標準的受益者負担割合(0~100%)を設定 (単位:%)

		市場的(民間同種・類似施設 多)						
		I	II	III				
		受益者負担割合	受益者負担割合	受益者負担割合				
		C I 50%程度	C II 75%程度	C III 100%				
基礎的 (公共関与の 必要性 大)	C		文化・芸術施設 藤子・F・不二雄ミュージアム	72.6	余暇施設等 生田緑地ゴルフ場 多摩川緑地パークキュー場 つり池 公園等 公園・食堂 斎苑(斎場業務) 自転車等駐車場 自転車等駐車場	113.8 98.2 95.7 102.8 82.5 104.1	C	選択的 (公共関与の 必要性 小)
	B	B I 25%程度 市民館・会館等 生活文化会館 33.9 港湾振興会館 29.8 産業振興会館 26.2 教育文化会館・市民館等 18.5 総合福祉センター 21.1 男女共同参画センター 23.1 平和館 23.3 市民プラザ 24.8 国際交流センター 23.2 大山街道ふささと館 20.8 東海道かわさき宿交流館 28.2 労働会館 27.1 橋リサイクルコミュニティセンター 21.8 青少年宿泊施設 25.1 青少年の家 22.3 斎苑 15.9	B II 50%程度 運動施設 公園内運動施設 53.1 多摩川緑地パークボール場 53.2 とどろきアリーナ 34.2 スポーツセンター 29.1 石川記念武道館 25.0 余熱利用市民施設 28.2	B III 75%程度	B			
	A	A I 0% 青少年活動施設 こども文化センター・わくわくプラザ 0.0 こども夢パーク 0.0 黒川青少年野外活動センター 0.0 緑化センター 緑化センター 0.0 老人活動施設 老人福祉センター 0.0 老人いこいの家 0.0	A II 25%程度 文化・芸術施設 日本民家園 20.4 青少年科学館 23.8 岡本太郎美術館 19.0 川崎シンフォニーホール 24.3 野外音楽堂 26.0 アートセンター 23.9 市民ミュージアム 4.0	A III 50%程度	A			
		非市場的(民間同種・類似施設 少)						

(注)表中の受益者負担割合は平成25・26年度決算の平均値
 ・港湾振興会館については、平成25年度の決算は臨時的な駐車場収入による影響があったため、平成26年度の決算としている。
 ・東海道かわさき宿交流館については、平成25年度の決算は半年間の稼働であったため、平成26年度の決算としている。

なお、公の施設の性質から「受益者負担0%」となる施設であっても、特定の個人の便益に要した経費として原価算定の対象外とした経費については、受益者負担を適切に求めるとして

一方、行政サービスの手数料は、「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、原価算定対象経費の全額を受益者(申請者)の負担としている。

④ 使用料・手数料の算定

使用料・手数料を算定する場合の例を、川崎市は設定基準にて以下のように示している。

【算定方法の例】

ア 博物館や美術館、プール等、利用者数が明らかであり、1人当りの使用料が算定できる場合

1人当りの使用料：原価×受益者負担割合÷利用者数

※利用者の年齢や利用方法によって使用料を設定する場合には、原価分全額が使用料の総額に適切に転嫁できていることが基本とします。

※利用者数の中には減免措置を行った利用者数も含まれます。

イ 市民館等の会議室やホール等、貸室の利用の場合

1室当りの使用料：原価×受益者負担割合（受益者負担とした原価分）

÷貸室全体面積÷年間開館時間＝1㎡当りの使用料

1㎡当りの使用料×利用面積×利用時間

※使用料の総額と受益者負担とした原価分とが一致することを基本として、貸室の性質（会議室・ホール・音楽室・視聴覚室・調理室など）や利用時間帯、利用率により、それぞれの貸室の使用料設定に差異を設けることもあります。

出典：川崎市「使用料・手数料の設定基準」

なお、公の施設のうち、指定管理者制度⁷による利用料金制⁸を採っている施設について、この基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例等に設定する上限額となる。

⁷ 指定管理者制度

公の施設の管理を市が指定した者に代行させる制度であり、施設の管理に要する必要な経費は、市から指定管理者に委託料として支払われる。指定期間内の委託料は、指定管理者が応募の際に提出した事業計画を基本に、市と指定管理者の協議により決定する。

⁸ 利用料金制

施設の管理から生ずる使用料等（施設の利用料金や自主事業の入場料）は、指定管理者の収入とするもの。指定管理者は、使用料等の収入を考慮した上で決定する市からの委託料と使用料等の収入で施設を管理する。指定管理者のインセンティブが高まり、サービスの質や量が向上することで利用者の増加につながるというメリットがある。

⑤ 減免措置

使用料・手数料は、それぞれの公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があることから、川崎市は条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っている。

減免措置は受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは「受益と負担の適正化」に反することになるため、減免の取扱いが際限なく広がることがないように、公の施設や行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討し、見直しを行っている。

(減免措置に係る使用料・手数料の減分の取扱い)

減免措置に係る使用料・手数料の減分については、減免措置を行わなかったものとして、すなわち減免対象者も正規料金を支払ったものとみなして算定する。その理由は、受益者負担の例外である減免対象者に対する原価が一般利用者に転嫁されることを防ぐためである。

【減免措置の設定例】

市民館	<p>●市民館使用規則 (使用料の減免)</p> <p>第 7 条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の 5 割相当額を減額する。</p> <p>(1) 川崎市がその事務事業のために使用するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 川崎市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。</p> <p>(4) 川崎市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。</p>
手数料	<p>●手数料条例</p> <p>第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの請求によるとき。</p> <p>(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者からの請求によるとき。</p> <p>(3) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p>

出典：川崎市「使用料・手数料の設定基準」

⑥ 受益者負担割合の算出方法

川崎市は、「公の施設使用料に係る原価計算表」及び「手数料に係る原価計算表」（以下、あわせて「原価計算表」という。）により受益者負担割合を算出している。

具体的には、財政局財政課が、使用料や手数料の所管課に対し、原価計算表のフォーマット（様式 16-1～3）を毎年送付し、所管課が、『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』に従いコスト情報等を入力し原価計算表を作成する。

原価計算表の様式は以下の 3 種類である。

- ・様式 16-1：川崎市の直営施設の使用料のフォーマット
- ・様式 16-2：指定管理者制度を導入する施設の使用料のフォーマット
- ・様式 16-3：手数料のフォーマット

具体的な算出式はそれぞれ以下のとおりである。

<様式 16-1 川崎市の直営施設の使用料>

$$\text{受益者負担割合} = \frac{\text{受益者負担分（使用料収入＋減免額）}}{\text{コスト算定項目(*)}}$$

(*)コスト算定項目＝人件費＋物件費＋維持補修費＋補助費等及びその他の支出
各費目の内容は以下の通り。

- ・人件費＝職員給（市職員の毎年の平均給与×当該業務の従事人数）＋非常勤職員等の報酬
- ・物件費＝賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、
原材料費、備品購入費、その他
- ・維持補修費＝工事請負費のうち起債対象とならない維持補修工事
（大規模修繕ではなく、ランニングコストと位置づけ、原価の範囲に含む）
- ・補助費等及びその他の支出＝報償費、役務費のうち保険料、負担金補助及び交付金、
扶助費、公課費、その他

<様式 16-2 指定管理者制度の施設の使用料>

$$\text{受益者負担割合} = \frac{\text{受益者負担分（使用料収入又は利用料金収入＋減免額）}}{\text{（施設の管理運営に要した経費(**)＋指定管理委託料以外の川崎市の支出）}}$$

(**)施設の管理運営に要した経費＝指定管理者から提出された収支決算書に基づく支出の合計額

■利用料金制をとらない施設の場合■

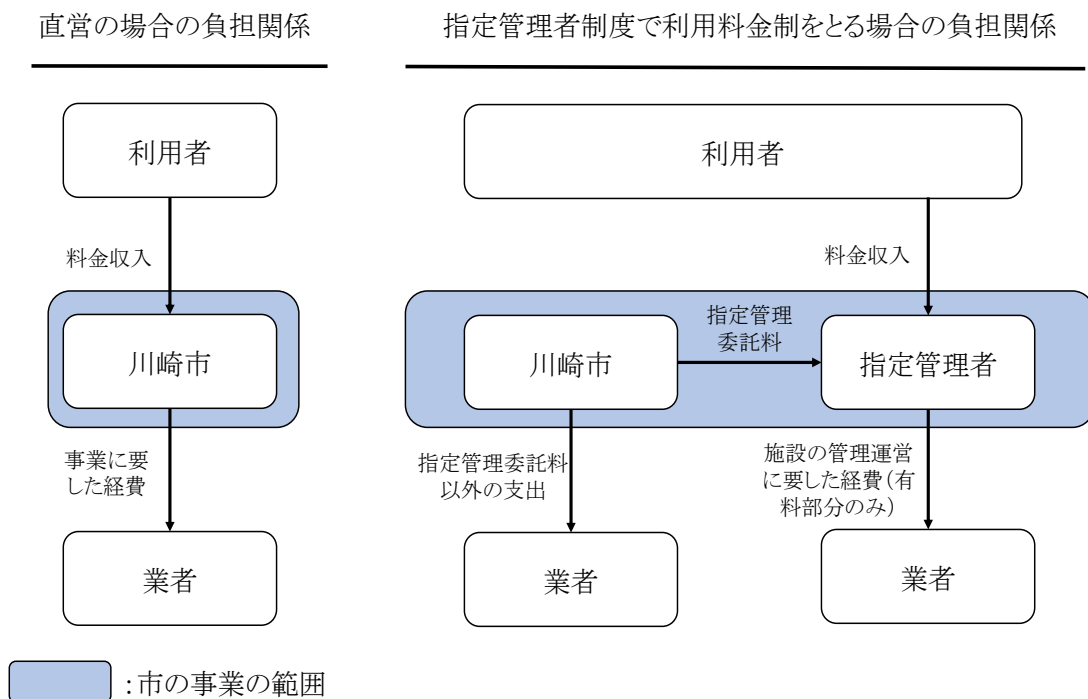
料金は市の歳入となるため、川崎市の歳入である使用料収入を利用する。

■利用料金制をとる施設の場合■

利用料金制の施設の料金は、川崎市の歳入ではなく、指定管理者の収入になる。このため、受益者負担割合を算出する上での使用料とは、市において計上された使用料ではなく、指定管理者において計上された利用料金収入で計算する。

一方、使用料で賄うべき原価とされる原価算定対象経費については、指定管理者において事業実施（管理運営）に要した経費と、市において発生した指定管理委託料以外の支出としている。指定管理者における管理運営経費は、あくまでも使用料で賄うべき原価を算出するために、原則として、施設全体の管理運営経費のうち有料部分を切り出して集計する。

また、指定管理委託料は、市からの支出ではあるが、受益者負担割合を算出する上では市原価算定対象経費に指定管理委託料は含まない。これは、下図のとおり、指定管理はあくまでも施設の管理運営を指定管理者に実施してもらうものであり、事業自体は市の実施事業であるから、受益者負担を検討する上では、市と指定管理者は一体と考えるのが理に適うからである。もし指定管理委託料を市からの支出に含めてしまうと、その大部分が指定管理者における施設の管理運営経費と重複してしまい、原価算定対象経費が二重に計上されてしまう。原価算定対象経費から指定管理委託料を除くことで、直営における場合の負担関係とも整合する。



<様式 16-3 手数料>

$$\text{受益者負担割合} = \frac{\text{受益者負担分 (手数料収入+減免額)}}{\text{コスト算定項目(***)}}$$

(***)コスト算定項目＝人件費・物件費・補助費等及びその他の支出。

手数料はサービスであるため、施設の維持費維持管理費の発生が想定されていない。他は直営施設の原価と内容は同一である。

各費目の内容は以下のとおり。

- ・人件費＝職員給（市職員の毎年の平均給与×当該業務の従事人数）＋非常勤職員等の報酬
- ・物件費＝賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、
原材料費、備品購入費、その他
- ・補助費等及びその他の支出＝報償費、役務費のうち保険料、負担金補助及び交付金、
扶助費、公課費、その他

各様式は以下のとおりである。

公の施設使用料に係る原価計算表

【直営】

：入力箇所

施設名称		
所管課名		
	作成担当者氏名	電話
根拠法令		

(単位：千円)

コ ス ト 算 定 項 目	1 人件費	小計	0
	(1) 職員給	0人	× 平均人件費 =
	(2) 01 報酬	ア 非常勤嘱託員報酬	0 (非)
		イ その他の報酬	0 (非)
	2 物件費	小計	0
	(1) 07 賃金	0	(非)
	(2) 09 旅費	0	
	(3) 10 交際費	0	
	(4) 11 需用費	0	
	(5) 12 役務費(保険料を除く。)	0	
	(6) 13 委託料	0	
	(7) 14 使用料及び賃借料	0	
	ア 土地借上料	0	(非)
	イ 建物借上料	0	
	ウ その他	0	
	(8) 16 原材料費	0	
	(9) 18 備品購入費	0	
	(10) その他	0	
	3 維持補修費	小計	0
	(1) 15 工事請負費のうち起債対象とならない維持補修工事	0	
	4 補助費等及びその他の支出	小計	0
	(1) 08 報償費	0	
	(2) 12 役務費のうち保険料	0	(非)
	(3) 19 負担金補助及び交付金	0	
	(4) 20 扶助費	0	(不)
	(5) 27 公課費	0	(不)
	(6) その他	0	
	ア 課税	0	
	イ 非課税	0	(非)
	合 計		0

収 入 項 目	1 受益者負担分	小計	0
	(1) 使用料 ※条例規定のもの	0	
	(2) 使用料減免分	0	
	2 受益者負担分に該当しないその他の収入	小計	0
	(1) 諸収入等のうち利用者が実費として負担するもの (材料費等、条例に規定しない実費負担分等)	0	
	(2)	0	
	(3)	0	
	(4)	0	
	合 計		0

(コスト算定項目合計) - (受益者負担分小計) =	0
(公費負担額)	
[(受益者負担分小計) ÷ (コスト算定項目合計)] × 100 =	%
(受益者負担率)	

施設名称	利用料金制	
所管課名		
	作成担当者氏名	電話
根拠法令		

(単位:千円)

コ ス ト 算 定 項 目	1 施設の管理運営に要した経費 (指定管理者から提出された収支決算書に基づく支出の合計額)	0
	2 指定管理委託料	0
	3 指定管理委託料以外の市支出	0
	4 利用料金収入	0
	5 指定管理委託料のうち、利用料金減免分相当額	0
	6 利用料金以外のその他の収入 (指定管理委託料の算定に反映しているもの)	0
	(1) 事業収入	0
	(2) 駐車場収入	0
	(3) 広告収入	0
	(4) その他の収入	0

利 用 料 金 制 施 設	指定管理委託料+指定管理委託料以外の市支出 = (公費負担額)	0
	$[(\text{利用料金収入(減免含む)}) \div (\text{施設の管理運営に要した経費} + \text{指定管理委託料以外の市支出})] \times 100 =$ (受益者負担率)	%

収 入 項 目	※ここには指定管理者による利用料金収入は含まれません。	
	1 受益者負担分	小計 0
	(1) 使用料 ※条例規定のもの	0
	(2) 使用料減免分	0
	2 受益者負担分に該当しないその他の収入	小計 0
	(3) 諸収入等のうち利用者が実費として負担するもの (材料費等、条例に規定しない実費負担分等)	0
	(2)	0
	(3)	0
	(4)	0
	合 計	0

で 利 は な い 料 金 施 設 制	指定管理委託料+指定管理委託料以外の市支出 = (公費負担額)	0
	$[(\text{受益者負担分小計}) \div (\text{施設の管理運営に要した経費} + \text{指定管理料以外の支出})] \times 100 =$ (受益者負担率)	%

手数料に係る原価計算表

【手数料】

:入力箇所

手数料名称		標準政令等
所管課名		
	作成担当者氏名	電話
根拠法令		

(単位:千円)

コ ス ト 算 定 項 目	1 人件費	小計	0
	(1) 職員給 <input type="text"/> 人 × 平均人件費 =	<input type="text"/>	0 (非)
	(2) 01 報酬 ア 非常勤嘱託員報酬 イ その他の報酬	<input type="text"/>	0 (非)
ス ト	2 物件費	小計	0
	(1) 07 賃金	<input type="text"/>	0 (非)
	(2) 09 旅費	<input type="text"/>	0
	(3) 10 交際費	<input type="text"/>	0
	(4) 11 需用費	<input type="text"/>	0
	(5) 12 役務費(保険料を除く。)	<input type="text"/>	0
	(6) 13 委託料	<input type="text"/>	0
	(7) 14 使用料及び賃借料	<input type="text"/>	0
	ア 土地借上料	<input type="text"/>	0 (非)
	イ 建物借上料	<input type="text"/>	0
	ウ その他	<input type="text"/>	0
(8) 16 原材料費	<input type="text"/>	0	
(9) 18 備品購入費	<input type="text"/>	0	
(10) その他	<input type="text"/>	0	
定 項 目	3 補助費等及びその他の支出	小計	0
	(1) 08 報償費	<input type="text"/>	0
	(2) 12 役務費のうち保険料	<input type="text"/>	0 (非)
	(3) 19 負担金補助及び交付金	<input type="text"/>	0
	(4) 20 扶助費	<input type="text"/>	0 (不)
	(5) 27 公課費	<input type="text"/>	0 (不)
	(6) その他	<input type="text"/>	0
ア 課税	<input type="text"/>	0	
イ 非課税	<input type="text"/>	0 (非)	
合 計			0

収 入 項 目	1 受益者負担分	小計	0
	(1) 手数料 ※条例規定のもの	<input type="text"/>	0
	(2) 手数料減免分	<input type="text"/>	0
	※ 受益者負担分に該当しないその他の収入	小計	0
	(1) 諸収入等のうち特定の個人の便益に対する負担に該当するもの (条例に規定しない実費負担分等)	<input type="text"/>	0
(2)	<input type="text"/>	0	
(3)	<input type="text"/>	0	
(4)	<input type="text"/>	0	
合 計			0

(コスト算定項目合計) - (受益者負担分小計) = (公費負担額)	0
[(受益者負担分小計) ÷ (コスト算定項目合計)] × 100 = (受益者負担率)	%

⑦ 使用料・手数料の見直しの方針

「使用料・手数料の設定基準」によると、川崎市は、使用料・手数料の見直しを、おおむね4年ごとに実施することとしている。

見直しの結果、使用料・手数料を改定することになった場合は、原則として、受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁するが、改定後の使用料・手数料が、民間や周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料に比べ著しく高額となり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利企業を圧迫する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失う場合には、改定額を調整する。

(経過措置(激変緩和措置)の取扱い)

使用料・手数料の改定にあたり、次のような場合は経過措置(激変緩和措置)により改定額を調整する。

経過措置により調整した使用料・手数料は、引き続き検討を続け、原価算定対象経費の縮減努力を継続した上で、それでもなお必要な場合には使用料・手数料を段階的に引き上げるなど、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図るとしている。

【経過措置の内容】

ケース	基準
(1) 改定前の使用料・手数料に比べ大幅な増額が生じる場合	改定前の使用料・手数料の1.5倍を超えない額
(2) 民間の類似事業や近傍自治体の同種・類似の施設・行政サービスの使用料・手数料を大幅に上回る場合	基準に基づく使用料・手数料の額の1/2を下回らない額

⑧ 全庁的見直しについて

「使用料・手数料の設定基準」の策定後では、平成28年度に初めて全庁的見直しを実施した。

全庁的見直しの実施手順は以下の通り。

<手順1>

平成28年度の全庁的見直しの開始時点で作成していた直近2年度(平成25年度・平成26年度)の原価計算表の受益者負担割合の平均値を算出し、算出された受益者負担割合と公の施設又は手数料に係る標準的受益者負担割合を比較する。

受益者負担割合と標準的受益者負担割合の差異率が、標準的受益者負担割合に20%を乗じた率を超えない場合は、料金水準は妥当と判断し、料金の改定は不要と判断する。

例えば、標準的受益者負担割合が25%の施設では、 $25\% \times 20\% = 5\%$ であり、算出した受益者負担割合が20%以上又は30%以下の場合は、料金改定は不要と判断する。

＜手順 2＞

受益者負担割合と標準的受益者負担割合が乖離した場合（標準的受益者負担割合に 20% を乗じた率を超えた場合）には、当使用料・手数料の料金改定が必要か追加で検討する。追加検討では、これまでの使用料・手数料の改定状況や周辺自治体の同種の使用料・手数料の金額等を考慮し、改定するかを個別に判断する。

なお、平成 28 年度の全庁的見直しは、「受益と負担の適正化」を最重要課題として、受益者負担割合を適正に算出することに重きを置いた。このため受益者負担割合を算出するにあたっては、収入・費用共に税抜きの金額を使用し、消費税率の影響は考慮していない。消費税を使用料・手数料にどのように転嫁していくかは次回の全庁的見直しでの課題と川崎市は考えている。

第3 監査の結果

1 全般的な課題

(1) 原価算定対象経費の範囲

① 「使用料・手数料の設定基準」におけるイニシャルコストの取扱いの記載について（意見）

市が定める「使用料・手数料の設定基準」では、イニシャルコストは基本的に原価に含めることとしたうえで、施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該施設が市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となりうる場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととしている。

実際には、イニシャルコストを原価に含めて使用料を算定している施設は極めて限定的であり、ほとんどの施設はイニシャルコストを原価に含めていない。

民間企業であれば、料金（売上）でイニシャルコスト、すなわち、投下資本を回収することは当然ではあるが、公共の場合は、必ずしも投下資本の回収計算をするものではなく、また、市民が等しく利用できるのであれば（実際に利用するかしないかは別として）、施設そのものは市民全体の財産となるため、イニシャルコストは公費で負担し、ランニングコストを使用料・手数料で賄う、とする考え方には納得できるものがある。建物のような償却資産の償却負担を利用者に転嫁する場合、減価償却費が償却期間終了後に剥落することが急激なコスト減少要因となり、受益者負担割合の算出の継続性を阻害する懸念もある。

しかし、そうであるならば、当該考え方を原則とし、イニシャルコストを原価に含める施設は限定的であることを明確にした方が、実態に整合するものと考ええる。「使用料・手数料の設定基準」はホームページで広く開示しており、誤解を招く可能性のある記載は修正することが望まれる。

なお、横浜市では、イニシャルコストを原則として原価算定対象経費に含めていない。「『市民利用施設等の利用者負担の考え方』について」（平成24年4月横浜市財政局）では、イニシャルコストについて、以下の記載がある。

利用者の方にご負担いただくコスト：「公共の福祉を増進する目的」で市が設置した「公の施設」であることから、一部の例外を除き施設の建設や大規模改修などのイニシャルコストは対象とせず、管理・運営コストだけを対象にします。

② 大規模修繕の取扱いについて（意見）

「使用料・手数料の設定基準」では、施設の大規模修繕にかかる費用はイニシャルコストに類するものとして、イニシャルコストと同様の取扱いとしている。すなわち、①で記載のとおり、大規模修繕も基本的に原価に含めることとしたうえで、施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該施設が市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となりうる場合には、公費負担の対象とし、原価に含めないこととしている。

大規模修繕は恒常的には発生せず、施設の建設・建て替えに準ずるものと整理しているため

だが、イニシャルコストを原価に含める施設は極めて限定的であるため、ほとんどの施設について料金設定には反映されないところで、多額の公費が投入されている実態がある。

市の施設の多くは今後老朽化が進み、それに伴う大規模修繕費も増加するものと推察される。大規模修繕にかかる費用も、原価の範囲に含んだうえで料金設定を行い、利用者が負担する必要はないのか、受益と負担の適正化の観点から、市全体の方針を改めて検討する必要がある。

③ 補助金を財源とした場合の取扱いについて（意見）

施設の建設や行政サービスの財源となるのは、大きく分類すれば、主に、税、補助金、地方債（借金）、使用料・手数料等である。受益者負担割合とは、公費たる税と私費たる使用料・手数料等の負担割合をどのようにするかということであり、この二つに焦点が当たりやすいが、原価算定対象経費の算出に当たっては、地方債で賄ったものと補助を受けたものの取扱いにも留意が必要である。

なぜなら、地方債を財源にするということは、施設の取得の際には直接的には受益者の負担とはならないが、地方債の償還の時に、償還の財源を公費負担とするのか受益者負担とするのかの議論が生じるからである。この点、現在の設定基準では、イニシャルコストの定義に「建設に市債を充てている場合は、後年度の市債の償還費を含む」と明記しており、この償還費についても受益者が負担することを明瞭にしている。

一方、補助金については、補助金を財源とした支出までを原価算定対象経費に含めると、補助を受けた部分についてまで受益者負担を求めることになってしまうため、明確に除外する必要がある。しかし、「使用料・手数料の設定基準」では、補助を受けた場合の取扱いが明確ではない。

したがって、「使用料・手数料の設定基準」の中で、補助金を財源として支出した経費については原価算定対象経費に含めないことを明らかにする必要があると考えられる。

（２）標準的受益者負担割合

① 複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについて（意見）

市は、文化・芸術施設、余暇施設、運動施設、市民館・会館等（貸館施設）といった施設の性質を考慮し、標準的受益者負担割合を決定しているが、複数の性質を持つ施設について、一部の施設の性質のみを考慮して標準的受益者負担割合を設定している。

（例）

市民プラザや港湾振興会館は、貸室と運動施設を有するが、貸館施設の性質のみを考慮して標準的受益者割合を 25%としている。

余熱利用施設のうち、ヨネッティー王禅寺は、プールと貸室を有するが、運動施設の性質のみを考慮し、標準的受益者割合を 50%としている。

施設が複数の性質を持つ場合、一部の性質だけを考慮して施設全体の標準的受益者割合を決

定してよいのか、そのように算出した標準的受益者割合と施設全体の受益者負担割合が乖離していなければ料金は妥当といえるのかを、検討する必要がある。

「使用料・手数料の設定基準」では標準的受益者負担割合は、公の施設全体で判断しているが、複数の性質を持つ施設の具体的な考え方までは想定されていない。複数の性質をもつ施設に対する標準的受益者負担割合の取扱いを明確にさせるとともに、実際の運用としても、複数の性質に鑑みた標準的受益者割合を決定することが望まれる。

(3) 料金の算定

① 使用料・手数料の算定に当たって例外的な考え方の整理について（指摘）

「使用料・手数料の設定基準」では、行政サービスの手数料は、「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、原価算定対象経費の全額を受益者の負担とすると定めている。

しかし、実際は手数料の性質から全額受益者負担とするのがなじまないものもある。例えばごみ処理手数料（粗大ごみ）は受益者負担割合が 60%程度であるが、不法投棄なども考慮し料金の引き上げはしていない。

また、手数料は徴収するものの、受益者負担の考え方がなじまないものもある。例えば、放置自転車対策は放置自転車数の削減が第一義的な目標であり、返還手数料は原価回収というより一種のペナルティ的要素がある。放置自転車数が減り 1 台あたりの原価が増えたから料金を引き上げるというものではなく、放置自転車等返還手数料で放置自転車対策の原価の全てを徴収するという考え方ではない。

このような受益者負担割合に例外的な考え方をとるものについて、現状「使用料・手数料の設定基準」では定めがないが、設定基準等に明確に記載すべきと考える。

また、ごみ処理手数料のように、イニシャルコストが発生する行政サービスで、かつ、市民全体が利用できるサービスであるが、イニシャルコストを原価に含むといった原価の範囲に例外的な考え方を採るものもある。このようなものについても「使用料・手数料の設定基準」では定めがないが、設定基準等に明確に記載すべきと考える。

(4) 減免措置

① 減免の金額の把握について（意見）

川崎市の公共施設利用予約システム「ふれあいネット」には、平成 28 年度まで自動減免機能というものがあり、行政組織やボランティアグループ等の減免対象団体に付与されたカード番号を入力して予約すると自動的に貸室が半額に減免され、減免額はシステム上把握できない仕組みとなっていた。

この自動減免機能は平成 28 年度で廃止し、平成 29 年度からは全て紙で個別に減免申請する方法に変更したが、これまで自動減免だった減免額を平成 29 年度に集計し、当該減免額が多額であった場合には、次回の全庁の見直しを待たずに料金に与える影響を検討する必要がある。

る。

また、施設によっては、減免額を把握していないところがあった。具体的には、平成 28 年度時点で、岡本太郎美術館や市民ミュージアムでは、無料入館者か有料入館者かの把握はしているが、減免額までは把握していない。

受益者負担割合の算出に当たっては、減免部分を一般の利用者に負担転嫁させないために、減免額についてあたかも収入があったかのようにみなした上で、収入額を計算する。すなわち、減免額は受益者負担に影響を与えるものであり、使用料・手数料の算定、改定の要否の検討に影響を与えるものである。したがって、減免額は可能な限り、正確に把握することが望まれる。

(5) 受益者負担割合の算出方法

① 『手数料・使用料に係る「原価計算表」作成要領』の更新について（指摘）

料金見直しの判断資料となる原価計算表の作成手順として『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』を定めているが、平成 24 年度に原価計算表を導入した時点から更新されていない。

このため当作成要領で定める原価計算表の作成方法と実際の入力方法が異なるケースもあった。具体的には、手数料や直営施設の人件費である職員給について、当作成要領で定める原価計算表の入力方法と実際の入力方法が異なっていた。

原価計算表の作成者が当作成要領をもとに正確に原価計算表を作成できるように、取扱いが不明な箇所について当作成要領を適宜更新する必要がある。

② 原価計算表の作成の共通方針の整理について（指摘）

原価計算表の作成担当者が作成方法に迷う場合は、財政課の局担当者に相談し都度疑問を解消しているとのことだが、相談によって定まった方針が記録・共有化されていない。過年度のやり方に倣って作るという共通感覚のもとで原価計算表が毎年作成されている。また『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』では、実際の細やかな入力方法が明確にされていないため、原価計算表の入力方法の誤りが散見された。

また、類似の運営形態や同一の制度をとる施設では本来同一の方針を採用し原価を算出すべきと考えられるところ、方針にばらつきがある。

例えば、原価の物件費について、施設内に有料部分と無料部分があるため、経費のうち有料部分にかかる原価を算出する場合に、平和館のように、すべての経費を施設の面積比で按分している施設もあれば、男女共同参画センターのように、人件費を業務割合で、物件費を面積比で按分している施設もある。同様に、施設内で有料の教室や講演を実施しており、有料の教室や講演を実施している間は使用料を支払っての一般利用は使用できない場合、経費を一般利用の時間と有料の教室や講演を実施している時間の割合で按分するが、この際アートセンターなどのように時間割合のみ考慮して按分する施設もあれば、スポーツセンターなどのように施設内の諸室ごとの時間割合に加えて各設備の面積比を乗じて経費を按分する施設もある。

原価の人件費についても、通常の施設運営に係る人件費としか定めがなく、その範囲が明確ではないため、公園施設は入札事務等に係る職員の人件費も一部計上しているが、他の公の施設は施設内で従事する職員の人件費のみを計上している。

さらに、使用料収入に加算する減免額の範囲について、大半の施設は団体割引や優待にかかる使用料の減少分を含まないが、日本民家園や青少年科学館のように含む施設もあった。

継続的な料金見直しを実効性あるものとするために、作成要領は実態に合わせて適時更新すべきであるが、その際には作成過程で議論され共通方針として定まった内容も適宜反映する必要がある。

③ 原価計算表の作成方法の周知徹底について（指摘）

原価計算表は、財政課の局担当者が各局経理担当者に作成依頼しているが、作成依頼時に『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』が十分に周知されておらず、原価計算表作成者が当作成要領の存在を知らないケースが散見された。

作成担当者が、作成方法を十分に理解しないまま原価計算表を作成することは、原価計算表の入力誤りにつながり、また比較可能性を困難にするおそれがある。財政課の局担当者が作成依頼をする際には、当作成要領を配付するとともに、原価計算表作成上の重要事項や留意事項を周知徹底する必要がある。

④ 原価計算表のチェック手法の改善について（意見）

各部局から回収した原価計算表は、財政課の局担当者が主として経年比較することで入力誤りがないかチェックしている。

しかし、上述のように『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』の更新や作成方針が共有化されていない状態では、当初から作成方法を誤っている可能性もあり、その場合には経年比較のみでは作成誤りが見過ごされるおそれがある。

作成要領や作成方針を整理するとともに、実効性のあるチェック方法を検討することが望まれる。例えば、指定管理者の収支決算書に基づいて原価計算表を作成する施設については、財政課は収支決算書もあわせて入手したうえで、原価計算表と収支決算書の整合性を確認することなどが考えられる。特に指定管理者の経費を按分し経費の一部分のみ原価計算表で費用として計上している施設については、財政課は経費の按分計算が適切に行われているかチェックすることも考えられる。

（6）料金見直し

① 過去の料金設定を継続する施設の料金見直しについて（意見）

「使用料・手数料の設定基準」では、使用料・手数料の算定方法の例として、利用者数が明らかな施設の場合には「原価×受益者負担割合」を利用者数で除した1人当たりの使用料を算定することを、貸室の場合には、「原価×受益者負担割合」を面積と開館時間で除した1時間

1㎡当たりの使用料を算定することを示している⁹。しかし、ほとんどの施設が「使用料・手数料の設定基準」の策定前から使用料を設定しており、実際には、利用者数や面積を基準とした料金設定になっていない施設が多くある。

このような施設は、平成28年度の全庁的な見直しでは、施設全体のコストと使用料収入から受益者負担割合を算出し、料金見直しの可否を検討しており、個別の施設ごとの利用者数や面積によって算出した1人当たり又は1時間1㎡当たりの使用料と比較して現在の使用料の水準が妥当かどうかまでの検討はしていない。

施設全体では適正な受益者負担割合の水準であったとしても、個々の施設ごとには使用料水準が適切でない可能性がある。次回の全庁的な料金見直しにおいては、過去の料金設定の方針が、近隣施設を参考にしたなど「使用料・手数料の設定基準」とは異なる設定方針の施設や設定方針が明確でない施設について、「使用料・手数料の設定基準」の料金設定の算出例に従って算出した場合の使用料と現在の使用料の水準を比較し、著しく乖離している場合は、個々の施設ごとに使用料の水準を見直すことを検討することが望まれる。

② 耐用年数到来後の減価償却費相当額の扱いについて（意見）

減価償却費を受益者が負担する施設の料金は、施設が耐用年数到来年度を迎えた後は、減価償却費が0円となり原価の総額が減少するため、使用料の引き下げ要因になるものと思われる。

減価償却費がなくなることは原価の総額ひいては料金の見直しに与える影響が大きいと想定されるため、イニシャルコストを原価の範囲に含めている施設の料金計算については、耐用年数到来後の減価償却費相当額の取扱いについて一定の方向性を全庁的に検討しておくことが必要と考えられる。

③ 消費税改定に対応した料金見直しの実施について（意見）

平成26年4月に消費税等の税率が8%に改定されたが、これに先駆け、平成25年12月に、総務省から『消費税率（国・地方）の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について』（総行行第198号、総行経第28号）が発出された。当該通知では、公の施設の使用料は消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じることが求められている。

しかし、市では、平成26年度に消費税増税を理由とした使用料・手数料の全庁的な見直しはしておらず、消費税増税を理由に料金を改定したのは、パークボール場、入江崎余熱利用プール、市場（北部市場・南部市場）と限定的であった。

また、平成28年度の全庁的な見直しにおいて、受益者負担割合を算出するにあたっては、収入・費用共に税抜きの金額を使用し、消費税率の影響を考慮していない。

⁹ 第23川崎市における使用料・手数料に係る基本方針(2)④使用料・手数料の算定にて、抜粋した算定方法の例を参照のこと。

これは、実質的に使用料・手数料は消費税の増税相当分だけ引き下げが行われたこととも考えられ、増税による使用料・手数料の引き下げ分は、公費負担すなわち受益者以外の市民も負担していることになる。

市では次回の全庁的見直しで、消費税をどのように使用料・手数料に反映させるかを課題としているとのことだが、平成 31 年 10 月に消費税率が 10%に改定される予定であることも踏まえ、消費税率改定に対応した使用料・手数料の見直しをいつ、どのように実施するのか、継続的に検討していく必要がある。

④ 市内料金と市外料金の設定について（意見）

「使用料・手数料の設定基準」では、「当該公の施設が、市民全体の共有財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めない」と定めている。

市のほとんどの施設は、イニシャルコストを原価に含めていないが、当該理由によりイニシャルコストを原価に含めないのであれば、市外の利用者に対してイニシャルコストの分まで公費負担とする必要はないため、市内（在勤含む）と市外の料金を区別して設定することに、一定の合理性がある。

市内料金と市外料金を区分して設定する自治体もあるが、市において市外料金を設定しているのは、現状は葬祭場と青少年の家のみであるため、施設の性質等を考慮し、市外料金の設定について検討する余地がある。

（7）公会計の活用

① 使用料・手数料の設定根拠の積極的な情報開示について（意見）

平成 27 年 1 月 23 日に、総務大臣から『統一的な基準による地方公会計の整備促進について』（総財務第 14 号）が発出された。当該通知では、地方公共団体において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を導入すること、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で統一基準での財務書類等を作成すること及び、それらを予算編成等へ積極的に活用することを求めている。市もこれまで基準モデルで作成していた財務書類を、平成 28 年度決算版より統一的な基準で作成している。

統一的な財務書類等を作成した後は、これらを有効活用していくことが課題となり、「統一的な基準による地方公会計の最新動向について（平成 29 年 3 月 3 日）」では、財務書類等の有効活用の具体例の 1 つとして、事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することを通じ、受益者負担の適正化、ひいては使用料・手数料の見直しにつなげることが挙げられている。

市においては、市民サービスの受益と負担の適正化を図ることを目的として、「使用料・手数料の設定基準」を設定し、公の施設及び行政サービスごとの原価を把握し使用料・手数料の見直しを実施しているが、当該取組みの過程で把握した公の施設又は行政サービスごとの収入や原価の金額及びそれらの経年推移等の情報を現状では開示していない。当該情報は、各施設

又は各行政サービスはどれだけ収入があるのか、どれだけの費用がかかっているのか、結果として公費(税金)がどれだけ投入されているかを市民が把握するのに極めて有用な情報である。このため、公会計改革に関連付けて、市が実施している取組み及び把握している情報を、今後より積極的に開示することも考えられる。

2 各論における監査の結果の要約

各論における意見の要約は以下のとおり。

●：指摘事項がある（指摘事項と意見が両方あるものを含む）

○：意見のみがある

所管部署	各論番号	使用料・手数料名	結果又は意見の概要					
			原価の算出	受益者負担割合	減免・優待	料金設定・料金見直し	施設のあり方・利用向上	その他
財政局	1	税証明書手数料	○			○		
市民文化局	1	岡本太郎美術館使用料	○		●			
	2	国際交流センター施設利用料	○					
	3	スポーツセンター利用料	○			○		
	4	市民プラザ利用料	○	○				
	5	とどろきアリーナ利用料	○					
	6	武道館利用料	○			○		
	7	シンフォニーホール利用料						
	8	アートセンター利用料	○					
	9	藤子・F・不二雄ミュージアム利用料						
	10	市民ミュージアム使用料			○		○	
	11	大山街道ふるさと館利用料			●		○	
	12	人権・男女共同参画センター利用料		○				
	13	平和館使用料	○	○				
	14	東海道かわさき宿交流館利用料	○	○		○		
	15	住民票・印鑑登録証明及び諸証明に関する手数料	○			○		
経済労働局	1	産業振興会館利用料						
	2	かわさき新産業創造センター施設等利用料						
	3	労働会館施設利用料	○					
	4	生活文化会館利用料			○	○		
	5	地方卸売市場南部市場利用料						

	6	中央卸売市場北部市場使用料			○			
	7	市民農園貸付料						
	8	菅生地域交流農園貸付料						
環境局	1	余熱利用施設（ヨネッティ一堤根・王禅寺）利用料	●	○	○			
	2	橋リサイクルコミュニティセンター利用料			○		○	
	3	ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）	○					●
	4	ごみ処理手数料（粗大ごみ）	○					●
	5	仮設トイレし尿処理手数料	○			○		●
	6	浄化槽等清掃手数料	○			○		●
健康福祉局	1	かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑使用料	○			○		○
	2	総合福祉センター利用料						
	3	地域交流センター利用料		●			○	
	4	食品衛生営業許可手数料	○					
	5	狂犬病予防業務手数料	○					
	6	衛生試験検査手数料						
こども未来	1	青少年の家利用料		●				
	2	八ヶ岳少年自然の家利用料		●		●		
	3	保育料						
まちづくり局	1	市営住宅使用料・従前居住者用賃貸住宅使用料						○
	2	特定公共賃貸住宅使用料					○	
	3	開発行為許可申請等手数料						
	4	建築物許可申請手数料	○					
	5	住宅用家屋等証明手数料						
建設緑政局	1	富士見公園南側利用料						
	2	川崎国際生田緑地ゴルフ場利用料						
	3	陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料	●	○				○
	4	野球場等使用料	●	○		○		○
	5	庭球場等使用料	●	○		○		○
	6	水泳場使用料	●	○		○		○
	7	つり池使用料	●	○		○		○
	8	野外音楽堂使用料	●	○			○	○
	9	その他有料施設使用料	●	○				○
	10	等々力中央広場使用料	●	○				○
	11	多摩川緑地パークボール場利用料						●

	1 2	多摩川緑地バーベキュー広場利用料						
	1 3	早野聖地公園墓所使用料						○
	1 4	緑ヶ丘霊園墓所使用料						○
	1 5	緑ヶ丘霊堂使用料						
	1 6	早野聖地公園・緑ヶ丘霊園墓所管理手数料						○
	1 7	放置自転車等返還手数料				○		
	1 8	自転車等駐車場利用料	●			○	○	
	1 9	証明閲覧手数料	○					
	港湾局	1	ふ頭用地使用料				○	
2		荷さばき地使用料				○		○
3		倉庫用地使用料				○		○
4		港湾環境整備施設使用料				○		○
5		上屋使用料				○		○
6		事務所使用料及び事務所附帯施設使用料				○		○
7		コンテナクレーン使用料・トランスファークレーン使用料				○		○
8		港湾振興会館施設利用料	○	○	○	○	○	
上下水道局	1	入江崎余熱利用プール使用料	○		○	●		
教育委員会	1	日本民家園使用料			●			○
	2	青少年科学館使用料	●		●			
	3	教育文化会館、分館使用料		○		○		
	4	市民館、分館使用料		○		○		
	5	有馬・野川生涯学習支援施設利用料	○	○		○		
	6	学校施設開放使用料						
目的外使用	1	行政財産目的外使用料						●

第4 各論

I 財政局

【1】税証明書手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税等の納税証明書の交付の際、申請者から徴収する手数料
所管局部課名	財政局 税務部 税制課
料金体系	証明書1件につき300円
根拠法令・条例	地方税法第20条の10、川崎市手数料条例第2条
手数料の減免	減額・免除 有 (減額又は免除) ・官公署からの請求によるとき ・生活保護者からの請求によるとき。 ・その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手数料	96,981	97,020	98,916

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用件数 (減免分を除く)	323,270	323,400	329,720

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

税証明書の交付に係る人件費及び物件費を原価として集計している。

平成28年度の原価の総額は106,223千円(内訳：人件費104,736千円、物件費1,487千円)である。

人件費104,736千円の内訳は、職員給41,279千円と報酬(非常勤嘱託員報酬)63,457千円である。職員給は年度ごとの事務配分表に基づき、税証明書の交付に必要な1人当たりの事務量の割合を算定して、市の職員の平均給与を乗じて算出する。

物件費1,487千円の内訳は、市税等証明発行用改ざん防止用紙681千円、証明交付申請書321千円、証明用領収書484千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

税証明書の交付にあたっては、担当職員の人件費のほか、システム設置費や維持管理費、証明書作成費など、様々な経費を必要とする。本来であれば、これらすべての経費が受益者負担すべき原価として集計されるべきであるが、厳密な実費計算は、証明書の交付事務単体での人件費の算定が難しいことや、証明書の作成方法がオンラインであったり手書きであったりと様々であること等の理由から非常に困難であるとされている。そのため、手数料の水準は、住民票・印鑑証明等の交付手数料とのバランスをとりながら、他都市の状況なども総合的に勘案し、設定している。

② 手数料の改定・見直し

税証明書の交付手数料の推移は下記のとおりである。

- 50 円 (昭和 35 年)
- ⇒100 円 (昭和 51 年)
- ⇒200 円 (昭和 61 年)
- ⇒300 円 (平成 12 年)

直近の改定は平成 12 年 4 月 1 日である。それまで手数料の額が 14 年間据え置かれており、事務に係る所要経費と当時の手数料の額との乖離が大きくなったことから改定された。その際、他の政令指定都市における税務関係の手数料額が、当時大阪市を除き 300 円以上であったこと等を総合的に勘案し、手数料を 200 円から 300 円に改定した。

(3) 監査の結果

① 税証明書の交付手数料と住民票の交付手数料等との整合性について (意見)

税証明書の交付手数料は、原価の厳密な実費計算が難しいと市では判断しており、その水準の見直しは他の手数料の水準や他都市の状況を踏まえながら、総合的に判断している。

現在の手数料の水準は、他都市の状況と比較すれば、適正な範囲であると考えられるものの (コンビニ発行に関する料金水準は異なる)、類似の手数料である住民票の交付手数料等は、これまで手数料収入と原価の均衡を図る観点で手数料水準の見直しを検討してきた経緯があるため、税証明書の交付手数料も同様の観点で、見直し方針を検討すべきである。

なお、平成 28 年度の受益者負担割合は 99.3%であり、原価の大部分を手数料収入で賄えているが、今後、マイナンバー制度の普及による利用件数の減少や、コンビニ発行の増加による原価構成割合の変動等の理由により、受益者負担割合が大きく変動することも予想されるため、原価の実費計算をどこまで厳密に実施するかも含めて、税証明書の交付手数料の見直し方針を検討することが望ましい。

② 受益者負担割合の計算について (意見)

受益者負担割合の計算に用いられる原価計算表において、人件費を構成する非常勤嘱託員

報酬として、税務証明等業務に係る非常勤嘱託員は報酬の100%の額を、税務相談員は報酬の10%の額を計上している。

非常勤嘱託員報酬の平成26～28年度の推移について、平成27年度の金額が減少する等の不規則な点があったため、その内容を確認したところ、税務相談員報酬の予算から非常勤嘱託員の報酬の一部を支出していたことが判明し、結果として原価の集計漏れが生じていた。訂正前と訂正後の数値は下記のとおりである。

訂正前		(単位：千円)	
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
報酬	63,463	62,055	63,457



訂正後		(単位：千円)	
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
報酬	68,972	68,984	68,848

上記の修正を平成28年度の受益者負担割合の計算に反映させると、受益者負担割合は99.3%から94.5%に低下する。集計漏れが受益者負担割合に与える影響は軽微であるが、税証明書の交付手数料についても手数料収入と原価の均衡を図る場合は、より正確な原価の算定が求められる。

そのため、今後、税証明書の原価の算出にあたっては、原価の範囲にかかる認識の相違や原価の集計漏れ等の計算誤りが生じないように留意することが必要である。

II 市民文化局

【1】岡本太郎美術館使用料

(1) 概要

項目	内容																			
使用料の概要	常設展又は企画展の展示会場へ入場するにあたっての観覧料																			
所管局部課名	市民文化局 市民文化振興室 川崎市岡本太郎美術館																			
料金体系	<p>○常設展の観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td> <td>300円</td> <td>1人につき240円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>500円</td> <td>1人につき400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○企画展の観覧料</p> <p>展覧会の事業費によって異なる。(条例上2,000円の範囲内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th> <th>300万以下</th> <th>600万以下</th> <th>1000万未満</th> <th>1000万以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観覧料</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td>900円</td> <td>1000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>有料入館者20名以上で団体料金適用(2割引)。その他各種割引制度あり。</p> <p>その他、美術品の熟覧、模写、模造、撮影または原版使用に対する特別利用料あり。</p>	区分	個人	団体 (20人以上)	高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき240円	一般	500円	1人につき400円	事業費	300万以下	600万以下	1000万未満	1000万以上	観覧料	700円	800円	900円	1000円
区分	個人	団体 (20人以上)																		
高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき240円																		
一般	500円	1人につき400円																		
事業費	300万以下	600万以下	1000万未満	1000万以上																
観覧料	700円	800円	900円	1000円																
根拠法令・条例	岡本太郎美術館条例、同施行規則																			
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p><観覧料></p> <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の教育課程に基づく教育活動 ・児童福祉施設の施設活動 ・福寿手帳の交付を受けている者(常設展のみ) ・身体障害者手帳等の交付を受けている者及び介護者(都度定める額) ・その他館長が特に必要があると認める場合 <p><特別利用料></p> <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は国若しくは他の地方公共団体がその事業の用途に供することを目的とする場合 																			

	<ul style="list-style-type: none"> ・私立の博物館、図書館、学校、研究所等がその事業の用途に供することを目的とする場合 ・専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合 (都度定める額) ・その他館長が特別の理由があると認める場合
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	23,153	23,979	25,673

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
有料入館者数	34,370	35,253	36,417
無料入館者数	38,800	37,330	38,922
合計	73,170	72,583	75,339

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設の管理運営にかかる経費の額を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 240,936 千円 (内訳：人件費 64,400 千円、物件費 161,212 千円、維持補修費 14,270 千円、補助費等、その他支出 1,054 千円) である。

ii) 現行の料金の設定方針

1) 料金設定

平成 11 年の開館当時の類似施設の料金を参考に設定したとのことであるが、当時の資料が残っておらず、具体的な比較団体は不明であった。

2) 優待制度

市では、文化・芸術施設については政策的に各種優待を実施しており、岡本太郎美術館では、以下のいずれかを受付で提示した場合に料金が 2 割引となる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○青少年科学館プラネタリウムの観覧券の半券 (当日限り・本人のみ) ○日本民家園の入場券の半券 (当日限り・本人のみ) ○藤子・F・不二雄ミュージアムの半券・入館引換券 (利用から 2 ヶ月間・本人のみ) ○小田急が発行するクレジットカード (ポイント専用カードは除く・本人及び同伴者 1 |
|---|

名まで)

○TOKYU CARD・TOP&カード(本人及び同伴者1名まで)

○WAONカード(本人及び同伴者1名まで)

○かわさきハッピーライフ(川崎市勤労福祉共済会員書証・本人及び同伴者1名まで)

○多摩区子育て支援パスポート(家族全員)

その他、年間パスポート、市民ミュージアム・岡本太郎美術館・日本民家園・川崎市青少年科学館の共通利用券(1,000円(100円券×12枚綴)／2,000円(100円券×25枚綴))も発行している。また、20名以上の団体も料金が2割引となる。

上記の2割引の優待のうち、WAONカードによる優待は、イオンとの包括協定の提携事項の1つである。包括協定には、ご当地WAONカードである「川崎きらりWAONカード」の発行(利用金額の0.1%が川崎市文化振興基金に寄付される)や、市内のイオンの店舗での環境啓発イベントの開催、かわさき基準(KIS)認証福祉製品のPR、災害時の物資の供給や避難場所の提供などをイオンと提携するといった取組みがあり、市にとって複合的なメリットがあるものである。

② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しにおいて、岡本太郎美術館の平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合(実績)は19.0%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以上の乖離が生じていた。

当施設の企画展観覧料は、企画展に要した事業費に応じて設定されている。条例では企画展の観覧料は「2,000円の範囲内」と定められており、この範囲において、条例の変更は行わず、平成28年の夏の企画展から100円の料金引き上げを行った。

なお、常設展の観覧料については、下記の近隣の類似施設と比較しても同水準であったことから料金の変更は難しいと判断し、改定は見送った。

川崎市立 日本民家園	入園料 一般：500円 高校・大学生：300円 65歳以上：300円 中学生以下：無料
青少年科学館	入園料 個人(団体) 一般：400円(320円) 高校生・大学生・65歳以上：200円(160円) 中学生以下：無料

(3) 監査の結果

① 減免対象者の把握について（指摘）

岡本太郎美術館では、減免者数は把握しているが、減免者の内訳を把握しておらず、減免金額を把握していない。減免金額は、簡便的に減免者数を含む無料入館者数と有料入館者数の比率を用いて、「減免額＝使用料収入÷有料入館者数×無料入館者数」として算出している。有料入館者は高校生・大学生及び65歳以上、一般利用者、割引適用者に区分されるが、各々使用料が異なり、また無料入館者は減免額が異なる減免者と中学生以下の無料での一般入館者で構成されるため、減免額を簡便的な方法で算出した受益者負担割合は実際の受益者負担割合と異なる可能性がある。当施設は全庁的見直しにおいて、受益者負担割合が標準的受益者負担割合を下回り、使用料の改定について追加検討する必要がある施設としていた状況であることから、減免金額を正確に把握して受益者負担割合を算出する必要がある。

また、一般利用の中学生以下の無料入館者は減免には該当しないが、条例に基づく対応で無料としていることや施設の性質を考慮し、減免の取扱いと同様に、使用料を徴収したものとみなして、受益者負担割合を算出している。

この点、市内の他の原価計算表を横並びで見ると、『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』の通りに減免のみを使用料を徴収したとみなす施設がある一方で、当施設の無料部分のように減免以外であっても使用料を徴収したとみなす施設があり、方針が全庁的に統一されていない。

適切な料金設定につなげるためにも、次回の全庁的見直しにおいては、公の施設使用料に係る原価計算表における減免の範囲を統一したうえで、受益者負担割合を算出することが望まれる。

② 使用する原価計算表の様式について（意見）

岡本太郎美術館は施設の維持管理について指定管理者制度を導入しているが、企画展の企画等は市の職員が実施している。施設の経費を算出するにあたり、直営施設の様式の原価計算表を使用しており、指定管理者への指定管理委託料を原価に計上している。

市の考え方では、指定管理者制度を導入している場合、指定管理者委託料を原価とするのではなく指定管理者の収支決算書の支出額を原価とすることから、今後は指定管理者の施設の様式の原価計算表を使用し、指定管理者の収支決算書の支出額に基づき原価を算出すべきと考える。

なお、指定管理者の収支決算書の支出額には岡本太郎美術館内にあるショップ収入にかかる費用も含まれているため、ショップ収入にかかる費用を考慮したうえで、原価を算出し、受益者負担割合を算出する必要がある。

③ 小田急カード、TOKYU CARDの優待について（意見）

岡本太郎美術館では、小田急クレジットカードかTOKYU CARDのいずれかを提示すると

料金が2割引となる。当施設が小田急線・東急沿線の生田緑地内にあることから、料金割引することで施設の利用促進や新規利用者開拓が期待できるとして導入された施策である。

しかし、この割引施策が、施設の利用促進・新規利用者開拓に本当に貢献しているかという点で見た場合、確かに各種カードのホームページの優待施設に掲載されていることから一定の効果はあるかもしれないが、優待を適用した利用者のうち、2割引であることを理由に来館した者が実際にどれだけいるかは不明であり、優待件数は把握しているものの当初期待した効果が出ているか市でも測定できていない。

各種カードは必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いているともいえ、また、他の市の施設との併用による割引施策やWAONカードによる割引優待のような政策的効果が見込めるものにもなっていない。

したがって、割引優待が適切な施策かどうかを検討することが望ましい。施設の利用促進を見込んで優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、割引優待するだけの効果が認められることを定期的に確認することが望ましい。

【2】国際交流センター施設利用料

(1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	国際交流センターの施設・設備等の利用料				
所管局部課名	市民文化局 市民生活部 交流推進担当				
料金体系	・施設利用料 (単位：円)				
	種別	午前	午後	夜間	全日
	ホール	3,700	4,700	5,800	14,200
	レセプションルーム	2,800	3,400	4,200	10,400
	特別会議室	10,500	14,000	17,500	42,000
	特別応接室	2,200	2,600	3,200	8,000
	第1会議室	2,100	2,600	3,200	7,900
	第2・3会議室	1,400	1,500	1,800	4,700
	第4・5会議室	1,500	1,800	2,200	5,500
	第6会議室	300	400	500	1,200
	第7会議室・和室	200	300	400	900
	料理室	1,900	2,400	3,000	7,300
	交流サロン	700	900	1,100	2,700
	レクリエーションルーム	1,200	1,500	1,800	4,500
	和風別館／茶室	2,900	3,800	4,700	11,400
	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日は、規定利用料の2割増相当額 ・有料で附属設備の利用が可能 				
<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場利用料 					
	種別	基本料金	超過料金		
	普通自動車	1台1時間まで	超過時間30分ごとに		
	準中型自動車	200円	100円		
※但し、入庫後1時間無料。 入庫後24間以内の最大料金600円。					
根拠法令・条例	川崎市国際交流センター条例、同施行規則				
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・川崎市及び川崎市国際交流協会に登録されている民間交流団体が主催する事業で、国際交流の促進を目的として利				

	用する場合 ・川崎市国際交流協会が後援する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合 (免除) ・川崎市国際交流協会が主催又は共催する事業で、国際交流の促進を目的として利用する場合
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	19,523	19,290	19,082

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用率	55.2	56.2	55.3

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額と市で支出した経費の額（賃借料など）を原価として集計している。

ただし、「収支決算書」に計上された経費合計額には研修事業等の貸館とは関係のない経費も含まれるため、指定管理事業のうち管理運営事業と維持管理事業の合計額 142,643 千円に施設の有料部分面積割合 0.51 を乗じた 72,748 千円を施設の管理運営に要した額としている。有料部分面積割合 0.51 で按分するのは、誰でも利用できるスペースや、利用料金が発生するスペースと明らかに性質が異なるスペース（図書・資料室、機械室など）に係る費用も経費に含まれているためである。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 6 年の開館当時の近隣の類似市民利用施設を参考に設定している。

参考にした施設は以下の通りである。

○川崎市平和館（平成4年開館）

（単位：円）

施設名		使用時間区分・使用料金（平日）			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時半	9時～21時半
屋内広場		4,000	5,500	7,500	17,000
会議室	第1	700	1,100	1,400	3,200
	第2	900	1,300	1,800	4,000
	第3	300	500	700	1,500
研修室		400	600	800	1,800
控室		800	1,100	1,500	3,400

② 使用料の改定・見直し

平成13年4月1日から、土日祝日の2割増規定の対象外としていた土曜午前のコマに対しても2割増規定を適用した。また、「行財政改革プログラム」で「国際交流センターのあり方の見直し」について課題認識しており、課題の1つに掲げられていた駐車場の有料化を平成29年度に実施している。

平成28年度の全庁的見直しにおいて、国際交流センターの平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は23.2%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について（意見）

受益者負担割合の計算に使用する人件費や物件費は、国際交流センターの施設全体の延べ床面積のうち有料施設の延べ床面積が占める割合（0.51）を用いて算定している。

他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』では、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましい。厳密な業務の従事割合の把握は困難とも考えられるが、業務分担表の作成等を通じて業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

【3】スポーツセンター利用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	スポーツセンターの施設・設備等の利用料
所管局部課名	市民文化局 市民スポーツ室
料金体系	欄外に記載(*)
根拠法令・条例	川崎市スポーツセンター条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 ・指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合 (免除) ・障害者が個人利用する場合
利用回数の制限	無

(*)料金体系

1 施設専用利用料

(単位：円)

種別			金額						
			午前	午後1	午後2	夜間	全日		
			9時 ～ 12時	0時10分 ～ 3時10分	3時20分 ～ 6時20分	6時30分 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分		
大体育室	入場料を徴収しない場合	全面利用	全館	6,930	8,250	9,240	10,560	31,240	
		半面利用	全館	3,460	4,120	4,620	5,280	15,620	
		取入場料を徴収する場合	全館	20,790	24,860	27,830	31,680	93,940	
小体育室		幸、高津		3,850	4,510	5,060	5,720	17,160	
		宮前、麻生		2,750	3,190	3,630	4,180	12,430	
		多摩		990	1,210	1,430	1,650	4,840	
第1・2武道室		高津、多摩、麻生		990	1,210	1,430	1,650	4,840	
研修室		高津、多摩、麻生		1,760	1,760	1,870	2,310	6,930	
第1研修室		幸		1,210	1,320	1,540	1,760	5,390	
		宮前		1,760	1,760	1,870	2,310	6,930	
第2研修室		幸		880	990	1,100	1,540	4,180	
		宮前		1,760	1,760	1,870	2,310	6,930	
第3研修室		幸		1,210	1,320	1,540	1,760	5,390	
種別				単位					金額

温水プール	多摩	1コース1回2時間まで	3,300
アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで	990
野球場	多摩	1回2時間まで	2,750
テニスコート	多摩	1面1回1時間まで	820
テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで	880

2 設備専用利用料 (単位：円)

種別	単位	金額
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面 その他1単位 1回	1,100
その他設備	1組、1キロワット その他1単位 1回	1,650

3 個人利用料 (単位：円)

種別		金額			
		午前 9時 ～ 12時	午後1 0時10分 ～ 3時10分	午後2 3時20分 ～ 6時20分	夜間 6時30分 ～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1武道室 第2武道室	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110	110	110	110
	20歳以上の者（学生を除く。）	220	220	220	220
種別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者、20歳以上の学生	1人1回3時間まで 110		超過時間30分 までごとに18	
	20歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 220		超過時間30分 までごとに36	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 220		超過時間30分 までごとに55	
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 550		超過時間30分 までごとに137	

※他に駐車場利用料あり

【使用料の推移】 (単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幸スポーツセンター	25,325	27,805	29,777
高津スポーツセンター	30,648	30,769	33,128
宮前スポーツセンター	24,044	24,834	26,945
多摩スポーツセンター	52,794	54,760	60,283
麻生スポーツセンター	27,595	29,166	30,401

注 1) 駐車場の料金は除く。

注 2) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用人数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幸スポーツセンター	206,361	222,655	245,047
高津スポーツセンター	323,841	321,105	344,507
宮前スポーツセンター	286,436	287,151	302,919
多摩スポーツセンター	429,693	439,885	473,108
麻生スポーツセンター	245,531	253,455	262,622

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（修繕費など）を原価として集計している。

ただし、「収支決算書」の経費合計額にはスポーツ教室の開催に要するような使用料収入の原価算定対象とならない経費も含まれるため、経費合計額を利用割合（団体利用と個人利用の両方を考慮）と各設備の面積比を利用して計算した利用率（下表の(A)）によって按分し、使用料収入で賄うべき原価を算出している。

下表のとおり、平成 26 年度のスポーツセンターの原価合計(B)は 664,022 千円であり、この数値に各々のスポーツセンターの利用率(A)を乗じた額の合計値 568,310 千円によって受益者負担割合が算定されている。

	幸	高津	宮前	多摩	麻生	計
利用率(A)	81.8%	80.2%	77.9%	90.3%	91.0%	84.2%
原価合計(B)	84,204	130,180	95,230	238,443	115,966	664,022
調整後原価合計 (C=A×B)	68,879	104,404	74,184	215,314	105,529	568,310
使用料計 (D)	24,875	30,391	24,439	54,831	26,619	161,153
受益者負担割合 (D/C)	36.1%	29.1%	32.9%	25.5%	25.2%	28.4%

※ (A) 利用率の計算方法

各スポーツセンターの利用割合のうち教室以外の利用者の割合を各スポーツセンター内の部屋・施設ごとに算出し、各部屋の面積によって加重平均を行ったものを利用率 (=A) としている。

ii) 現行の料金の設定方針

施設の設定当初に他の自治体との比較や本市類似施設との均衡を勘案して設定したが、過去の資料が残っていないために具体的な比較施設は不明であった。

② 使用料の改定・見直し

全スポーツセンターの平成 26 年度の受益者負担割合は上記の通り 28.4%であり、同様に計算した平成 25 年度の受益者負担割合は 29.8%である。平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 29.1%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以上の乖離が生じていたため、平成 28 年度の全庁的見直しにおいて料金引き上げを検討すべき施設となった。

このため、駐車場を除く利用料金全般を平成 29 年度に引き上げたが、激変緩和措置により引き上げ幅は 10%に留めた。

今後も使用料と原価の推移を把握しながら、次回の全庁的見直しで料金の引き上げの改定を検討する方針である。

（3）監査の結果

① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について（意見）

受益者負担割合の計算に使用する人件費や物件費は、スポーツセンターの利用割合（団体利用と個人利用の両方を考慮）と面積比率を利用して計算した利用率を用いて算定している。

他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも時間や施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』においては、指定管理者制度を導入する施設にかかる原価計算表の入力方法が明確にされていないものの、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。スポーツセンターには様々な施設があるため、業務の従事割合の把握が困難となる状況も考えられるが、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更について検討することが望ましい。

② 継続的な料金の見直しと原価削減の必要性について（意見）

平成 29 年度に利用料金を改定したが、激変緩和措置による 10%の引き上げに留めたため、改定後の利用料金の水準も標準的受益者負担割合（50%）より低い状況が継続する。

指定管理者制度を導入しているものの、具体的な今後の原価削減案は見えない状況である。

そのため、継続的な原価削減と料金改定の検討が必要と考えられる。

【4】市民プラザ利用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	市民プラザの施設・設備（ホール、会議室、和室、体育施設等及びその付帯設備）等の利用料
所管局部課名	市民文化局 市民生活部 企画課
料金体系	欄外に記載(*)
根拠法令・条例	川崎市市民プラザ条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 ・市が指導及び育成を行う必要があると認める団体が、その目的のために利用する場合 (免除) ・障害者が個人利用する場合 (一定の減額又は免除) ・市長が特別の理由があると認めるとき（実績はなし）
利用回数の制限	同一者による利用は原則として月7回まで

(*)料金体系

1 施設専用利用料

種別	金額				
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時30分	全日 9時～9時30分	
屋内広場	5,900円	8,800円	11,000円	25,700円	
ホール	9,500円	14,300円	18,100円	41,900円	
ステージ	6,000円	8,000円	9,800円	23,800円	
楽屋	1,600円	1,900円	1,900円	5,400円	
会議室	1,500円	2,100円	2,500円	6,100円	
和室	800円	1,100円	1,400円	3,300円	
研修室	3,700円	4,300円	4,800円	12,800円	
多目的室	2,800円	3,300円	3,900円	10,000円	
展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,900円				
種別	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時	
茶室	5,300円	6,700円	8,000円	20,000円	
種別	午前 9時～12時	午後1 0時10分～ 3時10分	午後2 3時20分～ 6時20分	夜間 6時30分～ 9時30分	全日 9時～ 9時30分
	体育室	5,700円	5,200円	5,200円	6,500円
種別	単位			金額	
温水プール	1コース1回2時間まで			3,000円	

- ・ 土日祝日は、規定利用料の2割増相当額
- ・ 有料で附属設備の利用が可能
- ・ 屋内広場、ホール又はステージの利用について入場料を徴収する場合の施設専用利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額とする。

入場料金	増額の場合
1,000 円未満	15 割
1,000 円以上 3,000 円未満	20 割
3,000 円以上	30 割

2 個人利用料

種別		金額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
		9 時～ 12 時	0 時 10 分～3 時 10 分	3 時 20 分～ 6 時 20 分	6 時 30 分～9 時 30 分
体育室	6 歳以上 20 歳未満の者 (小学校入学前の者を 除く。)、20 歳以上の学生	200 円	200 円	200 円	200 円
	20 歳以上の者(学生を除く。)	500 円	500 円	500 円	500 円
種別		基本料金		超過料金	
温水プール	3 歳以上 15 歳未満の者 15 歳以上の中学生	1 人 1 回 2 時間まで 200 円		超過時間 30 分までごとに 50 円	
	15 歳以上の者 (中学生を除く。)	1 人 1 回 2 時間まで 500 円		超過時間 30 分までごとに 125 円	
トレーニング室	12 歳以上 20 歳未満の者 (小学生を除く。)、 20 歳以上の学生	1 人 1 回 3 時間まで 200 円		超過時間 30 分までごとに 30 円	
	20 歳以上の者 (学生を除く。)	1 人 1 回 3 時間まで 500 円		超過時間 30 分までごとに 80 円	
種別		金額			
浴室	小学校入学前の者	1 人 1 回	100 円		
	小学生	1 人 1 回	200 円		
	12 歳以上 60 歳未満の者 (小学生を除く。)	1 人 1 回	500 円		
	60 歳以上の者	無料			

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	63,480	67,074	70,220

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	8,306	8,772	8,936

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額を原価として集計している。

ただし、「収支決算書」の経費合計額には、スクール事業等使用料収入の原価算定対象とならない経費も含まれるため、事業の経費が明確に区分されていない管理費、光熱水費、修繕費については、各費目の決算額に一般開放・団体利用占有率(*)である 62.6%を乗じて按分し、施設管理事業に係る額を算出している。

(*)一般開放・団体占有率とは、プールと体育館の週当たり利用時間数（体育館は1日12時間×7日=84時間、プールは1日12時間×7日×5コース=420時間）のうちスクールとして利用していない時間数の割合である。

平成28年度の収支決算書における人件費は129,184千円、管理費125,339千円、光熱水費99,748千円、修繕費10,091千円であり、このうち管理費・光熱水費・修繕費は62.6%を乗じて按分を行ったものを合計して原価276,406千円を算出している。

なお、人件費はもともと管理運営事業と体育事業とに区分して算出しているため、上記の按分対象にはなっていない。

ii) 現行の料金の設定方針

次の複数の根拠・方針により設定した。

- ・公益法人が運営していた時期と比べて、料金収入総額が減らないような水準とした。
- ・近隣・類似の施設があるもの（ホール、会議室、多目的室、和室、体育室、プール）については、その利用料金を参考とした。
- ・近隣・類似の施設がないもの（屋内広場）、国宝を模したもので付加価値のある茶室については、公益法人運営時の使用料を参考に設定した。

② 使用料の改定・見直し

平成27年度に一部施設の利用時間帯を1日3コマ制から4コマ制に変更した。変更された施設の1コマ数は変更前と比較して短くなるため、変更前後で時間あたり単価が変わらないように利用料金の改定を行った。

平成28年度の全庁的見直しにおいて、市民プラザの平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は24.8%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 受益者負担割合の計算に使用する原価の算定方法について（意見）

受益者負担割合の計算に使用する管理費、光熱水費、修繕費は、プール・体育館の利用コマ数によって按分の上で原価を算定しているが、市民プラザではホール・会議室の利用料金などの貸館にかかる経費も発生している。会議室も考慮に入れた面積比と利用率によって算出した按分割合が現行の割合と大きく乖離する場合、貸館も考慮に入れて算定することが望ましいと考えられる。

② 複数の性質を持つ施設に係る標準的受益者負担割合の取扱いについて（意見）

市は、文化・芸術施設、余暇施設、運動施設、市民館・会館等（貸館施設）といった施設の性質を考慮し、標準的受益者負担割合を決定しているが、複数の性質を持つ施設について、一部の性質のみを考慮して標準的受益者負担割合を設定している。

市民プラザは、貸室と運動施設を有するが、貸館施設の性質のみを考慮して標準的受益者負担割合を25%に設定した。しかし、実際は使用料収入の54.7%（平成28年度）をプール・体育館等の体育施設の利用料金が占めている。

平成28年度の見直しにおいて、実績の受益者負担割合24.8%は、貸館施設の標準的受益者負担割合25%と比較したため乖離がないと判定されたが、運動施設の標準的受益者負担割合50%と比較すると大きく乖離している。

複数の性質を有する施設の標準的受益者負担割合を、一部の施設の性質だけを考慮して決定してよいのか、そのように算出した標準的受益者割合と施設全体の受益者負担割合が乖離していなければ料金は妥当といえるのかを、検討する必要がある。

なお、「使用料・手数料の設定基準」では、標準的受益者負担割合は公の施設全体で判断するとしているが、複数の性質を有する施設の具体的な考え方までは想定されていないと考えられる。複数の性質を有する施設に対する標準的受益者負担割合の取扱いを明確にするとともに、実際の運用としても、複数の性質に鑑みた標準的受益者割合を決定することが望まれる。

【5】とどろきアリーナ利用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	とどろきアリーナの施設・設備等を利用するための利用料
所管局部課名	市民文化局 市民スポーツ室
料金体系	欄外に記載 (*)
根拠法令・条例	川崎市とどろきアリーナ条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 ・指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合 (免除) ・障害者が個人利用する場合
利用回数の制限	無

(*)料金体系

1 施設専用利用料

(単位：円)

種別		金額					
		午前	午後1	午後2	夜間	全日	
		9時 ～ 12時	12時10分 ～ 15時10分	15時20分 ～ 18時20分	18時30分 ～ 21時30分	9時 ～ 21時30分	
メインアリーナ	アマチュアスポーツに利用	入場徴収なし	19,800	19,800	19,800	19,800	69,300
		入場料徴収あり	79,200	79,200	79,200	79,200	277,200
	その他の催物に利用する場合	興行に利用	396,000	396,000	396,000	396,000	1,386,000
		見本市、商品展示等に利用	198,000	198,000	198,000	198,000	693,000
		集会式典等に利用	99,000	99,000	99,000	99,000	346,500
サブアリーナ	入場料徴収なし	全面	13,200	13,200	13,200	13,200	46,200
		片面	6,600	6,600	6,600	6,600	23,100
	入場徴収料あり		39,600	39,600	39,600	39,600	138,600
体育室1・2			3,300	3,300	3,300	3,300	11,550
研修室1・2			3,960	3,960	3,960	3,960	13,860
楽屋1			1,320	1,320	1,320	1,320	4,620
楽屋2・3			990	990	990	990	3,460
選手控室1・2			1,320	1,320	1,320	1,320	4,620
選手控室3・4			990	990	990	990	3,460
役員室1・2			660	660	660	660	2,310

2 個人利用料

(単位：円)

種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
修体ナサ 室育・ブ 室・ブ 研ア リ	6歳以上18歳未満の者	160	160	160	160
	18歳以上の者(高校生を除く。)	330	330	330	330
種別		基本料金		超過料金	
室トレ ー ニ ン グ	12歳以上18歳未満の者	1人1回3時間まで 160		超過時間30分までごとに 26	
	18歳以上の者	1人1回3時間まで 330		超過時間30分までごとに 55	
種別		金額			
定体 室力 測	12歳以上18歳未満の者	1回につき 220			
	18歳以上の者	1回につき 440			
ナサ ス ウツポ	15歳以上の者	1回につき 660			

※他に設備専用利用料、冷暖房及び照明設備専用利用料あり

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	89,887	89,771	97,121

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用人数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	897,354	881,070	917,389

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(修繕費など)を原価として集計している。

ただし、「収支決算書」の経費合計額にはスポーツ教室の開催に要する経費のような原価算定対象とならない経費も含まれるため、経費合計額を利用割合(団体利用と個人利用の両方を考慮)と面積比率を利用して計算した個人利用と団体利用による利用率によって按分したもの

を以って原価としている。

平成 26 年度のとどろきアリーナの原価の総額は 415,665 千円であり、この数値に利用率 86.4%を乗じた 359,135 千円によって受益者負担割合が算定されている。

	とどろきアリーナ
利用率(A)	86.4%
原価合計(B)	415,665
調整後原価合計(C=A×B)	359,135
使用料計 (D)	109,365
受益者負担割合(D/C)	30.5%

※ (A) 利用率の計算方法

とどろきアリーナの利用割合のうち教室以外の利用者の割合を部屋・施設ごとに算出し、各部屋の面積によって加重平均を行ったものを利用率 (=A) としている。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 7 年の開館当時の他の自治体との比較や本市類似施設との均衡を勘案して設定しているが、資料が残っていないため具体的な比較施設は不明である。

② 使用料の改定・見直し

上記の通り、とどろきアリーナの平成 26 年度の受益者負担割合は 30.5 %であり、同様に計算した平成 25 年度の受益者負担割合は 37.9%である。平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 34.2%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以上の乖離が生じていたため、平成 28 年度の全庁的見直しにおいて料金改定が決定され、平成 29 年度に 10%の料金の引き上げが行われた。

今後も使用料と原価の推移を把握しながら、次回の全庁的見直しで料金の改定を検討する方針である。

(3) 監査の結果

① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について(意見)

受益者負担割合の計算に使用する人件費や物件費は、利用割合（団体利用と個人利用の両方を考慮）と面積比率を利用して計算した利用率を用いて算定している。人件費については、他の施設では、業務の割合で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積、利用コマ数に応じた負担になるとは考えられない。この点『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』においては、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。とどろきアリーナは様々な施設があるため、業務の従事割合の把握が困難となる状況も考えられるが、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

【6】 武道館利用料

(1) 概要

項目	内容																																				
使用料の概要	武道館の施設等の利用料																																				
所管局部課名	市民文化局 市民スポーツ室																																				
料金体系	<p>1 専用利用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後1</th> <th>午後2</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>10時10分～ 3時10分</th> <th>3時20分～ 6時20分</th> <th>6時30分～ 9時30分</th> <th>9時～ 9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道場</td> <td>1,760</td> <td>2,090</td> <td>2,420</td> <td>2,750</td> <td>8,250</td> </tr> <tr> <td>剣道場</td> <td>1,760</td> <td>2,090</td> <td>2,420</td> <td>2,750</td> <td>8,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人利用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用場所</th> <th>利用者</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">柔道場</td> <td>6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>20歳以上の者(学生を除く。)</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剣道場</td> <td>6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>20歳以上の者(学生を除く。)</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日	9時～12時	10時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分	柔道場	1,760	2,090	2,420	2,750	8,250	剣道場	1,760	2,090	2,420	2,750	8,250	利用場所	利用者	金額	柔道場	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110	20歳以上の者(学生を除く。)	220	剣道場	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110	20歳以上の者(学生を除く。)	220
区分	午前		午後1	午後2	夜間	全日																															
	9時～12時	10時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分																																
柔道場	1,760	2,090	2,420	2,750	8,250																																
剣道場	1,760	2,090	2,420	2,750	8,250																																
利用場所	利用者	金額																																			
柔道場	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110																																			
	20歳以上の者(学生を除く。)	220																																			
剣道場	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110																																			
	20歳以上の者(学生を除く。)	220																																			
根拠法令・条例	川崎市武道館条例、同施行規則																																				
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p>(5割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 ・指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が個人利用する場合 																																				
利用回数の制限	無																																				

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	4,153	4,375	4,587

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用人数の推移】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	46,738	49,326	53,564

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出された「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（修繕費など）を原価として集計している。

ただし、「収支決算書」の経費合計額にはスポーツ教室の開催に要する経費のような使用料の原価算定対象とならない経費も含まれるため、経費合計額を利用割合（個人利用と団体利用の両方を考慮）と面積比率を利用して計算したスポーツ教室以外での利用率で按分している。

平成 26 年度の武道館の原価の総数は 18,504 千円であり、この数値に利用率 94.6%を乗じた 17,505 千円によって受益者負担割合が算定されている。

	武道館
利用率(A)	94.6%
原価合計(B)	18,504
調整後原価合計(C=A×B)	17,505
使用料計 (D)	3,920
受益者負担割合(D/C)	22.4%

※ (A) 利用率の計算方法

武道館の利用割合のうち教室以外の利用者の割合を部屋・施設ごとに算出し、各部屋の面積によって加重平均を行ったものを利用率 (=A) としている。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度の全庁的な使用料の見直しの際に、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡を勘案して設定しているが、資料が残っていないため具体的な比較施設は不明であった。

② 使用料の改定・見直し

平成 13 年度に全庁的な利用料等の見直しに伴い、個人利用料金を 100 円から 200 円に引き上げた。

上記の通り、武道館の平成 26 年度の受益者負担割合は 22.4%であり、同様に計算した平成 25 年度の受益者負担割合は 27.6%である。平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 25.0%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以上の乖離が生じていたため、平成 28 年度の全庁的見直しにおいて料金の引き上げを検討すべき施設となった。このため、利用料金を引き上げたが、激変緩和措置により引き上げ幅は 10%にとどめた。

今後も使用料と原価の推移を把握しながら、次回の全庁的見直しで料金の改定を検討する方針である。

(3) 監査の結果

① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について(意見)

受益者負担割合の計算に使用する人件費や物件費は、利用割合（団体利用と個人利用の両方を考慮）と面積比率を利用して計算した利用率を用いて算定している。人件費については、他の施設では、業務割合で算出しているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積、利用コマ数に応じた負担になるとは考えられない。この点、『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』では、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましい。武道館は様々な施設があるため、業務の従事割合の把握が困難となる状況も考えられるが、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

② 継続的な料金の見直しと原価削減について(意見)

平成 29 年度に利用料金を改定したが、激変緩和措置による 10%の引き上げに留めたため、改定後の利用料金であっても標準的受益者負担割合（50%）より低い状況は継続する。

原価削減案として指定管理者制度を導入しているが具体的な今後の原価削減案はなく、料金改定についても現段階では未定である。そのため、継続的な原価削減と料金改定の検討が必要と考えられる。

【7】シンフォニーホール利用料

(1) 概要

項目	内容																																																	
使用料の概要	シンフォニーホールの施設等を利用するための利用料																																																	
所管局部課名	市民文化局 市民文化振興室 音楽のまち推進担当																																																	
料金体系	(単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音楽ホール</td> <td>258,000</td> <td>403,000</td> <td>571,000</td> <td>1,120,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>1,800</td> <td>2,800</td> <td>4,000</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>応接室</td> <td>900</td> <td>1,500</td> <td>2,100</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>市民交流室</td> <td>7,300</td> <td>11,400</td> <td>16,200</td> <td>31,700</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,900</td> <td>2,200</td> <td>2,900</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,900</td> <td>2,200</td> <td>2,900</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>練習室</td> <td>2,500</td> <td>2,900</td> <td>3,800</td> <td>9,200</td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td colspan="4">利用は1週間単位とし、1日につき19,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土日祝日は規定利用料の2割増相当額</p>	種別	金額				午前	午後	夜間	全日	音楽ホール	258,000	403,000	571,000	1,120,000	楽屋	1,800	2,800	4,000	7,800	応接室	900	1,500	2,100	4,100	市民交流室	7,300	11,400	16,200	31,700	会議室	1,900	2,200	2,900	7,000	研修室	1,900	2,200	2,900	7,000	練習室	2,500	2,900	3,800	9,200	企画展示室	利用は1週間単位とし、1日につき19,200円			
種別	金額																																																	
	午前	午後	夜間	全日																																														
音楽ホール	258,000	403,000	571,000	1,120,000																																														
楽屋	1,800	2,800	4,000	7,800																																														
応接室	900	1,500	2,100	4,100																																														
市民交流室	7,300	11,400	16,200	31,700																																														
会議室	1,900	2,200	2,900	7,000																																														
研修室	1,900	2,200	2,900	7,000																																														
練習室	2,500	2,900	3,800	9,200																																														
企画展示室	利用は1週間単位とし、1日につき19,200円																																																	
根拠法令・条例	川崎シンフォニーホール条例、同施行規則																																																	
使用料の減免	減額・免除 有 (2割減額) ・音楽ホールで年間に5回以上の音楽鑑賞会を開催する者で、広く市民に音楽の鑑賞の機会を提供するものが音楽ホールを利用する場合(練習、準備等を除く。) ・市内に活動の拠点があるアマチュアの楽団、合唱団等で、市の音楽活動の振興に寄与しているものが音楽ホールを利用する場合(練習、準備等を除く。) (5割減額) ・市とホールを活動の本拠とする提携をした楽団が音楽ホールを利用する場合																																																	
利用回数の制限	無																																																	

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	126,285	121,983	139,343

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
音楽ホール	93.1	94.6	93.3
市民交流室	77.6	82.6	84.9
練習室 1	91.6	91.3	83.4
練習室 2	71.3	75.9	73.7
練習室 3	91.2	88.4	88.8
研修室 1	73.9	69.3	73.3
研修室 2	75.4	75.5	78.8
研修室 3	78.7	76.9	78.2
研修室 4	83.3	82.9	87.4
会議室 1	77.9	84.8	82.5
会議室 2	72.2	78.3	75.0
会議室 3	70.7	71.5	71.5
企画展示室	86.5	67.3	84.9

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（消耗品費など）を原価として集計している。

「収支決算書」の経費を按分しており、事業管理費 567,338 千円に貸館割合 95.62%（計算では 96%としている）を乗じた額と人事管理費 86,335 千円に施設管理に従事している割合（7/19）を乗じた額の合計 576,453 千円を施設の管理運営に要した経費としている。

なお、貸館割合とは、利用可能日に 1 日のコマ数（1 日を 3 コマに区分）を乗じたもののうち、シンフォニーホールの主催事業又は共催事業に使用された区分を除いた割合を指している。シンフォニーホールの主催事業又は共催事業は貸館としての使用料収入ではなくチケット販売などによる事業収入となるためである。

また、施設管理に従事している割合とはシンフォニーホールの常駐職員 19 人のうち、経営管理課で業務を嘱託されている 7 人の割合である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 16 年の開館当時に、近隣の音楽ホール、市の市民館等の施設の利用料金を参考に設定した。参考にした施設は以下の通り。公共の施設と比較した場合には、概ね他の類似施設と同水準に設定されている。

施設名	一般料金（平日の全日）
サントリーホール（民間）	2,900,000 円
東京芸術劇場（以下公共）	1,140,000 円
すみだトリフォニーホール	915,000 円
横浜みなとみらいホール	1,154,700 円
川崎シンフォニーホール(案)	おおむね 1,100,000 円強

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、川崎シンフォニーホールの平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 24.3%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【8】アートセンター利用料

(1) 概要

項目	内容																																																
使用料の概要	アートセンターの施設・設備等を利用するための利用料																																																
所管局部課名	市民文化局 市民文化振興室 文化施設担当																																																
料金体系	施設利用料 (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>1時～5時</th> <th>6時～ 10時30分</th> <th>9時～ 10時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場</td> <td>14,000</td> <td>28,000</td> <td>35,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>映像ホール</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>映像編集室</td> <td>3,600</td> <td>4,800</td> <td>5,400</td> <td>13,800</td> </tr> <tr> <td>録音室</td> <td>2,400</td> <td>3,200</td> <td>3,600</td> <td>9,200</td> </tr> <tr> <td>工房</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>2,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日は、規定利用料の2割増相当額 ・有料で附属設備の利用が可能 	種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～12時	1時～5時	6時～ 10時30分	9時～ 10時30分	劇場	14,000	28,000	35,000	70,000	楽屋	600	1,200	1,500	3,000	映像ホール	4,000	8,000	10,000	20,000	映像編集室	3,600	4,800	5,400	13,800	録音室	2,400	3,200	3,600	9,200	工房	1,300	1,700	2,000	5,000	研修室	800	1,000	1,200	3,000
種別	金額																																																
	午前		午後	夜間	全日																																												
	9時～12時	1時～5時	6時～ 10時30分	9時～ 10時30分																																													
劇場	14,000	28,000	35,000	70,000																																													
楽屋	600	1,200	1,500	3,000																																													
映像ホール	4,000	8,000	10,000	20,000																																													
映像編集室	3,600	4,800	5,400	13,800																																													
録音室	2,400	3,200	3,600	9,200																																													
工房	1,300	1,700	2,000	5,000																																													
研修室	800	1,000	1,200	3,000																																													
根拠法令・条例	川崎市アートセンター条例、同施行規則																																																
使用料の減免	減額・免除 有 (2 割減額) ・市内に活動の拠点がある芸術文化団体等が、広く市民を対象に、市民の芸術文化の振興を目的とした事業で劇場又は映像ホールを利用する場合 (5 割減額) ・指定管理者が提携する芸術文化の振興を目的とした事業で利用する場合 (免除) ・指定管理者が共催する芸術文化の振興を目的とした事業で利用する場合																																																
利用回数の制限	無																																																

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	10,327	11,199	13,558

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入館者数	82,340	78,438	87,390

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(消耗品費など)を原価として集計している。

ただし、「収支決算書」に計上された経費の中には、入場料を別途徴収しての映画上映など指定管理者による事業のみにかかる経費も含まれているため、事業費の合計額から賃借料・諸謝金・支払負担金(芸術によるまちづくり・かわさき 2016 実行委員会への負担金等)を除いた額 163,838 千円と貸館利用割合である 39.07%を乗じた額 64,012 千円を施設の管理運営に要した経費としている。

なお、貸館利用割合は、1日を3コマに区分したうえで、貸館利用されている施設の全ての利用コマ数の合計のうち貸館利用されているコマ数の合計の割合を算出したものである。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 19 年の開館当時の類似施設の入館料等を参考に設定した。参考にした類似施設等は以下の通り。

施設名	一般料金(平日の全日)
吉祥寺シアター劇場(平成 17 年開館、239 席)	80,000 円(約 335 円/席)
川崎市男女共同参画センター (第 1 楽屋 35.1 m ² 第 2 楽屋 42.71 m ²)	約 60 円/1 m ²
神戸アートビレッジセンター視聴覚ホール (平成 8 年開館、94 席)	16,000 円(約 170 円/席)
麻生市民館及び多摩市民館の実習室	約 63 円/1 m ²
新百合トウェンティワンホールの研修室	179 円/1 m ²

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、アートセンターの平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 23.9%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定はしなかった。

（3）監査の結果

① 受益者負担割合の計算に使用する原価の算出方法について（意見）

アートセンターでは、劇場や映像ホールなどの全ての貸施設の利用コマ数合計のうち貸館として利用されるコマ数の割合によって原価を算出している。すなわち、貸施設は、劇場や映像ホールといった大規模なものから、楽屋・研修室といった小規模なものまで多岐にわたるが、全ての貸施設に同じ原価がかかっているという前提に基づいて計算している。

貸施設ごとにかかる原価が大幅に異なる場合は、全ての貸施設に同じ原価がかかっているという前提に基づく現行の方法では適切に原価を算出できていない可能性がある。

原価の算出にあたっては、原価の発生と関連する数値によって按分することが望ましい。例えば、施設の面積を追加で考慮すること等が考えられる。現状使用しているコマ数の比率とコマ数に面積比を追加で考慮した比率がかけ離れている場合など、コマ数の比率が実際の原価を適切に反映しない場合には、按分基準の変更を検討することが望ましい。

【9】藤子・F・不二雄ミュージアム利用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	藤子・F・不二雄ミュージアムの入館料
所管局部課名	市民文化局 市民文化振興室 文化施設担当
料金体系	大人・大学生1,000円、高校・中学生700円、こども（4歳以上）500円、3歳未満は無料
根拠法令・条例	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例・同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 (減額又は免除) ・市長が特別の理由があると認める場合 (免除) ・障害者手帳を所持している者及び介助者1名
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	403,871	397,933	365,545

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位；人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入館者数	474,667	465,685	434,775

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される収支決算書に計上されている経費合計額及び市で支出した経費の額（借地料など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 492,086 千円であり、主な原価の内訳は運営スタッフ委託費、給料手当、展示物企画費、土地賃借料等である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 23 年の開館時に、近隣類似施設の入館料を参考に設定した。参考にした施設は以下の通り。

三鷹市アニメーション美術館

大人・大学生 1,000 円、高校生・中学生 700 円、小学生 400 円

幼児（4 歳以上） 100 円、3 歳未満は無料

障がい者減免はなし

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、藤子・F・不二雄ミュージアムの平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 72.6%であり、標準的受益者負担割合（75%）と±15%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【10】市民ミュージアム使用料

(1) 概要

項目	内容																																																											
使用料の概要	①企画展の展示会場に入場する際の観覧料 ② 施設・設備等を利用するための使用料 ③資料等について熟覧等行う場合の使用料																																																											
所管局部課名	市民文化局 市民文化振興室 文化施設担当																																																											
料金体系	<p>【観覧料】 2000円以下で設定している。 企画展の内容により、600円～1,000円</p> <p>【施設利用料】 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>9時30分 ～ 12時30分</th> <th>13時30分 ～ 17時</th> <th>9時30分 ～ 17時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td>映像ホール</td> <td>7,800</td> <td>9,100</td> <td>16,900</td> </tr> <tr> <td>ミニホール</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>研修室1、2、3</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">展示室</td> <td>企画展示会室1</td> <td></td> <td></td> <td>46,500</td> </tr> <tr> <td>企画展示会室2</td> <td></td> <td></td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>アートギャラリー</td> <td></td> <td></td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>多目的ギャラリー1</td> <td></td> <td></td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>多目的ギャラリー2</td> <td></td> <td></td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">逍遥展示空間</td> <td colspan="3">30分につき2,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土日祝日は、規定利用料の2割増相当額 ・有料で附属設備の利用が可能 ・ホール、展示室又は逍遥展示空間の利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>30割</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特別利用料】 施設内の展示物の熟覧、模写・模造・撮影などを行う際の料金。</p>				区分		金額			9時30分 ～ 12時30分	13時30分 ～ 17時	9時30分 ～ 17時	ホール	映像ホール	7,800	9,100	16,900	ミニホール	3,000	3,500	6,500	研修室	研修室1、2、3	1,200	1,400	2,600	展示室	企画展示会室1			46,500	企画展示会室2			45,000	アートギャラリー			75,000	多目的ギャラリー1			9,000	多目的ギャラリー2			7,500	逍遥展示空間		30分につき2,300			入場料金	増額の割合	1,000円未満	15割	1,000円以上3,000円未満	20割	3,000円以上	30割
区分		金額																																																										
		9時30分 ～ 12時30分	13時30分 ～ 17時	9時30分 ～ 17時																																																								
ホール	映像ホール	7,800	9,100	16,900																																																								
	ミニホール	3,000	3,500	6,500																																																								
研修室	研修室1、2、3	1,200	1,400	2,600																																																								
展示室	企画展示会室1			46,500																																																								
	企画展示会室2			45,000																																																								
	アートギャラリー			75,000																																																								
	多目的ギャラリー1			9,000																																																								
	多目的ギャラリー2			7,500																																																								
逍遥展示空間		30分につき2,300																																																										
入場料金	増額の割合																																																											
1,000円未満	15割																																																											
1,000円以上3,000円未満	20割																																																											
3,000円以上	30割																																																											

	熟覧200円、模写1,000円、模造1,000円、撮影300円など。詳細は条例を参照のこと。
根拠法令・条例	川崎市市民ミュージアム条例・同施行規則
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p><観覧料></p> <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 ・児童福祉施設が当施設の活動として観覧する場合 ・障害者手帳等の交付を受けている者とその介護者 <p><施設利用料></p> <p>(5割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、国、他の地方公共団体がその事業のために利用する場合 ・市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事のために利用する場合 <p>そのほか、市長が特別な理由があると認める場合に減額又は免除することができる。</p> <p><特別利用料></p> <p>(5割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、国、他の地方公共団体がその事業のために利用する場合 ・市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事のために利用する場合 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、国、他の公共団体がその事業の用途に供することを目的とする場合 ・私立の博物館、美術館、図書館、学校、研究所等がその事業等に供することを目的とする場合 ・専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	8,695	11,468	8,245

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入館者数	133,954	177,176	181,910

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設の管理運営にかかる経費を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 453,768 千円（内訳：人件費 85,711 千円、物件費 360,105 千円、維持補修費 4,860 千円、補助費等及びその他の支出 3,092 千円）である。

なお、市民ミュージアムは、平成 28 年度までは市の直営施設だったが、平成 29 年度に指定管理者制度を導入した。これにより、施設に従事する人数の減少による人件費の減少等を要因として、原価は 5%程度減少する見込みである。

ii) 現行の料金の設定方針

1) 料金設定

常設展は無料である。

企画展は展示ごとに料金が異なるが、600 円～1,000 円の範囲で設定している。

施設利用料は、研修室は市民館の会議室料金を参考に設定し、映像ホール・展示室は市内類似施設や近隣の博物館・美術館の類似施設の料金を参考に平成 19 年に設定した。

特別利用料は昭和 63 年の開館時から変更はなく、当時の類似施設を参考に設定した。

2) 優待制度

市では文化・芸術施設の各種優待を政策的に実施している。市民ミュージアムでは、以下のいずれかを受付で提示した場合に料金が割引となる。

- 小田急電鉄が発行するクレジットカード（ポイント専用カードは除く・会員及び同伴者 5 名まで）→観覧料 2 割引、映像ホール入場料 100 円割引
- TOKYU CARD・TOP&カード（会員及び同伴者 5 名まで）→観覧料 2 割引、映像ホール入場料 100 円割引
- かわさきハッピーライフ（川崎市勤労福祉共済会員書証・本人及び同伴者 1 名まで）→観覧料 2 割引

その他、市民ミュージアム・岡本太郎美術館・日本民家園・青少年科学館の共通利用券（1,000 円（100 円券×12 枚綴）／2,000 円（100 円券×25 枚綴））を発行している。また、20 名以上の団体は料金が 2 割引となる。

② 使用料の改定・見直し

常設展の観覧料は、平成12年度までは大人300円/子ども100円であったが、平成13年度に大人500円/高校生大学生300円に改定した。

平成15年度の包括外部監査では「民間企業であるならば倒産という状態」という厳しい指摘を受け、平成17年11月に市民ミュージアム改革基本計画を策定した。

平成19年4月にリニューアルオープンをした際に、市民利用を促進し開かれた活気のあるミュージアムを目指し、利用者の増加を目的として、常設展の観覧を無料にした。その後、平成19年度に施設利用料を新たに設定した。

平成28年度の全庁的見直しにおいて、市民ミュージアムの平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は4.0%であり、標準的受益者負担割合（25%）と比較して大幅に乖離していたため、料金の引き上げを検討すべき施設となった。しかし、標準的受益者割合に見合った料金設定にするには、5倍から6倍程度の料金となり、有料利用者が少ない中でさらなる料金引き上げは難しいとの判断から、改定を見送った。

（3）監査の結果

① 小田急カード、TOKYU CARDの優待について（意見）

【1】の岡本太郎美術館でもふれたが、市民ミュージアムでも、小田急クレジットカード、TOKYU CARDのいずれかを提示すると、企画展や映画の観覧料が割引または値引きとなる。これらの優待は、当施設の利用促進や新規利用者開拓を期待して導入された施策である。

この施策が、施設の利用向上に本当に貢献しているかという点で見た場合、確かに各種カードのホームページに割引又は値引きがある施設として掲載されていることから一定の広告効果はあるかもしれないが、割引又は値引きがあることをもって来館した者が実際にどれだけの効果は不明であり、当初期待した効果が出ているかは分からない。

各種カードは必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いており、当該優待が適切な施策かどうかを検討する必要がある。

平成29年度に指定管理者制度を導入し、優待件数の把握を始めたとのことだが、施設の利用促進を見込んで優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、優待するだけの効果が認められることを定期的に確認する必要がある。

② 原価計算表の減免に含める範囲について（意見）

市民ミュージアムでは、観覧料にかかる減免額を把握していない。企画展にかかる減免額は、企画展ごとに有料入館者の①一般個人、②一般割引、③シニア・高大学生個人、④シニア・高大学生割引の構成比を算出し、無料入館者（招待者含む）も同じ構成比と仮定して、企画展ごとに簡便的に算出している。障害者手帳持参者及び介助者など観覧料減免となる者に対し、本

来の料金区分を確認していないので、実際の受益者負担割合は簡便的な方法で減免額を算出した受益者負担割合と異なる可能性がある。当施設は全庁の見直しにおいて、すでに受益者負担割合が標準的受益者負担割合を大幅に下回っていることから料金の改定にかかる追加検討を実施しており、当該算出方法が料金の改定に影響する可能性は低いが、費用対効果を勘案したうえで、市の方針に合わせて減免金額を把握し受益者負担割合を算出するかの検討が望まれる。

(4) 過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

① 施設のあり方の検討について(意見)

市民ミュージアムに関しては、平成 15 年度の包括外部監査で以下の意見を受けた。

(意見の要旨)

川崎市市民ミュージアムは、民間企業であるならば倒産という状態である。この状態は、放置しておいても、改善どころか更なる悪化を招くだけであろう。市民ミュージアムのスタッフだけで現在の状況を改善するのは困難であり、例えば東京都現代美術館、東京都写真美術館のように、民間から館長等を登用することも考えられる。例えば、再生委員会を設置し、市民ミュージアムの再生の余地を基本テーマ、コンセプトの新設、収入の増加と人員数の削減という項目をもって検討することが必要と思われる。

この指摘に対する市の措置の状況は下記のとおりである。

(措置の要旨)

市民ミュージアム再生のため、市民、学識経験者を含む「市民ミュージアム改善委員会」を設置し、4回の会議を開催しました。平成 16 年 12 月 27 日「川崎市市民ミュージアムのあり方について 一検討結果報告一」がまとめられ、「市役所が取り組むべき経営改革」、「現場レベルで取り組むべき改善課題」が指摘されました。この改善委員会からの報告を参考に、平成 17 年度以降の運営体制、改善計画、新たなテーマ・コンセプトの策定等具体的改善策の協議を開始するとともに、改善推進のため、平成 17 年 2 月に副館長を配置いたしました。

平成 15 年の包括外部監査人の意見を受け、平成 17 年度に「市民ミュージアム改革基本計画」を策定し、年間利用者数 30 万人、収支比率(総収入額÷総支出額) 8%という目標指標を設けた。その後、平成 22 年度に「市民ミュージアム改革の進捗状況と今後 3 年間の取組方針」、平成 25 年度に「市民ミュージアム 新たな取組方針」と継続的に事業計画を策定した。「市民ミュージアム 新たな取組方針」は、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間で対象期間であり、年間利用者数 25 万人、有料の企画展の収支比率 30%の 2 つの数値目標を設け、川崎市民ミュージアム協議会での事業評価の実施を定めている。

数値目標のうち利用者数に関しては、平成 28 年度の年間利用者数は 181,910 人であり、目標とした 25 万人には達成していないものの、平成 15 年度包括外部監査の監査対象とされ

た平成 14 年度の入場者数 85,429 人と比較すると 2 倍以上に増加しており、一定の成果は認められる。

一方、有料の企画展の収支比率は 18.6%（平成 26 年度）であり、目標とした 30%に達していない。平成 27 年度、28 年度は事業評価を行う協議会が廃止されたため、展示会の収支比率を算出しておらず、そもそも事業の評価が実施されていない。

施設全体の収支状況を平成 14 年度と比較した結果は、以下のとおりである。

	平成 14 年度	平成 28 年度
入館者数	85,429 人	181,910 人
使用料収入	17,169 千円	8,307 千円
経費	679,075 千円	453,768 千円

使用料収入の減少は、常設展を無料にしたことも原因の一つだが、リニューアル後に新設した施設使用料の収入がほとんどなく、さらに観覧料や特別利用料も減免を受ける利用者の方が多く、入館者数の増加が収入につながっていないためである。

また、包括外部監査人補助者が視察した結果、建物が広く展示施設として借りづらい、当施設の最寄り駅の前に市民館があるため会議室等のニーズも少ない、といった状況で、指定管理者制度を導入したとはいえ今後使用料収入を増やすのは容易ではないと見受けられた。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、料金の引き上げを検討すべき施設となったが、これ以上料金を引き上げるとさらなる利用者が見込めないとの判断から改定を見送ったことを踏まえると、今後、料金の大幅な引き上げは難しいと考える。

一方、経費は減少しているが、依然として年間 450 百万円程度の赤字である。

昭和 63 年に開館した当施設は徐々に建物が老朽化してきており、平成 24 年以降は隔年で空調やエレベーターなどの大規模修繕が行われている。しかし、大規模修繕に要する費用は上記の経費の金額には含まないため、施設の管理維持には上記の赤字の額以上の公費が投入されている。

平成 17 年に基本計画を定めてから既に 10 年以上が経過した中での現在の状況を鑑み、市は今後当施設を現在の料金水準でどのように維持していくのか、どのように使用料収入を増やしていくのか、原価を削減していくのかを検討する必要がある。なお、当施設の床面積は 19,543 m²と広く、当該土地を他の用途で利用すれば得られるであろう収入や効用を逸していると考えれば、機会損失が発生しているともいえる。

収入は増やせない、支出は減らせないということであれば、この赤字負担額を明らかにしたうえで、当施設が市民にとってどのような利用価値があるのかなどを考慮し、市が維持し続けるべき施設なのかについて検討する段階に来ていると考える。

【11】大山街道ふるさと館利用料

(1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	大山街道ふるさと館の貸室の利用料				
所管局部課名	高津区役所 まちづくり推進部 総務課				
料金体系	(単位：円)				
	室名	定員	午前	午後	夜間
			9:30～12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30
	イベントホール	64人	1,900	2,400	3,100
	和室	10人	600	700	1,000
	第1会議室	12人	600	700	1,000
第2会議室	30人	800	900	1,200	
	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日は規定利用料の2割増相当額 ・貸館に伴う備品使用は無料 				
根拠法令・条例	川崎市大山街道ふるさと館条例、同施行規則				
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) <ul style="list-style-type: none"> ・市、国、他の地方公共団体がその事業のため使用する場合 ・市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用する場合 ・市が指導・育成することを必要とする団体が、その目的のため使用する場合 (減額・免除) <ul style="list-style-type: none"> ・市長が特別の理由があると認める場合 				
利用回数の制限	無				

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	1,709	2,079	2,045

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸室利用件数	1,545	1,831	1,860

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（消耗品費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 9,912 千円（主な内訳：人件費 4,788 千円、委託費 2,140 千円、光熱水費 1,426 千円）である。

ただし、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上されている経費合計額には自主事業実施経費も含まれるため、各経費を主に従事比率（人件費）や面積比率（光熱水費等の経費）で按分し、使用料収入にかかる経費を算出している。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 18 年 4 月 1 日の指定管理制度導入の際、直営時と料金を変更しない方針で、従前と同一の料金設定としたが、直営時の料金の設定根拠については不明であった。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、大山街道ふるさと館の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 20.8%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 減免に係る決裁について（指摘）

川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則第 10 条第 2 項に規定されている「市長が特別の理由があると認めるとき」に基づく減免事例について、「特別の理由」が明確になっていない。

また、高津区民祭で使用されるケースにおいて、必要な決裁が取られていなかった。

高津区民祭は地域団体と区民による実行委員会が主体となって開催されるもので、行政は実行主体ではなく、高津区としては「事業の後援」及び「補助金支給」、大山街道ふるさと館としては「会場提供その他運営協力」に関与する。したがって、当該減免根拠規定は同規則第 10 条第 1 項（2）ではなく、同条 2 項が該当する。しかし、このケースが同規則の「特別の理由」に該当するかは具体的に示されておらず、不透明である。

また、高津区民祭で当館を使用する場合の減免に係る決裁は、高津区民祭は例年行われる通例的なものであるため、事務決裁規程別表に照らすと局長専決事項であるが、当館を所管する高津区役所には局長が存在しないため、局長に相当する区長の専決事項となっている。しかし、現在は、都度の区長決裁は取っておらず、施設所管である高津区と指定管理者との都度の確認により免除を決定しているが、「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当す

る場合であったとしても、事務決裁規程に則り、区長決裁を取る等の手続きを経る必要がある。

以下、参考に関連条例及び施行規則を示す。

<p>(川崎市大山街道ふるさと館条例第 10 条)</p> <p>第 10 条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>																	
<p>(川崎市大山街道ふるさと館条例施行規則第 10 条第 1 項第 2 項)</p> <p>第 10 条 条例第 10 条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事業のため使用する場合 利用料金の 5 割相当額</p> <p>(2) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用する場合 利用料金の 5 割相当額</p> <p>(3) 市が指導及び育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用する場合 利用料金の 5 割相当額</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>																	
<p>(川崎市事務決裁規程)</p> <p>第 5 条 市長の決裁事項並びに副市長、局長、部長及び課長の専決事項は、別表のとおりとする。</p>																	
<p>(川崎市事務決裁規程)</p> <p>別表 (第 5 条関係)</p> <p>1 一般事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>決裁事項</th> <th>市長 決裁</th> <th>副市長 専決</th> <th>局長 専決</th> <th>部長 専決</th> <th>課長 専決</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令、条例等の規定による権限の行使及び指導、勧告等の行政指導に関すること。</td> <td>特に重要なもの</td> <td>重要なもの</td> <td>通例的なもの</td> <td>局長専決を要しないもの</td> <td>軽易又は反復継続的なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記表は必要箇所のみ抜粋している。</p>						決裁事項	市長 決裁	副市長 専決	局長 専決	部長 専決	課長 専決	(12) 許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令、条例等の規定による権限の行使及び指導、勧告等の行政指導に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの	局長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの
決裁事項	市長 決裁	副市長 専決	局長 専決	部長 専決	課長 専決												
(12) 許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令、条例等の規定による権限の行使及び指導、勧告等の行政指導に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	通例的なもの	局長専決を要しないもの	軽易又は反復継続的なもの												

② 施設有効活用及び使用料の見直しについて（意見）

大山街道ふるさと館には、イベントホール（定員 64 名）、和室（定員 10 名）、第 1 会議室（定員 12 名）、第 2 会議室（定員 30 名）がある。これらの施設の過去 3 年間の利用率は以下の通りである。

（単位：％）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
イベントホール	平日	25.8	29.4	29.1
	土日祝日	52.8	49.1	52.5
和室	平日	33.5	33.9	34.9
	土日祝日	40.0	47.1	46.7
第 1 会議室	平日	49.4	45.7	51.9
	土日祝日	42.5	41.0	42.6
第 2 会議室	平日	48.6	48.5	45.8
	土日祝日	59.6	52.5	63.0

イベントホールと和室の利用率は過去 3 年間 50％を下回っており、第 1・第 2 会議室の利用率は 50％程度であるものここ数年横ばいである。

この点、利用率を上昇させるために使用料を見直すことを議論の遡上にあげるべきと考える。具体的な方策の一つとして、他施設との比較が考えられる。現状、仮に同じ規模の貸室としても、施設仕様、利便性、近隣施設の有無等、各施設を取り巻く状況は同一ではなく、比較に適した他自治体の同種施設を抽出することは困難であるため市は比較を行っていないが、大山街道ふるさと館の使用料の相場観を把握するために比較することに意義はあると言える。また、当施設には土曜日・日曜日・祝日料金として 2 割増しの使用料が設定されているが、余暇施設ではないため、これを見直し、一律料金とすることも方策の一つと考えられる。

一方で、使用料を見直したとしても利用率の向上が見込めないのであれば、部分的に他の用途に転用することを検討することが必要と考えられる。

【12】人権・男女共同参画センター利用料

(1) 概要

項目	内容																																																	
使用料の概要	人権・男女共同参画センターの施設・設備等の利用料																																																	
所管局部課名	市民文化局人権・男女共同参画室																																																	
料金体系	<p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="4">料金区分</th> </tr> <tr> <th>午前 (9-12:00)</th> <th>午後 (13-17:00)</th> <th>夜間 (18-21:30)</th> <th>全日 (9-21:30)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>6,600</td> <td>7,400</td> <td>12,700</td> <td>26,700</td> </tr> <tr> <td>第1楽屋</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>第2楽屋</td> <td>600</td> <td>900</td> <td>1,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>第1・2・4 研修室</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>第3研修室 (PC常設)</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>2,100</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,700</td> <td>2,300</td> <td>2,900</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>2,300</td> <td>3,100</td> <td>3,900</td> <td>9,300</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日は、規定利用料の2割増相当額 ・有料で附属設備の利用が可能 	施設名	料金区分				午前 (9-12:00)	午後 (13-17:00)	夜間 (18-21:30)	全日 (9-21:30)	ホール	6,600	7,400	12,700	26,700	第1楽屋	500	700	900	2,100	第2楽屋	600	900	1,100	2,600	第1・2・4 研修室	1,200	1,600	2,000	4,800	第3研修室 (PC常設)	1,300	1,700	2,100	5,100	会議室	1,700	2,300	2,900	6,900	多目的室	2,300	3,100	3,900	9,300	保育室	—	—	—	—
施設名	料金区分																																																	
	午前 (9-12:00)	午後 (13-17:00)	夜間 (18-21:30)	全日 (9-21:30)																																														
ホール	6,600	7,400	12,700	26,700																																														
第1楽屋	500	700	900	2,100																																														
第2楽屋	600	900	1,100	2,600																																														
第1・2・4 研修室	1,200	1,600	2,000	4,800																																														
第3研修室 (PC常設)	1,300	1,700	2,100	5,100																																														
会議室	1,700	2,300	2,900	6,900																																														
多目的室	2,300	3,100	3,900	9,300																																														
保育室	—	—	—	—																																														
根拠法令・条例	川崎市男女共同参画センター条例、同施行規則																																																	
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p>(5割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、他の地方公共団体又は他の地方公共団体が設置した男女共同参画若しくは女性のための総合的な施設を運営する団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 ・労働者の能力発揮及び職業生活の安定等に寄与することを目的とする独立行政法人、特別民間法人、公益法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人その他これに準ずる団体がセンターの設置目的に沿って利用する場合 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は市に登録している青少年団体若しくは青少年育成団体が青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的としてホールを利用する場合 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市がセンターの設置目的に沿って利用する場合、又は青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的とする 																																																	

	利用が次のいずれかに該当する場合 ・ホール及び楽屋を利用する場合。 ・ホール又は楽屋を利用する場合。
利用回数の制限	原則月4回まで

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	13,776	14,056	15,029

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用率	50.6	51.0	51.2

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支報告書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額を原価として集計している。

「収支報告書」の経費は人件費、物件費、事務経費に区分される。

人件費は決算額に貸館業務割合 0.4 (=事務局の職員 14 名のうち、貸館業務に携わる施設チームの職員 5 名と補助 1 名の割合) を乗じた額により原価を算出している。

また、水道光熱費、施設管理費、その他施設利用促進費等の物件費及び本社管理費等事務経費は、館全体に係る経費であると考えられるため、貸館面積比 56% (=館全体の延床面積 3,337.07 m²に対する貸館の面積 1,865.94 m²の割合) を乗じて原価を算出している。

物件費に含まれる舞台運営管理費は、舞台施設が貸館業務のみに使用されているため、全額を原価としている。

以上の原価算出方針に基づき計算した平成 28 年度の原価は下記のとおりである。

人件費 (人件費×全体業務に係る貸館業務割合 0.4) 17,558 千円

物件費 1 (水道光熱費+施設管理費+その他) ×貸館面積 0.56) 23,397 千円

物件費 2 (舞台運営管理費) 13,276 千円

事務経費 (本社管理費×貸館面積 0.56) 4,904 千円

原価総額 59,136 千円

ii) 現行の料金の設定方針

市内の類似施設の利用料金を参考に設定した。

夜間は、利用者数の減少が見込まれるため、収入を一定にするという観点から、高めの料金設定とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、男女共同参画センターの平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 23.1%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 平成 28 年度の原価計算表の作成について（意見）

平成 28 年度の原価計算表の受益者負担割合は、下記のように算定されている。

$$\frac{\text{利用料金収入(減免含む)14,200 千円}}{\text{管理運営に要した経費 56,055 千円+指定管理委託料以外の市支出 0 円}} \times 100 = 25.3\%$$

このうち、「指定管理委託料以外の市支出」は、指定管理者との協定において、市が負担すべき施設整備補修費（1 件につき 100 万円以上のもの）のうち、貸館業務に関する部分の整備補修費が含まれることとなっており、原価計算表は、当該支出を 0 円としている。

しかし、平成 28 年度の貸館業務に関する部分の整備補修費は、1,289 千円発生しており、過年度に原価計算表の作成にあたって「指定管理委託料以外の市支出」の項目が発生していなかったため、当該金額を含めることを失念していた。当該金額の受益者負担割合の計算への影響は、25.3%→24.8%であり、利用料金の見直しが必要な状況ではないが、受益者負担割合は、利用料金見直しの根拠となるものであり、仮に利用料金の見直しの基準を上回る原価の集計が漏れていた場合は、適切な利用料金の見直しを実施することが出来なくなるため、原価計算表の作成にあたっては、原価の範囲を適切に把握の上、受益者負担割合の計算誤りが生じないように留意が必要である。

【13】平和館使用料

(1) 概要

項目	内容																																												
使用料の概要	平和館の施設等の使用料																																												
所管局部課名	市民文化局 平和館																																												
料金体系	(単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="4">使用時間区分・使用料金(平日)</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 12時</th> <th>13時～ 17時</th> <th>18時～ 21時半</th> <th>9時～ 21時半</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内広場</td> <td>4,000</td> <td>5,500</td> <td>7,500</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td>第1</td> <td>700</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>900</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,500</td> <td>3,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土日祝日は、規定利用料の2割増相当額</p>	施設名	使用時間区分・使用料金(平日)				午前	午後	夜間	全日	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時半	9時～ 21時半	屋内広場	4,000	5,500	7,500	17,000	会議室	第1	700	1,100	1,400	3,200	第2	900	1,300	1,800	4,000	第3	300	500	700	1,500	研修室	400	600	800	1,800	控室	800	1,100	1,500	3,400
施設名	使用時間区分・使用料金(平日)																																												
	午前		午後	夜間	全日																																								
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時半	9時～ 21時半																																									
屋内広場	4,000	5,500	7,500	17,000																																									
会議室	第1	700	1,100	1,400	3,200																																								
	第2	900	1,300	1,800	4,000																																								
	第3	300	500	700	1,500																																								
研修室	400	600	800	1,800																																									
控室	800	1,100	1,500	3,400																																									
根拠法令・条例	川崎市平和館条例、同施行規則																																												
使用料の減免	減額・免除 有 (減額又は免除) 市長が特に必要があると認めるとき																																												
利用回数の制限	同一者による利用は原則として月3回まで																																												

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	1,298	1,787	1,575

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
屋内広場	60.3	42.1	44.3	
会議室	第1	36.7	41.8	38.7
	第2	27.2	34.7	34.5
	第3	35.3	46.3	51.0
研修室	40.7	49.5	46.8	

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設の管理運営にかかる経費を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 6,336 千円（内訳：人件費 2,469 千円、光熱費 996 千円、業務委託費 2,871 千円）である。

人件費は、平和館全体の延床面積 2,567.63 m²に対する会議室の延床面積合計 478 m²の割合 18%を按分割合として、正規職員 2 名に乘じ、会議室利用に係る人数比 0.36 人を算定して、当該人数比に市の職員の平均給与を乗じて 2,469 千円と算定している。

光熱費は、電気料、ガス料、水道料の合計に上記按分割合 18%を乗じて 922 千円と算出している。

業務委託費は、受付案内業務委託、自動制御機器等保守委託、庁舎清掃委託等の委託料の合計に上記按分割合 18%を乗じて 658 千円と算出している。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 4 年の開館当時の市内施設の会議室等の料金水準を踏まえて設定した。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、平和館の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 23.3%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 平成 28 年度の原価計算表の作成について（意見）

平成 28 年度の原価計算表の受益者負担割合の計算において、使用料減免分 37 千円を加味するのを失念していた。

当該数値を加味して、受益者負担割合を再算定しても、受益者負担割合は 24.9%が 25.4%となるだけで、標準的受益者負担割合（25%）に近似するため、料金の改定は不要の結論に変更はないと考えられるが、受益者負担割合は、利用料金見直しの根拠となるものであり、仮に利用料金の見直しの基準を上回る水準の原価の集計や減免額の集計が漏れていた場合は、適切な利用料金の見直しを実施することが出来なくなるため、原価計算表の作成にあたっては、原価や減免額の範囲を適切に把握の上、受益者負担割合の計算誤りが生じないように留意が必要である。

② 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について（意見）

受益者負担割合の計算に使用する人件費や物件費は、平和館全体の延べ床面積のうち会議室

の延べ床面積が占める割合を用いて算定している。

他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点、『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』では、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。貸館に係る業務や売店での物販業務などを横断的に行っていることから、職員の従事割合の算出が困難となる状況も考えられるが、適切な原価計算の観点から、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

【14】東海道かわさき宿交流館利用料

(1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	東海道かわさき宿交流館の施設の利用料			
所管局部課名	川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課			
料金体系	(単位：円)			
	時間 室内	午前	午後	夜間
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時
	第1集会室	1,200	1,600	2,200
	第2集会室	1,700	2,300	3,000
談話室	300	500	700	
	・土日祝日は、規定利用料の2割増相当額			
根拠法令・条例	東海道かわさき宿交流館条例、同施行規則			
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) 川崎市が川崎宿に関する事業以外の事業で利用 市内市民団体が川崎宿に関する事業で利用 国又は他の地方公共団体が川崎宿に関する事業で利用 (免除) 川崎市が川崎宿に関する事業で利用			
利用回数の制限	1団体及び個人につき、原則として1か月以内の利用回数は4回以内。また、同一利用者が連続して利用する期間は4日を限度とする。			

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	2,007	2,080	2,343

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用率	44.3	43.8	45.8

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支計算書」に計上された事業費合計額及び市で支出した経費の額（50万円超の修繕費など）を原価として集計している。

平成28年度の指定管理者における貸館事業の主な原価は、給料手当、臨時雇用賃金等の非課税費用3,750千円、委託費や水道光熱費等の課税費用3,921千円である。指定管理者から提出される「収支計算書」の事業費合計額には貸館事業以外の施設に係る事業費も含まれるため、事業費合計額を、事務所を除いた全館の延べ床面積に対する貸館及び交流スペースの面積割合0.191579の比率で按分し、貸館事業に関する原価を算出している。

これに市で支出した経費の額（50万円超の修繕費など）を加えて、原価としている。なお、平成28年度においては、市で支出した経費は発生していない。

ii) 現行の料金の設定方針

平成25年の開館当時の周辺施設(大山街道ふるさと館、ミュージア川崎、アートセンター)の使用料について1㎡当たりの単価を求め、それを基に、東海道かわさき宿交流館の各貸室の面積及び時間に応じて料金を設定した。

② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しにおいて、かわさき宿交流館の平成26年度の受益者負担割合(実績)は28.2%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離にとどまるため、利用料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 原価計算表の利用料金減免分相当額の算定について(意見)

利用料を減額または免除する場合及びその額については東海道かわさき宿交流館条例施行規則及び東海道かわさき宿交流館管理運営要綱に定められており、平成26年度の減免集計額は83千円である。

しかし、平成28年度の全庁的見直し時の受益者負担割合の計算に用いられた平成26年度原価計算表の利用料金減免分算定額は、指定管理者からの減免分の報告額である148千円としていた。正しい集計額を用いて受益者負担割合を再計算しても、受益者負担割合は27.4%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以上の乖離が生じておらず、利用料金の見直しは不要であったが、受益者負担割合の算定は、利用料金見直しの根拠数値となるため、指定管理者からの報告を精査・検討の上、正しく算定することが望まれる。

② 受益者負担割合増加に伴う利用料金値下げの必要性の検討の要否について（意見）

東海道かわさき宿交流館は平成 25 年に開館したばかりであり、平成 28 年度の全庁的見直しでの平成 26 年度の受益者負担割合（実績）は標準的受益者負担割合から乖離していなかったが、その後、受益者負担割合は上昇し、平成 28 年度の受益者負担割合は 30.4%である。利用者数が平成 25 年の開館時の想定を上回っていることなどが理由と考えられる。

現状は、おおむね 4 年とされる全庁的な見直しのタイミングで料金を見直すことを予定しているが、平成 29 年度以降も利用者の増加や原価の削減などが続き、標準的受益者割合と受益者負担割合の乖離幅が拡大するようであれば、全庁的な見直しを待たずに利用料金の値下げを検討することも必要と考えられるため、使用料や原価、利用率の推移を継続的にモニタリングしていく必要がある。

② 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について（意見）

指定管理者が施設の管理運営に要した経費は、指定管理者の「収支決算書」の事業費の金額に、全館の事務所を除いた延べ床面積に対する貸館及び交流スペースの面積割合を用いて算定している。

他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』においては、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。適切な原価計算の観点から、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更について検討することが望ましい。

【15】住民票、印鑑登録証明及び諸証明に関する手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票閲覧（手数料 12 号） ・住民票の写し、広域交付、附票の写し（手数料 13 号） ・住民票記載事項証明（手数料 14 号） ・身分証明、不在住（手数料 17 号）、不在籍、独身証明等（手数料 285 号） ・印鑑登録証明（手数料 18 号）
所管局部課名	市民文化局 市民生活部 戸籍住民サービス課
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 12 号については、1 世帯につき 300 円 ・手数料 13 号、14 号、17 号、285 号については、1 通につき 300 円 ・手数料 18 号については、1 枚につき 300 円
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第 2 条 12 号、13 号、14 号、17 号、285 号、18 号
手数料の減免	<p>減額・免除 有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市手数料条例第 7 条第 1 号 官公署からの請求による とき。 ・川崎市手数料条例第 7 条第 2 号 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者からの請求による とき。 ・川崎市手数料条例第 7 条第 3 号 その他市長が減額又は免除を 適当と認めるとき。 <p>※手数料によって適用する減免規定が異なる。下記参照。 手数料 12 号、17 号、285 号...第 1 号及び第 3 号を適用 手数料 13 号、14 号...第 1 号、第 2 号及び第 3 号を適用 手数料 18 号...第 3 号を適用</p>

【手数料の推移】

(有料)

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料 12 号	3,686	2,938	2,221
手数料 13 号	232,383	236,245	244,683
手数料 14 号	8,686	8,683	8,915
手数料 17 号	3,398	3,843	4,174

手数料 18 号	135,803	134,205	137,358
手数料 285 号	211	244	293

【利用件数の推移】

(有料)

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料 12 号	12,286	9,792	7,403
手数料 13 号	774,610	787,483	815,611
手数料 14 号	28,952	28,944	29,716
手数料 17 号	11,328	12,811	13,913
手数料 18 号	452,676	447,351	457,861
手数料 285 号	708	812	975

(無料)

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料 12 号	132,453	134,767	44,577
手数料 13 号	123,072	128,835	118,261
手数料 14 号	12,228	9,951	1,829
手数料 17 号	169	74	89
手数料 18 号	329	433	212
手数料 285 号	1,067	428	214

※手数料 12 号、13 号の無料件数が多い理由は、主に川崎市手数料条例第 7 条第 1 号 官公署からの請求に基づく手数料免除のためである。

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

証明書交付手数料の原価は、人件費、物件費、補助費等及びその他の支出に区分される。

(人件費)

人件費は、職員給与と非常勤嘱託員報酬に区分される。

職員給与は、それぞれの手数料ごとに、以下の算式で算出している。

$$\text{職員給与} = \frac{\text{発行に係る平均的な処理時間} \times \text{取扱件数}}{\text{職員の年間出勤日数} \times \text{1 日当たり出勤時間}} \times \text{職員の平均給与}$$

非常勤嘱託員報酬は、支出決算額を手数料ごとの取扱件数の割合で按分することにより、それぞれの手数料ごとの金額を算出している。

(物件費)

戸籍住民基本台帳事務費、戸籍電算化事業費、行政サービスコーナー運営費、市民カード関係事業費、住基ネットワークシステム管理運営費の受益費、委託料、使用料の支出決算額を手数料ごとの取扱件数の割合で按分することにより、それぞれの手数料ごとの金額を算出している。

(補助費等及びその他の支出)

コンビニ発行に係る負担金補助及び交付金について、それぞれの手数料ごとに集計して、算出している。

上記の算出方針に基づく手数料 12 号、13 号、14 号、17 号、18 号、285 号の平成 28 年度
の原価の内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

	人件費	物件費	補助費等及び その他の支出
手数料 12 号	15,964	1,704	0
手数料 13 号	208,683	117,641	5,730
手数料 14 号	7,076	4,265	190
手数料 17 号,285 号	4,523	1,377	0
手数料 18 号	66,213	51,574	2,810

ii) 現行の料金の設定方針

手数料収入（減免額含む）が原価の金額と近似するように手数料を設定している。

② 手数料の改定・見直し

手数料 12 号、13 号、14 号、17 号、18 号、285 号について、過去 10 年間で手数料の改定は無い。

なお、手数料の改定は、上記の料金の設定方針に基づき、歳入と原価の金額の割合が均衡する 100%から 20%以上乖離する場合に、近隣の他自治体の手数料との整合性を考慮の上、改定の検討を行う方針である。

(3) 監査の結果

① 人件費の原価差額に関する各手数料への配賦について（意見）

公の施設使用料に係る原価計算表の「1 人件費 (1) 職員給」は、「(取扱件数×処理時間) ÷ (年間出勤日数×1日出勤時間)」で従事人数を計算し、市の職員の平均給与を乗じて算定することになっている。処理時間は、職員の作業の習熟度にかかわらず平均的な作業時間として毎年度一定の時間数としており、年間出勤日数×1日出勤時間も年度ごとに大きな変動が生じない。そのため、この計算方式では、取扱件数以外の指標は概ね毎年度一定と考えられるため、取扱件数の変動によって従事人数が変動することとなる。

この計算方式で算定した計算上の従事人数と当該業務を実施している実際の人数(在籍人数)に乖離が生じる場合、実際の人件費の発生額と、原価計算表で配賦計算した人件費に差額が生じる。例えば、取扱件数が減少した場合は、計算上の従事人数も減少して、実際の在籍人数よりも少なくなることが想定される。この場合、計算上の従事人数と実際の在籍人数の乖離は、取扱件数の減少によって発生した手待ち時間であると想定される。現状は、当該手待ち時間分の人件費については考慮されていないため、実際の人件費発生額との乖離が生じることとなる。

適正な原価計算の観点からは、原価計算表での計算上の従事人数と実際の在籍人数に乖離が生じている場合は、当該差額分の人件費についても、各手数料に追加配賦を行う等の対応が必要であると考えられるため、従事人数と実際の在籍人数との乖離を検証の上、適切な対応を実施することが望まれる。

② 受益者負担割合の低下に伴う、手数料の見直しの検討について（意見）

平成28年度の身分証明、不在住証明書(手数料17号)、不在籍、独身証明等(手数料285号)に係る受益者負担割合は78.6%である。

不在住証明書(手数料17号)は、不動産登記の手続きで使用するケースが多く、土地・家屋の売買による所有権の移転登記件数の推移と類似した傾向が見られることから、年度ごとの社会・経済状況に影響を受けて変動する性質を有しており、また、身分証明書(手数料285号)は、警備会社への就職において提出するケースが多く、警備員の雇用状況に影響を受けるため、年度ごとの件数の変動が大きいと考えられる。年度ごとの件数の増減が大きい場合、配賦される変動費も増減して、受益者負担割合にも影響を与えることから、市では、今後の推移に留意して、継続的に受益者負担割合が80%を下回る場合に、手数料を見直す方針である。

上記記載のとおり、市では手数料の性質を考慮して、継続的な推移に留意することであるため、必ずしも現時点で、手数料の見直しを実施する必要は無いと考えられるが、今後、受益者負担割合が継続して80%を下回る場合は、利用料金の引き上げを検討することも必要であると考えられるため、受益者負担割合の推移を継続的にモニタリングしていく必要がある。

Ⅲ 経済労働局

【1】産業振興会館利用料

(1) 概要

項目	内容						
使用料の概要	産業振興会館の施設・設備等を利用するにあたっての利用料						
所管局部課名	経済労働局 産業振興部 工業振興課						
料金体系	1 施設利用料 (単位：円)						
	種別		金額				
			午前	午後	夜間	全日	
			9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	
ホール	ホール		7,200	11,400	11,400	30,000	
	控室		600	950	950	2,500	
研修室	第1研修室		1,000	1,500	1,500	4,000	
	第2研修室		2,000	3,000	3,000	8,000	
	第3研修室	区画しない場合		3,000	5,000	5,000	13,000
		区画する場合	A室	1,500	2,500	2,500	6,500
			B室	1,500	2,500	2,500	6,500
会議室	第1会議室		1,400	2,200	2,200	5,800	
	第2・3会議室		1,200	1,700	1,700	4,600	
	第4会議室		3,000	5,000	5,000	13,000	
	第5会議室		2,000	3,000	3,000	8,000	
	第6会議室		3,000	4,000	4,000	11,000	
	和室		1,300	1,900	1,900	5,100	
企画展示場	展示場	区画しない場合	6,000	9,500	9,500	25,000	
		区画する場合	A展示場	1,800	3,000	3,000	7,800
			B展示場	1,800	3,000	3,000	7,800
			C展示場	2,400	3,500	3,500	9,400
	展示事務室		360	570	570	1,500	
	・有料で附属設備の利用が可能						
根拠法令・条例	川崎市産業振興会館条例、同施行規則						
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・川崎市が主催する事務事業で、川崎市産業振興会館管理運営要綱第6条第1項第1号以外に利用する場合						

	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県が主催する事務事業で、産業振興を目的として利用する場合 (免除) ・川崎市及び公益財団法人川崎市産業振興財団が主催又は共催する事務事業で、産業振興を目的として利用する場合
利用回数の制限	原則として、同一利用者が1月内に施設を利用する申請の回数は7回を限度とし、ホールの月曜日、休日の申請は1回まで

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	36,584	37,025	38,519	39,888

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

注) 平成26年4月1日に料金改定しており、改定前の比較情報として、平成25年度を記載している。

【利用率・利用件数の推移】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用率	57.8%	59.8%	63.6%	63.9%
利用者数	171,418人	172,666人	174,062人	168,766人

注) 平成26年4月1日に料金改定しており、改定前の比較情報として、平成25年度を記載している。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された施設管理費支出合計額及び市で支出した経費の額(修繕費など)を原価として集計している。

平成28年度の原価の総額は177,723千円であり、指定管理者の経費が159,064千円、本市負担の支出が18,659千円である。原価の主な内訳は、人件費73,152千円、施設管理費85,912千円(設備保守・保安警備業務委託46,684千円、電気料17,666千円、その他経費21,562千円)である。

ii) 現行の料金の設定方針

昭和63年の開館時に財政局の資産運用課が使用していた計算式で設定した料金体系を、現在まで引き継いでいる。具体的には、土地使用分として「帳簿価額の3/100を乗じて得た額を年額とし、これに1/365を乗じて得た額を日額」、建物使用分として「取得価額に7/100を乗じて得た額に、当該土地使用分を加えた額を年額として、これに1/365を乗じて得た額を日額」として算出し、この土地使用分と建物使用分の合計金額について、利用する時間帯などを考慮

して利用料が算出されている。

② 使用料の改定・見直し

指定管理者からの提案で、平成 26 年 4 月 1 日に第 4、5、6 会議室の利用料を減額した。この料金改定により、会議室の利用者数は、改定前と比べて増加している。

(平成 25 年度 38,227 人→平成 28 年度 40,249 人)。

また、施設全体の利用料金収益も、平成 25 年度～28 年度の推移をみると、増加傾向にある(平成 25 年度 36,584 千円→平成 28 年度 39,888 千円)。

なお、平成 28 年度の全庁的な見直しにおいて、産業振興会館の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 26.2%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【2】かわさき新産業創造センター施設等利用料

(1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	かわさき新産業創造センターの施設・設備等の利用料			
所管局部課名	経済労働局 次世代産業推進室			
料金体系	種別		金額	
	新事業事務室	15㎡以上のもの(別棟を除く)	1月1㎡までごとに	3,500円
		15㎡未満のもの及び別棟		3,000円
	新事業研究室		1月1㎡までごとに	4,000円
	クリーンルーム		1月1㎡までごとに	6,000円
	試作室		1月1㎡までごとに	2,500円
	実験用設備等置場		1月1㎡までごとに	700円
	一時利用研究室		1時間までごとに	170円
	駐車場	月単位で利用する場合	1月1台	10,000円
		時間単位で利用する場合	基本料金	超過料金
			1台1時間まで	300円
・有料で附属設備の利用が可能				
根拠法令・条例	かわさき新産業創造センター条例・同施行規則			
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p><新事業事務室又は新事業研究室></p> <p>(5割を限度に減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や他の地方公共団体等が産業政策上実施する事業に利用する場合。 ・条例第7条第2項第1項カに該当する者が、本市の産業振興政策上実施する事業と連携の上実施する事業に利用する場合。 ・その他特に必要と認める場合。 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が産業振興政策上実施する事業に使用する場合。 <p>このほか、「かわさき新産業創造センター利用料金等減免基準」には、上記の新事業事務室等以外の施設や設備についても、減額・免除できる場合が定められている。</p>			
利用回数の制限	無			

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	187,218	197,981	198,563

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【入居率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設入居率 (面積ベース)	90.4	95.2	96.5

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された(立替経費等を除く)経費合計額及び市で支出した経費の額(修繕費など)を原価として集計している。指定管理者の経費からは、水道光熱費や展示会出展社負担金等の、指定管理者が施設利用者負担額を立替払いしている経費は除外している。

平成 28 年度の原価の総額は 205,836 千円であり、指定管理者の経費(立替経費控除後)が 197,469 千円、本市負担の支出が 8,367 千円である。原価の主な内訳は、事業費 91,731 千円(人件費 37,967 千円、基盤技術高度化促進事業 33,054 千円、入居企業等審査・企業支援事業 20,109 千円)、施設管理費 87,872 千円(人件費 18,658 千円、施設管理費 69,214 千円)、管理事務室経費 18,464 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

かわさき新産業創造センターの本館(新事業事務室)の条例の料金設定方針は、次世代産業推進室によると、平成 15 年の開館当時の記録が残っておらず、不明であるとのことである。一方、かわさき新産業創造センター新館(平成 24 年開館)は、本館の利用料、行政財産使用料額算定基準による土地・建物使用料、周辺地域(鹿島田・新川崎)における民間オフィス賃貸料、近隣類似施設(KSP、さがみはら産業創造センターなど)の賃貸料等を総合的に勘案して、利用料を決定している。また、料金は、条例で定める利用料の範囲において、市の承認のもと指定管理者が設定している。

なお、かわさき新産業創造センターの主な収入である新事業事務室と新事業研究室という賃貸ラボスペースに関連して、類似施設との利用料金を比較したのが、次表である。比較に当たっては、本施設は立地場所による利用料金の変動が大きいことを考慮して、近隣自治体の類似施設を対象とした。

その結果、株式会社が経営している KSP が若干高いものの、総じて、当施設の新事業事務

室及び新事業研究室の利用料金と同水準であった。

表 近隣自治体にある類似施設との料金比較

施設名	運営団体	所在地	利用料月額 (1㎡あたり)	開設時期
KSP	㈱ケイ・エス・ピー	川崎市高津区	5,200 円	平成元年
横浜市産学共同研究センター	(公財)横浜経営支援財団	横浜市鶴見区	3,996 円	平成 13 年
さがみはら産業創造センター	㈱さがみはら産業創造センター	相模原市緑区	3,440 円	平成 14 年
東工大横浜ベンチャープラザ	(独法)中小企業基盤整備機構	横浜市緑区	3,857 円	平成 18 年

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的な見直しにおいて、かわさき新産業総合センターの平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 94.6%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

これまで料金改定の実績はないものの、毎年度、受益者負担割合や指定管理者の収支などにより、適切な利用料の設定や事業運営が行われているかを確認している。

③ その他

かわさき新産業創造センターでは、市の長寿命化計画に基づき、平成 29 年度から 2 か年計画で、空調設備の大規模修繕が実施されている。

大規模修繕にかかる費用を、受益者負担割合を計算する原価計算表の原価に算入する場合、一時的に受益者負担割合が大きく下がることが予想される。

当施設は市の産業振興のための施設であり、用地取得費や建設工事費といったイニシャルコストは公費負担となっており、大規模改修に要する費用も、これと同じイニシャルコストと捉えることは整合的と思われる。また、近隣自治体の類似施設の利用料金との比較（上表参照）も検討材料になると思われる。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【3】労働会館施設利用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																																																																																																																															
使用料の概要	労働会館の施設の利用料																																																																																																																																																																																															
所管局部課名	経済労働局 労働雇用部																																																																																																																																																																																															
料金体系	施設利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 11時30分</th> <th>0時30分～ 4時30分</th> <th>5時30分～ 9時30分</th> <th>9時～ 9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">ホール</td> <td>ホール</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>14,400円</td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td>第1楽屋</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>第2楽屋</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>第3楽屋</td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>700円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>第4楽屋</td> <td>400円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第5楽屋</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種別</td> <td>9時～12時</td> <td>1時～5時</td> <td>6時～9時30分</td> <td>9時～9時30分</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">会議室</td> <td>特別会議室</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>第1控室</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>2,200円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>第2控室</td> <td>700円</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> <td>4,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,600円</td> <td>2,200円</td> <td>2,800円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>7,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,300円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>第5会議室</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>2,200円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">教室</td> <td>第1研修室</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> <td>2,800円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> <td>2,800円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> <td>2,800円</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>工芸教室</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>洋裁手芸教室</td> <td>1,400円</td> <td>1,700円</td> <td>2,200円</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>華道和裁教室</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>和室(1)</td> <td>600円</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>和室(2)</td> <td>600円</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>健康管理室</td> <td>1,600円</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種別</td> <td colspan="2">昼間</td> <td colspan="2">夜間</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">午前9時～午後5時</td> <td colspan="2">午後5時～午後9時</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">交流室</td> <td>第1交流室</td> <td>1回(2時間)</td> <td>6,000円</td> <td>1回(2時間)</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>第2交流室</td> <td>1回(2時間)</td> <td>4,000円</td> <td>1回(2時間)</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>第3交流室</td> <td>1回(2時間)</td> <td>3,200円</td> <td>1回(2時間)</td> <td>3,840円</td> </tr> <tr> <td>第4交流室</td> <td>1回(2時間)</td> <td>1,200円</td> <td>1回(2時間)</td> <td>1,440円</td> </tr> <tr> <td>第5交流室</td> <td>1回(2時間)</td> <td>1,200円</td> <td>1回(2時間)</td> <td>1,440円</td> </tr> <tr> <td>第6交流室</td> <td>1回(2時間)</td> <td>1,600円</td> <td>1回(2時間)</td> <td>1,920円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土日祝日は規定利用料の2割増相当額 ・ 有料で附属設備の利用が可能 	種別		金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分	ホール	ホール	7,200円	10,800円	14,400円	32,400円	第1楽屋	200円	300円	300円	800円	第2楽屋	200円	300円	300円	800円	第3楽屋	400円	600円	700円	1,700円	第4楽屋	400円	700円	900円	2,000円	第5楽屋	100円	200円	200円	500円	種別		9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分	会議室	特別会議室	5,000円	6,000円	7,500円	18,500円	第1控室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円	第2控室	700円	1,000円	1,300円	3,000円	第1会議室	2,500円	3,500円	4,000円	10,000円	第2会議室	1,600円	2,200円	2,800円	6,600円	第3会議室	4,000円	5,000円	7,000円	16,000円	第4会議室	600円	900円	1,300円	2,800円	第5会議室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円	教室	第1研修室	1,500円	2,100円	2,800円	6,400円	第2研修室	1,500円	2,100円	2,800円	6,400円	第3研修室	1,500円	2,100円	2,800円	6,400円	工芸教室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円	洋裁手芸教室	1,400円	1,700円	2,200円	5,300円	茶室	2,000円	2,500円	3,300円	7,800円	華道和裁教室	900円	1,100円	1,500円	3,500円	音楽室	1,400円	1,800円	2,400円	5,600円	和室(1)	600円	700円	800円	2,100円	和室(2)	600円	700円	800円	2,100円	健康管理室	1,600円	2,000円	2,400円	6,000円	種別		昼間		夜間				午前9時～午後5時		午後5時～午後9時		交流室	第1交流室	1回(2時間)	6,000円	1回(2時間)	7,200円	第2交流室	1回(2時間)	4,000円	1回(2時間)	4,800円	第3交流室	1回(2時間)	3,200円	1回(2時間)	3,840円	第4交流室	1回(2時間)	1,200円	1回(2時間)	1,440円	第5交流室	1回(2時間)	1,200円	1回(2時間)	1,440円	第6交流室	1回(2時間)	1,600円	1回(2時間)	1,920円
種別				金額																																																																																																																																																																																												
				午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																																									
		9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分																																																																																																																																																																																											
ホール	ホール	7,200円	10,800円	14,400円	32,400円																																																																																																																																																																																											
	第1楽屋	200円	300円	300円	800円																																																																																																																																																																																											
	第2楽屋	200円	300円	300円	800円																																																																																																																																																																																											
	第3楽屋	400円	600円	700円	1,700円																																																																																																																																																																																											
	第4楽屋	400円	700円	900円	2,000円																																																																																																																																																																																											
	第5楽屋	100円	200円	200円	500円																																																																																																																																																																																											
種別		9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分																																																																																																																																																																																											
会議室	特別会議室	5,000円	6,000円	7,500円	18,500円																																																																																																																																																																																											
	第1控室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円																																																																																																																																																																																											
	第2控室	700円	1,000円	1,300円	3,000円																																																																																																																																																																																											
	第1会議室	2,500円	3,500円	4,000円	10,000円																																																																																																																																																																																											
	第2会議室	1,600円	2,200円	2,800円	6,600円																																																																																																																																																																																											
	第3会議室	4,000円	5,000円	7,000円	16,000円																																																																																																																																																																																											
	第4会議室	600円	900円	1,300円	2,800円																																																																																																																																																																																											
	第5会議室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円																																																																																																																																																																																											
	教室	第1研修室	1,500円	2,100円	2,800円	6,400円																																																																																																																																																																																										
		第2研修室	1,500円	2,100円	2,800円	6,400円																																																																																																																																																																																										
第3研修室		1,500円	2,100円	2,800円	6,400円																																																																																																																																																																																											
工芸教室		1,200円	1,400円	1,800円	4,400円																																																																																																																																																																																											
洋裁手芸教室		1,400円	1,700円	2,200円	5,300円																																																																																																																																																																																											
茶室		2,000円	2,500円	3,300円	7,800円																																																																																																																																																																																											
華道和裁教室		900円	1,100円	1,500円	3,500円																																																																																																																																																																																											
音楽室		1,400円	1,800円	2,400円	5,600円																																																																																																																																																																																											
和室(1)	600円	700円	800円	2,100円																																																																																																																																																																																												
和室(2)	600円	700円	800円	2,100円																																																																																																																																																																																												
健康管理室	1,600円	2,000円	2,400円	6,000円																																																																																																																																																																																												
種別		昼間		夜間																																																																																																																																																																																												
		午前9時～午後5時		午後5時～午後9時																																																																																																																																																																																												
交流室	第1交流室	1回(2時間)	6,000円	1回(2時間)	7,200円																																																																																																																																																																																											
	第2交流室	1回(2時間)	4,000円	1回(2時間)	4,800円																																																																																																																																																																																											
	第3交流室	1回(2時間)	3,200円	1回(2時間)	3,840円																																																																																																																																																																																											
	第4交流室	1回(2時間)	1,200円	1回(2時間)	1,440円																																																																																																																																																																																											
	第5交流室	1回(2時間)	1,200円	1回(2時間)	1,440円																																																																																																																																																																																											
	第6交流室	1回(2時間)	1,600円	1回(2時間)	1,920円																																																																																																																																																																																											
根拠法令・条例	川崎市立労働会館条例、同施行規則																																																																																																																																																																																															
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・ 市が経済労働施策以外の目的で使用する、その事務・事業のために使用するとき。 ・ 川崎市市内の労働組合の連合団体又は労働福祉団体が、その目的のために使用するとき。 ・ 川崎市内の労働組合が、市と共催事業を実施する等、市と																																																																																																																																																																																															

	<p>協働して経済労働施策の推進のために使用するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に定める学校、専修学校又は各種学校が、その生徒、学生等の就労支援や、市の経済労働施策の学習の目的等、労働会館の設置目的に沿って使用するとき。 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済労働局が主催する、事務・事業のために使用するとき。 ・市が経済労働施策として主催する、事務事業のために使用するとき。 ・市が、川崎市内外にむけて川崎市のイメージアップを図るためなどのために、市民を挙げて実施する事業に使用するとき。 ・市が、災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。 ・健康管理室又は第4交流室、第5交流室を保育スペースとして使用するとき。ただし、同時時間帯に会議室等の有料施設を使用する者に限る。
利用回数の制限	利用回数の制限はないが、原則として施設等の利用は、引き続き3日を超えることはできない。

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	28,335	27,256	29,675

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率・利用件数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用率	53.4%	52.1%	46.3%
利用者数	318,828人	298,808人	334,058人

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者から提出される「収支決算書」に計上される経費合計額には、自主事業やレストランの運営など、貸館事業以外の経費も含まれる。そのため経費合計額から、これらの直接経費を除外した上で、残額（人件費やその他の間接経費）は、建物全体における貸館面積の割合

(69.56%)で按分し、使用料収入にかかる経費を算出している。これに市で支出した経費の額(修繕費など)を原価として集計している。

なお、指定管理者の平成28年度の経費合計額(按分前)は193,466千円(主な内訳:人件費31,857千円、光熱水費35,860千円、委託費99,111千円)である。

ii) 現行の料金の設定方針

昭和56年の開館当時の周辺施設の使用料について、1㎡あたりの単価を求め、それを基に、労働会館の各施設の面積に応じて料金を算定している。

② 使用料の改定・見直し

平成26年7月1日に、利用状況等を勘案し、特別会議室及び交流室の利用料金を引き下げた。

平成28年度の全庁的な見直しにおいて、労働会館の平成25年度・平成26年度の受益者負担割合(実績)は27.1%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 受益者負担割合の計算に使用する人件費等の算定方法について(意見)

(2) ① i) 原価の算出方針及び金額で記載したとおり、市は指定管理者から提出される収支決算書に基づく経費合計のうち、自主事業やレストランの運営など、貸館事業以外の事業にかかる直接経費を除外した残額(人件費やその他の間接経費)について、面積割合で按分している。他の施設では、人件費は業務の割合、物件費は面積比等で算定を行っているケースもあり、按分基準が全庁的に統一されていない。

人件費は、必ずしも施設の面積に応じた負担になるとは考えられない。この点『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』においては、指定管理者制度を導入する施設にかかる原価計算表の入力方法が明確にされていないものの、原価計算表の作成方法として、人件費は公の施設又は行政サービスに従事している人工を記載するとの定めがある。

このため、原価の集計にあたっては、人件費は業務の従事割合に応じて按分することが望ましいと考えられる。貸館に係る業務や売店での物販業務、入居団体との調整などを横断的に行っていることから、職員の従事割合の算出が困難となる状況も考えられるが、適切な原価計算の観点から、業務分担表の作成等を通じて、業務割合を把握し、業務割合が面積比とかけ離れている場合には、人件費の按分基準の変更を検討することが望ましい。

【4】生活文化会館利用料

(1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	生活文化会館の施設の利用料				
所管局部課名	経済労働局 労働雇用部				
料金体系	(単位：円)				
	種別	金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	9時～ 10時
研 修 室	第1研修室	1,360	1,840	2,560	5,760
	第2研修室	720	960	1,360	3,040
	第3研修室	960	1,280	1,760	4,000
	第4研修室	1,120	1,440	2,000	4,560
	第5研修室	1,440	1,920	2,720	6,080
	ホール	4,240	5,600	7,760	17,600
	会議室	3,200	4,240	5,920	13,360
	和室	2,000	2,640	3,520	8,160
実 習 室	工作実習室	1,920	2,560	3,040	7,520
	陶芸実習室	880	1,120	1,360	3,360
	調理実習室	1,520	2,000	2,400	5,920
	洋裁実習室	880	1,120	1,360	3,360
	理容・美容実習室	1,040	1,360	1,600	4,000
	展示場	2,160	2,880	3,520	8,560
	談話室	400	560	800	1,760
	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日は規定利用料の2割増相当額 ・利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間は無料 ・駐車場利用料は次のとおり 				
	種別	基本料金	超過料金		
	普通自動車	1台1時間まで 600円	超過時間30分までごとに 300円		

	・有料で附属設備の利用が可能
根拠法令・条例	川崎市生活文化会館条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・技能職団体が会館の設置目的に沿って利用する場合において技能水準の向上を図るための研修会、講演会等に利用するとき。 ・国、他の地方公共団体、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会又は独立行政法人雇用・能力開発機構が会館の設置目的に沿って利用するとき。 ・学校教育法に定める学校、専修学校又は各種学校が会館の設置目的に沿って利用するとき。 (免除) ・技能職団体が会館の設置目的に沿って利用する場合において、技能職者相互の交流を図るための総会、大会等に利用する場合。 ・市が会館の設置目的に沿って利用する場合。
利用回数の制限	原則として、同一利用者が1月以内に施設を利用する申請の回数は、展示場については1回を限度とし、展示場以外の施設については7回まで

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	26,035	26,331	28,798

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率・利用件数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用率	58.5%	58.6%	58.7%
利用者数	191,688人	192,232人	195,289人

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上されている経費合計額及び市で支出した経費の額（修繕費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 79,758 千円であり、指定管理者の経費が 74,458 千円（主な内訳：人件費 32,661 千円、光熱水費 10,142 千円、委託費 13,274 千円）、市負担の支出が 5,300 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 8 年の開館当初の料金は、開館当時における市内の類似施設等の使用料について 1 時間 1 m²あたりの単価を求め、その平均値を午後の単価とし、面積、時間数に応じて算出した。午前や夜間の使用料は、午後の単価を基準に設定した。

その後、平成 28 年度に「使用料・手数料の設定基準」に基づく料金改定を実施している。詳細は、②使用料の改定・見直しを参照されたい。

② 使用料の改定・見直し

i) 全庁的な使用料・手数料の見直しによる、施設及び設備利用料の改定

平成 28 年度の全庁的な見直しにおいて、生活文化会館の平成 25・26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 33.9%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以上の乖離が生じていたため、利用料の引き下げ対象の施設となった。

標準的受益者負担割合からの乖離の縮小を図る目的で、25%の±5%以内となる 20～30%の範囲内にするため、施設及び設備の利用料金を当初の料金から 20%引き下げることにした。

ii) 指定管理者からの提案による駐車場利用料金の改定

施設利用者以外の駐車場利用を抑制するため、平成 28 年 4 月 1 日に施設駐車場を有料化した。その際、周辺の駐車場より安価な利用料金水準とならないよう配慮した。

しかし、有料化後、当施設の利用者が、利用料金のより安価な他の駐車場を使用するなど、利用者の利便性が損なわれる状況となり、また、当施設自体の利用者が減少し、利用率を低下させる懸念が生じたため、指定管理者の提案に基づき、平成 29 年 2 月 1 日に再改定を行った。

再改定にあたっては、目的外利用者の抑制のため、近隣の駐車場より安価な設定にならないようにしなければならないが、駐車場有料化時に設定料金の基準とした公共施設駐車場が、施設利用者には全て無料で供され、一般による利用がほとんどないことが明らかになったことから、これを料金設定基準の比較から外した上で、近隣民間駐車場の最高値（平日 500 円/60 分）・（土休日 600 円/60 分）と同額の設定とした。また、当施設の利用者の利便性や目的外利用者の抑制という趣旨に鑑み、施設利用者に限って最大料金を設定した。（1,200 円 ※連続 24 時間まで）

区分	見直し前	見直し後	
8:00～22:00	600 円/60 分	平日	土休日

	以降 300円/30分	<u>500円/60分</u> 以降 <u>250円/30分</u>	600円/60分 以降 300円/30分
22:00～8:00	400円/60分	400円/60分	
会館利用者への配慮	最初の1時間無料	最初の1時間無料	
最大料金	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>会館利用者に限定した最大料金設定</u> <li style="padding-left: 20px;">1,200円 (連続24時間の利用まで) ・ <u>一般利用者を含めた最大料金設定</u> <li style="padding-left: 20px;">22:00～8:00 500円 (北側駐車場のみ) 	

(3) 監査の結果

① 技能職団体の自動減免について (意見)

生活文化会館は、技能職団体がふれあいネットで利用申込みをする場合、施設の設置目的に鑑み、実際の施設の利用目的に関係なく、自動減免されていた。

しかし、川崎市生活文化会館条例管理運営要綱では、技能職団体であっても、免除されるには設置目的に沿った利用が求められており、実際の利用目的にかかわらず、減免されていたのは問題である。

この点、平成29年度から、新システムに移行し、当施設の職員が利用団体の概要、利用目的等の減免要件を確認の上、減免措置をシステムに反映されるように改善された。引き続き、公平性の観点から、適切な減免等の事務に取り組むことが求められる。

なお、旧システムでは、自動減免は、減免件数しか把握されなかったため、減免金額が把握されていなかった施設が見られるが、当施設では、職員が減免件数と予約台帳等との突合せを行い、減免金額を計算していたため、減免金額は原価計算表に反映されていた。

② 今後の修繕費等の増大を起因とする料金引き上げの必要性について (意見)

現在の使用料は、利用料収入と管理運営に要した費用 (=ランニングコスト) の比である受益者負担割合によって設定されており、平成29年4月の料金改定 (施設及び設備の料金の一律2割引き下げ) も、この受益者負担割合を基準に引き下げられた。

生活文化会館は、昭和44年に建築された施設のため老朽化が進んでおり、今後、修繕等による施設管理費などの支出増加が見込まれる。このため、所管課である労働雇用部では、今後コストの増加に伴い受益者負担割合が低下し、一転して利用料の引き上げが必要となる可能性を課題点として挙げていた。

このような修繕費、特に大規模修繕に要するコストは、公費負担の対象となるイニシャルコストに該当する可能性もあり、今後増加が見込まれる修繕コストを、利用者が負担する必要はないのか、受益と負担の適正化の観点から、市全体の方針を改めて検討する必要がある。

【5】地方卸売市場南部市場利用料

(1) 概要

項目	内容	
使用料の概要	地方卸売市場南部市場施設を利用するにあたっての利用料	
所管局部課名	経済労働局 中央卸売市場 北部市場管理課	
料金体系	(月額)	
	種別	金額
	卸売業者市場利用料金	卸売金額の1,000分の3
	仲卸業者市場利用料金	仲卸業者が第47条第2項により届け出た場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の1,000分の3
	関連事業者市場利用料金	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額の1,000分の3
	卸売業者売場利用料金	1平方メートルにつき 500円
	卸売業者低温売場利用料金	1,100円
	仲卸業者売場利用料金	1,000円
	関連事業者店舗利用料金	1,200円
	事務所利用料金	1,000円
	倉庫利用料金	1,000円
	発酵室利用料金	建物234平方メートル及び機械一式 221,000円
	土地利用料金	1平方メートルにつき 670円
	買荷保管所利用料金	500円
	冷蔵施設利用料金	2,500円
	保冷施設利用料金	1,300円
指定駐車場利用料金	400円	
※条例に規定されている施設利用料金の上限額		
根拠法令・条例	川崎市地方卸売市場業務条例、同施行規則	
使用料の減免	減額・免除 有 (減額・免除) ・施設利用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を利用できないことが3日以上にわたったときは、市	

	<p>場施設を利用できない期間に発生する当施設の利用料金を減額することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第 62 条の規定により利用の停止が 3 日以上にわたったときは、利用を停止した期間に発生する当施設の利用料金を減額することができる。 ・施設利用者が国又は公共団体であるときは、その利用料金を減額又は免除することができる。 ・その他指定管理者が特別な理由があると認めるときは、市長と協議の上、その利用料金を減額又は免除することができる。 <p>なお、南部市場において減額・免除が行われているのは、南部市場の廃棄物処理適正化の一環として推進している事業を行っている南部市場ごみ処理委員会に対する施設利用料の免除の 1 件のみである。</p>
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	105,593	94,572	96,177

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【市場取扱高・業者数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市場取扱高 (青果、水産物、 花き合計)	5,551,462 千円	4,559,431 千円	5,507,714 千円
卸売業者	3 社	2 社	3 社
仲卸業者	16 社	17 社	16 社
関連事業者	18 社	18 社	18 社

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

「使用料・手数料の設定基準」は適用されず(理由はii参照)、財政局所定の様式「16-2 公の施設使用料に係る原価計算表」に基づく原価計算は行っていないが、平成28年度のランニングコストは、次のとおりである。

人件費	18,782 千円
委託料(警備、清掃等)	37,013 千円
光熱水費	21,851 千円
顧問料(税理士、弁護士費用)	784 千円
その他経費(修繕費、備品費)	30,311 千円
合計	108,741 千円

(出典：南部市場指定管理者平成28年度決算額)

ii) 現行の料金の設定方針

条例に定める「料金体系」の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めている。利用者ごとに異なる利用料金は設定していない。

条例の料金は、平成26年7月に市が設定した「使用料・手数料の設定基準」ではなく、昭和48年に国(農林水産省)から示された、市場使用料によってまかなうべき経費、市場使用料の負担者及びその額、市場使用料の徴収方法に関する考え方に基づき設定されており、社会情勢等に応じて見直されている。

卸売市場事業が地方財政法第6条及び地方財政法施行令第46条に基づく公営企業であることから、ランニングコストや減価償却費等のイニシャルコストを使用料収入で賄える独立採算を目標としている。

② 使用料の改定・見直し

平成27年5月1日に、冷蔵施設について、施設利用促進を図るため使用料の引き下げをしている。

なお、卸売市場事業に関しては、平成28年度の全庁的見直しの対象になっていない。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(4) 過年度包括外部監査のフォローアップ

平成18年度の包括外部監査で、南部市場の運営費は使用料・手数料・諸収入の合計額の2.03倍(平成17年度)と高い比率であり、独立採算を前提としておきながら、一般会計からの多

額の繰入に依存しており、健全な運営とはいえないのではないかと指摘されていた。

この状況の改善策として、次の方法が提案されていた。

- ア) 運営費を削減すること
- イ) 使用料・手数料を引き上げること
- ウ) アとイの併用

これに対する市の措置は、施設使用料の見直し（引き上げ）を実施するとともに、維持管理費の継続的削減に努めるとのことであった。

過年度の包括外部監査での指摘の背景には、川崎市の中央卸売市場は、昭和 57 年度に北部市場が開設し、北部市場と南部市場による南北の 2 大拠点市場体制になったところ、近年の市場外流通の拡大や市場間競争の激化といった状況の中で、南部市場が平成 16 年 10 月に国の中央卸売市場整備方針により再編の対象となる卸売市場として位置づけられた一方、川崎市は市場開設運営協議会に「南部市場の今後のあり方」を諮問し、平成 18 年 2 月に地方卸売市場への転換が望ましいとの答申を受け、中央卸売市場から地方卸売市場へ転換しようとしていたことがあるものと思われる。

その後、南部市場は、答申に沿って、平成 19 年 4 月に地方卸売市場に転換され、平成 22 年度までの 4 年間で市場の再整備が行われた。

平成 26 年 4 月には、南部市場に指定管理者制度（利用料金制）が導入された（なお、北部市場は現在も直営である）。

指定管理者制度が導入された平成 26 年度から、現在まで、指定管理料無し（0 円）で運営されている。北部市場管理課は、平成 25 年度と平成 26 年度の運営費の差額から歳入の差額を引いた額を指定管理者制度導入による効果額として考えた場合、約 2,000 万円（平成 26 年度時点）の効果があったと試算している。

このように、民間活力を利用した運営費の削減が模索されており、また、指定管理料は 0 円で、指定管理料以外の市の負担は 19,240 千円（平成 26 年度決算）と限定的である。平成 18 年当時の市の負担を一般会計繰入金とみなすと、南部市場の平成 17 年度繰入金 234,680 千円（出典：平成 18 年度の包括外部監査報告書の表（2-22））であり、それと比べて明らかに軽減されていることなどから、平成 18 年度包括外部監査における上記指摘は、改善されつつあると考える。

現指定管理期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間であり、北部市場管理課は、指定管理 5 年目にあたる平成 30 年度に、指定管理制度導入の効果検証を行い、次期の運営について検討を行う方針である。

なお、平成 28 年 2 月に、計画期間を平成 28 年度から概ね 10 年とする「川崎市卸売市場経営プラン」が策定された。同計画では、南部市場は「北部市場より川崎の中心市街地に近い立地特性を活かし、市民の食生活を支えるとともに、食や花等の文化の発信拠点としての「地域

密着型市場」を目指す。」と、存続を前提とした将来ビジョンが示されている。南部市場を取り巻く市場外流通の拡大や市場間競争の激化といった従来からの社会環境の変化は続いており、今後はさらに老朽化した施設・設備にかかる大規模修繕や更新費用の増大といった課題も重なることから、市場経営の健全化のための持続的な努力が求められる。

【6】中央卸売市場北部市場使用料

(1) 概要

項目	内容		
使用料の概要	中央卸売市場北部市場施設を利用するにあたっての使用料		
所管局部課名	経済労働局 中央卸売市場 北部市場管理課		
料金体系	(月額)		
	種別	金額	
	卸売業者 市場使用料	青果部水産物部 花き部	卸売金額の1,000分の2.5 卸売金額の1,000分の1.5
	仲卸業者 市場使用料	青果部水産物部	仲卸業者が条例第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額の1,000分の3
		花き部	仲卸業者が条例第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額の1,000分の2
	関連事業者市場使用料	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額の1,000分の1	
	卸売業者売場使用料(*)	1平方メートルにつき	500円
	卸売業者低温売場使用料(*)		1,110円
	仲卸業者売場使用料		1,710円
	関連事業者店舗使用料(*)		2,000円
	事務所使用料(*)		1,100円
	倉庫使用料(*)		1,140円
	土地使用料		120円
	買荷保管所使用料(*)		900円
	冷蔵施設使用料(*)		1,190円
保冷施設使用料		1,350円	
製氷施設使用料	建物280平方メートル	833,680円	

		及び機械一式	
	指定駐車場使用料	1平方メートルにつき	350円
	(*)施設の建設時期や建設費用等によって、同様の施設・設備であっても使用料が異なる。ここでは最も金額の高い使用料を記載した。		
根拠法令・条例	川崎市中央卸売市場業務条例、同施行規則		
使用料の減免	減額・免除 有 (条例 73 条、施行規則 97 条)。 ・施設利用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を利用できないことが 3 日以上にわたったとき ・条例第 70 条の規定により使用停止が 3 日以上にわたったとき ・使用者が国又は公共団体であるとき、又は市長が特別な理由があると認めるとき 具体的な減額・減免対象は (2) ③その他 (減額・免除について) を参照されたい。		
利用回数の制限	無		

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	804,089	810,088	810,673

【市場取扱高・業者数の推移】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市場取扱高 (青果、水産物、花き合計)	57,113,675 千円	56,526,920 千円	56,476,153 千円
卸売業者	4 社	4 社	4 社
仲卸業者	69 社	70 社	71 社
関連事業者	76 社	76 社	74 社

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

南部市場同様に、「使用料・手数料の設定基準」は適用されず、財政局所定の様式「16-2 公の施設使用料に係る原価計算表」に基づく原価計算は行っていないが、平成 28 年度のランニングコストは、次の通りである。

人件費（※1）	196,774 千円
運営費	477,685 千円
うち委託料（警備、清掃等）	247,116 千円
うち光熱水費	198,864 千円
その他経費（修繕費等）	483,036 千円
合計	1,157,495 千円

（出典：北部市場運営費 平成 28 年度決算額）

※1：間接人件費（本庁職員の分）は入っていない。

ii) 現行の料金の設定方針

南部市場と同様に、「使用料・手数料の設定基準」ではなく、昭和 48 年に国（農林水産省）が示した、市場使用料によってまかなうべき経費、市場使用料の負担者及びその額、市場使用料の徴収方法に関する考え方にに基づき設定されている。

料金設定にあたっては、上記の考え方にに基づき、卸売市場事業特別会計での独立事業として、ランニングコストや減価償却費等のイニシャルコストが利用料金から回収できる独立採算を目標としている。

なお、南部市場とは異なり、市の直営施設である。

② 使用料の改定・見直し

直近では、消費増税に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から消費税相当分の引き上げを実施した。

なお、卸売市場事業に関しては、平成 28 年度の全庁的見直しの対象になっていない。

③ その他（減額・免除について）

使用料は、市長が特別な理由があると認めるときに利用者からの申請に基づいて減免する（(1) 概要の使用料の減免参照）。減免額の総額は 34,620 千円である。

減免理由としては、施設の共有部分であること（廊下・トイレ等）、使用できる容積が少ないこと（倉庫）が認められている。他方、公共性が高いこと（郵便局）、従業員の福利厚生（クリニック）で減免が認められている。この他、市場のエコ化対策の一環として、認められているものもある（生ゴミ処理機運営協議会、廃発泡スチロール協議会）。

他方、市の出資法人である川崎冷蔵株式会社も減免されており、減免理由に、共有部分（階段・荷捌場等）に相当することもあるが、「経営改善に取り組む同社の株主としての立場から当面の間、減免を行っている。」とある。これは、同社は、市の出資法人の一つであり（設立時からとのこと）、取扱量の減少など市場を取り巻く環境がますます厳しくなっている状況にあるなか、安定した食料供給体制の維持を図るため、同社が平成 22 年 11 月に策定した「経営改善計画」に基づく経営改善を、株主として支援しているものである。

(3) 監査の結果

① 川崎冷蔵株式会社に対する財政支援の明瞭化について（意見）

川崎冷蔵株式会社は、北部市場における冷凍・冷蔵保管サービスを提供する市の出資法人である。市場の取扱量が減少する中、同社は経営状況が悪化し、平成 22 年に経営改善計画を策定した上で、市の支援のもとで経営改善を進めている。

ここで、市は、同社に対して使用料の減免措置を通じた財政支援を行っている。通常、特定の事業者の経営悪化は使用料を減免する特別の理由に該当しないと考えられるが、市場の安定的な機能維持を担う同社の役割を鑑みると、同社に対する市の財政支援自体の必要性は理解でき、また、減免の手続自体にも、市の稟議書や使用料減免申請書を閲覧した限りでは、瑕疵は認められなかった。

しかし、使用料の減免という形で財政支援してしまうと、他の法人事業者との受益者負担の公平性を阻害するばかりでなく、同社に対する市の負担が明確にならない点で問題がある。使用料を適切に収受した上で、財政支援が必要な部分を補助金や貸付金等により財政支援していれば、同社に対する市の公費負担額が市の支出を通じて明瞭化するが、使用料の減免という形で公費負担してしまうと、同社に対する市の負担の全体像が曖昧になる。実際、同社に対する財政支援の実態は、予算・決算や出資法人の現況調査では分からず、また、同社の経営改善計画や同社に対する出資法人点検評価においても明らかにはなっていない。

したがって、同社に対する財政支援の実態と方法について、市は説明責任を果たす工夫をすべきである。

(4) 過年度包括外部監査の指摘事項のフォローアップ

南部市場と同様に、平成 18 年度の包括外部監査で、独立採算を前提としておきながら、一般会計からの多額の繰入金（歳入に対する繰入金の比率 46%（平成 17 年度））に依存している状態が、健全な運営とはいえないのではないかと指摘されており、次の方法が提案されていた。

- ア) 運営費を削減すること
- イ) 使用料・手数料を引き上げること
- ウ) アとイの併用

これに対する市の措置は、施設使用料の見直しを実施するとともに、維持管理費の継続的削減に努め、市の負担を縮減していく（すなわち、一般会計からの繰入を減らしていく）ことが記載されていた。

直近の原価削減のための施策としては、定期借地制度を利用した施設整備（平成 26 年度配送棟、パッケージ場。平成 28 年度 荷捌場棟）を実施し、財産収入及び青果部取扱高の増につながっている。

- ・財産収入 18,496 千円（平成 25 年度）→31,733 千円（平成 28 年度）

・取扱高 21,648,352 千円（平成 25 年度）→28,358,416 千円（平成 28 年度）

また、過去 3 か年の卸売市場事業特別会計の歳入・歳出決算は次のとおり推移している。（なお、卸売市場事業特別会計は、南部市場と区別されておらず、北部市場と南部市場の合計である）

<歳入>

（単位：千円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料及び手数料	804,089	810,088	810,673
財産収入	24,396	2,917,758	31,773
繰入金	169,582	0	128,105
繰越金	0	0	0
諸収入	282,176	217,142	203,937
市債	94,000	321,000	444,000
合計	1,374,243	4,265,988	1,618,488

<歳出>

（単位：千円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
運営費	777,440	833,168	678,090
施設整備費	209,296	579,871	556,157
公債費	387,507	406,111	366,977
諸支出金	0	2,446,838	0
合計	1,374,243	4,265,988	1,601,224

一般会計からの繰入は、スポット要因（南部市場の北側用地の売却）のあった平成 27 年度を除き、現在でも行われている。しかし、歳入に対する繰入金の割合は、平成 26 年度が 12.3%、平成 28 年度が 7.9%であり、過年度の包括外部監査で指摘のあった平成 18 年度の 46%と比べると、大きく低下している。

また、平成 26 年度と 28 年度の繰入金は、地方交付税等の算定において考慮される一般会計からの繰入金（「基準内繰入」）であり、いわゆる「基準外繰入」ではない。

以上から、市場経営の健全化のための持続的な努力の必要性は（南部市場と）変わらないものの、市は継続して原価削減等の取組みを続けており、かつ、歳入・歳出決算の状況は上記指摘のあった平成 18 年度と比べると、改善されているといえる。

【7】市民農園貸付料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	市民農園の1区画を利用するに当たっての貸付料
所管局部課名	経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課
料金体系	1区画あたり年額8,000円
根拠法令・条例	川崎市市民農園事業実施要綱
使用料の減免	減額・免除 無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	4,413	3,920	3,904

【利用件数の推移】

(単位：区画)

	平成26年度※	平成27年度	平成28年度
利用可能区画数	762	652	652
利用区画数	762	652	652

※平成26年度末に1農園(110区画)閉園

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成29～38年度に見込まれる市民農園事業費(52,500千円)を延べ区画数(6,520区画)で除した一区画当たり事業費相当額(約8千円)を貸付料としている。事業費相当額の内訳は、管理運営費6千円、整備管理費2千円である。

なお、使用料改定前(平成28年以前)の原価の推移は以下のとおりである。後述するとおり、改定前は管理運営費相当額を貸付料として徴収していることから、1区あたりの事業費は6,000円程度であるが、利用者の募集が行われる2年の1度のタイミングでは整備管理費が発生しているため増加している。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	4,600,000円	6,423,531円	3,772,000円
区画数	762	652	652
1区画あたりの事業費	6037.6円	9,852.0円	5,785.3円
貸付料	6,000円	6,000円	6,000円

ii) 現行の料金の設定方針

現在、市には市が管理運営を直接行う市民農園と、管理組合が管理運営を行う地域交流農園がある。これまで、いずれの場合も、利用者は農園の整備費用を負担しておらず、市民農園の場合は市が全額負担していた。

市民農園はレクリエーション施設としての性格があることを考慮し、受益者負担の適正化・公平化を図るため、「行財政改革プログラム」における取組（市民サービス等の再構築）の一つとして、“全庁的な使用料・手数料の見直し”に準じる形で、農園の整備費用も利用者が負担すべき原価と判断し、整備管理費として利用者負担とすることとしている。

② 使用料の改定・見直し

上記、ii) の設定方針に従い、平成 28 年度より貸付料を年 6,000 円から年 8,000 円に改定している。改定に至る流れ及び内容は以下のとおりである。

(改定に至る流れ)

- 平成 27 年 11 月 市民農園利用者負担の見直し等を明記した行財政改革に関する計画素案の
パブリックコメントを実施
- 平成 28 年 3 月 議会説明を経て行財政改革プログラム策定
- 平成 28 年 8 月 市議会総務委員会説明 新聞等に掲載
- 平成 28 年 12 月 市民農園事業要綱改正 利用者募集に伴い市 HP 上で周知

(内容)

改定前：貸付料年額 6,000 円...管理運営費に充当

市負担年額 2,000 円...整備管理費に充当

↓ 受益者負担の見直し

改定後：貸付料年額 8,000 円...管理運営費と整備管理費に充当

なお、平成 29 年度以降は、「行財政改革プログラム」で示されているとおり、原則として、市民農園は地域交流農園に移行する予定であり、移行に合わせて利用者負担の見直しを行う予定である。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【8】菅生地域交流農園貸付料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	菅生地域交流農園の1区画を利用するに当たっての貸付料
所管局部課名	経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課
料金体系	1区画当たり年額2,000円
根拠法令・条例	地域交流農園事業実施要綱
使用料の減免	減額・免除 無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸付料	—	—	80

【利用件数の推移】

(単位：区画)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用可能区画数	40	40	40
利用区画数	40	40	40

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

利用期間(2年間)あたりの園内整備費(160千円)を延べ区画数(80区画)で除した一区画当たり園内整備費(約2,000円)を貸付料としている。

なお、地域交流農園は、市が管理運営する市民農園とは異なり、管理組合が管理運営しているため、利用者は管理運営費4,000円を管理組合へ支払う。そのため、原価に管理運営費は含まれず、園内整備費2,000円のみを貸付料としている。

原価等の推移は以下のとおりである。平成27年度までの園内整備は、利用者からなる管理組合が実施していたため、市の事業費は発生していない。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
園内整備費	—	—	80,000円
区画数	—	—	40
1区画あたりの事業費	—	—	2,000円
貸付料	—	—	2,000円

ii) 現行の料金の設定方針

農園には、市が管理運営する市民農園と、管理組合が管理運営する地域交流農園がある。これまで、いずれの場合も、利用者は、農園の整備費用を負担しておらず、地域交流農園の場合は農地所有者が農園の整備費用を全額負担していた。

地域交流農園は開園から8年を経過し、農園内の区画番号札や区画杭などの設備の老朽化が進行していることから、農園開設者である市が園内整備を適切に行い、農園を安全かつ良好に維持することが必要となっている。

② 使用料の改定・見直し

平成28年4月から農園内の区画番号札や区画杭などの設備の老朽化に伴い、園内整備を農園開設者である市が行うことになった。これにより貸付料は1区画当たり2,000円(年額)となった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

IV 環境局

【1】余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根・王禪寺）利用料

(1) 概要

項目	内容												
使用料の概要	余熱利用市民施設のプール・トレーニングルーム・会議室の利用料												
所管局部課名	環境局 生活環境部 減量推進課												
料金体系	ヨネッティー堤根プール利用料												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別・区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水プール 15歳以上</td> <td>基本料金 1人1回1時間まで 220円 超過料金 30分までごとに 110円</td> </tr> <tr> <td>温水プール 3歳以上15歳未満 (中学生を含む)</td> <td>基本料金 1人1回1時間まで 50円 超過料金 30分までごとに 25円</td> </tr> </tbody> </table>	種別・区分	金額	温水プール 15歳以上	基本料金 1人1回1時間まで 220円 超過料金 30分までごとに 110円	温水プール 3歳以上15歳未満 (中学生を含む)	基本料金 1人1回1時間まで 50円 超過料金 30分までごとに 25円						
	種別・区分	金額											
	温水プール 15歳以上	基本料金 1人1回1時間まで 220円 超過料金 30分までごとに 110円											
	温水プール 3歳以上15歳未満 (中学生を含む)	基本料金 1人1回1時間まで 50円 超過料金 30分までごとに 25円											
	ヨネッティー王禪寺プール等利用料												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別・区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングルーム 20歳以上</td> <td>基本料金 1人1回3時間まで 330円 超過料金 1時間経過 110円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム 15歳以上20歳未満、 20歳以上の学生</td> <td>基本料金 1人1回3時間まで 110円 超過料金 1時間経過 35円</td> </tr> <tr> <td>温水プール 15歳以上</td> <td>基本料金 1人1回1時間まで 330円 超過料金 30分までごとに 160円 2時間券 600円・3時間券 820円</td> </tr> <tr> <td>温水プール 3歳以上15歳未満 (中学生を含む)</td> <td>基本料金 1人1回1時間まで 110円 超過料金 30分までごとに 50円 2時間券 190円・3時間券 270円</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>基本料金 1台1時間まで 100円 (20分まで無料) 超過料金 30分までごとに 50円</td> </tr> </tbody> </table>	種別・区分	金額	トレーニングルーム 20歳以上	基本料金 1人1回3時間まで 330円 超過料金 1時間経過 110円	トレーニングルーム 15歳以上20歳未満、 20歳以上の学生	基本料金 1人1回3時間まで 110円 超過料金 1時間経過 35円	温水プール 15歳以上	基本料金 1人1回1時間まで 330円 超過料金 30分までごとに 160円 2時間券 600円・3時間券 820円	温水プール 3歳以上15歳未満 (中学生を含む)	基本料金 1人1回1時間まで 110円 超過料金 30分までごとに 50円 2時間券 190円・3時間券 270円	駐車場	基本料金 1台1時間まで 100円 (20分まで無料) 超過料金 30分までごとに 50円
	種別・区分	金額											
	トレーニングルーム 20歳以上	基本料金 1人1回3時間まで 330円 超過料金 1時間経過 110円											
	トレーニングルーム 15歳以上20歳未満、 20歳以上の学生	基本料金 1人1回3時間まで 110円 超過料金 1時間経過 35円											
	温水プール 15歳以上	基本料金 1人1回1時間まで 330円 超過料金 30分までごとに 160円 2時間券 600円・3時間券 820円											
	温水プール 3歳以上15歳未満 (中学生を含む)	基本料金 1人1回1時間まで 110円 超過料金 30分までごとに 50円 2時間券 190円・3時間券 270円											
	駐車場	基本料金 1台1時間まで 100円 (20分まで無料) 超過料金 30分までごとに 50円											
・老人休養施設（60歳以上）はヨネッティー堤根・王禪寺共に無料													

	<p>ヨネッティ一王禅寺会議室等利用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別・区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 12時</th> <th>1時～ 4時</th> <th>5時～ 8時</th> <th>9時～ 8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>2,750</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>9,350</td> </tr> <tr> <td>第1～第4会議室</td> <td>770</td> <td>990</td> <td>990</td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションルーム</td> <td>4,400</td> <td>6,600</td> <td>6,600</td> <td>17,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>・有料で附属設備の利用が可能</p>	種別・区分	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 12時	1時～ 4時	5時～ 8時	9時～ 8時	大会議室	2,750	3,300	3,300	9,350	第1～第4会議室	770	990	990	2,750	レクリエーションルーム	4,400	6,600	6,600	17,600
種別・区分	金額																												
	午前		午後	夜間	全日																								
	9時～ 12時	1時～ 4時	5時～ 8時	9時～ 8時																									
大会議室	2,750	3,300	3,300	9,350																									
第1～第4会議室	770	990	990	2,750																									
レクリエーションルーム	4,400	6,600	6,600	17,600																									
根拠法令・条例	余熱利用市民施設条例、同施行規則																												
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p>(5割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が共催又は後援する行事に参加するために利用する場合 ・市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために利用する場合 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護者 ・身体障害者手帳、公害医療手帳、川崎市公害医療手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添者 ・被爆者健康手帳の交付を受けている者 ・幼児、小学生、中学生及び高校生が、学校の夏期休業期間を除く毎週土曜日に温水プールを利用する場合。ただし、その保護者は除く。 																												
利用回数の制限	無																												

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ヨネッティ一堤根	20,547	22,118	23,445
ヨネッティ一王禅寺	53,854	59,975	61,115

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

注) ヨネッティー堤根はプールのみ。ヨネッティー王禅寺はプール・トレーニングルーム・会議室がある。

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ヨネッティー堤根	150,915	155,785	164,251
ヨネッティー王禅寺	233,861	263,340	257,842

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（消耗品費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 300,868 千円（主な内訳：人件費 120,084 千円、光熱費 52,860 千円、維持保守管理費 51,622 千円、管理費 15,984 千円、商品仕入高 17,245 千円、外注費 11,710 千円）である。

なお、当該余熱利用施設は、ごみ焼却施設と隣接しており、ごみを焼却した時に発生する高温の排気ガスから廃熱ボイラで熱を回収して発生する蒸気を温水プールやお風呂などに利用しているため、光熱費は、一般的なプール運営に比較し少額となる。

ii) 現行の料金の設定方針

平成元年の条例制定時に他の類似施設と比較し、料金を設定した。

具体的には、プールは、市内の類似施設の市民プラザ、公園内プール、鷺沼プール、市外の類似施設の北部プール（横浜市）、健康福祉センター（横須賀市）、市民健康文化センター（相模原市）高井戸温水プール（東京都）を参考とした。会議室は、市民プラザ、産業振興会館、労働会館、市民館などを参考にした。

トレーニング室使用料は市内の類似施設のスポーツセンター（幸・麻生）、武道館、体育館、市民プラザ、市外の瀬谷スポーツセンター（横浜市）を参考とした。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、余熱利用施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 28.2%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以上の乖離が生じていたため、料金引き上げを検討すべき施設となり、平成 29 年度に利用料金を一律 1.1 倍に引き上げた。

② 使用料の改定・見直し

上述のとおり、平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、料金を引き上げた。

なお、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以内の乖離にとどめるためには、1.5 倍程度の

引き上げが必要であったが、急激な料金引き上げは利用者への影響が大きいため、激変緩和措置として、1.1 倍の引き上げにとどめた。

料金改定に至る流れは以下の通りである。

平成 28 年 6 月 全庁の見直しにおいて、課題整理・各部署調整

平成 28 年 7 月 各種委員会報告

平成 28 年 9 月 条例改正議案を市議会へ上程

平成 28 年 10 月 改正条例案が市議会で成立

指定管理者との協議、利用者への周知・広報

平成 29 年 4 月 料金改定

(3) 監査の結果

① 指定管理者による事業収入がある施設の原価の算出について（指摘）

ヨネッティー堤根、ヨネッティー王禅寺では、プールにおいて使用料収入となる個人利用の他、水泳教室の運営や水着等の販売をしているが、水泳教室や物品販売に係る費用も含めた経費合計と個人利用の利用料収入を用いて、受益者負担割合を算出していた。

経費には、水泳教室における講師代や物品販売における商品仕入高などと、個人利用と水泳教室双方で負担すべき間接費の水道光熱費や維持保守管理費などがあるが、市の他のプールがある施設では、間接費は個人利用と水泳教室の利用実績に応じて按分を行い、個人利用に係る費用相当額を算出している。

平成 28 年度の全庁の見直しで料金の引き上げを行っているが、これは水泳教室や物品販売にかかる費用負担をプールやトレーニングルーム、会議室（ヨネッティー王禅寺のみ併設）の個人利用者に転嫁する計算方法で算出した受益者負担割合に基づく料金引き上げである。早急に経費の内容が直接費か間接費か把握し、水泳教室や物品販売に係る直接費は原価から除くとともに、間接費の按分方法を定めて受益者負担割合を再度算出し、現在の使用料が適切な料金設定であるかの検討が必要である。

② 生活保護者の減免措置について（意見）

市の運動施設のうち、ヨネッティー堤根、ヨネッティー王禅寺、上下水道局所管の入江崎余熱利用プールでは、生活保護者の使用料を免除している。一方、市の他のプール施設やスポーツセンター、公園施設は免除していない。

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、医療費や水道料金・下水道使用料等について減免措置があるのは理解できるが、運動施設の利用は最低限度の生活をするために必要とまではいえない。このような受益者がサービスを利用するかを主体的に選択するものにまで生活保護者の使用料を免除する必要があるのか、減免措置の対象について再考することが望まれる。

③ 複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについて（意見）

ヨネッティー王禅寺は、運動施設（プール）と会議室という2つの異なる性質の施設を有するが、運動施設の性質のみを考慮して標準的受益者負担割合を50%と定めている。もし仮に会議室の性質のみを考慮すると標準的受益者割合は25%となる。

ヨネッティー王禅寺は、プールがメインの施設であるものの、複数の性質を持つ場合、一部の性質のみを考慮し施設全体の標準的受益者負担割合を決定してよいのか、そのように算出した標準的受益者負担割合と施設全体の受益者負担割合が乖離していなければ料金は妥当と判断してよいのか、検討する必要がある。

「使用料・手数料の設定基準」に定めているとおり、公の施設全体で判断するとしても、現状標準的受益者負担割合は9分類に区分けしており、複数の性質を持つ施設が想定されていない。複数の性質を持つことを考慮し、標準的受益者負担割合を決定することが望まれる。

（4）過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

ヨネッティー堤根とヨネッティー王禅寺については、平成16年度の包括外部監査にて、以下の意見を受けた。

（指摘の要旨）

ヨネッティー施設（ヨネッティー堤根・ヨネッティー王禅寺）を使用して実施する文化活動事業等の自主事業の、施設利用は行政財産の目的外使用に該当する。このため両施設を運営する財団法人川崎市リサイクル環境公社では行政財産の目的外使用許可を受けるとともに目的外使用料を川崎市に対して納付する必要がある。しかし、上記事業のうちガラス工芸講習会、水泳教室、アクアエクササイズについては目的外使用許可を受けておらず、目的外使用料についても納付していない。今後、目的外使用許可を受ける必要がある。ガラス工芸講習会は過去3年間、水泳教室、アクアエクササイズについては平成15年度について赤字となっている。これらの事業はリサイクル環境公社が実施する主たる公益事業である資源リサイクルに関する事業の財源とするため附随的に行われる事業である。したがって、これら事業が長期的に赤字が継続するようであれば、公益事業の財源とする趣旨が達成されないばかりでなく、逆に公益活動に支障を来すことにもなりかねないため、事業の継続について将来予測を踏まえ検討する必要がある。なおこの際、公社運営費は市からの運営補助金、運営委託料により賄われている実態を踏まえ、水泳教室、アクアエクササイズについては事業自体が赤字であっても、一方で、入場者数増加効果により市の収入としての施設使用料は増加することに留意し、両者合計での収支状況により事業継続に関する判断を行う必要がある。

この指摘に対する市の措置の状況は下記のとおりである。

（措置の要旨）

ガラス工芸講習会、水泳教室、アクアエクササイズについては、平成17年4月から行政財産の目的外使用許可を行うとともに、使用料を納付させることにしました。また、これらの事業については、施設のPR、施設の有効利用、利用者の拡大等を目的に実施してまいりました。平成18年4月からは、ガラス工芸講習会については委託事業として、水泳教室及びアクアエクササイズについては指定管理者の業務として位置付け、引き続き実施することにしてはいますが、今後も利用者のニーズ等の状況を踏まえて事業継続の判断を行ってまいります。

平成16年までは財団法人川崎市リサイクル環境公社が両施設を運営していたが、平成17年度から指定管理者制度を導入した。指定管理者は毎年目的外使用の自主事業について計画書を市に提出し、市が承認した事業を実施している。このため、目的外使用許可について市の認識漏れはなく、資料の提出を受け、毎年市が実施事業の継続の判断を行っている。

なお、指定管理者制度の導入により、当該自主事業の収入は指定管理者の収入となるが、当該収入も一定程度考慮したうえで、指定管理料は決定されている。

以上から、過年度の包括外部監査の指摘は改善されていると判断した。

【2】橋りサイクルコミュニティセンター利用料

(1) 概要

項目	内容						
使用料の概要	橋りサイクルコミュニティセンター会議室及び 展示コーナーの利用料						
所管局部課名	環境局 生活環境部 減量推進課						
料金体系	金額 (単位：円)						
	種別	午前		午後		夜間	全日
		9時～ 12時	1時～ 4時		5時～ 8時		9時～ 8時
	学習室		800	900	900	2,600	
	会議室 区画する 場合	区画しない 場合		2,600	3,100	3,100	8,800
		区画 する 場合	第1会議室	800	900	900	2,600
			第2会議室	1,800	2,200	2,200	6,200
	展示 コーナー		1,800	1,800	1,800	5,400	
根拠法令・条例	川崎市リサイクルコミュニティセンター条例、同施行規則						
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・市民が再利用及び再生利用の推進のために施設を利用する場合 (免除) ・社会福祉法人が、施設を利用する場合 ・市が廃棄物の適正処理、減量化、再利用及び再生利用等を推進するために施設を利用する場合						
利用回数の制限	無						

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	43	51	71

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用人数	15,624	16,564	16,184

橘リサイクルコミュニティセンターは、ゴミ焼却場である橘処理センターに隣接し、粗大ごみの中で再利用可能な家具等を適宜補修したうえで抽選により市民に提供することや常設フリーマーケット、リサイクル関連講座（石鹸づくりや紙すき教室など）等を実施しており、上記の利用人数は年間での来館者数を記載している。

貸室の利用は、特定のリサイクル関連団体が月に数回利用する程度である。

(2) 使用料に対する基本的な考え方**① 使用料の算定方法**

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費の一部及び市で支出した経費の額（消耗品費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の指定管理者の経費合計は 20,907 千円だが、月に数回の貸室利用のために生じている経費はごくわずかと考え、原価は人件費のうち受付の給与に 0.1 を乗じた額＋設備管理費に面積割合（貸室の面積 / 施設全体の延床面積）を乗じた額の 334 千円としている。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 5 年の開館当時の他の類似施設と比較し、設定した。具体的には、地域リサイクルセンター（東京都）、リサイクルプラザ（目黒区）、リサイクルセンター（横浜市）、港南リサイクルプラザ（横浜市）、リサイクル文化センター（町田市）、資源リサイクルセンター（吹田市）、リサイクルセンター（仙台市）を参考にした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁の見直しにおいて、橘リサイクルコミュニティセンターの平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 21.8%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまったため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 施設の利用の活性化の必要性について（意見）

橘リサイクルコミュニティセンターの貸室は、特定のリサイクル関連団体が利用しているのみであり、利用者が極めて限定的である。当施設がふれあいネットに登録されておらず、市民に貸室の存在が十分に周知されていないことが原因の1つと推察される。施設の取組みや施設そのものを周知するには様々な方法が考えられるが、少なくともふれあいネットには登録することが望まれる。

また、当施設の家具のリサイクルやフリーマーケット等の施設の取組み自体が広く市民に周知されていない可能性がある。例えば、リサイクル関連講座として、木工教室やせっけん教室、ぞうり教室、リメイク教室など大人から子供まで参加できる多岐にわたる教室を実施しているにもかかわらず、ホームページでは石鹸づくりができる旨の記載しかなく、どのような教室があるかを把握できない。

貸室がある市民プラザが当施設の近くにあることは、当施設の貸室の一般利用が伸びない一因とは推察されるが、一方で市民プラザは年間40万人以上が利用するため、例えば市民プラザで当施設の取組みを周知することで、利用者増加につながることも考えられるのではないだろうか。

費用対効果を勘案したうえで、貸室及び施設の利用の一層の活性化を図ることが望まれる。

② 特定団体への減免措置について（意見）

社会福祉法人が橘リサイクルコミュニティセンターを利用する場合、使用料は全額免除と定めている。しかし、施設の設定目的に照らして、社会福祉法人というだけで全てを免除する理由が不明瞭である。

「使用料・手数料の設定基準」によれば、減免措置はあくまで受益者負担の例外である。一概に社会福祉法人といっても様々な目的を持つため、全ての法人を免除対象とすることが妥当か再考することが望まれる。

なお、直近3年間においては、社会福祉法人が当施設を利用していないため、使用料収入への影響はない。

【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）

（1）概要

項目	内容
手数料の概要	焼却施設に搬入された事業系一般廃棄物（焼却ごみ）の焼却処理手数料
所管局部課名	環境局 生活環境部 廃棄物政策担当 環境局 生活環境部 減量推進課 環境局 施設部 処理計画課
料金体系	1 kg までごとに 15 円
根拠法令・条例	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例、同施行規則
手数料の減免	減額・免除 有 ・生活保護者 ・天災のために市長が特に必要があると認める者 ・その他市長が特に必要があると認める者 (市において抜去した自生等ケシの処分が該当する)

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	1,427,467	1,428,507	1,395,682

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	3,454	4,259	4,091

（2）手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価は、公益社団法人全国都市清掃会議が策定した「廃棄物処理事業原価計算の手引き（以下、「手引き」という）」を踏まえて、環境省が平成 19 年 6 月に策定した「一般廃棄物会計基準」に基づき、部門毎に発生した費用を集計している。

なお、全国都市清掃会議とは、廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して必要な調査、研究等を行うことで住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てる組織であり、「手引き」は昭和 54 年 3 月に策定されて以来、多くの自治体が原価計算基準として採用してきた。「一般廃棄物会計基準」は、市町村の一般廃棄物処理事業 3R 化ガイドライン（3R＝

Reduce、Reuse、Recycle) のひとつとして公表されたもので、一般廃棄物処理事業に関する財務書類（原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧）を作成する場合の、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めたものである。ただし、当該会計基準は導入が強制されているものではないため、市で財務書類を作成はしていないことに留意が必要である。

原価の計上額は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収集運搬 部門費	人件費	—	—	—
	物件費	28,162	25,728	44,983
	減価償却費	—	—	—
中間処理 部門費	人件費	655,786	515,240	558,531
	物件費	635,711	607,140	624,554
	減価償却費	993,281	844,153	720,891
最終処分 部門費	人件費	20,195	19,095	19,982
	物件費	114,281	104,541	104,364
	減価償却費	71,573	87,350	99,592
管理 部門費	人件費	70,951	64,386	58,781
	物件費	3,015	2,602	2,736
	減価償却費	—	—	—

ii) 現行の料金の設定方針

市が公表している「行財政改革プログラム」において、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しが課題の1つに挙げられている。具体的には、事業系一般廃棄物の一層の減量化や資源化を促進するため、減量化の進展や経済情勢、他都市状況、3 処理センター(注)化による経費節減効果等を検証するとともに、当手数料の見直しについて検討を行う旨を記載している。

平成 28 年度の全庁の見直しは「行財政改革プログラム」の課題と通じるものであり、原価の全額を受益者が負担するとの考え方から、平成 27 年度の前原価 (15.3 円/kg) (注 2)に基づき、他の 19 政令指定都市の平均 14.2 円/kg も考慮した上で、12 円/kg から 15 円/kg に引き上げた。

(注) 市には設立時期が異なる 4 つのごみ処理センターがある。センターを 40 年サイクル (30 年稼働し、10 年かけて建替える)として、順次 1 センターが稼働を停止しメンテナンスを行い、その間他の 3 センターが稼働する体制をいう。

(注2) 全庁的な見直しは、原則として平成25年度と平成26年度の実績を用いて実施したが、平成27年度から廃棄物処理施設を4処理センター体制から3処理センター体制に移行し大幅な原価削減となったため、平成27年度の実績を用いた。

② 手数料の改定・見直し

平成28年度の全庁的な見直し以前の手数料の改定状況は以下のとおりである。

<平成5年1月の条例改正>

ごみの減量化・資源化の推進に向け積極的な取組を進める趣旨で、以下の料金設定とした。

- ・1日平均10kgを超えるごみを排出する事業者のごみを市が収集、運搬、処分するとき、10kgを超える1kgまでごとに14円
- ・市長が指定する場所に搬入するとき1kgまでごとに7円

<平成12年10月の条例改正>

廃棄物処理法に基づく事業者処理責任を明確化するとともに、原価に対する受益者負担割合を高め、応分の負担を求めることとした。

(変更点)

- ・全ての事業者に対する一律1日10kg控除制度を廃止し、中小企業基本法の考え方に基づく小規模事業者は1日10kgの控除制度を設けた。
- ・市収集26円/kg(前14円)、搬入12円/kg(前7円)に料金を引き上げた

<平成16年4月の条例改正>

廃棄物処理コストの増加を背景に、効率的な処理システムの構築と事業者処理責任の徹底の観点から受益者負担の適正化を図った。

(変更点)

- ・事業系ごみ収集運搬手数料(市収集26円/kg)を削除
- ・小規模事業者の1日10kgの控除制度を廃止

平成28年度の全庁的な見直しにおいて、ii) 現行の料金の設定方針に上述のとおり、12円/kgから15円/kgに料金を改定した。料金改定に至る流れは以下の通りである。

(ごみ処理手数料、し尿処理手数料、浄化槽等清掃手数料共通)

平成28年6月 全庁的な見直しにおいて、料金見直し対象となり、課題整理・部署内調整

平成28年7月 手数料の改定額等について、政策調整会議(市政の基本方針及び重要施策について審議決定するとともに、各部門間における重要事業の調整等を行い、行政の総合的かつ計画的な推進を図る会議)に報告

平成28年9月 条例改正議案を市議会へ上程

平成 28 年 10 月 改正条例案が市議会で成立

平成 28 年 11 月～2 月 関係者への説明・周知及び市民への周知

(3) 監査の結果

① イニシャルコストの考え方の整理について（指摘）

「使用料・手数料の設定基準」では、施設設置に係るイニシャルコストへの言及はあるものの、行政サービスに係るイニシャルコストの取扱いに関する明確な記載がない。建物の建設等を伴う行政サービスが通常想定されないことから、基準の設定時に明確に定めなかったと推察される。

一方、市の公の施設は「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」ことを理由に、ほぼ全ての施設でイニシャルコストを公費負担としている。この考え方に則るのであれば、「誰もが利用することができ、受益者となりうる」行政サービスに係るイニシャルコストは公費負担となると考えられる。

しかし、ごみ処理手数料は、イニシャルコストである減価償却費を原価に含める方針としている。ごみ処理手数料に係る減価償却費は、公の施設の減価償却費と性質が異なり、廃棄物処理施設の特性や 3 処理センターで常に建替えを行っている状態を考慮すると、ランニングコストに近いと考えているためである。

また、ごみ処理原価の大半は減価償却費であり、事業者処理責任を明確にする趣旨からも市では減価償却費は公費負担ではなく受益者負担と考えている。さらに、横浜市（13 円/kg）、相模原市（230 円/10kg）、横須賀市（150 円/10kg）など近隣都市と比較しても、15 円/kg の料金設定を適切な水準と市は考えている。

減価償却費を原価に含める市の考え方には一定の合理性があり、また手数料の水準は近隣都市の手数料との均衡も取れていることから、原価の算出方法に問題があるとは考えていない。

ただし、この減価償却費を原価に含めるというごみ処理手数料の考え方は、市全体のイニシャルコストに係る考え方と照らすと例外である。「使用料・手数料の設定基準」では、個々の施設やサービスの内容を勘案して例外を採用するものについての定めがないが、例外を採用する場合は、その旨及びその理由を当該設定基準に明確に記載する必要がある。

② 原価の範囲及び算出方法の統一について（意見）

ごみ処理手数料の原価には、管理部門の人件費・経費が含まれる。他の公の施設や行政サービスでは、管理部門の人件費・経費は原価に含めていない。管理部門の人件費・経費は、川崎市役所本庁舎に勤務する環境局の職員にかかる人件費・経費を業務量等で按分した間接人件費・間接経費である。

人件費について、他の公の施設や行政サービスは、職員の異動による給与額の変動で原価が変動する影響を除外するため、市の職員の平均給与に従事人数を乗じて原価を算出してい

るが、ごみ処理手数料は給与の実績額を集計している。人件費で原価に含む範囲も、他の公の施設や行政サービスで使用する平均給与には含まれない報酬(議員等の報酬)や共済費を含んでいる。

物件費についても、他の公の施設や行政サービスでは原価に含まない公債利子を原価に含んでいる。これらは、市全体の原価の算出方針と整合していない。

一般廃棄物会計基準で原価に含むとされているために集計しているとのことだが、「①手数料の算定方法」で記載した通り、一般廃棄物会計基準は一般廃棄物処理事業にかかる財務諸表を作成する趣旨の会計基準であり、当該会計基準で示す原価と、自治体が料金設定を考慮する上で公費ではなく受益者の負担と捉える原価の範囲は必ずしも一致する必要はないと考えられる。市全体の方針を考慮し、統一するか否かの検討が望まれる。

③ 固定資産の耐用年数の統一について（意見）

ごみ処理施設で使用する固定資産について、川崎市の公会計の固定資産台帳での耐用年数とごみ処理手数料の原価算出時に使用する耐用年数が一致していない。

平成 23 年度に固定資産台帳を整備するにあたり、川崎市の膨大な建物、工作物を含む有形固定資産を効率的かつ適正に管理するため、固定資産台帳の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき一律に設定した。一方、環境局では資産の特性を考慮した上で耐用年数を設定し、固定資産台帳が整備される平成 23 年以前から冊子等でごみ処理手数料の原価を開示しており、当該耐用年数を継続して使用している。このため、市全体の決算書等（行政コスト計算書等）で開示する減価償却費と環境局が原価として把握する減価償却費の算出方法が異なっている状況である。

固定資産台帳は、財務報告だけでなく、料金改定等にも使用することが期待されている。今後取得する固定資産については、固定資産台帳の活用のため、環境局が使用する耐用年数と公会計の固定資産台帳の耐用年数を統一することが望まれる。

【4】ごみ処理手数料（粗大ごみ）

（1）概要

項目	内容		
手数料の概要	粗大ごみの収集、運搬、処理にかかる手数料		
所管局部課名	環境局 生活環境部 廃棄物政策担当 環境局 生活環境部 収集計画課		
料金体系	区分	手数料	
	長さが 30 cm以上 50 cm未満で、その全部又は一部が金属性	200 円	
	長さが 50 cm以上 180 cm未満	500 円	
	長さが 180 cm以上で幅が 10 cm未満	500 円	
	長さが 180 cm以上（3に規定するものを除く。）	1,000 円	
根拠法令・条例	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例、同施行規則		
手数料の減免	減額・免除 有 ・生活保護者 ・天災のために市長が特に必要があると認める者 ・その他市長が特に必要があると認める者 (罹災した者を対象に粗大ごみを収集する場合)		

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	401,893	412,895	424,262

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	38,247	34,154	31,898

（2）手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方法は、【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）と同一である。

原価の計上額は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収集運搬 部門費	人件費	—	—	—
	物件費	296,932	296,932	296,932
	減価償却費	—	—	—
中間処理 部門費	人件費	56,929	181,897	35,381
	物件費	197,637	228,091	272,423
	減価償却費	88,297	86,044	151,579
最終処分 部門費	人件費	920	922	812
	物件費	5,208	5,045	4,239
	減価償却費	3,262	4,215	4,045
管理 部門費	人件費	18,285	23,507	20,706
	物件費	51,868	53,247	54,304
	減価償却費	—	—	—

ii) 現行の料金の設定方針

現在の料金は、平成 16 年の条例改正時に「受益者負担の適正化」「排出抑制」の考え方のもと設定された金額であり、平成 11～13 年の 3 ヶ年の粗大ごみ処理原価（1 kgあたり）の平均 128.4 円と粗大ごみの 1 個あたりの平均重量 11.5kg（当時）を基に、受益者負担割合を 3 分の 1 として、500 円と設定した。

ごみの料金設定は、計測のしやすさなどを考慮し、重量ではなく長さとしており、最も排出量が多い最長辺が 50 cm以上 180 cm未満の粗大ごみを 500 円とし、公平性を図る観点から 30 cm以上 50 cm未満の粗大ごみを 200 円、処理困難性や収集・処理コストを勘案して 180 cm以上の粗大ごみを 1,000 円とした。

② 手数料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しに伴い、粗大ごみの処理手数料も見直しの検討を行った。

見直しの結果、収集運搬業務の委託化等で原価が縮減され受益者負担割合は 60%程度まで上昇していること、他都市等の設定額と比較して大よそ均衡していること、粗大ごみの排出量は平成 16 年の設定時と比較して約 30%減少しているが料金を高くすると不法投棄の可能性が高まることから、料金の改定は行わないこととした。

(3) 監査の結果

【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）にて記載した意見は、当手数料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【5】仮設トイレし尿処理手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	事業関係者が建設現場等に臨時に設置した仮設トイレからのし尿の収集・運搬・処分にかかる手数料
所管局部課名	環境局 生活環境部 廃棄物政策担当 環境局 生活環境部 収集計画課
料金体系	180Lまで3,000円 180Lを超える場合については90Lまでごとに1,500円
根拠法令・条例	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例、同施行規則
手数料の減免	減額・免除 有 ・生活保護者 ・天災のために市長が特に必要があると認める者 ・その他市長が特に必要があると認める者 ただし、仮設トイレし尿処理手数料では該当事例はなし

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	35,099	30,466	34,325

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	6,010	5,866	6,130

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方法は、【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）と同一である。

原価の計上額は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収集運搬 部門費	人件費	245,536	243,886	251,408
	物件費	13,139	9,302	8,854
	減価償却費	8,953	14,231	17,154

中間処理 部門費	人件費	14,963	16,147	19,560
	物件費	8,407	6,781	6,769
	減価償却費	1,459	1,530	1,626
管理 部門費	人件費	10,362	9,849	9,473
	物件費	283	449	398
	減価償却費	—	—	—

ii) 現行の料金の設定方針

平成 28 年度の全庁的見直しの結果、180L まで 2,000 円、180L を超える場合は 90L までごとに 1,000 円としていた料金設定を 1.5 倍に引き上げることとし、平成 29 年 4 月から 180L まで 3,000 円、180L を超える場合は 90L までごとに 1,500 円としている。

② 手数料の改定・見直し

し尿処理手数料は、昭和の初期に設定された。

一般家庭のトイレのし尿処理手数料は平成 5 年から無料としたのに対して、事業者に対するし尿処理手数料は平成 16 年 4 月に 180L まで 2,000 円、180L を超える場合は 90L までごとに 1,000 円とした。

平成 28 年の全庁的な見直しでは、仮設トイレし尿手数料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 35.2%であった。また、他の政令指定都市と比較しても、市の手数料は他の 19 政令指定都市平均の半額以下と低い水準であった。このため、他都市との均衡も勘案したうえで、「使用料・手数料の設定基準」の激変緩和措置を適用して、改定前の 1.5 倍の設定とした。

料金改定に至る流れはごみ処理手数料(事業系一般廃棄物)と同一である。

(3) 監査の結果

【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）にて記載した意見は、当手数料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 継続的な料金見直しの必要性について(意見)

仮設トイレし尿処理手数料は、事業関係者が建設現場やイベント会場等に臨時に設置した仮設トイレにかかるもので、受益者が事業関係者に限られる。平成 29 年度に手数料の引き上げを実施したが、それでも受益者負担割合は 50%程度にとどまると推察される。特定の受益者のために公費が投入されている状況であるため、適正な受益者負担割合を目指し、継続的な原価削減及び料金改定の検討が望まれる。

【6】浄化槽等清掃手数料

(1) 概要

項目	内容						
手数料の概要	<p><浄化槽等清掃手数料> 浄化槽（水洗トイレまたは生活排水）の清掃にかかる手数料</p> <p><汚泥処理手数料> 浄化槽からの汚泥の収集・運搬・処分に係る手数料</p>						
所管局部課名	環境局 生活環境部 廃棄物政策担当 環境局 生活環境部 収集計画課						
料金体系	<p><浄化槽等清掃手数料> 1.5 m³まで 6,450 円 1.5m³を超えるものについては1m³までごとに3,150円</p> <p><汚泥処理手数料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 配管の詰まりの除去等</td> <td>2,550 円/m³</td> </tr> <tr> <td>2 合併処理浄化槽(生活排水)の処理等</td> <td>2,100 円/m³</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 配管の詰まりの除去等	2,550 円/m ³	2 合併処理浄化槽(生活排水)の処理等	2,100 円/m ³
区分	手数料						
1 配管の詰まりの除去等	2,550 円/m ³						
2 合併処理浄化槽(生活排水)の処理等	2,100 円/m ³						
根拠法令・条例	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例、同施行規則						
手数料の減免	減額・免除 有 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護者 ・天災のために市長が特に必要があると認める者 ・その他市長が特に必要があると認める(該当事例無し) 						

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
浄化槽等清掃手数料	43,619	43,584	43,164
汚泥処理手数料	20,454	20,636	21,233

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
浄化槽等清掃手数料	3,872	3,792	3,830
汚泥処理手数料	625	645	697

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方法は、【3】ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物）と同一である。
浄化槽等清掃手数料と汚泥処理手数料の原価の計上額は以下のとおりである。

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収集運搬 部門費	人件費	324,107	321,930	331,859
	物件費	16,136	11,450	10,940
	減価償却費	10,942	19,426	22,896
中間処理 部門費	人件費	43,692	52,457	59,038
	物件費	31,989	27,573	27,117
	減価償却費	9,754	10,462	10,366
管理 部門費	人件費	15,469	14,959	14,337
	物件費	422	681	603
	減価償却費	—	—	—

ii) 現行の料金の設定方針

(浄化槽等清掃手数料)

平成28年度の全庁的見直しの結果、1.5^mまで4,300円、1.5^mを超えるものは1^mまでごとに2,100円としていた手数料を1.5倍に引き上げることとし、平成29年4月から1.5^mまで6,450円、1.5^mを超えるものについては1^mまでごとに3,150円とした。

(汚泥処理手数料)

浄化槽等清掃作業の一部であり、浄化槽等清掃手数料を基本として設定しているため、浄化槽等清掃手数料と同様に1.5倍の引き上げを実施し、平成29年4月から配管の詰まりの除去等は2,550円/^m、合併処理浄化槽(生活排水)の処理等は2,100円/^mとした。

② 手数料の改定・見直し

浄化槽等清掃手数料は昭和40年に設定された。

その後、平成5年1月に1.5^mまで4,300円、1.5^mを超えるものは1^mまでごとに2,100円との料金改定を行った。

この改定時に、汚泥処理手数料を新規に設定した。

平成28年の全庁的な見直しの結果、いずれも受益者負担割合は20%未満にとどまってい

た。また、条件が様々であるため単純な比較はできないが、他の 19 政令指定都市と比較しても、市の手数料は低い水準であった。

このため、他都市との均衡も勘案したうえで、「使用料・手数料の設定基準」の激変緩和措置を踏まえて、改定前の 1.5 倍の水準での設定とした。

料金改定に至る流れはごみ処理手数料(事業系一般廃棄物)と同一である。

(3) 監査の結果

【3】ごみ処理手数料(事業系一般廃棄物)にて記載した意見は、当手数料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 継続的な料金見直しの必要性について(意見)

浄化槽等清掃手数料・汚泥処理手数料は、下水道が敷設されていない施設を利用する業者や一般家庭に限られ、受益者が限定的である。

一方で、浄化槽は年に原則 1 回の清掃が求められているため、特に浄化槽等清掃手数料については、利用者は反復的に利用している。

平成 29 年度に手数料の引き上げを実施したが、それでも受益者負担割合は 30%未満と推定される。特定の受益者のために公費が投入されている状況であり、また依然として他都市と比較しても低い料金水準であり、適正な受益者負担割合を目指し、継続的な原価削減及び手数料改定の検討が望まれる。

V 健康福祉局

【1】かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑使用料

(1) 概要

項目	内容							
使用料の概要	かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑を利用するにあつての使用料							
所管局部課名	健康福祉局 保健所生活衛生課							
料金体系	(単位：円)							
			金額		付記			
			市内居住者	市外居住者				
火葬料 1 体			4,500	60,000	12 歳以上			
			3,000	30,000	12 歳未満			
			1,500	15,000	死産児			
遺体保管料 1 体 1 日			1,000	3,000				
休憩室使用料 1 回			4,000	12,000				
斎場使用料 1 回	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	80,000	240,000	200 人用	(1) 通夜及び告別式をもって 1 回とする。 (2) 通夜又は告別式のみを使用する場合の使用料については、それぞれの額の 2 分の 1 の額とする。	
			区画する場合	40,000	120,000	100 人用		
		B	区画しない場合	40,000	120,000	100 人用		
			区画する場合	20,000	60,000	50 人用		
	C		20,000	60,000	50 人用			
	かわさき北部斎苑	A	60,000	180,000	200 人用			
		B	30,000	90,000	100 人用			
	根拠法令・条例	川崎市葬祭条例、同施行規則						
使用料の減免	減額・免除 有 (5 割減額) ・ 市民税均等割のみ課税されている者で、使用料納付が困難なもの (免除)							

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第6条第2号に規定する要保護者 ・市民税の非課税者で、使用料を納付する資力がないもの。 このほか、川崎市葬祭条例施行規則第2条1項4号においてその他市長が必要と認める場合に減額・免除するとあり、これを受けて「川崎市葬祭場使用料の減免取扱要綱」と、「川崎市葬祭場使用料を免除する被災者等の特例措置に関する要領」が定められている。
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	151,720	156,690	183,874

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
火葬件数	9,233	9,832	10,353
休憩室使用件数	7,395	7,825	8,185
斎場使用件数	2,095	2,074	2,081
遺体保管件数	635	605	536

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

葬祭場の使用料は、火葬料と、火葬料以外（遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料）に分かれており、原価計算表も「火葬料」と「火葬料以外」に分けて作成されている。

葬祭場は、指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された事業活動支出及び市で支出した経費の額を原価として集計し、火葬料と火葬料以外に原価を按分している。

平成28年度の指定管理者の支出合計額(按分前)は333,624千円(主な支出:人件費151,401千円、委託料(労務外注費)145,812千円、管理諸費16,522千円)である。一方、平成28年度の市の支出の内訳は電気料52,257千円、ガス料35,349千円である。

原価計算表における「火葬料」と「火葬料以外」の原価の按分基準は1:2を採用しており、この比率は火葬棟とそれ以外の施設の面積比と思われる。

なお、上記の原価は、ランニングコストであり、これとは別に火葬設備の減価償却費等のインシヤルコストが発生している。平成28年4月に改訂された火葬料の原価積算資料では、火葬設備等の減価償却費として205,667千円(1年あたり)が計上されている。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度と平成 16 年度に料金改定が行われており、火葬料、遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料が料金改定されている。最終の料金改定は、平成 28 年 4 月に料金改定された火葬料であり、この火葬料の改定の経緯や設定方針については、次の②で記載する。

なお、火葬料以外（遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料）は、平成 13 年度・平成 16 年度に行われた改定を最後に、今日まで料金改定されておらず、現行の火葬料以外の料金は、次のような方針で設定されている。現行の「使用料・手数料の設定基準」の公表前に設定したものであるため、一部、現行の基準の考え方とそぐわない点が見られるが、かわさき北部斎苑の大規模改修工事完了後の平成 31 年 10 月頃に、現行の基準に基づく料金改定が予定されている。

【遺体保管料】

遺体保管料は、平成 13 年度料金改定時の、改定前の遺体保管料に、改定前と改定後の火葬料金の上昇率を乗じた額を基礎に、料金設定している。

【休憩室使用料】

休憩室使用料の市内料金は、人件費を除くランニングコストを対象とし、受益者負担割合を 100%で計算している。市外料金は、これに加えて、人件費及びイニシャルコストを対象とし、受益者負担割合を 100%で計算している。

【斎場使用料】

斎場使用料の市内料金は、イニシャルコストを含めた全ての原価を対象とし、受益者負担割合を 100%で計算している。

なお、市外料金は、市内料金の 3 倍で設定している。

② 使用料の改定・見直し

「川崎市行財政改革プログラム」(平成 28 年 3 月)において、市立葬祭場使用料の見直しの検討がうたわれており、受益者負担の適正化を図るため、葬祭場使用料のうち火葬料の料金改定を、火葬設備の大規模改修が完了したタイミングで、(遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料に先行する形で)平成 28 年 4 月に行った。

火葬料の料金改定にあたっては、まず、平成 25 年度・平成 26 年度決算値や、平成 27 年度予算に基づき、市内と市外の別に火葬 1 件あたりの原価を見積り、これに受益者負担割合を考慮して料金改定している。火葬料金の改定では原価計算表は使われていないが、原価計算表は、受益者負担割合の推移をモニタリングするために使用されている。

原価の見積りにあたり、市内料金の原価には、イニシャルコストは含めていない。これは、当施設が「公共の福祉を増進する目的」で市が設置した「公の施設」であり、市内料金については、建設工事費及び大規模修繕工事費にかかるイニシャルコストは公費負担の対象とし、原価の対象外としているものである。一方、市外料金の原価には、イニシャルコストが含まれる。

火葬料の標準的受益者負担割合は、市内料金と市外料金で分かれており、市内料金 25%、市外料金は 100%で料金設定されている。

1 件あたりの原価を見積もった結果、市内料金の試算は約 9,600 円となり、改定前の火葬料 (3,000 円) の 1.5 倍以上の引き上げが必要となる状況となった。そのため、激変緩和措置 (使用料・手数料の設定基準 8) の適用により、現行手数料の 1.5 倍の 4,500 円 (12 歳以上) となった。

また、市外料金の 1 件あたりの原価は約 60,000 円と見積もられ、受益者負担割合は 100% のため、料金も 60,000 円 (12 歳以上) となった。

火葬料の料金改定まとめ

	市内料金	市外料金
原価の範囲	ランニングコスト	ランニングコスト +イニシャルコスト
火葬 1 件あたりの原価 (A) (平成 28 年 4 月料金改定時 の見積額)	約 38,600 円	約 60,000 円
受益者負担割合 (B)	25%	100%
料金試算額 (C=A×B)	約 9,600 円	約 60,000 円
決定した料金 (12 歳以上)	4,500 円 (激変緩和措置の適用)	60,000 円

なお、遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料について、保健所生活衛生課は、かわさき北部斎苑の大規模修繕工事終了後の平成 31 年 10 月頃に見直しを検討している。激変緩和措置により、試算した料金よりも低く抑えられている火葬料についても、同じ時期に見直しが検討されている。

(3) 監査の結果

① 固定資産の耐用年数の統一について（意見）

火葬料（市外料金）は、上述のとおり、火葬設備等にかかる減価償却費を、受益者へ転嫁している。

ここで、減価償却費の計算にあたり、保健所生活衛生課が使用している償却資産（固定資産税）の耐用年数（6年）が、川崎市の公会計の固定資産台帳上の耐用年数（15年）と一致していない。平成23年度に固定資産台帳を整備するにあたり、川崎市の膨大な建物、工作物を含む有形固定資産を効率的かつ適正に管理するため、固定資産台帳の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき一律に設定した。一方、実際の料金改定にあたっては、より正確な耐用年数を得る必要があることから、より実態に即していると思われる償却資産（固定資産税）の耐用年数を採用したとのことである。

固定資産台帳は、財務報告だけでなく、料金改定等にも使用することが期待されている。今後取得する固定資産については、固定資産台帳の活用のため、保健所生活衛生課が使用する耐用年数と公会計の固定資産台帳の耐用年数を統一することが望まれる。

② 激変緩和措置の解除スケジュールについて（意見）

かわさき北部斎苑の大規模修繕工事完了後の平成31年10月頃に、遺体保管料・休憩室使用料・斎場使用料の料金改定が予定されており、平成28年度の料金改定で激変緩和措置が適用された火葬料の再改定も行われる見込みである。

平成28年度改定時の原価積算資料をレビューした限りでは、次回の料金改定でも激変緩和措置の適用が予想されるが、緩和措置の解除スケジュールのようなものを、料金改定の際の説明資料の一部として、作成しておくことが望ましいと考える。

③ 原価計算表について（意見）

葬祭場は、大規模修繕工事費や減価償却費等があるが、現状、原価計算表にイニシャルコストの明確な入力欄がなく、ランニングコストのみが入力されている。

葬祭場の使用料には、イニシャルコストを原価対象経費の範囲に含める料金があり、原価計算表により受益者負担割合の実績値をモニタリングするのであれば、イニシャルコストの原価計算表への入力基準を明確に設定するのが望ましいと考える。

④ 原価計算表における電気料とガス料金等の按分基準について（意見）

電気料金とガス料金について、平成28年度の料金改定の際の原価積算に使用した按分基準と、平成28年度の前原価計算表の按分基準が相違していた。合理的な理由が無い限りは、按分基準は統一させるべきである。

同様に、面積比で按分している原価についても、平成28年度の前原価積算資料と、原価計算表で率が異なっており、統一させるのが望ましい。

⑤ 火葬料以外の原価計算表について（意見）

遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料の原価計算表は、別々ではなく、「火葬料以外」として一括りにしている。これは、火葬料以外は平成 31 年度以降に料金改定を予定しており、当面は細かく管理する必要がないためと推測される。（なお、火葬料は、かわさき北部斎苑の大規模改修について、火葬設備が先に終了したため、平成 28 年度に先行して料金改定された）

平成 31 年度以降の料金改定では、保健所生活衛生課は、火葬料以外も、それぞれ原価の積算を行い、料金の改定を行うことを予定している。受益者負担割合のモニタリングのためには、原価計算表を分ける必要がある点に留意されたい。

（４）過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

葬祭場は平成 21 年度の包括外部監査にて、以下の意見を受けている。

（意見の要旨）

Ⅱ－４ 斎苑

３ 施設利用料

（１）行政コストと施設利用料行政コストと施設利用料

① 施設利用料決定についての考え方

火葬事業及び遺体保管事業は、その公共性ゆえに、利用料はできるだけ安価であることが望ましく、損失が発生すること自体に問題があるとは思われないが、斎苑で発生した損失は斎苑を利用しない者を含む市民全体で負担しているのであるから、施設利用料の決定方法については再考の余地があると思われる。

まずは、事業に係るすべての費用を考慮したうえで、それをもとにして利用料を決定すべきである。また、利用料の決定方法であるが、非受益者との公平性及び施設の公共性を考慮して、受益者との双方の利益衡量を図って設定することが望ましい。

なお、大規模改修により各事業の費用が変化することも予想されるため、大規模改修が終了する時期に合わせて利用料を改定することも合理的であると考えられる。

② 市内利用者の利用料について

現状では、火葬料は、限界費用のみを負担してもらうという考え方にに基づき決定されており、そのような考え方には一定の合理性がある。しかし、火葬事業によって発生する損失の金額や近隣地方公共団体の利用料等を考慮するならば、利用料について再度検討の余地はあると思われる。現状では決定方法に明確な根拠のない遺体保管事業の利用料も含め、検討が望まれる。

③ 市外居住者の利用料について

斎苑が市の公共施設であることを考慮すると、市外居住者には事業運営に係るすべての行政コストを負担してもらうという考え方もある。遺体保管事業については、利用料は行政

コストに概ね近似した金額となっているため、現在の利用料は適当なものであると考えられる。火葬事業については、利用料が行政コストよりも安価となっており、その損失は市民全体で負担していることとなるため、利用料については、利用1件当たりの行政コストを負担してもらうという考え方に基づき、再度検討する必要がある。

(措置の要旨)

北部斎苑の大規模修繕計画については、利用料改定の可能性を視野に入れ、各事業に係る費用の変化を予測しながら、平成22年度中に策定してまいります。

なお、施設利用料の改定にあたっては、事業に係る総費用を考慮する必要があることから、大規模改修終了時期に合わせ、改定に向けた検討を進めていきます。

また、火葬事業及び遺体保管事業の利用料については、損失金額や近隣他都市の利用料等について調査を実施し、大規模改修が終了する時期に合わせ、改定に向けた検討を進めていきます。

市外居住者の利用料については、改修経費及び改修後の施設維持に係る経費を算出したうえで、行政コストに見合った金額の負担を求める方向で検討してまいります。

平成21年度の包括外部監査の指摘を要約すると、原価を適切に見積もった上で、適正な受益者負担割合を求めるものであり、「使用料・手数料の設定基準」の考え方に通じるものである。

この点、火葬料は、平成28年度に「使用料及び手数料の設定基準」に基づき改定されている。改定にあたっては、イニシャルコストを含む原価が積算されており、サービスの公共性や、利用者が市民か否かといった点を考慮して、受益者負担割合が検討されている。したがって、火葬料については、上記指摘に対して適切に措置されたものと判断した。

一方、遺体保管料・休憩室使用料・斎場使用料は、平成21年度の上記指摘後、現在まで料金改定がされていないものの、かわさき北部斎苑の大規模改修工事完了後の平成31年10月頃に改定予定である。

料金改定にあたっては、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、人件費・物件費等のランニングコストだけでなく、かわさき北部斎苑の大規模改修工事にかかった工事原価を含むすべてのイニシャルコストを積算し、適正な受益者負担割合を考慮して、料金の改定を検討すべきである。

また、斎場使用料のように民間に類似サービスがあるものもあるが、受益者負担割合は、類似施設の有無や公共関与の必要性等に留意して検討すべきである。

【2】総合福祉センター利用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																																														
使用料の概要	総合福祉センターホールの施設・設備等を利用するにあたっての利用料																																																																																																														
所管局部課名	健康福祉局 地域福祉課																																																																																																														
料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ホール</td> <td rowspan="2">入場料なし</td> <td>平日</td> <td>9,600</td> <td>13,200</td> <td>16,800</td> <td>39,600</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>11,520</td> <td>15,840</td> <td>20,160</td> <td>47,520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料 1,000円未満</td> <td>平日</td> <td>14,400</td> <td>19,800</td> <td>25,200</td> <td>59,400</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>17,280</td> <td>23,760</td> <td>30,240</td> <td>71,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料 1,000円以上 3,000円未満</td> <td>平日</td> <td>19,200</td> <td>26,400</td> <td>33,600</td> <td>79,200</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>23,040</td> <td>31,680</td> <td>40,320</td> <td>95,040</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料 3,000円以上</td> <td>平日</td> <td>28,800</td> <td>39,600</td> <td>50,400</td> <td>118,800</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>34,560</td> <td>47,520</td> <td>60,480</td> <td>142,560</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1、第2、第3楽屋</td> <td>平日</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>600</td> <td>960</td> <td>1,200</td> <td>2,760</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1、第2会議室</td> <td>平日</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>600</td> <td>720</td> <td>960</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3会議室</td> <td>平日</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>3,000</td> <td>3,600</td> <td>4,200</td> <td>10,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大会議室</td> <td>平日</td> <td>6,000</td> <td>7,000</td> <td>8,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>7,200</td> <td>8,400</td> <td>9,600</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>平日</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>土・日・祝</td> <td>1,200</td> <td>1,440</td> <td>1,680</td> <td>4,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設備を利用される場合は、設備利用料金が別途かかります。 ※ホールご利用の際は、上記の利用料金とは別に拡声装置一式(1,500円)及びポーターライト一式(1,000円)がかかります。</p>	種別	区分	午前	午後	夜間	全日	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~21:30	ホール	入場料なし	平日	9,600	13,200	16,800	39,600	土・日・祝	11,520	15,840	20,160	47,520	入場料 1,000円未満	平日	14,400	19,800	25,200	59,400	土・日・祝	17,280	23,760	30,240	71,280	入場料 1,000円以上 3,000円未満	平日	19,200	26,400	33,600	79,200	土・日・祝	23,040	31,680	40,320	95,040	入場料 3,000円以上	平日	28,800	39,600	50,400	118,800	土・日・祝	34,560	47,520	60,480	142,560	第1、第2、第3楽屋	平日	500	800	1,000	2,300	土・日・祝	600	960	1,200	2,760	第1、第2会議室	平日	500	600	800	1,900	土・日・祝	600	720	960	2,280	第3会議室	平日	2,500	3,000	3,500	9,000	土・日・祝	3,000	3,600	4,200	10,800	大会議室	平日	6,000	7,000	8,000	21,000	土・日・祝	7,200	8,400	9,600	25,200	和室	平日	1,000	1,200	1,400	3,600	土・日・祝	1,200	1,440	1,680	4,320
種別	区分			午前	午後	夜間	全日																																																																																																								
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~21:30																																																																																																										
ホール	入場料なし	平日	9,600	13,200	16,800	39,600																																																																																																									
		土・日・祝	11,520	15,840	20,160	47,520																																																																																																									
	入場料 1,000円未満	平日	14,400	19,800	25,200	59,400																																																																																																									
		土・日・祝	17,280	23,760	30,240	71,280																																																																																																									
	入場料 1,000円以上 3,000円未満	平日	19,200	26,400	33,600	79,200																																																																																																									
		土・日・祝	23,040	31,680	40,320	95,040																																																																																																									
	入場料 3,000円以上	平日	28,800	39,600	50,400	118,800																																																																																																									
		土・日・祝	34,560	47,520	60,480	142,560																																																																																																									
	第1、第2、第3楽屋	平日	500	800	1,000	2,300																																																																																																									
		土・日・祝	600	960	1,200	2,760																																																																																																									
第1、第2会議室	平日	500	600	800	1,900																																																																																																										
	土・日・祝	600	720	960	2,280																																																																																																										
第3会議室	平日	2,500	3,000	3,500	9,000																																																																																																										
	土・日・祝	3,000	3,600	4,200	10,800																																																																																																										
大会議室	平日	6,000	7,000	8,000	21,000																																																																																																										
	土・日・祝	7,200	8,400	9,600	25,200																																																																																																										
和室	平日	1,000	1,200	1,400	3,600																																																																																																										
	土・日・祝	1,200	1,440	1,680	4,320																																																																																																										
根拠法令・条例	川崎市総合福祉センター条例、同施行規則																																																																																																														
使用料の減免	減額・免除 有 (免除) ・総合福祉センターの管理運営を目的として利用する場合 ・特に必要があるとして川崎市が決定した場合(今まで適用実績はなし。)																																																																																																														
利用回数の制限	同一の利用者は1か月に3回まで利用可能 ホールについては、土・日曜日各1回まで利用可能																																																																																																														

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	39,028	36,229	40,405

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	6,078	5,753	6,063

(2) 使用料に対する基本的な考え方**① 使用料の算定方法**

i) 原価の算出方針及び金額

(ホール、会議室および和室の利用)

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(消耗品費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 178,201 千円(内訳：人件費 32,383 千円、光熱費 24,433 千円、修繕費 7,176 千円、業務委託費 96,050 千円、その他事務費 4,882 千円、事業費 13,277 千円)である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 18 年に総合福祉センターとしての利用が開始される以前は、当施設は結婚式場等の目的で使用されており、その当時の利用料金を引き継ぐ形で参考にホール、会議室、和室の料金が設定されている。

② 使用料の改定・見直し

料金は平成 27 年 3 月に見直しが検討されたが、近隣政令市・23 区(大田区・世田谷区)の同様な施設(指定管理者が社会福祉協議会であり、かつ、社会福祉協議会本部が設置されている施設)と比して標準的な料金設定であるため改定は行われなかった。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、総合福祉センターの平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 21.1%であり、標準的受益者負担割合(25%)と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【3】地域交流センター利用料

(1) 概要

項目	内容								
使用料の概要	地域交流センターを利用するにあたっての利用料								
所管局部課名	健康福祉局 長寿社会部高齢者在宅サービス課								
料金体系	(単位：円)								
	種別		金額						
			午前	午後	夜間	全日			
			9時 ～ 12時	13時 ～ 16時	17時 ～ 21時	9時 ～ 21時			
	ホール	かわさき		4,500	4,500	6,000	15,000		
		高津	区画しない場合		5,700	5,700	7,700	19,100	
			区画する場合	ホール A	2,600	2,600	3,500	8,700	
				ホール B	1,200	1,200	1,600	4,000	
				ホール C	1,900	1,900	2,600	6,400	
	大広間・多目的室	かわさき	大広間		2,200	2,200	3,000	7,400	
			多目的室		800	800	1,100	2,700	
		高津	区画しない場合		3,100	3,100	4,200	10,400	
			区画する場合	大広間		1,900	1,900	2,600	6,400
				多目的室		1,200	1,200	1,600	4,000
工作室	かわさき・高津		600	600	800	2,000			
料理室	かわさき・高津		900	900	1,200	3,000			
和室	かわさき		400	400	550	1,350			
	高津		600	600	800	2,000			
根拠法令・条例	川崎市老人福祉・地域交流センター条例、同施行規則								
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・川崎市が主催する事務事業で、地域交流を目的とした利用でないもの。 ・国又は地方公共団体（川崎市を除く）が主催する事務事業								

	で、地域交流を目的とした利用であるもの。 (免除) ・川崎市が主催する事務事業で、地域交流を目的とした利用であるもの。
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
かわさき	221	534	557
高津	1,414	1,241	1,728

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
かわさき			
平日・土曜及び敬老の日	0.7	6.0	7.1
日曜・敬老の日を除く祝日	4.0	15.0	17.4
高津			
平日・土曜及び敬老の日	6.5	8.2	7.8
日曜・敬老の日を除く祝日	36.6	20.0	23.0

当施設は、時間帯によって地域交流センターと老人福祉センターという異なる使われ方をする施設となる。

地域交流センターは月曜～土曜の 16 時から 21 時（貸室は 17 時から 21 時）と日曜・祝日の 9 時～21 時が開館時間であり、老人福祉センターは月曜～土曜の 9 時～16 時が開館時間である。このため、利用率の集計は、夕方のみ開館している平日・土曜及び敬老の日と、終日開館している日曜・敬老の日を除く祝日を、区分している。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（消耗品費など）を原価として集計している。

当施設は、時間帯によって地域交流センターと老人福祉センターという異なる使われ方をする施設である。前者は市民館・会館等としての、後者は老人活動施設としての性格を持つものであるが、市の「公の施設の標準的受益者負担割合」の表では老人福祉センターのみ標準的受

益者負担割合が設定されていた。また、受益者負担割合の算出では老人福祉センターとしての収入額（利用料の収受がないため 0 千円）と老人福祉センター・地域交流センター全体での支出額（平成 28 年度は 100,131 千円）によって受益者負担割合が算出されている。

人件費及び事業費は、老人福祉センターと地域交流センターの各々にかかる支出額を分けて算出できるが、事務費の地域交流センター委託料以外の部分に関しては厳密に地域交流センターのみにかかる部分を算出することが難しい。そのため、両センターの年間の開館時間の比率（老人福祉センター：地域交流センター＝48：52）によって、事務費合計（かわさき 16,146 千円、高津 17,363 千円）のうち地域交流センター委託料（かわさき 3,937 千円、高津 4,338 千円）以外の部分を按分している。この按分額に地域交流センター委託料と地域交流事業に係る事業費（かわさき 403 千円、高津 427 千円）を加算してかわさきでは 10,689 千円、高津では 11,538 千円が地域交流センターでの経費となる。

ii) 現行の料金の設定方針

高津地域交流センターの利用料は貸室の各部屋 1 時間当たりの単価に利用時間を乗じて算出されている。計算方法は以下の通り。

面積 1 時間当たりの㎡原価 (A) = 年間費用 (*) ÷ 貸室合計面積 ÷ 年間使用時間

各部屋の原価 (B) = (A) × 12 時間 (休日の開館時間) × 各部屋の面積

各部屋の 1 時間当たりの単価 (C) = ((B) ÷ 70% (**)) ÷ 10 時間 (休日の合計貸出時間)

利用料金 = (C) × 利用時間 (午前・午後 (3 時間)、夜間 (4 時間))

(*) 年間費用のうち、貸室の利用に伴って変動的に発生すると見込まれる見積りの金額である。内訳は人件費 3,120 千円と光熱費 910 千円となっている。

(**) 利用率を 70%として計算している。

また、近隣の類似施設である高津市民館の料金（学習室の利用料金が全日で 3,000 円前後）も参考にした。

なお、かわさき地域交流センターの利用料金は高津地域交流センターを参考に 1 時間当たりの㎡単価を設定し、各部屋の面積から算出した。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて標準的受益者負担割合が設定されていたのは老人福祉センターのみであり、地域交流センターの設定は行われていなかった。すなわち、地域交流センターは標準的受益者負担割合が設定されておらず、全庁的な見直しの対象外となっていた。

(3) 監査の結果

① 標準的受益者負担割合の設定について（指摘）

当施設は、時間帯によって地域交流センターと老人福祉センターという異なる使われ方をする施設である。前者は市民館・会館等としての、後者は老人活動施設としての性格を持つものであるが、市の「公の施設の標準的受益者負担割合」の表では老人福祉センターのみ標準的受益者負担割合が設定されていた。

地域交流センターに関しても標準的受益者負担割合を設定し、使用料の見直しを定期的に行うべきである。予め登録された団体から使用料を徴する貸室事業を行っており、市民館・会館等に近い性質を有している点から鑑みれば B I の区分（標準的受益者負担割合は 25%）の分類が適切であると考えられる。

その際、以下の施設特性を踏まえると、受益者負担割合が 25%になるよう料金の引き上げをただちに行うことが必ずしも適切とは言えない。

- ・地域交流センターは夜間と祝日のみの開館であること、
- ・費用按分が時間数のみ考慮しており老人福祉センターに係るコストも負担している可能性があること、
- ・地域交流事業として地域住民同士の交流促進に資するようなイベント等を多数実施していること、
- ・60 歳以上の市民が無料で利用できる老人福祉センター（標準的受益者負担割合=A I）と合わせて指定管理業務を行っていること

ただし、料金を収受する以上、標準的受益者負担割合を設定しないまま料金の見直しをしないのは問題であるため、地域交流センターと老人福祉センターで区別して標準的受益者負担割合を設定し、地域交流センターにおいても定期的なモニタリングを受ける必要があると考えられる。

② 川崎市公共施設利用予約システムの登録について（意見）

市にはふれあいネットが存在するが、かわさき地域交流センターは当該システムでの利用予約を行っていない。

現在かわさき地域交流センターの利用率は近年微増しているものの平日 7.1%、祝日 17.4%と低迷しており、使用料収入も極めて少額である。ふれあいネットへの登録によってインターネットからの利用予約を可能にするとともに、利用率上昇を目指すべきであると考えられる。

【4】食品衛生営業許可手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	各種法律や条例に基づく営業許可の申請手数料
所管局部課名	健康福祉局 保健所食品安全課
料金体系	【分類1】 飲食店等（新規）16,000円 （更新・短期）8,000円 【分類2】 喫茶店等（新規）9,600円 （更新・短期）4,800円 【分類3】 菓子製造業等（新規）14,000円 （更新・短期）7,000円 【分類4】 乳処理業等（新規）21,000円 （更新・短期）10,500円 【分類5】 魚介類行商等（新規）4,900円 （更新・短期）2,450円 【分類6】 魚介類加工業（新規）6,500円 （更新・短期）3,250円 【分類7】 ふぐ営業（認証）8,200円 （書換・再交付）2,700円
根拠法令・条例	食品衛生法、魚介類行商等に関する条例、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、川崎市手数料条例第2条98項～133,142～149項
手数料の減免	減額・免除 無

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手数料	39,656	40,595	38,738

【利用件数の推移】

(単位：件数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
分類1	2,426	2,490	2,217
分類2	1,213	1,201	1,216
分類3	173	204	142
分類4	48	46	41
分類5	3	14	0

分類 6	2	0	1
分類 7	18	10	15

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

分類ごとにかかった経費の合計額を原価として集計している。ただし、経費を分類ごとに正確に算出することは困難であるため、1件あたりにかかる時間、需用費（紙代・印刷代等）、駐車料金などを見積ることで1件当たりの費用を算出し、これに件数を乗じて算出した額を経費としている。

平成28年度の原価の総額は40,324千円であり、主な内訳は人件費40,257千円、物件費67千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

他の自治体で設定された料金を参考にして原価を基に、現在の料金を設定している。

① 手数料の改定・見直し

平成28年度の全庁的な見直しにおいて、現行の料金は神奈川県における料金と大きな乖離がなかったこと、平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）が95.7%と標準的受益者負担割合（100%）と±20%以上の乖離がなかったことから料金の改定は行われなかった。

また、現在のところ今後の料金の改定は予定されていない。

(3) 監査の結果

① 原価算定に使用する見積りの再検討について（意見）

原価を算定するにあたり、人件費と需用費（紙代、印刷代）、駐車料金などに見積りの数値を用いているが、少なくとも直近10年間は改定を行っていない。仮に見積りの数値が実態と大きく乖離していた場合、適切に原価が算定できていない可能性がある。手数料の中には年に数件しか実施がない検査に係るものもあり、全ての分類において見直しを行うのは難しいと思われるが、件数の多い飲食店等に関しては定期的に見積りの数値の見直しを行うことが望ましいと考えられる。

【5】 狂犬病予防業務手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	狂犬病予防法第4条登録の義務および第5条注射の義務に基づく鑑札・済票交付手数料
所管局部課名	健康福祉局 保健所生活衛生課
料金体系	登録（鑑札の交付） 3,000 円 注射済票の交付 550 円 鑑札の再交付 1,600 円 注射済票の再交付 340 円 狂犬病予防注射 2,950 円
根拠法令・条例	狂犬病予防法第4条および第5条 狂犬病予防法施行令第1条および第3条 川崎市手数料条例第2条第134号～第138号
手数料の減免	減額・免除 有 (免除) ・視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者が所有、管理する身体障害者補助犬に対する犬の登録申請手数料等

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手数料	35,740	36,698	36,112

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録（鑑札の交付）	3,619	3,828	3,649
注射済票の交付	44,319	44,956	43,601
鑑札の再交付	233	281	282
注射済票の再交付	59	77	65
狂犬病予防注射	21	10	11

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

サービスの提供にかかった経費を原価として集計している。平成 28 年度の原価の総額は 40,073 千円（内訳：人件費 29,759 千円、賃金 239 千円、需用費 2,738 千円、役務費 4,130 千円、委託料 3,207 千円）である。

ii) 現行の料金の設定方針

他の自治体で設定された料金と原価を考慮し、現在の料金を設定した。

② 手数料の改定・見直し

平成 7 年 4 月 1 日に登録手数料を 2,200 円から 3,000 円に改定、鑑札再交付手数料を 900 円から 1,600 円に改定した。

平成 9 年 4 月 1 日済票交付手数料を 530 円から 550 円に改定、済票再交付手数料を 330 円から 340 円に改定、狂犬病予防注射を 2,620 円から 2,670 円に改定した。

その後、平成 17 年 4 月 1 日に狂犬病予防注射を 2,670 円から 2,950 円に改定した。

平成 28 年の全庁的な見直しにおいて、平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 92.4%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以上の乖離がないこと、神奈川県下で料金にほぼ差がないことから料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 人工計算における間接人件費の扱いについて（意見）

受益者負担割合の計算に使用する人工は本庁の職員の間接業務にかかるものも含めて計算を行っているが、他の手数料や使用料では間接人件費を含めずに算定している。当手数料だけ例外を採用する理由がないため、原価計算表においては人件費に間接人件費を含めるべきではない。

なお、間接人件費を含めずに算定した受益者負担割合も 95.2%となり標準的受益者負担割合（100%）と大きな乖離がないため、手数料の見直しに影響はないと考えられる。

【6】衛生試験検査手数料

(1) 概要

項目	内容	
手数料の概要	感染症法、食品衛生法及び水質基準に関して依頼のあった衛生試験を実施した場合に徴収する手数料	
所管局部課名	健康福祉局 健康安全研究所	
料金体系	(単位：円)	
	種別	金額
	1 ウイルス (簡易なもの)	8,000
	2 衛生動物 (簡易なもの)	2,500
	3 環境衛生等 (落下細菌)	900
	4 家庭用品 (定性分析)	1,000
	5 食品等 (定性分析のうち、簡易なもの)	800
	6 水質 (定性分析のうち、簡易なもの)	700
	7 放射能核種 (簡易なもの)	10,000
	8 医薬品等 (定性分析のうち、簡易なもの)	1,000
	9 診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表に定めのあるもの	点数表その他法令等による算定方法により算定した額の8割に相当する額
	10 その他	1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額
※上記の表は各種別のなかで括弧内に記載のものにかかる金額を記載しているため、全てがこの金額ではない。詳細は条例を参照のこと		
根拠法令・条例	川崎市衛生試験検査手数料条例、同施行規則	
手数料の減免	減額・免除 有 ・官公署からの依頼によるとき ・市長が減額又は免除を適当と認めるとき	

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	84,495	68,208	81,829

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	16,628	15,085	15,624

(2) 手数料に対する基本的な考え方**① 手数料の算定方法**

i) 原価の算出方針及び金額

原価は検査種別ごとに人件費、消耗品費、印刷費、共益費負担金、機器賃借料を算定し、合計額を原価として集計している。積算時間数、機器の使用時間、消耗品、試薬、器具類等の使用量・数量については見積りの数値に拠っている。

平成 28 年度の原価の総額は 93,668 千円（主な内訳：人件費 35,990 千円、消耗品費 39,948 千円、印刷費 72 千円、共益費負担金 2,756 千円、機器賃借料 14,902 千円）である。

人件費は、1 件当たりの事務処理時間を手数料ごとに見積もったうえで、職員の人件費の平均（実績）時間単価を乗じた額を 1 件あたりの原価としている。

印刷費は、1 件あたりに係る費用を 5 円、共益費負担金は 1 件あたりに係る費用を 194 円と見積もって計算している。

ii) 現行の料金の設定方針

検査種別ごとに、原価（検査に係る人件費、消耗品費、印刷費、共益費負担金、機器賃借料）を算定し、原価の額に応じた手数料を算定している。

② 手数料の改定・見直し

平成 25 年 4 月に実施した検査種別の見直し、業務見直し等に合わせ、一部手数料の改定を実施した。また、平成 27 年 4 月に関係部署を交えて原価の検討を行った。

手数料については、毎年度の予算編成時に原価計算表により大幅な原価変動がないか現状把握を行っている。その結果、全庁的な見直し時においても大幅な原価の変動がなく、また平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 86.4%であり、標準的受益者負担割合 100%と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

今後は原価の上昇が見込まれる消費税率改定時に見直しを予定している。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

VI こども未来局

【1】青少年の家利用料

(1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	青少年の家を利用するにあたっての利用料				
所管局部課名	こども未来局 青少年支援室				
料金体系	宿泊利用料 (単位：円)				
	区分	単位	金額		
	小学生及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300		
	中学生	1人1泊につき	400		
	高校生	1人1泊につき	800		
	その他の者	1人1泊につき	1,500		
	日帰り利用料 (単位：円)				
	種別	金額			
		午前 9時～ 12時	午後 13時半～ 4時半	夜間 6時～9時	全日 9時～9時
	プレーホール	5,000	5,000	5,000	15,000
	研修室1・2	1,100	1,100	1,100	3,300
	特別研修室	2,000	2,000	2,000	6,000
	談話室	1,500	1,500	1,500	4,500
	音楽室	4,000	4,000	4,000	12,000
創作活動室	2,000	2,000	2,000	6,000	
施設・設備を利用する団体の事務所の所在地(事務所を設置していない団体にあつては、引率責任者の住所)が川崎市以外の地域にある場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割増相当額とする。					
有料で附属設備の利用が可能。					
根拠法令・条例	川崎市青少年の家条例、同条例施行規則				
使用料の減免	減額・免除 有				

	<p>(5 割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が指導育成を必要とする市内の青少年教育関係団体が行う活動に参加する者及びその引率者 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校に行う活動に参加する幼児、児童、生徒及びこれらの引率者 ・市内の児童福祉施設が行う活動に参加する者及びその引率者 <p>この他、指定管理者は教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	13,988	13,196	13,743

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年間延べ利用者数	40,592 人	36,502 人	33,842 人
内、宿泊	26,845 人	25,930 人	24,723 人
内、日帰り	13,747 人	10,572 人	9,119 人
年間利用団体数	870 団体	826 団体	671 団体
内、宿泊	385 団体	362 団体	344 団体
内、日帰り	485 団体	464 団体	327 団体

注) 平成 28 年度は、指定管理者交代による影響で利用者が減少した。青少年支援室によると、平成 29 年度は回復しているとのことである。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上されている経費合計額及び市で支出した経費の額を原価として集計している。

指定管理者の自主事業にかかる経費は原価算定対象経費から除外している。また、青少年支援室は、教育関係者以外の一般利用者に絞って原価を算出するため、利用者割合により原価の配分計算をしている。利用者割合により原価配分する趣旨は、後述の (3) 監査の結果を参照

のこと。

平成 28 年度の原価（按分前）の総額は 91,561 千円（主な内訳：人件費 43,928 千円、水道光熱費 14,582 千円、業務委託費 12,268 千円）である。

ii) 現行の料金の設定方針

青少年の家の開館当初は、「川崎市立少年の家条例（昭和 34 年 8 月 3 日条例第 25 号）」において、使用料の徴収はしないと規定していた。その後、同条例が廃止となり、新たに「川崎市青少年の家条例（昭和 63 年 3 月 29 日条例第 22 号）」が制定された際、宿泊使用料は、類似施設である八ヶ岳少年自然の家及び八ヶ岳市民休暇村の利用料金に準じ、また、日帰りの使用料については、市民館の利用料金に準じて定めている。

青少年の家の宿泊利用料は、八ヶ岳自然の家の宿泊利用料と同額である。なお、八ヶ岳市民休暇村は、平成 17 年 3 月末に廃止され、現在は八ヶ岳少年自然の家一棟として運営されている。

なお、他自治体における類似施設の料金水準は次の通りである。相模原市の青少年学習センター（日帰り利用のみの施設である）は当施設と概ね同水準であるが、横浜市の野鳥青少年研修センターは、当施設よりも高い料金設定をしている（例えば小学生の宿泊利用の場合、本施設は 300 円であるが、横浜市の野鳥青少年研修センターは 600 円である）。

○横浜市（野鳥青少年研修センター）

宿泊利用：600 円～2,400 円

日帰り：1,400～21,200 円

○相模原市（青少年学習センター）

宿泊利用：なし

日帰り：使用する部屋、時間帯により、400 円～17,300 円

② 使用料の改定・見直し

昭和 63 年の開設時から現在までに使用料の改定実績はない。

「使用料・手数料の設定基準」の設定後は、毎年度、原価計算表を作成し、受益者負担割合をみながら、現行の料金水準が適切か否かを確認している。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、青少年の家の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 25.1%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

青少年支援室は受益者負担割合を次のように算出している。

- ・指定管理者の決算を確認し、その支出の中から、自主事業経費等の指定管理業務以外にかかった経費を除外する。
- ・当施設には全額免除となる教育関係利用者が多くおり、利用料を負担する一般利用者のた

めにかけたコストを算出すべく、教育関係利用者と一般利用者の割合に応じ、支出経費を按分する。

- ・以上により算出された、支出（一般利用者分）を基に原価計算表を作成し、受益者負担割合を算出する。

（3）監査の結果

① 受益者負担割合を他の施設と同様に計算すべき（指摘）

青少年の家の受益者負担割合を検討したところ、次のように計算されていた。

受益者負担割合 =	利用料金収入＋利用料金減免額×一般利用者割合
	指定管理事業にかかる支出決算額×一般利用者割合

利用料金減免額と指定管理事業にかかる支出決算額に、一般利用者割合を乗じている点と、分母に指定管理料以外の市支出を加算していない点が、他の施設の受益者負担割合の計算に見られない特徴的な点である。一般利用者とは、教育関係利用者以外の利用者のことである。

一般利用者割合を乗じる趣旨は、当施設は、教育施設に準じる施設として、市の施策の一環で学校の課外授業等に利用しており、使用料・手数料の設定対象としてはこのような教育目的利用を除いた上で一般利用者にとって受益者負担割合を算出するためであるとのことであった。すなわち、青少年教育施設は、小中学校の課外活動にかかるコストは全額が公費負担で、教育関係利用に係る部分の受益者負担割合はゼロという考え方である。また、標準的受益者負担割合として25%が設定されているが、これは教育関係利用者以外の一般利用者の受益者負担割合であるとのことである。

一般利用者にかかる受益者負担割合という前提で、市の上記計算式を検討したところ、次を修正すべきである。

イ 分子の「利用料金減免額×一般利用者割合」は、一般利用者に係る減免額を算定する簡便な方法ではある。しかし、一般利用者に対する減免は全額免除に限られないため、一般利用者割合で按分することにより減免額が過大に算定されていた。一般利用者にかかる減免実績額を把握するのは困難ではないため、受益者負担割合の計算式の分子における利用料金減免額は実績額とすべきである。

ロ 分母の「指定管理事業にかかる支出決算額×一般利用者割合」は、一般利用者にかかる実績コストを把握するのは困難であり、一般利用者割合を乗じて簡易に計算するのはやむを得ないといえる。しかし、コストから除外されている指定管理料以外の市支出についても、一般利用者割合を乗じた額を加算するべきである。

以上の修正を加えると、青少年の家の受益者負担割合は、次のようになる。

受益者負担割合 =	利用料金収入＋一般利用者に係る減免実績額
	(指定管理事業にかかる支出決算額＋指定管理料以外の市支出) × 一般利用者割合

上記の記載内容を踏まえて、修正後の受益者負担割合の計算式により試算したところ、青少年の家の平成 28 年度の受益者負担割合は 25.8%となった。修正前の平成 28 年度の受益者負担割合は 25.6%であり、計算式の修正による料金改定への影響はないものと思われる。

$$\text{受益者負担割合} = (12,725 \text{ 千円} + 3,165 \text{ 千円}) \div ((86,917 \text{ 千円} + 2,599 \text{ 千円}) \times 68.6\%) = 25.8\%$$

※市の算出方法である税抜で計算している。

【2】八ヶ岳少年自然の家利用料

(1) 概要

項目	内容																	
使用料の概要	八ヶ岳少年自然の家を利用するにあたっての利用料																	
所管局部課名	こども未来局 青少年支援室																	
料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校に在学する者及び学 齢に達しない者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>中学校に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>高等学校（中等教育学校の 後期課程及び特別支援学校 の高等部を含む。）に在学 する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	金額	小学校に在学する者及び学 齢に達しない者	1人1泊につき	300円	中学校に在学する者	1人1泊につき	400円	高等学校（中等教育学校の 後期課程及び特別支援学校 の高等部を含む。）に在学 する者	1人1泊につき	800円	その他の者	1人1泊につき	1,500円
	区分	単位	金額															
	小学校に在学する者及び学 齢に達しない者	1人1泊につき	300円															
	中学校に在学する者	1人1泊につき	400円															
	高等学校（中等教育学校の 後期課程及び特別支援学校 の高等部を含む。）に在学 する者	1人1泊につき	800円															
その他の者	1人1泊につき	1,500円																
※5歳未満の者は、無料とする。																		
根拠法令・条例	川崎市少年自然の家条例、同条例施行規則																	
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・市が指導育成を必要とする少年団体がその目的のために利用するとき (免除) ・市がその事務事業のために利用するとき ・市内の義務教育諸学校が行う教育活動で利用するとき このほか、指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。																	
利用回数の制限	特に制限はない。なお、八ヶ岳少年自然の家は、市内小中学校の自然教室において優先利用をしている。																	

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	9,542	4,017	8,550

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

注) 平成 27 年度は、害虫発生により約半年間閉鎖した影響で、利用料が大きく減少。

【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	99,126 人	52,274 人	95,925 人
利用団体数	800 団体	404 団体	676 団体

注) 平成 27 年度は、害虫発生により約半年間閉鎖した影響で、利用者数が大きく減少。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される収支報告書に計上されている販売費及び一般管理費の額及び市で支出した経費の額を、原価として集計している。

なお、指定管理者から提出される収支報告書には、食堂の食事提供や物品販売に係る売上高に対応する売上原価も記載されているが、当該原価は除外している。また、青少年支援室では、青少年の家と同様の理由により、対象を一般利用者に絞ってコストを算出するため、利用者の割合で按分計算を実施している。

平成 28 年度の原価（按分前）の総額は 280,649 千円であり、主な内訳は、給料賃金 28,593 千円、臨時雇賃金 56,408 千円、水道光熱費 42,109 千円、負担金 31,127 千円、委託料 29,436 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

青少年支援室が条例制定時の議会議事録等を確認したが、議事録の内容からは、開館当初の使用料の設定根拠等について、確認することができなかった。

なお、他自治体における類似施設の料金水準は次の通りである。当施設の利用料金は、横浜市少年自然の家赤城林間学園（最大でも 510 円）と比べると高く設定されている。一方、仙台市のオーエンス泉岳自然ふれあい館は、未就学児は無料（本施設は 300 円）であるが、小学生からは 1100 円（本施設は 300 円）となり、未就学児を除き、オーエンス泉岳自然ふれあい館の方が高い料金設定となっている。

- ・横浜市（横浜市少年自然の家赤城林間学園）
宿泊利用：無料～510 円
- ・仙台市（オーエンス泉岳自然ふれあい館）
宿泊利用：無料～2,100 円

② 使用料の改定・見直し

昭和 52 年度の開設時以降、昭和 55 年と平成 17 年に使用料を改定している。

「使用料・手数料の設定基準」の設定後は、毎年度、原価計算表を作成し、その受益者負担割合をみることで、現行の料金が適切か否かを確認している。平成 28 年度の全庁の見直しに

において、八ヶ岳少年自然の家の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 22.3%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

以下、青少年支援室による受益者負担割合の算出過程である。

- ・指定管理料の決算を確認し、その支出の中から、自主事業経費のような指定管理業務以外にかかった経費を除外する。
- ・当施設には全額免除となる教育関係利用者が多くおり、利用料を負担している一般利用者のためにかけたコストを算出すべく、教育関係利用者と一般利用者の割合に応じ、支出経費を按分する。
- ・以上により算出された、支出（一般利用者分）を基に原価計算表を作成し、受益者負担割合を算出する。

（3）監査の結果

① 受益者負担割合を他の施設と同様に計算すべき（指摘）

八ヶ岳少年自然の家も、青少年の家と同様に計算している。一般利用者にかかわる受益者負担割合を計算するのであれば、計算式を次のとおり修正すべきである。

$$\text{受益者負担割合} = \frac{\text{利用料金収入} + \text{一般利用者に係る減免実績額}}{(\text{指定管理事業にかかる支出決算額} + \text{指定管理料以外の市支出}) \times \text{一般利用者割合}}$$

② 受益者負担割合の計算式見直し後の使用料改定の要否について（指摘）

上記の記載を踏まえて、監査人が受益者負担割合の計算式で試算したところ、八ヶ岳少年自然の家の平成 28 年度の受益者負担割合は、12.5%であった。

$$\text{受益者負担割合} = (7,916 \text{ 千円} + 2,309 \text{ 千円}) \div ((268,604 \text{ 千円} + 19,550 \text{ 千円}) \times 28.3\%) = 12.5\%$$

※市の算出方法にあわせて税抜で計算している。

同様に、平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合を試算したところ、平成 25 年度は 19.3%、平成 26 年度は 15.5%（平成 25 年度・平成 26 年度の平均値は 17.4%）であった。当施設の標準的受益者負担割合は 25%であり、乖離が生じている。

「使用料・手数料の設定基準」の設定時に、使用料の見直し対象をスクリーニングするために、市が算定した平成 25・26 年度の受益者負担比割合（平均値）は 22.3%であり、見直しの検討対象となっていない。しかし、監査人の受益者負担割合の試算値は、標準的受益者

負担割合から乖離しており、(実際に料金改定するかは別として)「使用料・手数料の設定基準」の設定に伴う平成 28 年度の全庁的見直し時に、当施設は料金見直しの追加検討を行う対象となっていたと考えられる。

以上から、市においても受益者負担割合の再計算をし、使用料の改定の検討対象施設にすべきである。

【3】保育料

(1) 概要

項目	内容									
使用料の概要	川崎市内の保育所等を利用するにあたっての保育料									
所管局部課名	こども未来局 子育て推進部 保育課									
料金体系	保育所、認定こども園（2号,3号）、小規模保育（A型）、事業所内保育（保育所型） (単位：円)									
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
		3歳未満児保育料				3歳以上児保育料				
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,300	1,650	3,200	1,600	
C2	市民税所得割課税額 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,400	2,200	4,300	2,150	
C3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,400	2,700	5,300	2,650	
C4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	7,100	3,550	6,900	3,450	
C5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,000	4,500	8,900	4,450	
C6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	10,500	5,250	10,300	5,150	
C7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	12,000	6,000	11,800	5,900	
C8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	14,000	7,000	13,800	6,900	
C9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	18,000	9,000	17,700	8,850	
C10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	22,000	11,000	21,600	10,800	
C11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	25,000	12,500	24,600	12,300	
C12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	26,500	13,250	26,000	13,000	
C13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	27,500	13,750	27,000	13,500	
C14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	30,500	15,250	30,000	15,000	
C15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	31,500	15,750	31,000	15,500	
C16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	32,000	16,000	31,500	15,750	
C17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	33,000	16,500	32,400	16,200	
C18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	34,000	17,000	33,400	16,700	
C19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	35,000	17,500	34,400	17,200	
C20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	36,000	18,000	35,400	17,700	
C21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	37,000	18,500	36,400	18,200	
C22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	38,000	19,000	37,400	18,700	
C23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	39,000	19,500	38,300	19,150	
C24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	40,000	20,000	39,300	19,650	
C25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	41,000	20,500	40,300	20,150	
根拠法令・条例	川崎市子ども・子育て支援法施行細則									
使用料の	減額・免除 有									

減免	保護者の勤務先の倒産等による失業・疾病・罹災等の不測の事態により、支出増加や著しい収入の減少（ともに前年の3割以上）があり、保育料の納入が困難となった場合には、保育料が減免される場合がある。
----	---

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保育料	7,689,038	8,369,803	9,248,976
うち公立保育所の 保育料（使用料）	2,338,532	2,061,841	1,898,706

注) 上記の保育料は認可保育所¹⁰に係るものを集計している。

使用料の費目で計上している保育料は、公営保育所¹¹と公設民営保育所¹²にかかる保育料のみである。ただし、公営保育所か民営保育所かで市民が支払う保育料に違いはなく、民設民営保育所の保育料も監査対象とした。

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保育所等入所児童数	20,930	23,033	25,022

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 使用料にかかる前提

一般的な使用料・手数料は、まず人件費や物件費など施設の維持管理や行政サービスを実施するために要した経費を原価として算出した上で、当施設やサービスの内容に応じて標準的受益者割合を定め、原価に標準的受益者割合を乗じた金額を受益者負担分として、当該受益者負担分が徴収できるような使用料・手数料（料金）を設定する。料金を設定する際には、受益者の公平性・公正性に考慮し、例外的に減免措置は設けるものの、料金は一律となる。

これに対して、保育料は以下の特徴がある。

- ・保育サービスの原価（保育所の運営費総額）を算出し、その一定割合を保護者が負担するという考え方ではなく、国が定めた国基準保育料¹³をベースに料金を設定する。国基準保育料の範囲内で市の方針を反映した料金を設定できるが、幼児教育の段階的無償化

¹⁰ 児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事、政令指定市の市長、中核市の市長に認可された保育所。

¹¹ 市が設置し管理している保育所であり、市の施設である。

¹² 設置主体は市であるが運営主体を民間に委託した保育所。

¹³ 国が定めた保護者が負担する保育料の上限

など国全体の方針により全国の自治体が一律で料金を改定する場合もある。

- ・料金は一律ではなく、受け取るサービスは同じであっても児童の両親の所得に応じて異なる料金設定となっている（応能負担）。

ii) 原価の算出方針及び金額

【使用料の推移】の注に記載したとおり、保育所は運営形態の違いにより公営保育所と民営保育所に大別され、公営保育所と民営保育所で運営費の算出方法は異なる。

公営保育所	公営保育所の保育士等は市の職員であるため、人件費は市の給与規程に基づき支給された給与額総額となる。 物件費等の経費は、各保育所で実際に発生した経費の総額となる。
民営保育所	市が全保育所に支給する額の合計が民営保育所にかかる運営費相当額となる。市から民営保育所運営業者に対して支給する額は、「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱」で定めた支給基準に基づき、施設の規模・児童の年齢構成等に応じて1施設毎に毎月計算している。当該支給基準では、「支給額＝国で定めた基準に基づく公定価格＋市が児童の処遇向上のために加算する額」で構成される。市の加算分としては、給食費、冷暖房費、障害児保育費等がある。

保育所の運営費総額は以下のとおりである。

なお、運営費の負担についても、公営保育所と民営保育所で違いがある。公営保育所は市の施設であるため、運営費と保護者負担額の差額は、全て市が公費で負担する。一方、民営保育所は、国・県・市・保護者の4者で負担する構造となっている。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保育所の運営費総額	30,896,019	33,821,804	36,376,616
うち川崎市負担分	19,841,656	17,557,606	17,546,638
うち保護者負担分 (保育料での徴収分)	7,689,038	8,369,803	9,248,976
うち国・県負担分	3,365,325	7,894,395	9,581,002

iii) 現行の保育料の設定方針

保育料を見直すべきとの平成 22 年度の包括外部監査の指摘（詳細は(4)の過年度の包括外部監査のフォローアップを参照）、人口の増加や認可保育所の整備等に伴う保育事業費の増加を受け、市では平成 23 年度に「保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、保育費用の負担のあり方を検討した。この委員会で、安定的な保育サービスを行うべく保護者に応分の負

担を求め、国基準保育料に対する保護者の負担割合を75%程度とすべきとの検討結果が出されたことを踏まえて、平成24年度から3年間かけて、保護者の負担割合を66.4%から75%まで段階的に引き上げた。

また、保育料は、保護者の所得階層ごとに料金が異なるが、一部の世帯に負担が偏らないよう、所得の階層間の料金差額を見直すことを検討すべきとの同委員会の意見を受け、平成24年度から3年間で、階層ごとの保育料差額を一定程度平準化した。

なお、保育料は、市の方針で改定・見直しする場合と、国の方針に準拠し自治体が横並びで改定する場合の2種類がある。市の方針では上記に加え、平成28年9月に政令指定都市等を参考に、以下の改定を実施した。

- ・すべての階層において第2子保育料を基本保育料（第1子）の50%に統一
- ・満3歳以上児の基本保育料の増額（最高額31,500円→41,000円）と所得間差額の平準化を実施

そのほか、平成28年度、平成29年度に、国の幼児教育の段階的無償化への対応として保育料の改定を段階的に実施し、推定年収360万円以下のひとり親等の世帯の保育料を無料としている。

② 使用料の改定・見直し

「行財政改革プログラム」において、保育料の見直しが課題の1つとして掲げられている。「行財政改革プログラム」では、保育需要の高まりにより保育サービスに必要な経費が増加する中、適正な利用者負担に向けた見直しが必要だとして、平成27年度に実施した子ども・子育て会議等の検討結果や、国の子育て支援施策の動向、他都市の状況等を踏まえ、受益と負担の適正化の観点から、多子世帯の負担軽減を図りつつ、保育料金額表を見直すとの記載がある。

平成27年度に保育料の現状分析を行った結果、市の保育料水準は、川崎市を含む20の政令指定都市の中で4番目の高水準であること、平成26年度までに段階的に保育料を引き上げたことを勘案し、料金を据え置いた。平成28年度には、「行財政改革プログラム」の課題としてあげた、保育所保育料の見直しを実施した。具体的には、多子世帯の負担軽減や満3歳児以上の保育料増額と所得間差額の平準化を内容とする、保育料金額表の改定を行った。今後は当分の間、保育所運営費に大きく影響するような国制度の変更がない限り、保育料金額表の増額改定は予定していない。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(4) 過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

平成 22 年の包括外部監査にて以下の意見を受けた。

(意見の要旨)

市の保育料は、他の政令指定都市と比較して、より保護者の支払能力に応じた保育料を設定している。市の保育料金額表によれば、所得税622,500円以上の階層が最も高い保育料を負担することになっているが、国の階層区分が1階層増え、所得税734,000円以上の階層が設定されたため、市でも早急に対応すべきである。

また、支払能力の高いと想定される高所得者層から保育料を多く徴収することは、受益と負担のあり方から望ましいと考える。したがって、保育サービスに係る受益と負担の適正化の視点から、保育料の見直しを検討すべきである。

この指摘に対する市の措置の状況は下記のとおりである。

(措置の要旨)

平成23 年度から、川崎市保育料金額表に新たな階層を設け国の階層区分が 1 階総増えたことへの対応を行いました。

また、「第 2 期川崎市保育基本計画」を踏まえ、平成23年度中に保育料の見直し作業を行ってまいります。

平成 23 年度に「保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、料金の見直しを行ったうえで、平成 24 年度～26 年度に「保育サービス利用のあり方検討委員会」の結果に基づき、料金を改定した。包括外部監査の意見に対する対応がとられているといえる。

なお、「② 使用料の算定方法 ii) 原価の算出方針及び金額」に記載した保育所の運営費総額は、認可保育所にかかるもののみであり、認定こども園や地域型保育事業の運営費は別途生じている。市全体の歳入はさほど変動がない中で、こども未来局の歳出は年々増加しており、5 年前の平成 24 年度は 79,937 百万円に対して平成 28 年は 94,139 百万円であり、市全体の歳出に占める割合も 14.1%から 15.4%に増加している。市の負担可能額に限りがある中で、今後も保育の質の確保に留意しながら、保護者が負担する保育料及び民営保育所に支払う市の加算金のあり方については、継続的に検討していくことが望まれる。

Ⅶ まちづくり局

【1】市営住宅使用料・従前居住者用賃貸住宅使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	市営住宅・従前居住者用賃貸住宅の使用料（家賃）
所管局部課名	まちづくり局 住宅政策部 市営住宅管理課
料金体系	「(2) ①使用料の算定方法」参照
根拠法令・条例	川崎市営住宅条例第 14 条・第 15 条、同条例施行規則第 24 条、公営住宅法第 16 条第 1 項・第 2 項、同法施行令第 2 条・第 3 条
使用料の減免	減額・免除 有 <ul style="list-style-type: none"> ・収入（非課税所得も含む）が著しく低額であり、使用料の支払いが困難な場合 ・生活保護法による保護を受けている者が、現に支給を受けている住宅扶助の月額を超える使用料の市営住宅に入居している場合 ・入居者の責に帰すべき事由によらないで市営住宅の一部又は全部が使用不能となった場合 ・入居者又は生計を共にする人に、現に手帳や証明書の交付を受けている身体障害者、戦傷病者、知的障害者、原子爆弾被爆者、精神障害者又は公害病被認定者がいる場合 ・特別の事情があり使用料を減免する必要があると市長が認める場合

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市営住宅使用料	4,881,341	4,880,352	4,890,115
従前居住者用賃貸住宅使用料	27,126	25,557	24,764

【利用件数、利用率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入居戸数	16,498 戸	16,241 戸	15,869 戸
総戸数	17,216 戸	17,274 戸	17,573 戸
入居率	95.8%	94.0%	90.3%

注) 各年度の入居戸数、総戸数、入居率は 4 月 1 日時点の情報を基に集計している。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

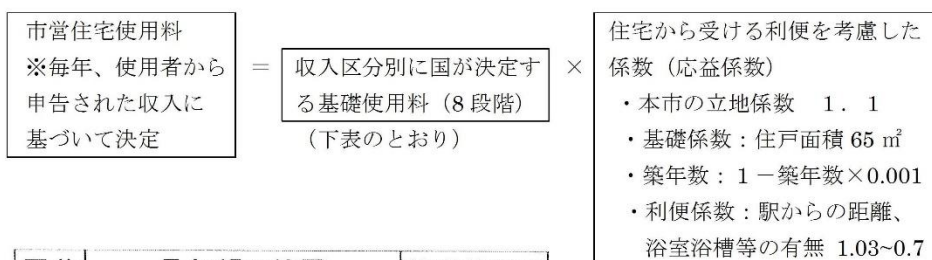
使用料は、川崎市営住宅条例第14条・第15条、川崎市営住宅条例施行規則第24条、公営住宅法第16条第1項・第2項、公営住宅法施行令第2条・第3条で使用料の算定方法が定められている。

概要は以下のとおりである。

市営住宅の家賃（使用料）のしくみ

(1) 家賃の種類等

① 収入超過者以外の入居者



区分	月収額の範囲	基礎使用料
1	0円～104,000円	34,400円
2	104,001円～123,000円	39,700円
3	123,001円～139,000円	45,400円
4	139,001円～158,000円	51,200円
5	158,001円～186,000円	58,500円
6	186,001円～214,000円	67,500円
7	214,001円～259,000円	79,000円
8	259,001円～	91,100円

月収額の区分と基礎使用料、応益係数については物価や所得水準の変動等に応じて定期的に改正する予定になっています。

② 収入超過者に課せられる家賃（明渡し努力義務を課す）

（一般世帯：月収額 158,001 円以上、特認世帯（高齢者・身障者等）：月収額 214,001 円以上）

収入超過者の家賃＝本来入居者の家賃＋〔近傍同種の住宅の家賃〕－〔本来入居者の家賃〕
×収入に応じて設定される率（1／5～1）

③ 高額所得者に課せられる家賃（明渡しの対象）※市営改良住宅及び市営従前居住者用住宅を除く。

市営住宅に引き続き 5 年以上入居している者で、最近 2 年間引き続き政令で定める収入基準を超える高額の収入のある者（月収額 313,001 円以上）。

高額所得者の家賃＝ 近傍同種の住宅の家賃

※ 明渡期限が到来しても入居している者に対し、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収できる。

② 使用料の改定・見直し

各入居者の使用料（家賃）は、毎年の収入申告をもとに「①使用料の算定方法」に従って決定される。

算出方法そのものの見直しは、公営住宅法施行令等の改正時に行われた。

（3）監査の結果

① 退去滞納者からの債権回収（意見）

公営住宅使用料の過去5年間の収納率の推移をみると、現年度分は改善傾向にあるが、過年度分（滞納繰越分）は平成26年度を境に悪化傾向にある。

（単位：千円）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成24年度	現年度	4,849,233	4,785,455	0	63,778	98.68%
	過年度 (滞納繰越分)	1,060,954	125,636	0	935,318	11.84%
	合計	5,910,187	4,911,091	0	999,096	83.10%
平成25年度	現年度	4,843,588	4,791,024	0	52,564	98.91%
	過年度 (滞納繰越分)	998,934	120,275	140,589	738,070	12.04%
	合計	5,842,522	4,911,299	140,589	790,634	84.06%
平成26年度	現年度	4,849,803	4,808,922	0	40,881	99.16%
	過年度 (滞納繰越分)	791,419	99,526	29,909	661,984	12.58%
	合計	5,641,222	4,908,448	29,909	702,865	87.01%
平成27年度	現年度	4,866,913	4,821,497	0	45,416	99.07%
	過年度 (滞納繰越分)	704,950	83,759	31,744	589,447	11.88%
	合計	5,571,863	4,905,256	31,744	634,863	88.04%
平成28年度	現年度	4,887,550	4,846,460	0	41,090	99.16%
	過年度 (滞納繰越分)	636,412	68,418	30,334	537,660	10.75%
	合計	5,523,962	4,914,878	30,334	578,750	88.97%



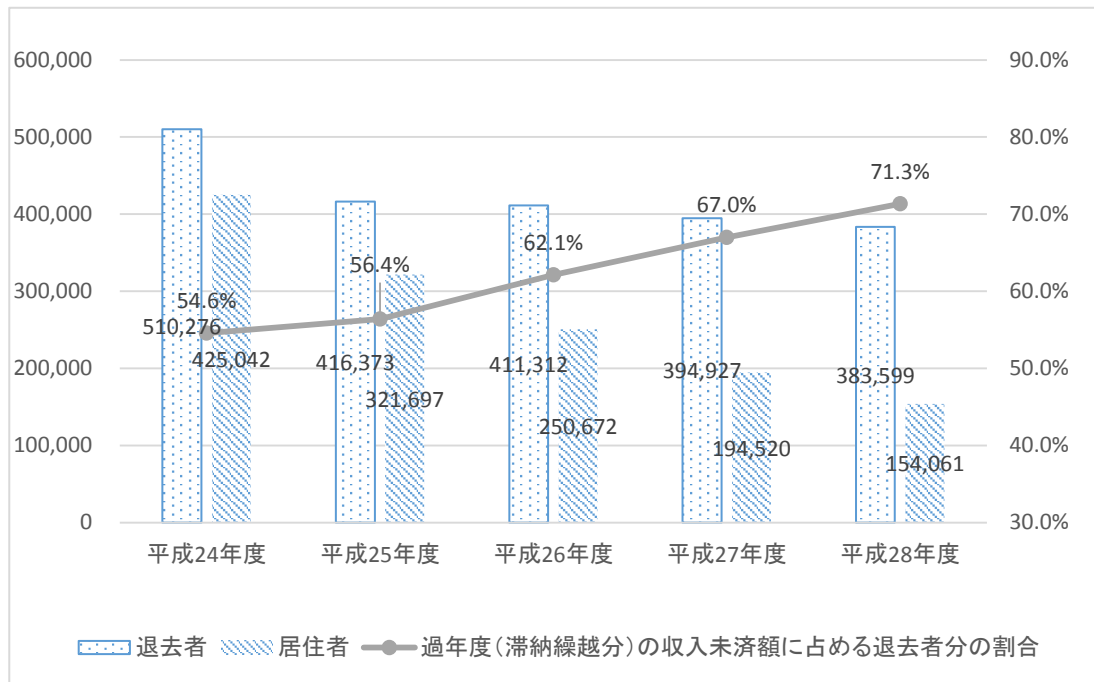
過年度（滞納繰越分）の収入未済額は、長期滞納者に対する納付指導や法的措置の実施、債権管理条例の改正に伴う不納欠損処理を行ったこと等により、平成28年度は537,660千円となり、平成24年度の935,318千円の半分程度に減少した。

ただ、過年度（滞納繰越分）の収入未済額を、退去者に対する額と居住者に対する額とに分けて分析してみると、過年度（滞納繰越分）の収入未済額に占める退去者分の割合は増加傾向にあり、平成28年度では全体の7割を超えている。退去滞納者に対する収入未済額の処理が課題となっている。

(単位：千円)

収入未済額 (滞納繰越分) の内訳	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	退去者	510,276	416,373	411,312	394,927	383,599
	居住者	425,042	321,697	250,672	194,520	154,061
	計	935,318	738,070	661,984	589,447	537,660

過年度(滞納繰越分)の収入未済額に占める退去者分の割合	54.6%	56.4%	62.1%	67.0%	71.3%
-----------------------------	-------	-------	-------	-------	-------



この点について、平成 20 年度の包括外部監査における同様の意見（退去滞納者からの滞納債権の回収強化について）を受けて、市は、市内の弁護士と成功報酬型による債権回収委託契約を締結し回収を進めている。しかし、結果的に平成 25 年以降の退去者に対する収入未済額はほとんど減っていないことから、退去滞納者のいわゆる「逃げ得」を許す結果とならないように引き続き積極的な回収策を講じるべきである。

なお、同意見において「川崎市では、平成 15 年度以降住宅使用料の不納欠損処理を実施していない。時効期間経過後の退去滞納者に対する債権について、回収不可能と判断される場合には、債権放棄を実施し、不納欠損処理を実施することが望ましい。」としているが、市は債権管理条例の改正を受けて、平成 25 年度より時効期間経過後の退去滞納者に対する債権について適時不納欠損処理を行っており、この点については改善がみられている。

以下に記載する平成 20 年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップを行った。

1、明渡請求審査会への選定付議の実施について

明渡請求対象者の明渡請求審査会への選定付議は、滞納整理事務処理要綱に従って適切に実施すべきである。

2、即決和解の実施状況について

滞納者に対する法的措置として即決和解を行った場合には、和解内容の履行状況に応じて適当な期間内に強制執行の申立てを行うべきである。

3、連帯保証人に対する連帯保証の履行請求について

住宅使用者が入居に際して提出する書面には、使用者が使用料等を滞納した場合、連帯保証人が使用者に代わって弁済することが明記されている。したがって、滞納債権回収のために連帯保証人に対して連帯保証の履行を請求すべきである。

上記について、ヒアリングにより、滞納整理事務処理要綱に従い明渡請求をしている実績があること、和解内容の履行状況が芳しくない者に対して強制執行の申立てをした実績があること、連帯保証人に対する履行請求の実績があることを確認した。

【2】特定公共賃貸住宅使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	特定公共賃貸住宅 ¹⁴ の使用料（家賃）
所管局部課名	まちづくり局 住宅政策部 市営住宅管理課
料金体系	使用料は、特定優良賃貸住宅 ¹⁵ の供給の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、省令第20条第1項及び第2項で定める算出方法に準じ、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等も考慮したうえで（川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則別表1）、所得区分ごとに定める使用者負担額との差額を控除して算定している。
根拠法令・条例	川崎市特定公共賃貸住宅条例第12条・第13条、同条例施行規則第13条・第14条、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第13条、同法律施行規則第20条
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、暴風雨、洪水、火災等の災害により特定公共賃貸住宅について被害を受けたとき。 ・前号に掲げる場合のほか、市長が別に定める特別な事由があるとき。 <p>（川崎市特定公共賃貸住宅条例第17条）</p> <p>空住戸が増加傾向にあることを踏まえ、従来の使用者負担額に替え、使用料の減免を試行的に実施し、空住戸の解消等について検証を行うことを目的に、以下の施行実施期間、対象者、対象住戸に対して「使用者負担額減額制度」を実施している。</p> <p>（川崎市特定公共賃貸住宅使用者負担額減額制度試行的実施要綱第4条）</p> <p>【施行実施期間】 平成27年10月1日から平成30年9月末日まで</p> <p>【減免対象者】 入居時に義務教育終了前の子を有する世帯（該当する子が退</p>

¹⁴ 特定公共賃貸住宅

中堅所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、地方公共団体が直接建設を行い、賃貸する住宅をいう。住宅の規模・立地状況に応じて家賃が異なる。

¹⁵ 特定優良賃貸住宅

中堅所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、地方公共団体が建設費及び家賃の一部について支援を行う民間賃貸住宅をいう。住宅の規模・立地状況に応じて家賃が異なる。（一部の住宅を除き、収入に応じて家賃補助が受けられる。）

	去した場合を除く)又は若年夫婦世帯(満40歳未満の夫婦のみで構成)、かつ、省令に規定する所得が214,000円以下の世帯 【対象住戸】 施行実施のため、特定公共賃貸住宅のうち、市で指定した一部の住戸
--	--

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定公共賃貸住宅使用料	163,433	148,909	136,744

【利用件数、利用率の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入居戸数	149戸	137戸	123戸
総戸数	202戸	202戸	202戸
入居率	73.8%	67.8%	60.9%

注) 各年度の入居戸数、総戸数、入居率は4月1日時点の情報を基に集計している。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

川崎市特定公共賃貸住宅条例第12条・第13条、川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則第13条・第14条、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第13条、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第20条より算出方法が定められている。

② 使用料の改定・見直し

平成18年度に中野島多摩川住宅、平成25年度に千年新町住宅に対して、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条第5項」の規定による家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失わないよう適正な使用料を設定することを目的とし、近隣同種の住宅の家賃相場に合わせて家賃の額を値下げした。

(3) 監査の結果

① 特定公共賃貸住宅の今後のあり方の検討(意見)

特定公共賃貸住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により中堅所得者等を対象として市が管理する住宅であり、市営住宅は、住宅に困窮し、比較的収入の少ない低所得者を対象として国と市が協力して建設し、市が所有する住宅である。すなわち、両者は対象とする所得階層が異なる。

特定公共賃貸住宅の中には、市営住宅と同一の建物の中に、特定公共賃貸住宅として扱われる部屋と市営住宅として扱われる部屋が混在しているものもある。市営住宅として扱われる部屋の中には、競争率が高く需要に供給が追いついていないものがある一方、特定公共賃貸住宅として扱われる部屋の中には空いているものもある。

特定公共賃貸住宅の入居率は平成 28 年度で 60.9%であり、低水準である。入居率の向上を目的として、平成 27 年 10 月から川崎市特定公共賃貸住宅使用者負担額減額制度が導入されたが、上記【利用件数、利用率の推移】に示されるように、入居率の減少に歯止めがかからない状況が継続している。制度導入後、平成 28 年 3 月末までの半年間は新規入居者がなく、退去者のみが発生している状況である。

使用者負担額減額制度は時限措置であり、平成 30 年 9 月で終了する。当該制度の効果を引き続き確認する必要があるものの、効果が見られない場合には、家賃が高いことが入居率を減少させる原因ではないとも考えられる。そこで、特定公共賃貸住宅を市営住宅へ転用するなど、特定公共賃貸住宅のあり方の検討を含めた抜本的な対応が望まれる。

【3】開発行為許可申請等手数料

(1) 概要

項目	内容																																																
手数料の概要	都市計画法に基づく開発行為許可申請等に係る手数料																																																
所管局部課名	まちづくり局 指導部 宅地企画指導課																																																
料金体系	<p>(1) 開発行為許可申請手数料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>自己住宅用</th> <th>自己業務用</th> <th>非自己用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1ha未満</td> <td>8,600</td> <td>13,000</td> <td>86,000</td> </tr> <tr> <td>0.1ha以上0.3ha未満</td> <td>22,000</td> <td>30,000</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>0.3ha以上0.6ha未満</td> <td>43,000</td> <td>65,000</td> <td>190,000</td> </tr> <tr> <td>0.6ha以上1ha未満</td> <td>86,000</td> <td>120,000</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>1ha以上3ha未満</td> <td>130,000</td> <td>200,000</td> <td>390,000</td> </tr> <tr> <td>3ha以上6ha未満</td> <td>170,000</td> <td>270,000</td> <td>510,000</td> </tr> <tr> <td>6ha以上10ha未満</td> <td>220,000</td> <td>340,000</td> <td>660,000</td> </tr> <tr> <td>10ha以上</td> <td>300,000</td> <td>480,000</td> <td>870,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 開発行為変更許可申請手数料</p> <p>ア 設計の変更 開発行為許可申請手数料の1/10</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入 新たに編入される開発区域面積に応じた額</p> <p>ウ その他の変更 10,000 円</p> <p>(3) 建築等許可申請手数料</p> <p>41 条第 2 項ただし書き 46,000 円</p> <p>42 条 1 項ただし書き 26,000 円</p> <p>43 条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築敷地の面積</th> <th>手数料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1ha 未満</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>0.1ha 以上 0.3ha 未 満</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>0.3ha 以上 0.6ha 未 満</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>0.6ha 以上 1ha 未満</td> <td>69,000</td> </tr> <tr> <td>1ha 以上</td> <td>97,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 地位の特定承継承認申請手数料</p> <p>ア 自己住宅用又は1ha未満自己業務用 1,700円</p> <p>イ 1ha以上の自己業務用 2,700円</p> <p>ウ ア・イ以外のもの 17,000円</p> <p>(5) 開発登録簿の写しの交付手数料 470円</p>	開発区域の面積	自己住宅用	自己業務用	非自己用	0.1ha未満	8,600	13,000	86,000	0.1ha以上0.3ha未満	22,000	30,000	130,000	0.3ha以上0.6ha未満	43,000	65,000	190,000	0.6ha以上1ha未満	86,000	120,000	260,000	1ha以上3ha未満	130,000	200,000	390,000	3ha以上6ha未満	170,000	270,000	510,000	6ha以上10ha未満	220,000	340,000	660,000	10ha以上	300,000	480,000	870,000	建築敷地の面積	手数料 (円)	0.1ha 未満	6,900	0.1ha 以上 0.3ha 未 満	18,000	0.3ha 以上 0.6ha 未 満	39,000	0.6ha 以上 1ha 未満	69,000	1ha 以上	97,000
開発区域の面積	自己住宅用	自己業務用	非自己用																																														
0.1ha未満	8,600	13,000	86,000																																														
0.1ha以上0.3ha未満	22,000	30,000	130,000																																														
0.3ha以上0.6ha未満	43,000	65,000	190,000																																														
0.6ha以上1ha未満	86,000	120,000	260,000																																														
1ha以上3ha未満	130,000	200,000	390,000																																														
3ha以上6ha未満	170,000	270,000	510,000																																														
6ha以上10ha未満	220,000	340,000	660,000																																														
10ha以上	300,000	480,000	870,000																																														
建築敷地の面積	手数料 (円)																																																
0.1ha 未満	6,900																																																
0.1ha 以上 0.3ha 未 満	18,000																																																
0.3ha 以上 0.6ha 未 満	39,000																																																
0.6ha 以上 1ha 未満	69,000																																																
1ha 以上	97,000																																																
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第 2 条第 238 号から第 244 号																																																

手数料の減免	減額・免除 有 <ul style="list-style-type: none"> ・官公署からの請求によるとき (都市計画法では、国又は都道府県、指定都市等が開発行為を行う場合は、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなすとされている。この協議を行う場合においては、手数料を免除している)
--------	---

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	17,829	13,299	17,443

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(1) 新規許可	119	83	115
(2) 変更許可	89	61	81
(3) 建築等許可	12	9	21
(4) 特定承継	4	1	6
(5) 開発登録簿の写し	3,546	3,748	4,191
合計件数	3,770	3,902	4,414

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

開発許可申請書類の審査及び工事の完了検査等に要する人件費、書類審査に係る事務用品等の物件費を原価として集計している。平成 28 年度の原価の総額は 22,976 千円（内訳：人件費 22,560 千円、需要費 416 千円）である。

開発行為許可申請等手数料は、ア) 開発行為許可申請等の業務、イ) 開発登録簿の写しを交付する業務に区分される。

人件費は、業務の従事人数×市の職員の平均給与だが、アの人件費は課の担当職員の業務割合を合算し業務の従事人数を算出し、イの人件費は 1 件あたりの見積り所要時間に件数を乗じて出した合計時間を人員数に換算し、業務の従事人数を算出している。イの見積り時間は、平成 25 年度の原価を算出するにあたり窓口業務に従事する職員の経験や能力差を鑑み、平均時間として設定した。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 12 年に、都市計画法から開発許可手数料に関する規定が削除され、条例で定めることとなった際に国から示された積算根拠の考え方を元としている。平成 12 年に当該業務が自治体の事務となって以降、現在まで、手数料を改定した実績はない。

なお、神奈川県及び神奈川県下の開発許可権限を有する都市は、市と同一の手数料を徴収している。

② 手数料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、開発行為許可申請等手数料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 96.1%であり、標準的受益者負担割合 100%と比較し ±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【4】建築物許可申請手数料

(1) 概要

項目	内容																		
手数料の概要	建築基準法上に基づく許可申請に係る手数料																		
所管局部課名	まちづくり局 指導部 建築管理課																		
料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築基準法等での種別 注)</th> <th>手数料 (1件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第44条第1項第3号 等</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>第42条第1項第5号 (廃止)</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>第43条第1項ただし書 等</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>第42条第1項第5号 (指定・変更)</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>第85条第5項 等</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>第44条第1項第4号 等</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>第48条第1～12項ただし書</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>第86条第1～4項 等</td> <td>建物の数に応じた料金体系 例)6,400円+12,000円 ×建物数</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 建築基準法等での種別は多数あるため、ここでは一部を記載している。詳細は手数料条例等を参照のこと</p>	建築基準法等での種別 注)	手数料 (1件)	第44条第1項第3号 等	27,000円	第42条第1項第5号 (廃止)	30,000円	第43条第1項ただし書 等	33,000円	第42条第1項第5号 (指定・変更)	50,000円	第85条第5項 等	120,000円	第44条第1項第4号 等	160,000円	第48条第1～12項ただし書	180,000円	第86条第1～4項 等	建物の数に応じた料金体系 例)6,400円+12,000円 ×建物数
建築基準法等での種別 注)	手数料 (1件)																		
第44条第1項第3号 等	27,000円																		
第42条第1項第5号 (廃止)	30,000円																		
第43条第1項ただし書 等	33,000円																		
第42条第1項第5号 (指定・変更)	50,000円																		
第85条第5項 等	120,000円																		
第44条第1項第4号 等	160,000円																		
第48条第1～12項ただし書	180,000円																		
第86条第1～4項 等	建物の数に応じた料金体系 例)6,400円+12,000円 ×建物数																		
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第2条第197号から第236号、川崎市建築基準条例第63条の2、川崎市特別工業地区建築条例第9条、川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例第19条																		
手数料の減免	減額・免除 有 <ul style="list-style-type: none"> ・官公署からの申請による時 ・その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき (条例に定めはあるが、具体的な適用事例は調査対象とした直近3年で無。)																		

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手数料	26,652	25,697	29,429

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	548	518	644

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

審査に要する人件費と事務用品等の物件費を原価として集計している。

原価の算出にあたっては、許可申請 6 区分の審査時間と物件費をそれぞれ見積もったうえで、単純平均した時間及び単価を用いている。

手数料区分(円)	審査時間(時間)	物件費等(円)
6,400	1	2,063
27,000	4	9,293
50,000	12	1,350
78,000	16	9,293
160,000	23.05	40,313
180,000	24.05	52,241
6 区分の単純平均	13.35	19,092

具体的には、6 区分の見積り審査時間を平均した時間 (13.35 時間) 及び見積り物件費を平均した金額(19,092 円)を算出し、「(人件費) 13.35/時間×職員給与平均単価+ (物件費等) 19,092 円×全区分の合計件数」として、原価を算出している。

平成 28 年度の原価の総額は 44,005 千円であり、内訳は、人件費 31,405 千円、物件費等 12,600 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

川崎市手数料条例により許可手数料を定める以前は、地方公共団体手数料令に基づき、各都道府県知事が手数料の徴収の有無とその額を定めており、神奈川県下では現在と同額の手数料を徴収していた。平成 12 年に当該業務が自治体の事務となった際に、神奈川県下で神奈川県建築行政連絡協議会内に WG を立ち上げ検討を行った結果、従前の許可手数料と大きな乖離が見られなかったこと、また同一業務において県下で手数料が異なることで混乱が生じる可能性がある等の理由から、県下で同一の手数料とすることとした。

② 手数料の改定・見直し

平成 11 年度、平成 14 年度に一部変更したが、いずれも地方公共団体手数料令又は建築基

準法の一部改正に伴うものである。

また、平成 16 年度、平成 21 年度、平成 27 年度には建築基準法等の改正に伴い手数料を新設したが、建築基準法等の改正を伴わない料金改定の実績はない。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建築物許可申請手数料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 83.0%であり、標準的受益者負担割合 100%と比較し±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

① 原価の算出方法について（意見）

原価は、6 区分の単純平均で出した人件費と物件費に当手数料の全申請件数を乗じて算出している。手数料は 1 件 6,400 円のものから 1 件 180,000 円のものまであり、原価も大きく異なるが、これらを簡便的に同じ 1 件として平均単価を乗じて当手数料の原価を算出しているため、算出した原価は実際の原価を反映しているとはいえない。

さらに、抽出した 6 区分は必ずしも件数が多いものとは限らない。件数が多くても見積り対象の区分に含んでいないものもあれば、件数が少なくても見積り対象の区分に含んでいるものもある。

過去 3 年の料金別の件数及び見積り対象の区分は以下のとおりである。

（単位：件）

手数料	見積り対象の 6 区分か	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
6,400 円	○	0	2	1
27,000 円	○	283	282	359
30,000 円	×	4	5	1
33,000 円	×	93	69	106
50,000 円	○	31	28	35
78,000 円	○	3	5	3
120,000 円	×	107	113	118
160,000 円	○	26	10	18
180,000 円	○	1	4	3
220,000 円	×	0	0	0

現に直近の平成 28 年度の受益者負担割合は 66.9%であり、平成 25 年度・平成 26 年度の受益者負担割合の平均である 83.0%から大きく低下したが、この算出方法では、受益者負担割合が低下しても、原価が増加したからなのか、単に単価の高い区分の申請件数が多かったからなのかが不明であり、原価や受益者負担割合を算出する実効性が損なわれている。

原価計算表は受益者負担割合の算出のみならず、発生した原価を把握するために毎年作成しているが、手数料に対してどれくらい原価が発生しているかを把握するために、審査時間

及び物件費等については単純平均値を利用するのではなく、手数料区分ごとの見積審査時間・見積り物件費単価を利用して算出した原価の合計を当手数料の原価とすべきである。

② 原価の算出に用いる見積りの定期的な見直しの必要性について（意見）

原価の算出に使用する見積り審査時間及び見積り物件費について、見積りと実績が乖離していないかの検討が定期的に行われていない。具体的には、30,000円及び50,000円の手数料の見積りは平成21年の新設時に設定したもので、他の手数料区分は10年以上前から見積りが見直されていない。

構造計算書偽造問題等を受けて行われた平成19年の建築基準法改正及び審査の厳格化を受け、審査時間は増える傾向にあり、設定当時と現在では、審査を取り巻く状況も変化している。このような外部環境の変化や申請件数の変化、業務の効率化などにより、審査にかかる時間や経費は変化していくと考えられるため、原価を適切に把握するためには、定期的に見積りと実績が乖離していないか検討することが望まれる。

【5】住宅用家屋等証明手数料

(1) 概要

項目	内容										
手数料の概要	住宅用家屋証明及び建築に関する証明、耐震改修証明の発行に係る手数料										
所管局部課名	まちづくり局 指導部 建築管理課										
料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>手数料 (1件あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅用家屋証明</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>建築物等台帳記載証明</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>道路の位置指定済証明</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>耐震改修証明</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	手数料 (1件あたり)	住宅用家屋証明	1,300 円	建築物等台帳記載証明	300 円	道路の位置指定済証明	300 円	耐震改修証明	300 円
	種別	手数料 (1件あたり)									
	住宅用家屋証明	1,300 円									
	建築物等台帳記載証明	300 円									
	道路の位置指定済証明	300 円									
耐震改修証明	300 円										
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第 2 条第 188 号、第 274 号、第 280 号、第 281 号、第 282 号										
手数料の減免	減額・免除 有 (免除) 官公署からの請求によるとき										

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	17,425	17,580	19,363

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	27,727	30,017	32,629

(2) 手数料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

審査又は事務処理に要する人件費、書類審査に係る事務用品等の物件費を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 22,740 千円 (内訳：人件費 22,697 千円、需要費 43 千円) である。人件費は、業務の従事人数×市の職員の平均給与だが、証明書の種類ごとに 1 件あたりの業務時間を見積りで算出し、算出した見積り時間に件数を乗じて出した合計時間を人員数に換算し、業務の従事人数を算出している。

見積り時間は、平成 25 年度の原価を算出するにあたり窓口業務に従事する職員の経験や能

力差を鑑み、平均時間として設定した。

ii) 現行の料金の設定方針

証明書の種類ごとの原価と年間件数の実績をもとに、料金を設定した。

なお、道路の位置指定済証明及び耐震改修証明は、周辺都市では手数料を徴収していないが、市では、原価に見合う手数料を徴収する方針を採っている。

② 手数料の改定・見直し

住宅用家屋証明に係る手数料は、平成9年に1,200円から1,300円に変更した。

建築物等台帳記載証明、道路の位置指定済証明、耐震改修証明に係る手数料は、これまで料金改定の実績はない。

平成28年度の全庁的見直しにおいて、住宅用家屋等証明手数料の平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は93.2%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

Ⅷ 建設緑政局

【1】富士見公園南側利用料

(1) 概要

項目	内容																																																						
使用料の概要	公園施設を利用するにあたっての利用料																																																						
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課																																																						
料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">野球場（富士見公園に設けるものに限る。）</td> <td>1回(2時間以内)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">球技場</td> <td rowspan="4">収し類場なす料の合他をこれ徴れ</td> <td>全面利用 4分の3 面利用</td> <td>1回(1時間以内) 18,140円</td> </tr> <tr> <td>半面利用</td> <td>同(同) 17,280円</td> </tr> <tr> <td>4分の1 面利用</td> <td>同(同) 8,640円</td> </tr> <tr> <td>入場料その他これに類する料金を徴収する場合</td> <td>同(同) 33,230円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">球技場照明施設</td> <td>1基1回(同)</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">球技場特別室</td> <td>1箇所1回(同)</td> <td>1,620円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">球技場放送室</td> <td>1回(同)</td> <td>1,510円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">球技場テレビ・ラジオ中継室</td> <td>同(同)</td> <td>1,510円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">球技場関係者室</td> <td>1箇所1回(同)</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多目的屋内施設会議室</td> <td>同(同)</td> <td>1,850円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多目的屋内施設シャワー室</td> <td>同(同)</td> <td>8,640円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多目的屋内施設ロッカー室</td> <td>同(同)</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多目的屋内施設多目的室</td> <td>同(同)</td> <td>2,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*他に駐車場利用料あり</p>	種別		単位	金額	野球場（富士見公園に設けるものに限る。）		1回(2時間以内)	2,500円	球技場	収し類場なす料の合他をこれ徴れ	全面利用 4分の3 面利用	1回(1時間以内) 18,140円	半面利用	同(同) 17,280円	4分の1 面利用	同(同) 8,640円	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	同(同) 33,230円	球技場照明施設		1基1回(同)	10,800円	球技場特別室		1箇所1回(同)	1,620円	球技場放送室		1回(同)	1,510円	球技場テレビ・ラジオ中継室		同(同)	1,510円	球技場関係者室		1箇所1回(同)	1,080円	多目的屋内施設会議室		同(同)	1,850円	多目的屋内施設シャワー室		同(同)	8,640円	多目的屋内施設ロッカー室		同(同)	930円	多目的屋内施設多目的室		同(同)	2,470円
種別		単位	金額																																																				
野球場（富士見公園に設けるものに限る。）		1回(2時間以内)	2,500円																																																				
球技場	収し類場なす料の合他をこれ徴れ	全面利用 4分の3 面利用	1回(1時間以内) 18,140円																																																				
		半面利用	同(同) 17,280円																																																				
		4分の1 面利用	同(同) 8,640円																																																				
		入場料その他これに類する料金を徴収する場合	同(同) 33,230円																																																				
球技場照明施設		1基1回(同)	10,800円																																																				
球技場特別室		1箇所1回(同)	1,620円																																																				
球技場放送室		1回(同)	1,510円																																																				
球技場テレビ・ラジオ中継室		同(同)	1,510円																																																				
球技場関係者室		1箇所1回(同)	1,080円																																																				
多目的屋内施設会議室		同(同)	1,850円																																																				
多目的屋内施設シャワー室		同(同)	8,640円																																																				
多目的屋内施設ロッカー室		同(同)	930円																																																				
多目的屋内施設多目的室		同(同)	2,470円																																																				
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同施行規則																																																						
使用料の減免	減額・免除 有 アメフト団体に対して、球技場及び多目的屋内施設の減免措置がある。有料試合に限り、多目的屋内施設を一括貸出する場合は162,000円、学生が球技場を使用する場合は2割減額としている。																																																						
利用回数の制限	無																																																						

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
球技場（富士通スタジアム川崎）	/	82,182	82,634
球場（富士見球場）		409	414
多目的屋内施設（かわ Q ホール）		2,201	5,291

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入に含まれていない。

注) 平成 26 年度以前は、平成 27 年度以降と施設の形態が異なり、比較が困難であることから、斜線としている。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
球技場（富士通スタジアム川崎）	/	67.6	70.4
球場（富士見球場）		73.4	78.4
多目的屋内施設（かわ Q ホール）		27.3	31.8

注) 平成 26 年度以前は、平成 27 年度以降と施設の形態が異なり、比較が困難であることから、斜線としている。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（修繕費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は、指定管理者の経費が 117,752 千円、市負担の支出が 2,605 千円である。原価の主な内訳は、人件費 32,389 千円、委託料（駐車場）12,710 千円、水道光熱費 10,490 千円、維持管理費 35,934 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

球技場（富士通スタジアム川崎）は、平成 26 年度の新スタンド設置工事に伴い増加する維持管理費経費を考慮し、過去 3 か年の維持管理経費の年間平均支出額に受益者負担割合を乗じて出した金額と年間平均収入額が均衡するように、利用料金を 1.2 倍に増額した。

その他は、平成 27 年度の指定管理者制度導入に伴い上記の料金体系に設定した。

② 使用料の改定・見直し

上記① ii) 現行の料金の設定方針で示したとおり、平成 27 年度の指定管理者制度導入に向けて、平成 25 年度に料金の見直しを行った結果、球技場（富士通スタジアム）の利用料金の改定が行われた。その他の料金の改定は行われていない。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項は無い。

【2】川崎国際生田緑地ゴルフ場利用料

(1) 概要

項目	内容		
使用料の概要	ゴルフ場を利用するにあたっての利用料		
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課		
料金体系	種別	単位	金額
	ゴルフ場	1人1回	19,540円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同施行規則		
使用料の減免	減額・免除 無 なお、ゴルフ利用税について障害者手帳の提示による非課税措置がある。		
利用回数の制限	無		

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料（プレーヤー収入）	636,928	631,894	622,848

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入に含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1ラウンド利用者数	55,899	54,531	54,299
ハーフ利用者数	2,365	2,549	3,048

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支報告書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（修繕費など）を原価として集計している。

平成28年度の原価の総額は483,451千円であり、指定管理者の経費が466,622千円、市負担の支出が16,829千円である。原価の主な内訳は、人件費92,174千円、コース管理費100,293千円、施設管理清掃費35,112千円、水道光熱費21,564千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 24 年度の条例改正時に、過年度の利用者実績から将来の入場者見込みを算出し、指定管理者の費用見込額から、キャディフィー実費相当額を除き、費用を賄うプレーフィー単価の上限額を 19,000 円と設定した。その際、他市の料金(鎌倉パブリックゴルフ場:料金上限 18,900 円、茅ヶ崎ゴルフ倶楽部:料金上限 19,980 円など)の水準も考慮した。

平成 25 年度に消費増税により料金を改定し、19,540 円(=19,000 円÷1.05×1.08)とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、川崎国際生田緑地ゴルフ場使用料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 113.8%であり、標準的受益者負担割合(100%)と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料

(1) 概要

項目	内容				
使用料の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場等使用料 陸上競技場の利用（Jリーグ利用時除く）及び補助競技場の個人利用の際に徴収する使用料（専用使用については、【10】等々力中央広場使用料での歳入となる） ・Jリーグ使用料 陸上競技場をJリーグの試合で利用する際に徴収する使用料 				
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課				
料金体系	種別	専用使用料		個人使用料	
		単位	金額	単位	金額
	陸上競技場				
	等々力	1回 (4時間以内)	26,000円	1人1回	
				18歳以上の者	200円
				13歳以上18歳未満の者（高校生を含む）	100円
	陸上競技場 照明施設	1回 (1時間以内)	全点灯	102,000円	
			4分の3点灯	76,500円	
			2分の1点灯	51,000円	
			4分の1点灯	25,500円	
陸上競技場 大型映像装置	1箇所 1日1回		50,000円		
陸上競技場 写真判定室	1日1回		18,000円		
	<p>※上記料金表は陸上競技場使用料等の主要な料金のみを表示し、会議室、シャワー室、ロッカー室等の使用料金は省略した。</p> <p>※アマチュア以外の団体が入場料その他これに類する料金を徴収するとき ⇒入場料総額×5/100 を使用料に加算</p> <p>※大型映像装置を使用して一時的に広告を表示する場合の使用料 ⇒1か所1日1件について50,000円を加算</p>				
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則				
使用料の減免	減額・免除 有				

	<p>(5 割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中・高等学校生徒が行う各種競技大会・クラブ活動 ・市内青少年団体、市スポーツ協会、県体育協会が行う各種競技大会 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が主催する学校生徒の各種競技大会 ・本市又は教育委員会が主催する各種競技大会 ・身体障害者等の行う各種競技大会 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者及びその他付添者 <p>このほか、平成 28 年度に、地域活性化を図る重要な団体であり、その活動が公益を推進すると認められることから（川崎市都市公園条例施行規則 16 条）、プロサッカークラブに対して、入場料収入加算額（同 6 条 2 項 3 号）の一部と大型映像装置による広告掲出料加算額（同条同項 4 号）の一部を合わせた総額 29,168 千円の減額を行っている。</p>
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
陸上競技場等使用料	6,044	21,618	17,697
J リーグ使用料	13,990	38,107	39,478

※平成 26 年度は等々力陸上競技場のメインスタンド工事により減収となった。

【利用件数の推移】

(単位：日)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
陸上競技場（利用日数）	未集計	122	119

※平成 26 年度は等々力陸上競技場のメインスタンド工事により未集計となった。

※利用日数に個人利用は含んでいない。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成 28 年度の原価の内訳は以下のとおりである。職員人件費には、入札事務等に係る職員人件費が見積りで計上されている。

(単位：千円)

	等々力陸上 競技場	諸室	ナイター施設	古市場陸上 競技場	全施設計
委託料	118,009	66,502	23,274	—	207,785
補修工事費	7,932	—	—	—	7,932
光熱水費	13,101	13,739	15,990	—	42,830
職員人件費	621	621	565	1,079	2,886
計	139,663	80,862	39,829	1,079	261,433

ii) 現行の料金の設定方針

等々力陸上競技場の専用使用料は、平成 26 年度にメインスタンドの改修工事に伴い、施設が大幅に更新されたため、従来単価の 2 倍（＝平成 27 年度維持管理費見積額 262,229 千円 ÷ 平成 23～25 年度の維持管理費平均支出額 132,156 千円）の料金設定とした。

照明施設使用料も、平成 27 年度年間電気使用料金見積額に基づき従来単価の 2 倍の料金設定とした。

その他会議室やロッカー室は従来単価をベースに面積比に応じて料金設定を見直した。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁の見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 53.1%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 原価に計上すべき人件費について（指摘）

みどりの企画管理課では、入札事務等に係る職員人件費を、見積り計算で原価に集計している。

「使用料手数料の設定基準」では、原価算定対象経費としての人件費を「受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費」と定めている。入札事務等は、通常の施設運営とはいえず、本来、これに係る人件費は原価算定対象経費とはならないと考えられる。通常の施設運営に係る職員人件費のみを原価に計上すべきである。

② 原価集計方法のノウハウ承継について（意見）

原価計算表の作成のために、みどりの企画管理課では、原価の積上げシートを用いているが、当該シートは担当者自身が作成したもので、属人的な仕様となっている。担当者の異動等によりノウハウが適切に承継されず、原価の積上げシートの作成方法の継続性が絶たれる等の問題が生じるおそれがある。

課内で原価の積上げシートの作成方法の共有化を図るなど、後任者に適切にノウハウが承継されるように対応が求められる。

③ 公園全体での受益者負担割合による判断の見直しについて（意見）

現状では、野球場、テニスコートなど施設別ではなく、複数の運動施設を合わせた建設緑政局所管の市の公園全体を1つの施設とみなして、受益者負担割合が標準的受益者負担割合の50%と乖離していないかで料金改定の可否を判断している。

この点、施設別で見た実績の受益者負担割合には大きなばらつきがあり（テニスコート356%に対して野球場は26%）、すべての施設を1つの施設とみなして受益者負担割合を算定すると、各施設の受益者負担が適切に判断されないおそれがある。

受益者負担を適切に判断するためには、市の公園全体を1つとするのではなく、施設の性質に応じて、いくつかに分類した上で受益者負担割合を設定すべきである。

例えば、町田市など他団体も行っているように、テニスコートやトレーニングジム、プールなど民間業者も点在する施設については100%、野球場や体育館、相撲場など民間業者が運営していない施設については50%負担にするなどが考えられる。

【4】野球場等使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	公園内野球場を利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	多摩川河川敷以外 2時間 2,500円 多摩川河川敷 2時間 500円 ナイター施設 1時間 6,000円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	16,413	15,846	12,669

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
多摩川河川敷以外	45.6	40.5	39.1
多摩川河川敷	17.1	16.6	20.2

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成28年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	野球場本体多摩 川河川敷以外	野球場本体 多摩川河川敷	ナイター施設	全施設計
委託料	18,613	8,579	1,052	28,244
光熱水費	—	—	1,816	1,816
工事請負費	4,785	—	2,057	6,842
原材料費	—	107	—	107
職員人件費	10,590	11,982	141	22,713
計	33,988	20,668	5,066	59,722

ii) 現行の料金の設定方針

<野球場本体>

昭和 63 年度の条例改正時に料金改定し、過去 3 か年における運動施設維持管理経費の年間平均支出額に条例改正時の受益者負担割合 (60%) を乗じて出した金額と年間平均収入額が均衡するよう、利用料金を一律 1.8 倍に引き上げた。

<ナイター施設>

昭和 56 年度の条例改正時に料金改定した。

(a) 大師球場の 1 回あたりの電気料 (昭和 55 年) 9,127 円に政策的な補正率 30% を考慮し 6,389 円を算出

(b) 御幸球場、等々力球場の 1 回あたりの電気料 (昭和 55 年) 8,388 円に政策的な補正率 30% を考慮して 5,871 円を算出

(a)(b) の千円未満を四捨五入し、改定後の金額を 6,000 円とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合 (実績) は 53.1% であり、標準的受益者負担割合 (50%) と ±10% 以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、J リーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 利用特性等を考慮した多様な料金設定の検討について (意見)

野球場及びナイター施設は、多摩川河川敷か河川敷以外かにより料金設定は異なるものの、それ以外の部分を除いては野球場の場所や利用者、利用日時等に関係なく同じ料金が適用されている。

しかし、野球場の整備状況、中高生か一般社会人かどうか、平日か週末かなどを考慮して、一定の範囲内で多様な料金設定とすることは公平な受益者負担の趣旨に反するものではない。野球場の受益者負担割合は 30% に満たず、運動施設の受益者負担割合 50% を下回っている現状に対して、何らかの改善策を検討すべきである。

ナイター施設においては、単位時間当たり電気代に差異があり、同一の料金設定には公平性を損なう点も見られる。例えば、近隣市区町村である大田区では、平日か休日か、区内チームか区外チームかなどによりある程度利用特性に応じた料金区分を設けている。

市は施設の性質 (設備の状況) に応じた料金設定の導入の有無を検討すべきである。

【5】庭球場等使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	公園内テニスコートを利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	1時間1面 750円 ナイター施設 1時間1面 800円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	57,240	55,707	57,081

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用率	90.6	94.0	93.7

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成 28 年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	テニスコート本体	ナイター施設	合計
委託料	14,663	1,978	16,641
光熱水費	—	7,882	7,882
補修工事費	416	1,846	2,262
職員人件費	226	678	904
計	15,305	12,384	27,689

ii) 現行の料金の設定方針

<テニスコート本体>

平成 13 年度の条例改正時に料金改定した。昭和 63 年（前回改定時）の指数を 100 とした

場合、平成 11 年度の消費者物価指数 114.5、運動施設の維持管理経費指数 204.0、中間をとると改定幅は 1.5 倍となるが、賃金指数等を総合的に勘案し、改定率を 1.3 倍とした。

<ナイター施設>

昭和 56 年度の条例改正時に料金改定した。昭和 56 年当時既に開設していた富士見テニスコートの 1 面あたりの電気料（昭和 55 年）1,082 円について、政策的な補正率 30%を考慮すると 757 円となることから、端数を四捨五入して 800 円とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 53.1%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 市民利用者が否かによる料金格差設定の検討について（意見）

庭球場は受益者負担割合が 300%を超えており、市が定める運動施設の受益者負担割合の目安である 50%を大きく上回っている。市では、公園全体の運動施設を 1 つとみなして受益者負担割合を検討しており、このような施設ごとの受益者負担割合は考慮していない。結果的に、庭球場の利用者が他の運動施設の費用を負担する形となってしまっている。

仮に、庭球場を単独の施設として捉え、標準的受益者負担割合（50%）まで使用料水準を引き下げようとした場合、現在の 1/6 倍の水準である 1 時間当たり 125 円とする必要があるが、近隣自治体の状況を鑑みると横浜市は 1 時間当たり 1100 円、大田区は 1 時間当たり 480 円から 1500 円の間で設定されており、著しくバランスの失するものになってしまう。

一方、庭球場は利用状況がフル稼働の状況にある。現在、公共施設利用予約システムであるふれあいネットでは、市民のみが抽選に参加でき、利用申込みの際に市民優先となるように設定されている。これに加え、市民料金を引き下げ、市民以外の利用を引き上げることなどにより、市民利用者の受益者負担割合を相対的に下げることが可能と思われる。近隣自治体などでも市民と市民以外で格差をつけることは行われている。

市は、近隣都市とのバランスを考慮しつつ、市民の利用機会の増加を誘導するような料金設定を検討するべきである。

【6】水泳場使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	公園内プールを利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	専用使用料（4時間以内） 18,000円 個人使用料 15歳以上 300円 3歳以上15歳未満（中学生を含む） 100円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	児童プールには中学生未満のみ入場可 ただし、児童及び幼児の付添人は入場可

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	19,023	18,107	8,659

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	113,665	104,909	53,355

※平成26年度に富士見児童プール、平成27年度に等々力プールが廃止となったことにより利用者数が減少した。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設の管理運営に係る経費を原価として集計している。そのほか、委託、入札事務等に係る職員人件費を見積り計算で一部計上している。原価の総額は68,005千円（主な内訳：委託料45,810千円、維持補修費2,945千円、需用費18,733千円、人件費339千円など）である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成13年度の条例改正時に料金改定した。昭和63年（前回改定時）の指数を100とした場合、平成11年度の消費者物価指数114.5、運動施設の維持管理経費指数204.0、中間をとると改定幅は1.5倍となるが、賃金指数等を総合的に勘案し、改定率を1.3倍とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 53.1%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 「使用料・手数料の設定基準」に基づく料金設定方針の適用について（意見）

現行の料金は、平成 13 年度に当時の消費者物価指数等を勘案して定められたものであり、設定から 15 年以上が経過している。市では平成 26 年 7 月に「使用料・手数料の設定基準」を策定しており、少なくとも新しい基準により算出される料金との比較検討を行い、料金改定の要否を検討すべきである。

当施設の受益者負担割合は 15%となっており、運動施設の受益者負担割合の目安となる 50%を大きく下回っている。近隣施設等とのバランスから大幅料金改定は困難であるとしても、料金設定の根拠についてはより詳細な説明がなされることが望まれる。

【7】 つり池使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	等々力緑地内釣池を利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	1人1回 大人(15歳以上) 750円 6歳以上15歳未満(中学生を含む) 200円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	13,091	13,474	12,438

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	18,036	18,474	17,103

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設の管理運営に係る経費を原価として集計している。そのほか、委託、入札事務等に係る職員人件費の一部を見積りで計上している。平成28年度の原価の総額は13,236千円(内訳：委託料12,287千円、維持補修費808千円、人件費141千円)である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成13年度の条例改正時に料金改定した。改定前は1回の利用を4時間以内で500円(基本料金)とし、超過料金(2時間以内)を250円としていた。平成13年の改正により時間制限を撤廃し、使用料については基本料金と超過料金の合計額750円に改定した。なお、昭和63年度の改定時に、施設全般を1.8倍の料金に改定しており、つり池は300円から500円(4時間以内)に改定した。(300×1.8=540円：端数四捨五入)

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、つり池の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 95.7%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 市場性の高さを考慮した料金設定について（意見）

近隣市町村においては、公営でつり池施設を擁する自治体は存在せず、専ら民間業者による運営が行われている。

当施設は非常に市場性が高く、公共関与の必要性が低いものと考えられる。これに鑑み、市の標準受益者負担割合は 100%に設定されており、平成 28 年度実績では 94.3%と小幅な乖離の範囲に収まっていると考えられる。

しかし、施設の特性（市場性が高く、営利性を有する点）を鑑みれば、受益者負担割合が 100%を下回らないような料金設定がなされるべきであり、黒字になっていてもおかしくない。平成 25 年度 94.5%、平成 26 年度 94.0%、平成 27 年度 78.9%、平成 28 年度 94.3%と 95%を下回る水準で推移しており、100%を下回らない料金改定の検討を行うべきである。

【8】 野外音楽堂使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	中原平和公園内野外音楽堂を利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	1回（4時間以内）7,800円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則第
使用料の減免	減額・免除 有 5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	85	70	70

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	5	6	5

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設の管理運営に係る経費を原価として集計している。そのほか、委託、入札事務等に係る職員人件費の一部を見積りで計上している。平成 28 年度の原価の総額は 296 千円であり、内訳は、委託料 211 千円、人件費 85 千円である

ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度の条例改正時に料金改定した。昭和 63 年（前回改定時）の指数を 100 とした場合、平成 11 年度の消費者物価指数 114.5、運動施設の維持管理経費指数 204.0、平均をとると 159.2 となるため、改定幅を 1.5 倍とすべきところ、賃金指数等を総合的に勘案し、改定率を 1.3 倍とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、野外音楽堂の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 26.0%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にと

どまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 施設の廃止、転用も含めた有効活用の検討について（意見）

野外音楽堂の年間利用件数は10件を下回り、利用頻度が極めて低い。近隣に病院があることから大きな音を出すことへの制約もあり、音楽堂としての機能を十分に発揮できる環境にないと思われる。

当施設は管理コストが高くはなく、財政負担に直接大きな影響を及ぼしているわけではないが、施設の機能を阻害する要因があった上で利用件数が少なく、かつ、その要因を除去することが現状困難なのであるなら、現状のままの音楽堂としての位置づけは機会損失を発生させているとも考えられる。このため、市は、近隣環境などを考慮して、施設の廃止や他施設への転用も含めた施設の有効活用を検討すべきである。

【9】その他有料施設使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	公園内サッカー場、相撲場を利用するにあたっての使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	(サッカー場) ・等々力第1・第2サッカー場 2時間 2,500円 ナイター施設 1時間 1,500円 ・多摩川河川敷内サッカー場 2時間 500円 (相撲場) ・専用使用料(4時間) 5,000円 ・個人使用料(2時間) 18歳以上 200円 13歳～18歳未満 100円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	6,673	6,920	11,469

【利用率の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
多摩川河川敷以外サッカー場	64.6%	98.7%	73.5%
多摩川河川敷サッカー場	27.4%	27.8%	24.6%
相撲場	4日	32日	29.5日

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成 28 年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	サッカー場多摩 川河川敷以外	サッカー場 多摩川河川敷	サッカー場 ナイター施設	相撲場	全施設計
委託料	6,378	3,182	2,263	150	11,973
光熱水費	—	—	1,635	—	1,635
工事請負費	1,337	—	—	—	1,337
職員人件費	113	3,228	565	56	3,962
計	7,828	6,410	4,463	206	18,907

ii) 現行の料金の設定方針

サッカー場本体、相撲場個人使用料は、昭和 63 年度に改定した。過去 3 か年の運動施設維持管理経費の年間平均支出額 (252,982 千円) と年間平均収入額 (838,004 千円) を基礎とし、これに当時の受益者負担割合の 60% を乗じて、それまでの料金の 1.8 倍の水準に改定した。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁の見直しにおいて、建設緑政局所管の市の公園全体における運動施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合 (実績) は 53.1% であり、標準的受益者負担割合 (50%) と ±10% 以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【10】等々力中央広場使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	等々力緑地内補助競技場、運動広場を利用するにあたっての使用料（個人使用については、【3】陸上競技場等使用料での歳入となる）
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
料金体系	<補助競技場> 専用使用（4時間以内）5,000円 個人使用 18歳以上 200円 13歳～18歳未満 100円 <運動広場> 2時間以内 2,000円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 5割減額、免除について、【3】陸上競技場等使用料と同様
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
等々力中央広場使用料	1,282	1,294	1,371

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
運動広場使用率	45.4	47.4	48.8

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

平成 28 年度の原価の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	補助競技場	運動公園	全施設計
委託料	5,444	3,438	8,882
工事請負費	3,122	—	3,122
職員人件費	56	56	112
計	8,622	3,494	12,116

ii) 現行の料金の設定方針

補助競技場の専用使用料は、当時存在した「富士見陸上競技場」と同等規模であることから同額の 5,000 円とし、個人使用料は隣接の「等々力陸上競技場」と同額とした。

運動広場は、当時有料だった富士見公園内「市民広場」(1,500 円)と一般野球場(2,500 円)の中間程度の規模であったことから 2,000 円とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、建設緑政局所管の公園全体における運動施設の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合(実績)は 53.1%であり、標準的受益者負担割合(50%)と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

【3】陸上競技場等使用料、Jリーグ使用料にて記載した指摘①及び意見②③は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【11】多摩川緑地パークボール場利用料

(1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	施設を利用するにあたっての利用料			
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 多摩川施策推進課			
料金体系	区 分	1R (18H) 料金	0.5R (9H) 料金	貸しクラブ
	大 人	450 円	120 円	50 円
	65 歳以上	250 円	220 円	50 円
	高校・大学生	350 円	170 円	50 円
	中学生まで	150 円	70 円	無料
	団体 (20 人以上)	250 円 中学生以下 150 円	上記通常料 金	50 円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則			
使用料の減免	減額・免除 有 (免除) ・身体障害者手帳の交付を受けている者及びその他付添者			
利用回数の制限	無			

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	13,357	13,423	13,827

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入に含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：回)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大人	5660.5	5225.5	4632.0
65 歳以上	37932.5	38438.5	41511.5
高校生・大学生	190.0	201.5	163.0
中学生以下	1826.5	1486.0	1223.5
団体	2879.0	3443.0	3239.0
免除者	2924.0	3061.0	3223.0
あひるコース (無料)	466.0	554.0	663.0
その他	852.0	1229.0	1541.0

※ハーフプレイの料金体系もあるため、利用ラウンド数で集計している

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（修繕費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 24,889 千円であり、指定管理者の経費 21,810 千円と市負担の支出 3,079 千円である。原価の主な内訳は、材料費 3,540 千円、従業員給与手当 5,915 千円、パート給与 4,572 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

パークボール場は平成 13 年 6 月に開設されたが、現行の料金水準を設定した際の資料が保管されておらず、料金の設定方針は不明である。

② 使用料の改定・見直し

平成 26 年度に、消費税増税に伴う利用料金の引き上げ（中学生以下の料金以外を対象に 50 円引き上げ）が行われた。

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、パークボール場使用料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 53.2%であり、標準的受益者負担割合（50%）と±10%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

なお、ゴルフ場の標準受益者負担割合は 100%である。パークボール（パークゴルフ）は、芝でおおわれたコースで、クラブでボールを打ち、カップインするまでの打数を競うスポーツであり、ゴルフと類似性が高いため、ゴルフ場と同様の扱いにならなくては均衡を失うのではないかと考え、ヒアリングをした。その回答は、パークボールは、利用者層も限定され競技性や娯楽性が高いゴルフとは違い、健康増進のため子供からお年寄りまで手軽に気軽に出来る三世代スポーツであるとともに、地域交流やリハビリを目的として役立てられており、民間の同種類似施設は少ないため、ゴルフ場と区別し、標準的受益者負担割合を 50%としている、とのことであった。

(3) 監査の結果

① 使用料の算定根拠資料の保管（指摘）

平成 26 年度における消費税増税に伴う利用料金の引き上げ後の料金水準は、都市公園条例 8 条の 2 にあるように 500 円（一人 1 回）であるが、当該料金の設定根拠となる資料が保管されておらず、設定根拠が不明であった。

将来料金の見直しが必要になった時などに再度確認できるように設定根拠となる資料を適切に保管しておく必要がある。

【12】多摩川緑地バーベキュー広場利用料

(1) 概要

項目	内容	
使用料の概要	施設を利用するにあたっての利用料	
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 多摩川施策推進課	
料金体系	区 分	利用料金
	中学生以上、 64歳以下	500円
根拠法令・条例	川崎市都市公園条例、同条例施行規則	
使用料の減免	減額・免除 有 (免除) 障害者とその介助者1名までは利用料金が免除	
利用回数の制限	無	

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	76,515	73,152	71,114

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
有料来場者	153,031	146,304	142,219
免除者	5,788	7,487	8,680

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される収支決算書に計上されている経費合計額を原価として集計している。

平成28年度の原価の総額は指定管理者の経費69,697千円であり、主な内訳は人件費38,387千円、消耗品費26,223千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 22 年度 9 月 1 日～9 月 30 日に行った社会実験によって、当該期間に要した費用の合計値 4,478 千円を想定の利用者数 10,000 人で割った単価 447.8 円を基本としたうえで、管理委託団体のリスク負担も加味して、利用者にわかりやすく、1 人あたり 500 円とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、多摩川緑地バーベキュー広場の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 102.8%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【13】早野聖地公園墓所使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	早野聖地公園内の一般墓所、集合個別型墓所、壁面型墓所の使用許可を受けて使用する使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	一般墓所： 1㎡につき165,000円 集合個別型墓所： 1箇所につき717,000円 壁面型墓所： 1箇所につき1,403,000円
根拠法令・条例	川崎市墓地条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 無
利用の制限	川崎市民又は墳墓の祭祀の主宰者のみ なお、集合個別型墓所及び壁面型墓所の利用許可有効期間は10年で更新可能

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般墓所	13,530	6,600	6,600
集合個別型墓所	21,510	7,170	7,170
壁面型墓所	74,359	298,839	260,958
計	109,399	312,609	274,728

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般墓所	20	10	10
集合個別型墓所	30	10	10
壁面型墓所	53	213	186
計	103	233	206

※取扱件数は、使用料の納入通知書の発送数としている

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

墓所は、使用者個人に対して割り当てられた敷地という性質が強く、「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」施設とはいえないことから、イニシャル

コスト（用地費、造成工事費など）を原価として以下のように算出している。

一般墓所	1㎡当たり原価の総額は165,144円（内訳：用地費104,664円、関連工事費60,480円）である
集合個別型墓所	一基当たり原価の総額は717,000円（主な内訳：用地費319,110円、直接工事費357,390円、関連工事費26,000円）である。
壁面型墓所	一基当たり原価の総額は1,403,526円（主な内訳：用地費660,000円、直接工事費663,000円、関連工事費62,700円）である。

霊園が公園の一部を構成し、都市公園の一環と位置付けられる墓園事業の性質を考慮し、公園の用地費や公園に関連する工事費に対して、公園の敷地面積全体に占める墓所の敷地面積の割合である60%を乗じて、墓地の用地費等のイニシャルコストを見積もっている。

一方、ランニングコストは墓地管理手数料に対する原価として把握しており、当施設の使用料の原価算定対象経費には含めていない。

ii) 現行の料金の設定方針

市は墓地の整備費用の全てを使用者が負担するという考えに基づき、用地費や工事費など各墓所に割り当てて、1㎡、または、一基当たりのコストを算出し、使用料としている。

② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しにおいて、早野聖地公園墓所の平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は102.8%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

① 墓所の用地費等のイニシャルコストの見積方法の明示（意見）

市は霊園が公園の一部を構成し、都市公園の一環と位置付けられる墓園事業の性質を考慮し、公園の用地費や公園に関連する工事費に対して、公園の敷地面積全体に占める墓所の敷地面積の割合とされる60%を乗じて、墓地の用地費等のイニシャルコストを見積もっている。

当使用料について敷地面積の割合に応じてイニシャルコストを見積もることには一定の合理性がある。しかし、この考え方を採用する使用料が他になく、その取扱いが「使用料・手数料の設定基準」又は『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』に明記されていない。当設定基準及び当作成要領では、個々の施設やサービスの内容を勘案して例外を採用するものについての定めがないが、例外を採用している場合は、その旨及びその理由を設定基準又は作成要領で明らかにしておくことが望ましい。

【14】緑ヶ丘霊園墓所使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	緑ヶ丘霊園内の一般墓所の使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	一般墓所 1㎡につき250,000円
根拠法令・条例	川崎市墓地条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 無
利用回数の制限	川崎市民又は墳墓の祭祀の主宰者

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般墓所使用料	48,500	31,000	25,000

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
取扱件数	37	30	30

※取扱件数は、使用料の納入通知書の発送数としている

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

墓所は使用者個人に対して割り当てられた敷地という性質が強く、「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」施設とはいえないことから、イニシャルコスト（用地費、工事費など）を原価としている。

原価の総額は1,530,821千円（内訳：用地費1,444,460千円、工事費86,361千円）である。用地取得及び造成工事時の実績額を用いて算定している。

また、市は霊園が公園の一部を構成し、都市公園の一環と位置付けられる墓園事業の性質を考慮し、公園の用地費や公園に関連する工事費に対し、公園の敷地面積全体に占める墓所の敷地面積の割合とされる60%を乗じて、墓地の用地費等のイニシャルコストを見積もっている。

一方、ランニングコストは墓地管理手数料に対する原価としている。

ii) 現行の料金の設定方針

市は墓所の整備費用の全てを使用者が負担するという考えに基づき、用地費や工事費など墓所に割り当てて、1㎡当たりのコストを算出し、その全額が負担できる水準として使用料を設

定している。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、緑ヶ丘霊園墓所の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 102.8%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

（3）監査の結果

【13】早野聖地公園墓所使用料（一般墓所、集合個別型墓所、壁面型墓所）にて記載した意見①は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【15】緑ヶ丘霊堂使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	緑ヶ丘霊堂の使用料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	遺骨1体 32,000円
根拠法令・条例	川崎市霊堂条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 ・生活保護者
利用の制限	川崎市民又は祭祀の主宰者 利用期間は20年（更新可能）

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	25,056	28,288	28,304

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取扱件数	847	935	935

※取扱件数は、使用料の納入通知書の発送数としている

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

霊堂も墓所と同様に使用者個人に対して割り当てられた敷地という性質が強く、「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」施設とはいえないことから、ランニングコストのみならずイニシャルコスト（整備費、用地費等）も原価としている。

原価の総額は、イニシャルコストが843,121千円（内訳：整備費264,932千円、用地費276,744千円、事業債利子293,780千円など）である。なお、旧霊堂の用地取得の実績から原価を見積もっている。

ランニングコストは、年間総額（実績）が4,988千円（内訳：維持管理費2,700千円、修繕費2,000千円など）である。

ii) 現行の料金の設定方針

霊堂の整備費用、維持管理経費の全てを使用者が負担するという考え方にに基づき、使用期間にわたり発生すると見込まれる整備費、用地費、起債利子、維持管理費、修繕費、光熱水費等を収蔵可能遺骨数に割り当てて、1体当たりコストを算出し、その全額が賄えるような水準として使用料を設定している。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、緑ヶ丘霊堂の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 102.8%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

【16】早野聖地公園・緑ヶ丘霊園墓所管理手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所に係る霊園内共用区域の除草、清掃及び管理料徴収等の維持管理経費に係る手数料 ・壁面型、芝生型、集合個別型墓所に係る芝刈り、墓所清掃、管理料徴収等の維持管理経費に係る手数料
所管局部課名	建設緑政局 緑政部 霊園事務所
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・一般墓所： 1 m²につき年額 700 円 ・壁面型墓所： 1 箇所につき年額 7,200 円 ・芝生型墓所： 1 箇所につき年額 7,200 円 ・集合個別型墓所： 1 箇所につき年額 4,100 円
根拠法令・条例	川崎市墓地条例、同施行規則
手数料の減免	減額・免除 無

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
早野聖地公園	60,876	60,634	61,899
緑ヶ丘霊園	95,619	94,663	94,165

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般（早野聖地公園）	38,501	4,973	5,067
壁面型（ 〃 ）		3,684	4,006
芝生型（ 〃 ）		2,074	2,073
集合個別型（ 〃 ）		2,114	2,151
一般（緑ヶ丘霊園）		30,866	31,055

※平成 26 年度は、墓所種別毎の件数記録がないため、緑ヶ丘及び早野の全墓所（一般、壁面型、芝生型、集合個別型）の合計件数である。

※取扱件数は、管理料の納入通知書発送件数及び窓口取扱数としている。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

一般墓所	原価の総額（過去3年平均。時期は不明）は107,149千円（主な内訳：維持管理費(園内作業経費等)21,477千円、一般管理費(管理料徴収費等)12,970千円、整備事業費(委託工事費等)46,702千円)である。
壁面型墓所	原価の総額（平成7年度、平成8年度募集予定の墓所1,000基に係る経費（見込み）から算出）は7,219千円（主な内訳：墓所内管理費(芝刈り)2,195千円、墓所内管理経費(墓所清掃、枯花取り)2,996千円、その他経費(管理料徴収、台帳管理、光熱水費等)1,772千円)である。
芝生型墓所	原価の総額（平成9年度から平成13年度募集予定の墓所2,000基に係る経費（見込み）から算出）は14,422千円（主な内訳：墓所内管理費(芝生管理)2,633千円、墓所内管理経費(芝生地内除草)2,584千円、墓所内管理経費(墓所清掃、枯花取り)5,360千円)である。
集合個別型墓所	原価の総額（平成9年度から平成19年度募集予定の墓所2,500基に係る経費（見込み）から算出）は9,250千円（主な内訳：墓所内管理経費(墓所清掃、枯花取り)3,375千円その他経費(管理料徴収、台帳管理、光熱水費等)3,987千円)である。

ii) 現行の料金の設定方針

一般墓所	原価の総額107,149千円を利用許可延べ面積148,143㎡で除して、1㎡当たりの料金723円を算出し、端数処理により700円に設定。
壁面型墓所	原価の総額7,219千円を予定利用許可墓所数1000基で除して、1基当たりの料金7,219円を算出し端数処理により7,200円に設定。
芝生型墓所	原価の総額14,422千円を予定利用許可墓所数2000基で除して、1基当たりの料金7,211円を算出し端数処理により7,200円に設定。
集合個別型墓所	原価の総額9,250千円を予定利用許可墓所数2250基で除して、1基当たりの料金4,111円を算出し端数処理により4,100円に設定。

② 手数料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しにおいて、早野聖地公園・緑ヶ丘霊園公園墓所管理手数料の平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は102.8%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(4) 過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

以下に記載する平成 21 年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップを行った。

長期滞納者への対応（監査の結果）

墓地管理料の徴収については、「納入通知書（納付書と通知書を兼ねたもの）」を毎年送付するという方法を採用している。

また、滞納者に対する督促は、毎年度、振込用紙に督促文書を添えて送付するという方法を採用している。この方法は、職員自らが徴収に行くとき余分なコストの発生が見込まれることを考慮したものである。しかし、5 年間経過した未納の墓地管理料は、地方自治法第 236 条第 1 項により時効となるため、不納欠損として処理している。

回収コストとの兼ね合いもあるが、5 年間経過し時効となる前に、未納分の納付書を送付し続けるのみだけでなく、不納欠損とさせない方策を検討すべきである。

この指摘を受けて、市は墓地管理手数料のコンビニ収納を開始し、また、平成 25 年の「川崎市無縁墳墓等整理要綱」の施行により、悪質な滞納者への使用許可の取消しを行っている。

その後の収納率の状況をみるため過去 5 年間の施設ごとの墓地管理手数料の収納率（＝収入済額÷調定額）を確認した結果は下表のとおりである。現年度分は概ね 97% の水準で推移しているが、過年度分は低水準にとどまっており、かつ、早野聖地公園では 27.1%（平成 24 年度）が 21.8%（平成 28 年度）に、緑ヶ丘霊園では 28.0%（平成 24 年度）が 19.3%（平成 28 年度）に低下している。

早野聖地公園

年度	区分	(千円)				(%)
		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成28年度	現年度	62,705	60,994	0	1,711	97.3
	過年度 (滞納繰越分)	4,142	905	362	2,875	21.8
平成27年度	現年度	61,191	59,651	0	1,540	97.5
	過年度 (滞納繰越分)	3,811	983	226	2,602	25.8
平成26年度	現年度	60,820	59,325	0	1,495	97.5
	過年度 (滞納繰越分)	4,174	1,552	306	2,316	37.2
平成25年度	現年度	58,783	57,051	0	1,732	97.1
	過年度 (滞納繰越分)	3,443	811	190	2,442	23.6
平成24年度	現年度	57,361	55,915	0	1,446	97.5
	過年度 (滞納繰越分)	2,933	796	139	1,998	27.1

緑ヶ丘霊園

年度	区分	(千円)				(%)
		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成28年度	現年度	95,592	92,528	0	3,064	96.8
	過年度 (滞納繰越分)	8,489	1,636	650	6,203	19.3
平成27年度	現年度	95,732	92,693	0	3,039	96.8
	過年度 (滞納繰越分)	7,963	1,970	543	5,450	24.7
平成26年度	現年度	95,977	92,945	0	3,032	96.8
	過年度 (滞納繰越分)	8,218	2,673	608	4,937	32.5
平成25年度	現年度	95,980	92,452	0	3,528	96.3
	過年度 (滞納繰越分)	7,317	1,979	384	4,954	27.0
平成24年度	現年度	96,026	93,103	0	2,923	97.0
	過年度 (滞納繰越分)	7,312	2,045	620	4,647	28.0

団塊世代を中心とする墓地利用者の高齢化や相続発生が進む中で、今後も墓地管理費の滞納が増えることも予測される。コンビニ納付の導入という市の新たな取組みも評価できるが、あくまで債務者任せの徴収方法であり、また、現状のように毎年督促状を送り続けるだけでは滞納が膨れ上がるのを放置しかねない。これ以上長期滞納者を増やさないためにも滞納初期段階での迅速な対応が望まれる。

【17】 放置自転車等返還手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	市内で撤去した放置自転車等の保管・返還に係る手数料
所管局部課名	建設緑政局 自転車対策室
料金体系	自転車：1台につき 2,500 円 原動機付自転車：1台につき 5,000 円 自動二輪車：1台につき 10,000 円
根拠法令・条例	川崎市自転車等の放置防止に関する条例、同施行規則
手数料の減免	減額・免除 有 盗難された自転車等で撤去し、保管されたものの利用者等

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	54,105	51,090	41,185

【利用件数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	10 箇所	9 箇所	9 箇所
<返還台数>			
自転車	20,642 台	19,417 台	16,782 台
バイク	203 台	175 台	141 台
自動二輪車	3 台	5 台	4 台

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

放置自転車等返還手数料に係る決算額を原価として集計している。原価総額は 153,604 千円であり、主な計上費目は撤去費用を含む委託費(7割程度)、土地借上料(3割程度)である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 13 年度の撤去費用の実績(自転車 244,461 千円、原動機付自転車 33,335 千円)を、それぞれの撤去台数(自転車 88,782 台、原動機付自転車 5,250 台)で除して一台当たりのコストを算出し、それをすべて賄う水準として手数料を設定している。

その際、近隣市区町村の手数料も参考にした。例えば、相模原市の手数料は、自転車 2,000 円、原動機付自転車 4,000 円となっている。

② 手数料の改定・見直し

近隣市区町村とのバランス、引き上げによる返還率の低下の懸念などを考慮した結果、平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、料金の改定は必要ないと判断している。

(3) 監査の結果

① 手数料の改定の要否の検討について（意見）

現行の手数料は、平成 13 年度の撤去費用と撤去台数の実績に基づき、返還率 100%（違反者が全員引き取りに来る状況）を前提として、コスト全額を違反者に負担させる水準で設定されている。

設定から 15 年が経過し、保管場所の再編や引き取り時間の短縮など運営方法の工夫を行った結果、コスト削減努力や放置自転車の減少等の成果が認められる。

一方で、放置禁止区域の増加など取締強化に伴うコストが増加している。

また、実際の返還率は 6 割程度で推移している。

返還されなかった自転車等は、一定のルールの下で売却し、売却収入も発生している。

放置自転車等返還手数料は、違法駐輪自転車の保管という行政サービスの受益という側面もさることながら、放置自転車に対するペナルティーの性格も有していると考えられる（盗難に対してはペナルティーの性格はないため、盗難自転車に対しては免除措置によって対応を図っている）。単純にコスト総額を違反者全員で負担するという考え方に照らすと、巡回コストをかければかけるほど放置自転車は減っていくが、その分手数料水準が上がっていくという状況になる。放置自転車が減ることによって受益するのは必ずしも違反者だけには限られず、歩道を利用する全員が享受するものであり、受益者負担という考え方になじまないものと考えられる。

また、平成 13 年度の料金設定当初と比べ市の放置自転車対策の環境は大きく変化している。このため、市は料金設定の前提となる考え方を整理したうえで、環境の変化を反映した料金改定の要否を検討すべきである。

【18】自転車等駐車場利用料

(1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	自転車等駐輪場を利用するにあたっての利用料			
所管局部課名	建設緑政局 自転車対策室			
料金体系	利用の種別		対象自転車等の種類	金額
	一時利用	1日1回	自転車	200円
			原動機付自転車及び対象自動二輪車	300円
	定期利用	1箇月	自転車	3,400円
			原動機付自転車及び対象自動二輪車	5,100円
		3箇月	自転車	9,600円
			原動機付自転車及び対象自動二輪車	14,400円
	時間利用	1回	自転車	2時間以内は、無料とし、2時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに500円
			原動機付自転車及び対象自動二輪車	2時間以内は、無料とし、2時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに750円
	<p><川崎市営自転車等駐輪場利用料金></p> <p>川崎市自転車等の放置防止に関する条例</p> <p>第22条（利用料金等）</p> <p>第3項 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>			
根拠法令・条例	川崎市自転車等の放置防止に関する条例、同施行規則			
使用料の減免	減額・免除 有 (免除) ・生活保護者 ・身体障害者及びその介添者			
利用回数の制限	無			

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用料	1,487,664	1,482,173	1,480,669

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設数	140 箇所	140 箇所	140 箇所
<利用率>			
自転車	85.0%	84.5%	85.5%
バイク	77.5%	73.5%	70.8%

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額(消耗品費など)を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 1,372,763 千円(主な内訳:人件費 472,027 千円、管理費 327,436 千円、納付金 461,597 千円、その他事務費等 111,207 千円)である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 20 年 8 月に、学識者、市民代表等で構成する「自転車等駐車場利用者の適正な負担のあり方検討会議」を設置し、この検討会議で「駐輪場の適正な料金設定と新たな管理運営に対する提言」が取りまとめられ、この提言を基本に、平成 23 年 2 月「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定した。

その中で、下記の実施策が掲げられている。

- ア) 短時間利用駐輪場の導入
- イ) 周辺環境・施設特性に応じた料金の導入
- ウ) 利用しやすい定期料金の設定
- エ) 指定管理者制度の導入
- オ) 保管所の管理運営の効率化
- カ) 駐輪場の適切な補修・整備と利用者負担の見直し
- キ) 民間事業者による駐輪場の整備促進
- ク) 鉄道事業者や商業施設事業者と連携した駐輪場整備などの取組推進

これらの施策のうち、イとエの具体的な対応として、市内の駐輪場を南部(川崎区・幸区)、中部(中原区・高津区・宮前区)、北部(多摩区、麻生区)の 3 ブロックに分け、ブロックご

とに指定管理者が駐輪場の管理運営を行った。

また、駐輪場の料金についてもア、イ、ウの施策を反映したきめ細やかな料金設定を行った。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、自転車等駐車場利用料の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）が 104.1%であり、標準的受益者負担割合（100%）と±20%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

各駐輪場については、「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」の考え方に基づき施設の特性を勘案し、条例の範囲内において設定した指定管理者からの料金を市が承認し、指定管理者が定めることとなっている。

今後の料金改定については、各駐輪場の利用状況等を考慮し、指定管理者からの提案の都度改定の検討を行う。

（3）監査の結果

① 原価の算出における納付金の取扱いについて（指摘）

原価の算出にあたって、市は指定管理者の支出額を原価として集計している。

この支出額には、指定管理者が市に納付する納付金も含まれている。納付金は近年約 450 百万円で推移しており、市が支出する駐輪場管理運営費（約 150 百万円）、放置自転車対策費（約 200 百万円）、新規駐輪場整備事業の財源に充当されている。このうち、駐輪場管理運営費は当該利用料の原価に含まれるべきものであるが、これは、管理運営費に充当された際に、原価として計上すべきである。一方、放置自転車対策費は放置自転車返還手数料の原価に含まれるべきものである。また、新規駐輪場整備事業費については施設のイニシャルコストとして取り扱われるべきものである。このため市は、納付金を現行の原価から全額控除したうえで、駐輪場の管理運営費を市の支出として原価に加算すべきである。

② 駐輪場の適正な料金改定について（意見）

市は「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」に基づき、地域・施設特性に基づくきめ細やかな料金設定や指定管理者制度の導入を行っている。

市では、今後の料金改定については、指定管理者の提案を受けながら検討していくこととしている。しかし、料金体系が駐輪場の規模や立地、利用環境によって異なっており、複雑であることから、今後の料金の改定にあたっては、指定管理者の提案に過度に頼りすぎることなく、市が主体となって料金見直しを検討することが求められる。

③ 駐輪場の適正な配置の検討について（意見）

市は平成 23 年 2 月に「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定し、駐輪

場の利用促進や利用率の平準化を目的として、市内一律の利用料金を改め、施設の周辺環境や地域特性に応じた料金を設定している。

しかし、駐輪場の利用率は市内約 140 か所の駐輪場のうち 14%の施設(産業道路駅周辺自転車等駐車場第 2 施設)から 167%の施設(武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 4 施設 (B 区画))までばらつきが大きい。「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」において市は、利用率の平準化を図るために駐輪場の利便性向上に向けて、今後も継続的に検討を行い利用率格差を改善することが望まれる。

【19】証明閲覧手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料の概要	図面の、閲覧又は写しを取得するにあたっての手数料（道水路台帳平面図及び公図） 土地境界査定原図抄本の発行手数料 土地境界承諾書の発行手数料 道路幅員証明の発行手数料
所管局部課名	建設緑政局 道路管理部 管理課
料金体系	閲覧 1 件 300 円、写しの交付 1 面 10 円（道水路台帳平面図及び公図） 証明距離 10mにつき 300 円（土地境界査定原図抄本） 1 件につき 300 円（土地境界承諾書・道路幅員証明）
根拠法令・条例	川崎市手数料条例第 2 条第 284・285 項、第 5 条 【参考】 川崎市保管土地図及び川崎市道水路台帳平面図の閲覧に関する処理要綱第 3 条 土地境界査定取扱規則第 10 条
手数料の減免	減額・免除 有 官公庁からの請求による時

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手数料	9,897	9,892	10,343

【利用件数の推移】

(単位：件)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
道水路台帳平面図	閲覧	24,098	24,264	25,125
	写し	1,251	1,093	1,186
公図	閲覧	596	512	459
	写し	61	31	10
土地境界査定原図抄本		1,193	1,235	1,360
土地境界査定承諾書		2	3	1
道路幅員証明		137	134	133

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 手数料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

手数料事務 1 件当たりの作業時間を 12 分と見積もり、年間の処理件数実績から年間総処理時間を見積もっている。当該処理時間に時間当たり平均職員給与を適用して、人件費を算出している。平成 28 年度の原価の総額は 11,147 千円であり、主な内訳は人件費 11,053 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

平成 11 年度に 200 円から 300 円に手数料条例を改正したが、改定時の料金の計算根拠は不明であった。

② 手数料の改定・見直し

平成 11 年度に現在の料金に改定された。受益者負担割合は過去 3 年間において 93%から 95%程度で推移しており、大きな変動がない。このため、平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、料金の見直しはなされていない。

(3) 監査の結果

① 人件費算出の基礎となる 1 件当たり処理時間の設定根拠の明確化について（意見）

市では、1 件当たりの事務処理を 12 分と見積もって原価を算出し、見積り時間は定期的に見直している。

しかし、当該見積り時間 12 分の算出根拠が不明確である。見積り時間は、1 分変動すると原価が 8%程度変動するため、算出根拠を明確にする必要がある。

今後電子化に伴う省力化の進展などにより、事務作業を取り巻く環境は変化していくと思われるため、検証可能な時間算出根拠の整備が必要である。

Ⅸ 港湾局

【1】ふ頭用地使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	ふ頭用地（港湾施設用地で港湾の用に供するための土地（更地））の貸付けの使用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	欄外に記載(*)
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 ふ頭用地使用料の減免基準を参照のこと
利用回数の制限	無

(*)ふ頭用地使用料は、川崎市港湾施設条例別表第1に以下のとおり定められている。

工事のための一時作業所又は工事用材料置場	1月1㎡までごとに	170円
港湾貨物の一時置場	1月1㎡までごとに	120円
事務所及びその附帯施設	1月1㎡までごとに	290円

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計	316,942	312,959	310,118
特別会計	276,913	272,467	271,851

ふ頭用地使用料のうち、電柱等の目的外使用に係るものは、受益者負担割合を考慮せず使用料を決定する目的外使用のものであるため、監査対象外とした。

平成6年度に閉鎖した港湾埋立事業特別会計で執行・管理されてきた財産等は、「港湾埋立事業特別会計の閉鎖に伴う平成7年度からの取扱いについて（通知）」（平成7年4月6日付）により、一般会計に帰属するものと特別会計に帰属するものに区分された。当該通知の関係資料である「港湾埋立事業特別会計の財産帰属先一覧表」によると、例えば、港湾整備のために特定の財源で整備するものや地方財政法の港湾整備事業の一部である埋立事業から発生した財産は特別会計に属し、それ以外の財産は一般会計に属する。

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計	522	578	622
特別会計	136	203	222

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

港湾局（港湾振興会館以外）では、原価計算表を作成していない。これは、港湾施設（川崎市港湾施設条例第3条に規定）は公の施設に該当するものの、公の施設の標準的受益者負担割合を設定していないことを理由としている。

ただし、港湾施設に関しては、健全な港湾運営を図る目的から、別途、数年に1回、原価計算や他港調査等に基づく使用料の見直し又は検証を行っている。

一方で、港湾法第49条¹⁶に基づく港湾管理者の財政収支状況報告を毎年作成し、国土交通大臣に提出している。

平成28年度の財政収支状況報告によると、港湾全体の総支出（一般会計・特別会計いずれも含む）は5,637,055千円（主な内訳：人件費1,008,707千円、港湾環境整備・保全費986,220千円、施設運営費839,148千円）である。

ii) 現行の料金の設定方針

「工事のための一時作業所又は工事用材料置場」、「港湾貨物の一時置場」、「事務所及びその附帯施設」は、原価計算を行い、他港の状況等を考慮して料金を設定する。現行の料金設定方針は以下の通りである。

使用料名称	現行の料金の設定方針
工事のための一時作業所 又は工事用材料置場	倉庫用地使用料に準じて170円/㎡・月とした。倉庫用地使用料は【3】参照。
港湾貨物の一時置場	ふ頭用地としての港湾貨物の置き場は、荷さばき地（1級270円、2級180円）とほぼ同じ使用形態をとっているが、設備投資はほとんどない。このため、機能的に最も類似している荷さばき地使用料との格差2/3（180円/270円）と施設の整備程度を参考に120円/㎡・月（180円×2/3）とした。荷さばき地使用料は【2】参照。
事務所及びその附帯施設	道路占用料の平均改定率及び港湾局管理の土地の賃料を設定する際の鑑定評価を参考として料金を設定。平成9年の道路占用料平均改定率16%（平成9年）を基に290円/月（250円×1.16=290円）とした

¹⁶ 港湾法
(収支報告)

第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表しなければならない。
2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港湾局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、標準的受益者負担割合の表に記載がある公の施設のみが検討対象となっており、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

(3) 監査の結果

① 利用実態の把握について（意見）

港湾施設については申請書類等から利用実績（利用件数、利用時間、利用日数・月数等）を把握しているが、これを経年的に経年データ等にまとめて整理し、利用実態を分析した上で、港湾施設のさらなる活用等につなげるまでには至っていない。

利用実態をより詳細に把握することで、港湾施設の最適キャパシティの把握や空きスペースの有効活用等、資源の最適配分に役立つと考えられる。

② 港湾に係る各使用料の料金の見直しを実施すべき（意見）

港湾施設に係る各使用料とは、【1】から【7】に記載した各使用料を指す。

【1】から【7】に記載した通り、港湾に係る各使用料は、【1】のふ頭用地使用料を除き、近年、料金改定がされていない。料金改定は、近隣他港との均衡や、港湾施設を利用する利用者への影響等を十分に考慮して慎重に判断する必要があることが要因として挙げられる。

港湾局で平成 27 年度に使用料見直しを検討した際に原価計算した結果、現状の使用料よりも原価が上回るものもいくつか見受けられた。原価のうち、維持補修費や減価償却費の占める割合が高い施設において、こうした傾向が見られる。

上述した事情はあるものの、今後は、これまで用いてきた消費者物価指数等に加えて、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」も参考にしつつ、より適切な使用料の設定のための見直しを検討すべきと考えられる。

【2】荷さばき地使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	荷さばき地（貨物の荷さばき又は保管が行われる場所（土地））の使用料。川崎港コンテナターミナル内施設を1級、その他在来施設を2級としている。
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	ア 一般利用 (ア)初日から15日まで：1日1㎡までごとに 1級荷さばき地 9円、2級荷さばき地 6円 (イ)16日以後：1日1㎡までごとに 1級荷さばき地 18円、2級荷さばき地 12円 イ 専用利用 1月1㎡までごとに 1級荷さばき地 270円、2級荷さばき地 180円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 要綱により減免の対象・期間・減免額等が定められている。減免要綱は多岐にわたるため、詳細の本報告書への記載は省略する。
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計	796,288	770,871	733,848
特別会計	147,744	167,428	177,158

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般利用	4,411	5,002	3,361
専用利用	19	26	28

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針
1 級荷さばき地使用料 (平成 8 年 4 月新設)	コンテナ施設の新設にあたって発生した原価を基礎としているが、川崎港の振興対策上、競合する他港との均衡も考慮して設定した。
2 級荷さばき地使用料 (平成 4 年 4 月改正)	<ul style="list-style-type: none">・ 港湾施設使用料は、原価を積み上げた金額を基礎としているが、原価計算の結果 (1 日 1 m²につき 6.87 円)、現行料金 (1 日 1 m²につき 5.0 円) と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率 12.5% (平成 3 年 3 月は、昭和 60 年を 100 とした総合指数で 112.5) による数値 (1 日 1 m²につき 5.62 円) を基本とした。・ 競合する近隣港 (東京港 : 1 日 1 m²につき 5.5 円、横浜港 : 1 日 1 m²につき 10.0 円) との均衡も考慮して改定額を 1 日 1 m²につき 6.0 円とした。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

(3) 監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【3】倉庫用地使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	倉庫用地（倉庫の用に供されるための更地）の利用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	1月1㎡までごとに 170円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 無
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計	120,039	115,545	102,061
特別会計	35,118	35,118	35,118

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	3	6	3

(注) 倉庫用地は、千鳥町2件、東扇島1件の許可を行っている。平成27年度については、川崎臨港倉庫埠頭株式会社との土地交換に伴い年度途中で期間を分けて許可を行った。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針
倉庫用地使用料 (平成4年10月改正)	・倉庫用地使用料は、原価を積み上げた金額を基礎としているが、原価計算の結果(1月1㎡につき229.53円)、現行料金(1月1㎡につき150.00円)と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎ

	<p>るため、市内消費者物価指数の上昇率 12.5%（平成 3 年 3 月は、昭和 60 年を 100 とした総合指数で 112.5）による数値（1 月 1 m²につき 168.75 円）を基本とした。</p> <p>・競合する近隣港（横浜港：1 月 1 m²につき 150～280 円）との均衡も考慮して改定額を 1 月 1 m²につき 170.00 円とした。</p>
--	---

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

（3）監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。
当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【4】 港湾環境整備施設等使用料

(1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	行商、募金、写真の撮影、映画の撮影、興業等により港湾環境整備施設（公園等）を使用すること、港湾環境整備施設内の駐車場、照明施設及びバーベキュー施設の使用料。			
所管局部課名	港湾局 経営企画課			
料金体系	種別	単位		金額 (円)
	駐車場	普通自動車 1日1台1回	3h未満	200
			3h以上5h未満	400
			5h以上8h未満	600
			8h以上	800
	大型自動車 1日1台1回	3h未満	400	
		3h以上5h未満	800	
		5h以上8h未満	1,200	
		8h以上	1,600	
	バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回	500
かまど付き		1箇所1回	1,000	
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則			
使用料の減免	減額・免除 無			
利用回数の制限	無			

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
駐車場（一般会計）	28,714	28,457	29,729
バーベキュー施設 （一般会計）	3,350	3,332	3,096

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
駐車場（台）	89,720	87,789	91,385
バーベキュー施設（回数）	2,304	2,362	2,211

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

ii) 現行の料金の設定方針

使用料名称	現行の料金の設定方針																			
駐車場使用料 (平成 20 年 3 月設定)	<p>ア 港湾緑地の駐車場 (有料駐車場)</p> <p>① 告示予定面積 14,994 m²</p> <p>② 予定収容台数 普通自動車 369 台 大型自動車 6 台 (普通自動車 381 台相当)</p> <p>③ 過去 3 年 (平成 15~17 年度) の港湾環境整備施設に係る 1 m²当たりの原価計算 年間 3,763 円 (財政収支報告書上の経費+普通財産貸付時の地代相当額) →1 日当たり 10 円</p> <p>④ 駐車場管制機器に係る経費 年間 15,671,520 円 (駐車場管制機器リース、保守及び通信料 1 基当たり年間 5,223,840 円×3 基) →1 日当たり 42,935 円</p> <p>原価計算 (③×①+④)÷②=506 円 (1 日 1 台あたり)</p> <p>イ 東扇島における近隣施設 (港湾振興会館駐車場) の使用料の事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通自動車駐車料</td> <td rowspan="3">1 日 1 台 1 回</td> <td>3h 未満</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>3h 以上 5h 未満</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>5h 以上</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大型自動車駐車料</td> <td rowspan="3">1 日 1 台 1 回</td> <td>3h 未満</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>3h 以上 5h 未満</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>5h 以上</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記ア・イに基づき、現行の料金体系とした。</p>	種別	区分	金額 (円)	普通自動車駐車料	1 日 1 台 1 回	3h 未満	200	3h 以上 5h 未満	400	5h 以上	600	大型自動車駐車料	1 日 1 台 1 回	3h 未満	400	3h 以上 5h 未満	800	5h 以上	1,200
種別	区分	金額 (円)																		
普通自動車駐車料	1 日 1 台 1 回	3h 未満	200																	
		3h 以上 5h 未満	400																	
		5h 以上	600																	
大型自動車駐車料	1 日 1 台 1 回	3h 未満	400																	
		3h 以上 5h 未満	800																	
		5h 以上	1,200																	
バーベキュー施設使用料 (平成 20 年 3 月設定)	<p>ア 原価計算</p> <p>① 過去 3 年 (平成 15~17 年度) の港湾環境整備施設に係る 1 m²当たりの原価計算 年間 3,763 円 (財政収支報告書上の経費+普通財産貸付時の地代相当額)</p> <p>→1 日 1 m²当たり 10 円、1 回 1 区画当たり 166 円 (=10 円×1/6 日×100 m²)</p> <p>② 東公園全体の管理人はバーベキュー施設開設時間内に、1 名で対応。管理人 1 名当たりの年間費用見込 9,402,400 円</p>																			

	<p>バーベキュー開設 1 回当たり 22,019 円 (9,402,400 円/427 回)</p> <p>管理人の業務割合を、かまど付き : かまどなし : 道具貸出し=1 : 1 : 1 と想定。</p> <p>→管理人費</p> <p>かまど付き 1 区画当たり 733 円 $(=(22,019 \text{ 円} \div 3) \div 10 \text{ 区画})$</p> <p>かまどなし 1 区画当たり 366 円 $(=(22,019 \text{ 円} \div 3) \div 20 \text{ 区画})$</p> <p>(注) 427 回は年間想定利用回数</p> <p>③ かまどの減価償却費</p> <p>取得価格 (1 基あたり) 668,000 円 (耐用年数 40 年)</p> <p>1 回当たり 39 円相当 $(=668,000 \text{ 円} \div 40 \text{ 年} \div 427 \text{ 回})$</p> <p>原価計算 1 回 1 区画当たり</p> <p>かまど付き ①+②+③=938 円、かまどなし ①+② =532 円</p> <p>イ 近隣施設の事例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">かまどの有無</th> <th style="width: 35%;">使用料</th> <th style="width: 20%;">設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野島公園 (横浜市)</td> <td>かまど付き</td> <td>1 炉 1,200 円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>海の公園 (横浜市)</td> <td>かまどなし</td> <td>1 区画 1,500 円 土休日 2,000 円</td> <td>こん炉 (鉄板付) 使用料 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>東京都海上公園</td> <td colspan="3">バーベキュー可能なエリアの指定のみで施設及び設備はない</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記ア・イに基づき、現行の料金体系とした。</p>		かまどの有無	使用料	設備	野島公園 (横浜市)	かまど付き	1 炉 1,200 円	なし	海の公園 (横浜市)	かまどなし	1 区画 1,500 円 土休日 2,000 円	こん炉 (鉄板付) 使用料 1,000 円	東京都海上公園	バーベキュー可能なエリアの指定のみで施設及び設備はない		
	かまどの有無	使用料	設備														
野島公園 (横浜市)	かまど付き	1 炉 1,200 円	なし														
海の公園 (横浜市)	かまどなし	1 区画 1,500 円 土休日 2,000 円	こん炉 (鉄板付) 使用料 1,000 円														
東京都海上公園	バーベキュー可能なエリアの指定のみで施設及び設備はない																

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

(3) 監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【5】上屋使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	上屋とは、貨物の荷さばき又は保管が行われる場所で、建物のことであり、当該建物を利用するにあたっての使用料 1 級 2 級の区分は、荷重制限による。
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	ア 初日から 15 日まで 1 日 1 m ² までごとに 1 級上屋 17 円、2 級上屋 16 円 イ 16 日から 30 日まで 1 日 1 m ² までごとに 1 級上屋 34 円、2 級上屋 32 円 ウ 31 日以後 1 日 1 m ² までごとに 1 級上屋 68 円、2 級上屋 64 円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 無
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料 (特別会計)	54, 497	60, 133	54, 248

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数	615	664	588

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i) 参照。

ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針
上屋使用料 (平成 4 年 10 月改正)	・港湾施設使用料の改定は、原価を積み上げた金額を基礎としているが、原価計算の結果 (1 級上屋：1 日 1 m ² につき 25.76

	<p>円 2 級上屋：1 日 1 m²につき 22.35 円)、現行料金 (1 級上屋：1 日 1 m²につき 16.00 円 2 級上屋：1 日 1 m²につき 15.00 円) と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率 12.5% (平成 3 年 3 月は、昭和 60 年を 100 とした総合指数で 112.5) による数値 (1 級上屋：1 日 1 m²につき 18.00 円 2 級上屋：1 日 1 m²につき 16.87 円) を基本とした。</p> <p>・競合する近隣港 (1 級上屋：1 日 1 m²につき 19.50 円 2 級上屋：1 日 1 m²につき 14.00 円、東京港参照) との均衡も考慮して改定額を 1 級上屋：1 日 1 m²につき 17.00 円 2 級上屋：1 日 1 m²につき 16.00 円とした。</p>
--	---

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

(3) 監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。
当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【6】事務所使用料及び事務所附帯施設使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	事務所及び事務所附帯設備の利用にあたっての使用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	<p>【事務所使用料】 1月1㎡までごとに 1級事務所 3,000円 2級事務所 1,700円</p> <p>【荷役機械置場使用料】 1月1㎡につき 350円</p> <p>【事務所附帯施設使用料】 ア 作業員詰所 1月1㎡でごとに 700円 イ 荷役機械置場 1月1㎡までごとに 350円 ウ プロパン格納庫 1月1㎡までごとに 700円 エ ゲート関連施設 1月1㎡までごとに 1,700円 オ メンテナンスショップ 1月1㎡までごとに 1,400円 カ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p>
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p>荷さばき地の使用料は以下の要綱により減免対象・減免期間・減免額等が定められている。減免要綱は多岐にわたるため、詳細の本報告書への記載は省略する。</p> <p>・川崎港コンテナターミナルへのRTG導入促進に係る港湾施設使用料の減免に関する要綱</p>
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級事務所（特別会計）	33,582	38,588	40,704
2級事務所（特別会計）	50,112	2,342	1,388
荷役機械置場（特別会計）	17,397	17,067	17,871
ゲート関連施設（特別会計）	815	815	815
メンテナンスショップ（特別会計）	1,422	1,422	931
シャーシー置き場（特別会計）	12,214	13,413	14,482

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級事務所	8	9	12
2 級事務所	31	2	1
荷役機械置場	15	14	14
ゲート関連施設	1	1	1
メンテナンスショップ	2	2	1
シャーシ置き場	7	5	7

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針		
1 級事務所、ゲート関連施設、メンテナンスショップ (平成 8 年 4 月改正)	・コンテナ施設の新設にあたって発生した原価を基礎としているが、川崎港は、コンテナバースの供用としては後発港であり、振興対策上、利用しやすい料金体系づくりが必要であるため、競合する他港との均衡も考慮し、現行使用料体系とした。		
2 級事務所・荷役機械置場 (平成 8 年 4 月改正)	・原価計算の結果と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率を踏まえた数値を基本とし、競合近隣港との均衡も考慮して、現行使用料体系とした。		
シャーシ置場	・原価計算、近隣港比較及びコンテナターミナルの事務所附帯施設として、シャーシ置場は港湾振興上不可欠であることと、現行料金を鑑み、1 月 1 区画 10,000 円 (税抜き) とした。		
	類似施設の条例上の位 置付け	区分	金額
	横浜市 駐車施設 車両置場	1 区画 10 m ² を 超える場合 1 台 1 月ごとに	18,000 円
	東京都 コンテナ搬送用台車置場	1 月 1 m ² ごとに	360 円

以下、参考として他港との比較を行った場合の川崎港の状況を示す。

	原価計算による 使用料	6 大港の同使用形態におけ る料率	類似施設（川崎港）
1 級事務所（1 月 1 m ² までごと）	3,372 円	最低料率（北九州港、下関 港）721 円 最高料率（横浜港）普通財 産貸付 2,600 円	共同事務所（2 級 事務所）1,700 円
ゲート関連施設（1 月 1 m ² までごと）	1,805 円	最低料率（大阪港） 附帯事務所 680 円 最高料率（神戸港） 事務室その他 1,401 円	共同事務所 1,700 円 作業員詰所 700 円 自動車台ばかり 1 回 600 円
メンテナンスショッ プ（1 月 1 m ² までご と）	1,439 円	事務室その他 1,401 円（神 戸港）	1 級上屋使用料 ～15 日 17 円/日 （510 円/月） 16～30 日 34 円/ 日（510 円/月）

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

（3）監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。

当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【7】ガントリークレーン使用料・トランスファークレーン使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	ガントリー（コンテナ）クレーン ¹⁷ 及びトランスファークレーン ¹⁸ の利用にあたっての使用料
所管局部課名	港湾局 経営企画課
料金体系	ガントリークレーン 1台 30分までごとに 43,500円 トランスファークレーン 1台 30分までごとに 2,800円
根拠法令・条例	川崎市港湾施設条例、同施行規則
使用料の減免	減額・免除 有 要綱により減免対象・減免期間・減免額等が定められている。 減免要綱は多岐にわたるため、詳細の本報告書への記載は省略する。
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ガントリークレーン (特別会計)	48,718	71,726	71,746
トランスファークレーン (特別会計)	40,337	53,594	56,116

【利用件数の推移】

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ガントリークレーン	719	816	819
トランスファークレーン	1,336	1,526	1,555

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

原価の算出方針及び金額は港湾全体で把握している。詳細は【1】(2)①i)参照。

¹⁷ コンテナクレーンとは、船舶への貨物の積卸しを行う軌道走行式の荷役機械である。

¹⁸ トランスファークレーンとは、コンテナターミナルの荷さばき地等において、コンテナの搬出入や、保管、移動等に使用する橋型のクレーンである。

ii) 現行の料金の設定方針

現行の料金設定方針は以下の通り。

使用料名称	現行の料金の設定方針
ガントリークレーン使用料 (平成 8 年 4 月設定)	<p>・コンテナ施設の新設にあたって発生した原価を基礎としているが、川崎港は、コンテナバースの供用としては後発港であり、振興対策上、利用しやすい料金体系づくりが必要であるため、競合する他港との均衡も考慮して設定し、料金は経過措置を設けた。</p> <p>→43,500 円 1 台 30 分までごと (経過措置: 初年度 35,000 円、3 年度 39,500 円、5 年度以降 43,500 円)</p>
トランスファークレーン使用料 (平成 16 年 10 月設定)	<p>・使用料の算定は、減価償却費、軌道敷地の地代及び維持管理経費 (保守点検費、電気代等) から算定し、2,800 円 (税別) とした。</p> <p>$325,666,723 \text{ 円 (基礎単価)} \div 8 \text{ 台} \div 7,368 \text{ h} \div 2 (30/60 \text{ 分}) = 2,763 \text{ 円} \rightarrow 2,800 \text{ 円 1 台 30 分までごと}$</p>

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しは、港湾施設は対象外であったため、行っていない。

(3) 監査の結果

【1】ふ頭用地使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。
当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【8】港湾振興会館施設利用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	港湾振興会館の各施設を利用するにあたっての利用料
所管局部課名	港湾局 川崎港管理センター港湾管理課
料金体系	欄外に記載
根拠法令・条例	川崎市港湾振興会館条例、同施行規則
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p>施設（展望室を除く。）及び設備の利用料金 (5割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するため利用する場合 (その都度定める額) ・港湾の振興対策上特に必要があると認める場合 <p>展望室の利用料金 (免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（大学を除く。）が行う教育活動に参加する児童及び生徒並びに引率者 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条に規定する市内の児童福祉施設が行う活動に参加する者及び引率者 ・市内に居住する者で身体障害者手帳の交付を受けている者及び付添者 ・市内に居住する者で老人福寿手帳の交付を受けている者 (5割減額) ・国、地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するため利用する場合 (その都度定める額) ・港湾の振興対策上特に必要があると認める場合
利用回数の制限	無

料金体系は下記の通り。下記の他に駐車場利用料がある。

【港湾事務室利用料】

単位	金額
1月1㎡まで毎に	3,000円

【会議室及び研修室利用料】

(単位：円)

種別		金額				
		午前	午後	夜間	全日	
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時	
会議室	第1会議室	16,800	26,600	26,600	70,000	
	第2・3・4会議室	800	1,200	1,200	3,200	
	第5・6会議室	3,400	5,300	5,300	14,000	
	第7会議室	4,600	7,200	7,200	19,000	
	和室	1,200	1,800	1,800	4,800	
研修室	区画しない場合		3,000	5,000	5,000	13,000
	区画する場合	第1・2会議室	1,500	2,500	2,500	6,500

【体育室利用料】

(1) 専用利用料

(単位：円)

区分		金額				
		午前	午後	夜間	全日	
		9時～12時	12時30分～4時30分	5時～9時	9時～9時	
営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合		3,000	4,500	7,500	15,000
	その他の利用の場合	対価の支払を受けないで催しを行う場合	6,000	9,000	15,000	30,000
		対価の支払を受けて催しを行う場合	12,000	18,000	30,000	60,000
営利を目的とする場合		30,000	45,000	75,000	150,000	

(2) 個人利用料

(単位：円)

区分	金額	
	昼間	夜間
	9時～4時	5時～9時
15歳以上の者（中学生を除く。）	200	200
15歳未満の者（学齢に達しない者を除く。）及び 15歳以上の中学生	100	100

【テニスコート及び照明施設利用料】

(単位：円)

種別	単位	金額
テニスコート	1面1回（1時間以内）	600
テニスコート照明施設	1面1回（1時間以内）	800

【ビーチバレー場及び照明施設利用料】

(単位：円)

種別	単位	金額
ビーチバレー場	1面1回（1時間以内）	600
ビーチバレー場照明施設	1面1回（1時間以内）	800

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
港湾事務室利用料	34,844	35,244	35,244
会議室及び研修室	3,142	3,679	4,367
体育室	4,116	3,899	3,429
テニスコート	8,912	10,062	10,525
ビーチバレー場	959	997	1,588

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
港湾事務室利用料	100	100	100
会議室及び研修室	約17	約17	約15
テニスコート	約51	約58	約65
ビーチバレー場	約24	約34	約45
体育室	約55	約65	約54

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される収支決算書に計上されている経費合計額及び市で支出した経費の額（消耗品費等）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 202,699 千円（主な内訳：委託費 110,651 千円、人件費 39,526 千円、電気料 20,303 千円、修繕費 17,091 千円）である。

ii) 現行の料金の設定方針

【港湾事務室利用料】

算出の前提は以下の通り

算出の根拠
会館建設費：6,432,322,000 円
耐用年数：65 年
会館延床面積：12,076.70 m ²
管理経費：140,000,000 円
港湾施設用地(価額)：144,037,876,000 円
港湾施設用地(面積)：1,078,035 m ²
行政財産使用料係数（商事法定利率）：6/100
業務棟有効階数：1/6
事務室延面積：2,574.75 m ²
事務室許可面積：1,416 m ²
算出方法
① 減価償却費 $6,432,322,000 * (1-0.1) * 1/65 * 1/12,076.70 * 1/12 = 615$ 円/m ² 月 …A
② 管理経費 $140,000,000 * 1/12,076.70 * 1/12 = 966$ 円/m ² 月 …B
③ 地代相当額 $144,037,876,000 / 1,078,035 * 6/100 * 1/12 * 1/6 = 111$ 円/m ² 月 …C
④ 共用部割合 $2,574.75 / 1,416 = 1.8$ …D
⑤ 利用料 (A + B + C) * D = (615+966+111) * 1.8=3,045.6 円/m ² 月 →端数を調整し、3,000 円/m ² 月とした。

【会議室及び研修室利用料】

類似の施設を持つ川崎市産業振興会館に準拠し設定している。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁の見直しにおいて、港湾振興会館の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 29.8%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離に

とどまるため、料金の改定は行われなかった。

(3) 監査の結果

① 減免金額の把握について（意見）

港湾振興会館では、減免事例はあるものの、ほとんどが公共機関による事例であることから減免額の影響を考慮せずに受益者負担割合を算出している。当施設の全庁的見直しでの受益者負担割合（実績）は29.8%であり、減免額を算入すると受益者負担割合は上昇するため、料金改定の追加検討をすべき施設となった可能性もあるが、減免額が僅少であったため受益者負担割合は変わらず、追加検討にはいたらなかった。

今後の見直しにおいても、減免額の算入についても検討するとともに、受益者負担割合に大きな変動がある場合は、料金の見直しを検討する必要がある。

② 港湾事務室利用料に含まれる減価償却費について（意見）

港湾事務室利用料の原価に含まれる減価償却費は、会館建設費を耐用年数65年で除して算定しているが、当該耐用年数は、会館が設立された平成4年当時の財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠していた。

この点、平成10年度税制改正により建物の耐用年数が短縮され、平成23年度に整備された公会計の固定資産台帳上の耐用年数表は改正後の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠し、47年に設定された。すなわち、固定資産台帳から算出される耐用年数47年を用いた減価償却費と、原価で集計する耐用年数65年を用いた減価償却費が一致していない。固定資産の耐用年数を統一することに加え、利便性なども考慮したうえで施設の実際の価値についての検討が望まれる。

③ テニスコートに対する休日利用料の導入の検討について（意見）

港湾振興会館の余暇施設（テニスコート、ビーチバレー場、バーベキュー広場）のうち、バーベキュー広場に関しては、平日料金と休日料金が区分して設定されており、休日料金は平日料金の2割増しに設定されている。一方、テニスコート及びビーチバレー場については、両者は区分されていない。バーベキュー広場の料金体系において、平日料金と休日料金に差を設けた主な理由は、過去から平日と休日の利用率に乖離が見られる傾向にあり、平日利用の促進のために休日料金が設定された背景がある。

平成28年度におけるバーベキュー広場、テニスコート、ビーチバレー場の利用率は以下の通りである。バーベキュー広場では利用率が平日と休日と乖離が見られる。

	バーベキュー広場	テニスコート	ビーチバレー場
平日	6%	53%	41%
休日	60%	90%	54%

一方、テニスコートは平日の利用率は50%を超えているものの、休日と比較すると稼働は低い。バーベキュー広場の料金区分の理屈はテニスコートにも当てはまると考えられることから、平日利用の促進を促すべく休日料金の設定を検討すべきである。

なお、ビーチバレー場について、平日と休日で差はあるものの、ビーチバレー場の特徴として、オリンピック強化選手が多く利用（使用料は川崎市港湾振興会館条例第9条第3項の規定により指定管理者が無償と定めている）する点がある。このため、使用料の改定が、平日利用の促進という目的にそぐわないと考えられる。

後述する平成21年度包括外部監査においても同様の意見がなされているが、今回の意見は平成21年度の意見から8年程度が経過し、改めて料金設定の見直しの必要性を提言するものである。参考までに平成21年度の包括外部監査における意見を記載する。

（意見の要旨）

近隣の公営テニスコートと比較しても利用料（1時間当たり600円）が割安であるため、港湾振興会館のテニスコートは利用者が多く、利用率や抽選倍率も高い水準にある。港湾振興会館の利用料が安価すぎることが課題であると思われ、適正な利用料について検討する余地はあると考えられる。特に、土日祝日に関しては、平日との利用料の格差を設ける検討が必要であると考えられる。

④ テニスコートの利用率改善のためにふれあいネットの活用をすべき（意見）

港湾振興会館のテニスコートは川崎市営の他のテニスコートと比較して立地の面で利便性に劣っており、休日の利用率は高いものの抽選を行わなければならないほどの人気ではない。一方、他の川崎市営のテニスコートは休日になるとふれあいネットで予約をしても、抽選を行うほどである。この点、利用率の向上のため、特に港湾振興会館と地理的に離れていない富士見テニスコートと大師テニスコートの抽選に漏れた人を港湾振興会館に誘導することはできないだろうか。現状、指定管理者との協議を行い、富士見テニスコートに港湾振興会館のテニスコートの広告を出しているが、これに加えて、富士見テニスコート及び大師テニスコートの抽選に漏れた人に対し、ふれあいネット上で港湾振興会館の予約ページへ遷移できるような仕組みを作ることができれば、港湾振興会館のテニスコートの休日利用拡大の一手となる可能性があると考えられる。

⑤ 複数の性質を持つ施設の標準的受益者負担割合の取扱いについて（意見）

港湾振興会館は貸室と運動施設の両方を有するが、貸室の性質のみを考慮して、標準的受益者割合を25%としている。仮に運動施設の性質のみを考慮した場合は、標準的受益者割合は50%となる。

複数の性質を持つ場合、一部の性質のみを考慮し施設全体の標準的受益者割合を決定してよいのか、そのように算出した標準的受益者割合と施設全体の受益者負担割合が乖離してい

なければ料金は妥当と判断してよいのか、検討する必要がある。

「使用料・手数料の設定基準」に定めたとおり、公の施設全体で判断するとしても、現状標準的受益者負担割合は9分類に区分分けしており、複数の性質を持つ施設が想定されていない。複数の性質を持つことを考慮し、標準的受益者割合を決定することが望まれる。

（４）過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

当施設は平成21年度の包括外部監査にて、以下の意見を受けた。

（意見の要旨）

近隣の公営テニスコートと比較しても利用料（1時間当たり600円）が割安であるため、港湾振興会館のテニスコートは利用者が多く、稼働率や抽選倍率も高い水準にある。港湾振興会館の利用料が安価すぎることが課題であると思われ、適正な利用料について検討する余地はあると考えられる。特に、土日祝日に関しては、平日との利用料の格差を設ける検討が必要であると考えます。

（措置の要旨）

料金設定時には、湾振興会館の利便性を考慮し設定しましたが、現在は市民に定着した施設となったことから、他施設の実態や利用者の意見及び川崎市港湾振興会館活性化委員会での検証などを踏まえ、平成24年までに、適正な料金のあり方について検討します。特に、土日祝日の利用料金については、他施設の動向を見極め検討をまいります。

上記は、平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況（平成23年1月19日付）から抜粋したものである。平成21年度包括外部監査において、テニスコートの休日利用料の再検討及び平日の利用率向上が監査の結果として記載され、当該記載への措置として平成24年までに適正な料金のあり方について検討するとされた。

これに関して、平成23年3月に作成された「川崎市港湾振興会館の活性化に向けて」（川崎港振興協会・川崎市港湾振興会館活性化委員会）において検討がなされている。具体的にはテニスコートの適正な利用料金の設定に関して、現在の利用率や他地域施設の料金を踏まえた適正料金の設定を論点とし、応分負担の考え方に基づく利用料金の設定の見直しを検討した。検討の結果、港湾振興会館は他の施設と比較して不便な距離にあることから、料金引き上げではなく利用率改善に注力することになったため、利用料金の引き上げは見送られた。

X 上下水道局

【1】入江崎余熱利用プール使用料

(1) 概要

項目	内容			
使用料の概要	入江崎余熱利用プールを利用するにあたっての使用料			
所管局部課名	上下水道局 サービス推進部 サービス推進課			
料金体系	一般使用料			(単位：円)
	区分	基本料金 (1人1回2時間まで)		超過料金 (1時間までごとに)
	15歳以上の者	510		200
	3歳以上15歳未満の者(中学生を含む)	200		100
	水泳教室			(単位：円)
	区分	単位	対象者	金額
	週1回コース	月4回	15歳以上の者	1人につき 5,650
			3歳以上15歳未満の者(中学生を含む)	1人につき 5,140
			親子(出生後6ヶ月以上3歳未満に限る)	2人1組につき 5,650
	週2回コース	月8回	15歳以上の者	1人につき 7,200
3歳以上15歳未満の者(中学生を含む)			1人につき 6,680	
親子(出生後6ヶ月以上3歳未満に限る)			2人1組につき 7,200	
短期集中コース	5回	3歳以上15歳未満の者(中学生を含む)	1人につき 5,650	
根拠法令・条例	川崎市入江崎余熱利用プール条例、同施行規程			
使用料の減免	減額・免除 有 (5割減額) ・市が教育的観点から指導育成を行うことを必要と認める団体が、その目的のためにプールを使用する場合。 (2割減額) ・10人以上の団体等について、各人につき一般使用料のうちの基本使用料分。 (免除) ・生活保護者 ・身体障害者及びその介添者			

	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市公害医療手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの及びその介添者 ・被爆者健康手帳の交付を受けている者 ・幼児、小学生、中学生及び高校生（いずれも市外居住者を含む）が毎週土曜日に使用する場合（7月第三土曜日から8月最終土曜日までの期間を除く） ・公益財団法人日本水泳連盟が実施する泳力検定を受検する者
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	63,914	59,025	61,553

【利用件数の推移】

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	72,956	70,384	74,657

（２）使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

施設建設時の平成 7 年に、先行して開業していた近隣の類似施設であるヨネッティ一堤根を参考に算出した下表の見積原価に基づいている。

【ランニングコスト】	金額(千円)
賃金	5,675
法定福利費	677
被服費	100
備消耗品費	240
燃料費	50
光熱水費	13,375
印刷製本費	1,333
広告料	742
通信運搬費	267
委託料	57,911
賃借料	4,383
修繕費	667

薬品費	283
保険料	328
負担金	2,500
補助金	35,785
公課費	125
計	124,441

ii) 現行の料金の設定方針

○ 一般利用

上記の見積原価からヨネッティ一堤根で実施していたスイミング教室とスクールバスに係る見積経費を控除した金額を年間維持管理費とし、プール年間利用時間で除することで、2時間当たりの維持管理費を算出する。

また、ヨネッティ一堤根における1時間当たりの平均利用者数68人を参考に年間利用者数の見込み数を算出し、プール年間利用時間で除することで2時間当たりの利用者数を算出する。

これらに基づき平均単価を算出のうえ、大人の負担額が子供の負担額の2.5倍とした料金設定を含むプール設置条例案を議案として提出することについて、平成7年度の政策調整会議に諮り、了承を得た後、議会の議決を経て決定した。

○ 水泳教室

水泳教室の使用料は、平成8年度の年間ベースでのスイミング教室経費を36,952千円（スイミング教室27,940千円、スクールバス9,012千円）と見積もり、年間利用者見積数12,420人で除して、1人当たりの経費2,975円を算出する。そのうえで、市民プラザのスポーツ教室月会費との統一性を考慮して、政策的に使用料を設定した。

(参考) 市民プラザ 週1コース 大人4,500円 子ども4,000円
週2コース 大人5,500円 子ども5,000円

② 使用料の改定・見直し

平成25年12月に、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、プールの使用料について、消費税率及び地方消費税率の引き上げ相当分の改定を行った。

なお、上下水道は特別会計の中で経費負担区分のもとでの独立採算によって運営されているものであり、当施設の使用料は、平成28年度の全庁的見直しの対象になっていない。

(3) 監査の結果

① 使用料の算定基礎となった入場者数の見直しと、使用料改定の要否の検討について（指摘）

現在、使用料設定の根拠として使用する年間予定利用者数は、近隣施設であるヨネッティ一堤根の建設当時の利用者を参考に年間 193,902 人として算出したものである。

しかし、平成 26 年度から平成 28 年度の過去 3 年間の利用者数は 7 万人程度で推移しており、建設当時の利用者数見込み数 19 万人に対して半分にも満たない。この状況に鑑みると、使用料収入は当初想定より大幅な減少となっているものと想定されるが、一方で入江崎余熱利用プールの受益者負担割合は近年 52%～55%程度で推移している。公の施設の標準的受益者負担割合（運動施設）の 50%と比較しても大きな乖離は無いことや、地元住民の要望で建設された施設であり、交通の便の悪さなどを踏まえ、市は、引き続き、受益者負担割合等を確認しながら使用料の改定の要否を判断すべきとしている。

しかし、もともとコストを全額使用料で回収するように設定していたものが、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上と経営改善に努めたものの、入場者数が当初見込みの約半分の水準となり、その結果、その後に設定された標準的受益者負担割合（運動施設）の 50%と近似しているのが現状である。

結果として現行の使用料の算定根拠は不明確であり、平成 7 年当時の他の施設の見積りを基礎とした料金算出根拠は見直されるべきである。現在の当施設に係る利用状況に則した使用料の算定根拠の整理と、地元還元型施設として設置された経緯などを踏まえ、使用料の改定の要否の検討をすべきである。

② 原価の見直しについて（意見）

市は、入江崎余熱プールの使用料で賄うべき原価の算出において、平成 7 年度の建設当時の見積原価（類似施設の実績を参考に見積もった金額）を使用している。しかし、この見積り原価は、類似施設の実績を参考にして見積もった金額であること、当初算出時よりすでに 20 年以上が経過していることから、実績額と乖離している可能性がある。

上下水道局は公営企業部局であり、原価計算表の作成対象部局の範囲外であることから、全庁的な使用料・手数料の見直しの対象の範囲外である。しかし、本来は、当施設に係る実績ベースでの原価計算を実施した上で、環境の変化を踏まえて使用料の見直しをするかどうかの検討を行うことが望ましい。

③ 生活保護者の減免措置について（意見）

市の運動施設のうち、入江崎余熱利用プール、環境局所管のヨネッティ一堤根及びヨネッティ一王禅寺では、生活保護者の使用料を免除している。一方、市の他のプール施設やスポーツセンター、公園施設は免除していない。

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、医療費や水道料金・下水

道使用料等について減免措置があるのは理解できるが、運動施設の利用は最低限度の生活をするために必要とまではいえない。このような受益者がサービスを利用するかを主体的に選択するものにまで生活保護者の使用料を免除する必要があるのか、減免措置の対象について再考することが望まれる。

(4) 過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

入江崎余熱利用プールは平成 23 年度の包括外部監査にて、以下の意見を受けている。

(意見の要旨)

入江崎余熱利用プールは、同地区への下水道処理施設建設にあたり、地元から余熱を有効利用した施設設置の要望が強くあり、下水道事業の附帯事業として、平成 8 年 7 月に開設され、平成 17 年 4 月からは指定管理者制度を導入している。平成 22 年度のプール事業にかかる委託費は 9,885 万円である。市民利用施設としての性質から、収支差額相当額を一般会計補助金として受け入れている。他方、プール施設にかかる減価償却費 5,539 万円については一般会計補助金の対象となっていないほか、汚水処理にかかる営業費用として区分されているため、一般会計負担金にも含まれておらず、下水道使用料収入の算定基礎に含まれていることになる。この結果、現状の一般会計負担関係は必ずしも明確でないと考えられる。余熱利用プールは開設から既に 15 年が経過している。プール事業の性質及びプール事業にかかる経費負担のあり方について、改めて検討されることを要望する。

この意見に対する市の措置の状況は下記のとおりである。

(措置の要旨)

余熱利用プール運営事業の経費負担のあり方については、運営手法の検証も含め、事業の性質や経営状況のほか社会状況の変化等を踏まえ、関係部局間における十分な協議・調整、課題把握、方向性の検討・研究、他都市調査などによって、今後においても引き続き検討していきます。

入江崎余熱利用プールの運営事業の経費について、市では、過去 2 回の指定管理者募集の際に、上下水道局内で打ち合わせしたうえで、財政局と協議している。

市では余熱利用プール運営事業の経費負担のあり方について、事業の目的や経営状況のほか社会状況の変化等を適切に把握したうえで、関係部局間における十分な協議・調整、方向性の検討・研究など、今後も引き続き検討していく方針である。当該意見に対しては、平成 28 年度時点では、一定の結論は導き出されておらず、今後とも社会状況の変化等を適切に把握し、対応を図られたい。

XI 教育委員会

【1】日本民家園使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	日本民家園に入園するにあたっての使用料
所管局部課名	教育委員会事務局 日本民家園
料金体系	一般 500 円、高校生・大学生・市外在住 65 歳以上 300 円、中学生・市内在住 65 歳以上は無料。有料入園者 20 名以上で団体料金適用 (2 割引)。その他各種割引制度あり。
根拠法令・条例	川崎市立日本民家園条例、同使用規則
使用料の減免	減額・免除 有 <入園料> (免除) ・学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として入園する場合 (引率者を含む。) ・児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設が当施設の活動として入園する場合 (引率者を含む。) ・川崎市の発行する福寿手帳の交付者が入園する場合 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者が入園する場合 (介護者を含む。) (その都度教育長が定める額) ・その他教育長が特に必要があると認める場合
利用回数の制限	無

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	21, 880	21, 760	19, 393

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総入園者数	124, 527	118, 887	116, 053
うち有料入園者数	54, 459	56, 422	50, 830

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しているため、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（消耗品費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 159,503 千円(主な内訳:委託費 63,010 千円、人件費 75,626 千円、光熱水費 2,970 千円)である。

日本民家園では、参加料を別途徴収する事業と古民家カフェ等については、人件費や光熱水費等の相当額を管理運営に要した経費から控除しており、原価算定対象経費にはしていない。一方、その他の経費（消耗品費等）は、内訳が不明で自主事業に係る経費の算出が困難であること、受益者負担割合に影響するほどの額ではないと考えられることから、原価算定対象経費に含めている。

ii) 現行の料金の設定方針

1) 料金設定

記録が残っていないため正確なところは不明であるが、近隣の類似施設を参考に設定し、教育的配慮から中学生以下は無料にしたと思われる。市が参照した近隣の類似施設の現在の入園料は以下の通りである。

なお、比較のため、日本民家園の入園料類型にあわせた形で簡潔に記載した。

	日本民家園 (川崎市)	三溪園 (横浜市)	江戸東京たてももの園 (東京都)
一般	500 円	500 円 (注 2)	400 円
高校生・大学生	300 円	500 円 (注 2)	(注 5)
65 歳以上	無料 (注 1)	無料 (注 3)	200 円
中学生	無料	500 円 (注 4)	無料 (注 5)
小学生	無料	200 円	無料

(注 1) 川崎市在住の 65 歳以上、福寿手帳を提示した場合の入園料を記載。

(注 2) ホームページの入園料体系では「一般」や「大学生」という区分はなく、「大人（高校生以上）」とされているが、比較のため上記の記載とした。三溪園の料金は平成 29 年 7 月 1 日から料金を改定しており、改定後の入園料は大人（中学生以上）が 700 円である。

(注 3) 横浜市在住の 65 歳以上で濱ともカードを提示した場合の入園料を記載。平成 29 年 7 月 1 日の料金改定後の入園料は、200 円である。

(注 4) 平成 29 年 7 月 1 日の料金改定後の入園料は、こども（中学生）が 200 円である。

(注 5) 大学生（専修・各種含む）は 320 円、高校生・中学生（都外）は 200 円、中学生（都内在学または在住）は無料。

2) 優待制度

市では、文化・芸術施設について各種優待を実施している。日本民家園では、以下のいずれかを受付で提示した場合に料金が2割引となる。

- 青少年科学館の観覧券の半券（当日限り・本人のみ）
- 岡本太郎美術館観覧券の半券（当日限り・本人のみ）
- 藤子・F・不二雄ミュージアムの半券・入館引換券（利用から2ヶ月間・本人のみ）
- 小田急が発行するクレジットカード（ポイント専用カードは除く・本人及び同伴者1名まで）
- TOKYU CARD・TOP&カード（本人及び同伴者1名まで）
- WAONカード（本人及び同伴者1名まで）
- かわさきハッピーライフ（川崎市勤労福祉共済会員書証・本人及び同伴者1名まで）
- 多摩区子育て支援パスポート（家族全員）

その他、年間パスポートや市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館の共通利用券（1,000円（100円券×12枚綴）／2,000円（100円券×25枚綴））なども発行している。また、20名以上の団体も料金が2割引となる。

2割引の優待のうち、WAONカードによる優待は、イオンとの包括協定の提携事項の1つである。包括協定には、ご当地WAONカードである”川崎きらりWAONカード”の発行（利用金額の0.1%が川崎市文化振興基金に寄付される）や、市内のイオンの店舗での環境啓発イベントの開催、かわさき基準（KIS）認証福祉製品のPR、災害が発生した場合に物資の供給や避難場所の提供などをイオンと提携する取組みがあり、市にとって複合的なメリットがある。

② 使用料の改定・見直し

平成28年度の全庁的見直しにおいて、日本民家園の平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は20.4%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

なお、過去の料金改定は以下の通りである。

改定・見直し年月日	改定・見直し方針	改定・見直し内容（個人のみ記載）
昭和42年4月1日	開園	
昭和51年10月1日	有料化	20歳以上300円、6～19歳・学生100円
平成13年4月1日	料金引き上げ	一般500円、高校生・大学生300円、中学生以下・65歳以上は無料
平成19年4月1日	有料化	市外在住65歳以上300円

(3) 監査の結果

① 原価計算表の減免の範囲における割引の取扱いについて（指摘）

『使用料・手数料に係る「原価計算表」作成要領』には、条例等の規定に基づく使用料（手数料）の減免分は、受益者負担割合を算出する上では使用料を徴収したものとみなす旨が規定されている。これは、減免分の負担を他の利用者に転嫁させないための方策である。

これに関して、日本民家園における受益者負担割合は、減免に割引額も含めて算出されている。割引による使用料の減額は減免ではないものの、条例や使用規則に基づく対応であるためである。

この点、市内の他の「公の施設使用料に係る原価計算表」を横断的に比較すると、作成要領の通りに減免のみを使用料を徴収したとみなす施設と、日本民家園のように減免以外に割引も使用料を徴収したとみなす施設があった。割引の取扱いが全庁的に統一されておらず、受益者負担割合の算出方法が異なっている。受益者負担割合は、使用料等を改定するか否かの基本的な指標であるため、施設間の差異を発生させないために、原価計算表における減免の範囲を統一させるべきである。

② 小田急クレジットカード、TOKYU CARD 優待の見直しについて（意見）

日本民家園では、小田急クレジットカードか TOKYU CARD を提示すると、入園料が 2 割引となる。これらの優待は、日本民家園が小田急線・東急沿線の生田緑地内にあることから、料金割引することで施設の利用促進や新規利用者開拓が期待できるとして導入された施策である。

しかし、この割引施策が、施設の利用促進・新規利用者開拓に本当に貢献しているかという点で見た場合、確かに各種カードのホームページの優待施設に掲載されていることから一定の効果はあるかもしれないが、優待の利用者のうち、2 割引であることを理由に来館した者が実際にどれだけいるかは不明であり、市でも利用件数は把握しているものの当初期待した効果が出ているかは測定できていない。

各種カードは必ずしも川崎市に住む者だけが保有しているわけではなく、受益者負担の観点からは公平性を欠いているともいえ、また、他の市の施設との併用による割引施策や WAON カードによる割引優待のような政策的効果が見込めるものにもなっていない。

したがって、割引優待が適切な施策かどうかを検討することが望ましい。施設の利用促進を見込んで優待を実施するのであれば、来館者へのアンケート調査を実施するなどの手法により利用促進や新規利用者開拓の効果を測定し、割引優待するだけの効果が認められることを定期的に確認することが望ましい。

③ 使用料設定時の資料の保管について（意見）

日本民家園では、特別利用の料金設定の根拠資料及び年間パスポート料金設定の根拠資料が保管されていなかった。公文書規定では文書の保管期間は 5 年間とされているが、使用料

改定の際の根拠資料となり得るため、保管しておくことが望ましい。

【2】青少年科学館使用料

(1) 概要

項目	内容													
使用料の概要	青少年科学館プラネタリウム観覧料													
所管局部課名	教育委員会事務局 青少年科学館													
料金体系	(単位：円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>一般</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>一般</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学生以下</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	個人	一般	400	高校生・大学生	200	団体	一般	320	高校生・大学生	160	中学生以下		無料
個人	一般		400											
	高校生・大学生	200												
団体	一般	320												
	高校生・大学生	160												
中学生以下		無料												
根拠法令・条例	青少年科学館条例、同使用規則													
使用料の減免	減額・免除 有 (免除) <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として入園する場合（引率者を含む。） ・児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が当施設の活動として入園する場合（引率者を含む。） ・川崎市の発行する福寿手帳の交付を受けている者が一般投影の観覧を行う場合 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者が観覧を行う場合 (その都度教育長が定める額) ・その他教育長が特に必要があると認める場合 													
利用回数の制限	無													

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料	17,965	16,171	14,599

【利用件数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
プラネタリウム観覧者数	115,819	110,824	104,187
【プラネタリウム観覧者数のうち】			
学習投影（注 1）	25,171	23,697	22,161
一般投影ほか（注 2） （一般、65 歳以上、高大生）	62,734	59,797	56,598
一般投影ほか （中学生以下）	27,914	27,330	25,428

（注 1）学習投影：小中学校等の学習活動の一環としての投影（申請により学校長期休暇期間等を除く平日 3 回投影）

（注 2）一般投影（毎月変わるオリジナル番組の投影）と特別投影（プラネタリウムでの天文講演会、コンサートなど）から構成

（2）使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

青少年科学館では、指定管理者制度を導入している。

青少年科学館は、自然や天文の展示室や科学実験教室を行う諸室等の多くの部分は入場無料であり、プラネタリウム観覧のみが有料施設である。

プラネタリウム観覧料の原価算定対象経費は、指定管理委託料以外の市の負担額となっており、平成 28 年度の額は 98,986 千円である。

ii) 現行の料金の設定方針

1) 料金設定

改築工事（プラネタリウム棟全面改築、研究管理棟改築）に伴う平成 24 年度リニューアルオープンに合わせ、プラネタリウム観覧料を改定した。改定の根拠は以下の通りである。

- ・他都市の観覧料金が 300～600 円の範囲であることとの均衡を図る。
- ・他都市施設のリニューアル等に伴う料金改定率を考慮する（25～100%）。
- ・生田緑地内の岡本太郎美術館、日本民家園の料金（ともに大人 500 円）とのバランス、施設規模や鑑賞に要する時間を配慮する。
- ・青少年科学館のプラネタリウムに対する利用者評価として数多く寄せられている「大都市の施設で低廉な料金で生解説による投影を楽しめる」という意見を参考にする。

2) 優待制度

【1】で記載した日本民家園と同様の割引制度を適用している。

② 使用料の改定・見直し

平成 28 年度の全庁的見直しにおいて、青少年科学館の平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合（実績）は 23.8%であり、「使用料・手数料の設定基準」に基づき区分された標準的受益者負担割合（25%）と±5%以内の乖離にとどまるため、料金の改定は行われなかった。

なお、過去の料金改定は以下の通りである。

改定年度	改定・見直し方針	改定・見直し内容（個人のみ記載）
昭和 46 年	開館	一般：20 円
昭和 58 年	料金引き上げ	15 歳以上：100 円、15 歳未満：50 円
平成 13 年	料金引き上げ	一般：200 円、高・大学生：100 円 ※中学生以下、65 歳以上は無料
平成 24 年	料金引き上げ	一般：400 円、高・大学生：200 円 ※中学生以下、65 歳以上は無料

（3）監査の結果

【1】日本民家園使用料にて記載した指摘①及び意見②は、当使用料にも該当する（③の記載は日本民家園のみの意見）。

当該指摘及び意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 原価算定対象経費として認識する費用の範囲について（指摘）

青少年科学館では、青少年科学館使用料（プラネタリウム観覧料）の算定に当たって、過去から「施設の管理運営に要した経費」（指定管理者の収支報告書によると、平成 28 年度の費用の総額は 70,937 千円（主な内訳：委託費 30,273 千円、人件費 27,146 千円、光熱水費 6,629 千円）である。）を原価算定対象経費に含めていない。青少年科学館は、自然や天文の展示室や科学実験教室を行う諸室等の多くの施設は入場無料だからである。

この点、確かに青少年科学館には有料施設（プラネタリウム）と無料施設（展示室等の多くの部分）が併存しており、面積割合としては無料施設の方が大きい。

しかし、光熱水費、消耗品費、修繕費等は、施設が存在する限りは発生するものであり、プラネタリウムの運営に係る経費がないとは考えられない。

また、施設の運営に当たっては、使用料の徴収やチケットの交付等を行う受付、プラネタリウム上映前の人員整理、プラネタリウム上映時の場内でのナレーターなど、プラネタリウム事業に多くの人員が割かれており、人件費の大半はプラネタリウムの運営に関連して発生していると見受けられた。

したがって、指定管理者が「施設の管理運営に要した経費」のうち、プラネタリウム運営に係る分については原価算定対象経費とすべきである。

一方、原価計算表で集計する「指定管理委託料以外の市支出」には、ホトケドジョウ人工

飼育事業費のような本来使用料（プラネタリウム観覧料）で賄う原価とすべきではない費用が含まれており、この点は原価の集計が過大になっている可能性がある。

青少年科学館の使用料算定の原価に含まれる「指定管理委託料以外の市支出」は下表の通りである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指定管理委託料以外の市の支出	97,296	89,134	98,986

平成 28 年度の支出 98,986 千円の内訳は、青少年科学館運営管理事業費 11,139 千円、メガスター（最新型のプラネタリウム）運営経費 25,417 千円、21 世紀子どもサイエンス（科学実験プログラム）事業費 3,739 千円、ホトケドジョウ人工飼育（ホトケドジョウの種苗保護）事業費 192 千円、市正規職員人件費 58,199 千円である。このうち、ホトケドジョウ人工飼育事業費は 192 千円と少額ではあるものの、プラネタリウム観覧料と関係のない項目と考えられる。

このように、青少年科学館使用料（プラネタリウム観覧料）の原価算定対象経費には、プラネタリウム事業の経費が一部含まれるはずの指定管理者における「施設の管理運営に要した経費」が全く計上されていないとともに、「指定管理委託料以外の市支出」にはプラネタリウム事業に関係ない項目が含まれている状況にある。

以上から、受益者負担割合は実態を反映したものとなっておらず、正確性に欠けている。指定管理者における事業経費を実態に即して有料施設部分と無料施設部分とに按分する方針を決定するとともに、指定管理委託料以外の市の支出のうちプラネタリウム運営にかかる分を把握し、正確な受益者負担割合を算出した上で、料金の改定の要否を検討すべきである。

② 平成 25 年度の原価計算表における原価の算出誤りについて（指摘）

平成 25 年度の原価計算表において、次の二点の指摘事項が発見された。

第一に、当初、平成 25 年度のものとして提出された原価計算表の金額がすべて平成 24 年度のものであった。これは、原価計算表のチェック機能が果たされていなかったために発生したものである。

第二に、当初、平成 25 年度のものとして提出された原価計算表の一項目である指定管理委託料を含めた市支出総額を「指定管理委託料以外の市支出」に含めるものと認識し、原価計算表を作成してしまっていた。すなわち、現在の使用料の算定方針としては、指定管理者における施設管理運営費は原価算定対象経費に含めないが、平成 25 年度は指定管理者における施設管理運営費に近似する額である指定管理委託料を原価算定対象経費に含めるものと認識してしまっていた。平成 26 年度はこのような誤りは生じていなかった。

これらの結果、平成 25 年度・平成 26 年度の平均受益者負担割合が適切に算出できていない。下表のとおり、あるべき原価計算表をもとに試算すると、平成 25 年度の受益者負担割合

は26.6%であり、平成25年度・平成26年度の平均受益者負担割合（実績）は25.7%であった。結果的に、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以上の乖離が生じておらず、使用料見直しの検討対象外となったが、使用料見直しの検討が正確な金額に基づいて行われていないことは問題である。同様の誤りが発生した場合、使用料見直しが適切になされない可能性が考えられるため、原価計算表のチェック体制を整える必要がある。

（単位：千円）

	実際に算出した 受益者負担割合	上記指摘を踏まえたあ るべき受益者負担割合
① 施設の管理運営に要した経費	0	0
② 指定管理委託料	0	71,103
③ 指定管理委託料以外の支出	149,358	99,446
④ 収入合計	34,081	26,481
⑤ 受益者負担割合（④÷（①+③））	22.8%	26.6%
⑥ 平成26年度受益者負担割合	24.8%	24.8%
⑦ 平成25年・26年決算の平均値 （（⑤+⑥）÷2）	23.8%	25.7%

【3】教育文化会館、分館使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																											
使用料の概要	教育文化会館、分館を使用するにあたっての使用料																																																																											
所管局部課名	教育委員会事務局 生涯学習推進課																																																																											
料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～ 11時30分</th> <th>0時30分 ～ 4時30分</th> <th>5時30分 ～ 9時30分</th> <th>9時～ 9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>大ホール</td> <td>39,270円</td> <td>62,260円</td> <td>78,320円</td> <td>179,850円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">会議室</td> <td>大会議室</td> <td>3,190円</td> <td>4,730円</td> <td>8,030円</td> <td>15,950円</td> </tr> <tr> <td>第1・2会議室</td> <td>1,210円</td> <td>1,760円</td> <td>2,200円</td> <td>5,170円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>990円</td> <td>1,210円</td> <td>1,650円</td> <td>3,850円</td> </tr> <tr> <td>第4～7会議室</td> <td>1,760円</td> <td>2,090円</td> <td>2,750円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>2,530円</td> <td>3,520円</td> <td>4,730円</td> <td>10,780円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教養室</td> <td>第1～3、5・6学習室</td> <td>1,210円</td> <td>1,760円</td> <td>2,200円</td> <td>5,170円</td> </tr> <tr> <td>第4学習室</td> <td>990円</td> <td>1,210円</td> <td>1,650円</td> <td>3,850円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>1,760円</td> <td>2,090円</td> <td>2,750円</td> <td>6,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・上記の他、ホール（第1・2・3・4楽屋、リハーサル室）、イベントホール、教養室（美術工芸室、茶華道教室、視聴覚教室、料理教室）の料金体系については、川崎市教育文化会館条例を参照。</p> <p>・教育文化会館、各分館に以下の増徴割合が設けられている。</p> <p>土日祝日に使用するとき、規定使用料の2割相当額を増徴する。</p> <p>使用料金の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・大ホール及びイベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>・有料で付帯設備の利用が可能。</p>						種別		金額				午前	午後	夜間	全日	9時～ 11時30分	0時30分 ～ 4時30分	5時30分 ～ 9時30分	9時～ 9時30分	ホール	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円	会議室	大会議室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円	第1・2会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	第3会議室	990円	1,210円	1,650円	3,850円	第4～7会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	談話室	2,530円	3,520円	4,730円	10,780円	教養室	第1～3、5・6学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	第4学習室	990円	1,210円	1,650円	3,850円	実習室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
種別		金額																																																																										
		午前	午後	夜間	全日																																																																							
		9時～ 11時30分	0時30分 ～ 4時30分	5時30分 ～ 9時30分	9時～ 9時30分																																																																							
ホール	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円																																																																							
会議室	大会議室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円																																																																							
	第1・2会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円																																																																							
	第3会議室	990円	1,210円	1,650円	3,850円																																																																							
	第4～7会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円																																																																							
	談話室	2,530円	3,520円	4,730円	10,780円																																																																							
教養室	第1～3、5・6学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円																																																																							
	第4学習室	990円	1,210円	1,650円	3,850円																																																																							
	実習室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円																																																																							
入場料金	増徴の割合																																																																											
1,000円未満	5割																																																																											
1,000円以上3,000円未満	10割																																																																											
3,000円以上	20割																																																																											

	<p><分館使用料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>9時～ 12時</th> <th>1時～ 5時</th> <th>5時30分～ 9時</th> <th>9時～ 9時</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">分館</td> <td>第1・2学習室</td> <td>880円</td> <td>990円</td> <td>1,320円</td> <td>3,190円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>880円</td> <td>990円</td> <td>1,320円</td> <td>3,190円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>660円</td> <td>770円</td> <td>1,100円</td> <td>2,530円</td> </tr> </tbody> </table>	種別		金額				午前	午後	夜間	全日	種別		9時～ 12時	1時～ 5時	5時30分～ 9時	9時～ 9時	分館	第1・2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	実習室	880円	990円	1,320円	3,190円	和室	660円	770円	1,100円	2,530円
種別				金額																													
		午前	午後	夜間	全日																												
種別		9時～ 12時	1時～ 5時	5時30分～ 9時	9時～ 9時																												
分館	第1・2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円																												
	実習室	880円	990円	1,320円	3,190円																												
	和室	660円	770円	1,100円	2,530円																												
根拠法令・条例	川崎市教育文化会館条例・同使用規則																																
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p>(5 割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市内の学校及び外国人学校、川崎市、国又は他の地方公共団体 ・川崎市が構成員となっている協議会、研究会等 ・川崎市教育委員会に登録した社会教育関係団体、社会教育研究会等 ・健康福祉局及び子ども未来局が推薦する障害者（児）関係団体で川崎市教育委員会に登録した団体 ・川崎市が指導助成を行うことを必要とするボランティア団体で川崎市教育委員会に登録した団体 <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市教育委員会 ・区役所主催事業で市民館等の設置目的に適合する事業を行うとき。 ・全市的、全区的役割の川崎市人公私立学校の校長会等及び幼稚園協会が主催する研修会などで使用するとき。 ・市民館等で育成した研究会等の連合体及びボランティアグループ ・地域教育会議 ・公益財団法人川崎市生涯学習財団 ・川崎市総合文化団体連絡会に加盟する団体が全市的・全区的な事業のために使用するとき。ただし、市民文化局から申請のあった事業に限る。 																																
利用回数の制限	1 団体につき月 4 コマまで利用可能。																																

【使用料の推移】

(単位：千円)

	施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	教育文化会館	60,014	61,763	59,007
	田島分館	2,056	2,331	2,322
	大師分館	2,275	2,241	2,133

【利用率の推移】

(単位：%)

	施設名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用率	大ホール	教育文化会館	66.2	69.6	63.0
	会議室	教育文化会館	50.1	49.2	48.1
	教養室	教育文化会館	36.5	36.0	31.4
		田島分館	49.0	50.5	28.3
		大師分館	52.0	51.8	50.7
	ギャラリー	教育文化会館	39.7	42.0	33.9
	イベントホール	教育文化会館	29.7	33.8	29.3

<利用率の計算方法>

教育文化会館、市民館、各分館等の利用形態が1日を午前・午後・夜間と時間帯を区分した単位であり、それぞれの時間帯区分を1コマとし、開館日に利用可能な全てのコマ数から実際に利用したコマ数を除した値が利用率である。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

教育文化会館、各分館の管理運営経費を原価として集計している。平成28年度の原価の総額は259,497千円(主な内訳：人件費75,519千円、需用費42,648千円、委託料120,155千円)である。

ii) 現行の料金の設定方針

現在の使用料は、条例制定時の設定額から、管理運営に必要なコストの変動や、他自治体・民間との均衡等を考慮しながら、複数回の改定を経て設定している。

② 使用料の改定・見直し

教育文化会館の使用料は、昭和42年の産業文化会館条例の制定以降、主に、昭和52年、昭和56年、平成13年、平成29年の4回の使用料改定を経て、現在の体系となった。

平成28年度の全庁的見直しにおいて、教育文化会館、市民館等の平成25年度・26年度の

平均受益者負担割合（実績）は 18.5%であり、標準的受益者負担割合（25%）と±5%以上の乖離が生じていたため、引き上げを検討すべき施設となった。標準的受益者負担割合の乖離率を±5%以内にするためには、使用料を 10%程度引き上げる必要があり、また、民間や周辺自治体の同種・類似使用料との均衡等を考慮し、公の施設の使用料の引き上げ幅を、1.1 倍とした。

（3） 監査の結果

教育文化会館、市民館、有野・野川生涯学習支援施設は、それぞれが独立した施設として存在している。

一方、市はそれら施設の目的・性格や提供しているサービス等の類似性を考慮して、各々の施設をまとめて1つの施設とみなして標準的受益者負担割合を設定している。また、原価についても各々の施設ごとに集計した原価を合算して1つの施設としての原価を集計し、受益者負担割合を算出している。そのため、教育文化会館使用料、市民館使用料、有野・野川生涯学習支援施設使用料の各々の監査の結果を記載するにあたり、監査の結果が重複する場合があります、重複する意見は「【3】教育文化会館、分館使用料（3）監査の結果」にて、まとめて記載する。

① 施設の単位について（意見）

料金体系は現状、「川崎市教育文化会館条例」「川崎市市民館条例」「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例」の3つの条例により各々定められている。平成 28 年度の全庁の見直しによる料金の改定は、一律 1.1 倍の引き上げとした。

施設の規模、条例が異なる教育文化会館、市民館、有馬・野川生涯学習支援施設の料金を一律で改定しており、施設の状況を加味した料金改定になっていない可能性がある。例えば、各施設の利用率に高低の差が生じていたとしても同一の料金改定となっている。

3つの施設を1つの施設とみなさず、それぞれ1つの施設として認識し、受益者負担割合の算出や料金の見直しをすることを検討する余地がある。

② 減免金額の再集計に伴う料金の見直しの検討について（意見）

平成 28 年度までの減免件数と減免金額の把握対象は、原則として、紙で申請する減免申請書のみであり、ふれあいネットで施設を予約する際に自動減免機能を設定している団体のほとんどが集計に含まれていなかった。すなわち、行政組織や一部のボランティアグループ等の減免対象団体市に付与されているカード番号を入力して予約すると自動的に減免が行われるが、この場合には減免件数と減免金額は把握できない。そのため、現状、原価計算表の減免件数と減免金額の集計に漏れが生じてしまっている。

平成 29 年度からは、減免の適用を受ける全ての団体において、紙での申請が必要となったため、以前より正確なデータが集計されるようになっている。

したがって、これまで把握できていなかった減免金額が多額であった場合には、原価計算表の「収入項目 1 受益者負担分 (2) 使用料減免分」の金額が変動することで受益者負担割合に大きな変動が生じる可能性があるため、改めて料金の見直しを検討する必要がある。

【4】市民館、分館使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																																												
使用料の概要	市民館、分館を使用するにあたっての使用料																																																																																																												
所管局部課名	教育委員会事務局 生涯学習推進課																																																																																																												
料金体系	<p><施設使用料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～11時30分</th> <th>0時30分～4時30分</th> <th>5時30分～9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ホール</td> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>中原</td> <td>4,070円</td> <td>6,050円</td> <td>10,010円</td> <td>20,130円</td> </tr> <tr> <td>幸高津宮前多摩麻生</td> <td>7,260円</td> <td>9,680円</td> <td>16,720円</td> <td>33,660円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リハーサル室</td> <td>幸高津多摩</td> <td>550円</td> <td>1,210円</td> <td>1,650円</td> <td>3,410円</td> </tr> <tr> <td>幸高津多摩</td> <td>1,100円</td> <td>2,420円</td> <td>3,300円</td> <td>6,820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">会議室</td> <td rowspan="2">大会議室</td> <td>幸高津宮前多摩麻生</td> <td>3,850円</td> <td>5,390円</td> <td>6,930円</td> <td>16,170円</td> </tr> <tr> <td>幸高津宮前多摩麻生</td> <td>2,090円</td> <td>2,640円</td> <td>3,410円</td> <td>8,140円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1会議室</td> <td>幸高津宮前多摩麻生</td> <td>1,760円</td> <td>2,090円</td> <td>2,750円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>中原高津宮前</td> <td>1,210円</td> <td>1,760円</td> <td>2,200円</td> <td>5,170円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">教養室</td> <td>音楽室</td> <td>幸中原</td> <td>2,090円</td> <td>2,640円</td> <td>3,410円</td> <td>8,140円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>全館</td> <td>1,760円</td> <td>2,090円</td> <td>2,750円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td>全館</td> <td>2,090円</td> <td>2,640円</td> <td>3,410円</td> <td>8,140円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>全館</td> <td>1,760円</td> <td>2,090円</td> <td>2,750円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>全館</td> <td>2,090円</td> <td>2,640円</td> <td>3,410円</td> <td>8,140円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育室</td> <td rowspan="2"></td> <td>中原高津麻生</td> <td>440円</td> <td>770円</td> <td>1,320円</td> <td>2,530円</td> </tr> <tr> <td>幸宮前多摩</td> <td>330円</td> <td>550円</td> <td>1,100円</td> <td>1,980円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・上記の他、会議室（第2・3・4・5・6会議室）、教養室（高津第1・2音楽室、多摩第1・2学習室）の料金体系については、川崎市市民館条例を参照。</p> <p>・土日祝日は規定使用料の2割増相当額。</p>							種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	9時～9時	ホール	大ホール	中原	4,070円	6,050円	10,010円	20,130円	幸高津宮前多摩麻生	7,260円	9,680円	16,720円	33,660円	リハーサル室	幸高津多摩	550円	1,210円	1,650円	3,410円	幸高津多摩	1,100円	2,420円	3,300円	6,820円	会議室	大会議室	幸高津宮前多摩麻生	3,850円	5,390円	6,930円	16,170円	幸高津宮前多摩麻生	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	第1会議室	幸高津宮前多摩麻生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	中原高津宮前	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	教養室	音楽室	幸中原	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	和室	全館	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	料理室	全館	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	実習室	全館	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	視聴覚室	全館	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	体育室		中原高津麻生	440円	770円	1,320円	2,530円	幸宮前多摩	330円	550円	1,100円	1,980円
種別	金額																																																																																																												
	午前	午後	夜間	全日																																																																																																									
	9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	9時～9時																																																																																																									
ホール	大ホール	中原	4,070円	6,050円	10,010円	20,130円																																																																																																							
		幸高津宮前多摩麻生	7,260円	9,680円	16,720円	33,660円																																																																																																							
	リハーサル室	幸高津多摩	550円	1,210円	1,650円	3,410円																																																																																																							
		幸高津多摩	1,100円	2,420円	3,300円	6,820円																																																																																																							
会議室	大会議室	幸高津宮前多摩麻生	3,850円	5,390円	6,930円	16,170円																																																																																																							
		幸高津宮前多摩麻生	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円																																																																																																							
	第1会議室	幸高津宮前多摩麻生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円																																																																																																							
		中原高津宮前	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円																																																																																																							
教養室	音楽室	幸中原	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円																																																																																																							
	和室	全館	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円																																																																																																							
	料理室	全館	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円																																																																																																							
	実習室	全館	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円																																																																																																							
	視聴覚室	全館	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円																																																																																																							
体育室		中原高津麻生	440円	770円	1,320円	2,530円																																																																																																							
		幸宮前多摩	330円	550円	1,100円	1,980円																																																																																																							

- ・使用料金の時間を超えて使用する場合は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の 2 割相当額を増徴する。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- ・大ホール及びイベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、上表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。
- ・大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の 9 倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

・有料で付帯設備の利用が可能。

<分館使用料>

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30 分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～ 9時
会議室	集会室	菅生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		岡上	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
教養室	和室	日吉 橘	660円	770円	1,100円	2,530円
		菅生	880円	990円	1,320円	3,190円
	実習室	日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円
		菅生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	学習室	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円
		菅生	880円	990円	1,320円	3,190円
茶華道室	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円	
体育室	岡上	220円	330円	660円	1,210円	

・上記の他、学習室（第1・2・3・4学習室）の料金体系については、川崎市市民館条例を参照。

根拠法令・条例	川崎市市民館条例・同使用規則
使用料の減免	減額・免除 有 「川崎市教育文化会館・川崎市市民館使用に関する減免措置取扱要綱」 【3】教育文化会館、分館使用料と同様。
利用回数の制限	1 団体、同一館につき月 4 コマまで利用可能。

【使用料の推移】

(単位：千円)

施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幸市民館	14,623	14,135	8,168
日吉分館	2,706	2,668	2,660
中原市民館	20,723	21,239	20,742
高津市民館	30,906	31,776	32,359
高津市民館橋分館	2,342	2,261	2,226
宮前市民館	23,413	24,394	24,146
菅生分館	2,010	2,238	2,173
多摩市民館	29,734	28,625	28,571
麻生市民館	23,286	22,772	23,860
岡上分館	1,064	1,352	1,334

【利用率の推移】

(単位：%)

施設名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大ホール	幸市民館 (注 1)	64.0	62.0	58.5
	中原市民館	81.4	85.3	84.1
	宮前市民館	82.0	80.8	75.0
	多摩市民館	84.3	79.4	83.5
	麻生市民館	80.1	80.3	81.4
会議室	幸市民館	51.6	51.9	49.3
	中原市民館	79.5	79.4	80.2
	高津市民館	76.4	78.1	81.0
	宮前市民館	59.0	58.4	58.0
	多摩市民館	64.3	63.9	75.2
	麻生市民館	67.7	65.4	67.5
教養室	幸市民館	50.0	49.1	43.7
	日吉分館 (注 2)	39.9	39.4	41.4
	中原市民館	72.8	74.1	72.1
	高津市民館	70.2	70.7	72.2
	館橋分館 (注 2)	43.5	41.2	41.2
	宮前市民館	56.0	56.8	55.1
	菅生分館 (注 2)	49.1	52.3	51.7
	多摩市民館	59.6	58.3	55.8
	麻生市民館	63.6	64.2	64.1

	岡上分館（注2）	35.6	38.7	44.4
ギャラリー	高津市民館	75.2	90.4	96.2

なお、利用率の計算方法については、【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

（注1）幸市民館は、主要駅周辺ではなく、最寄駅（JR南武線矢向駅、JR南武線鹿島田駅）からも少し離れた場所にあることにより、区外からの利用者が他館に比べて少ないこと、施設の老朽化が進んでいること等による影響もあり、利用率が他館に比べて低いと考えられる。

（注2）市民館各分館は、各区に1館ある市民館の中間施設として、日常生活圏における市民の生涯学習拠点として設置されており、交通手段が限られた場所（バス便のみ等）に立地している館が多いことや、諸室にしても、市民館と比較すると、利用目的が限定される教養室しかないため、利用率が低く推移していると考えられる。

（2）使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

市民館、各分館の管理運営に係る経費を原価として集計している。平成28年度の原価の総額は914,247千円（主な内訳：人件費223,638千円、需用費118,964千円、委託料420,590千円、負担金補助及び交付金104,688千円）である。

ii) 現行の料金の設定方針

現在の使用料は、条例制定時の設定額から、管理運営に必要なコストの変動や、他自治体・民間との均衡等を考慮しながら、複数回の改定を経て設定している。

② 使用料の改定・見直し

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

（3）監査の結果

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。当該意見に加えて、指摘すべき事項はない。

【5】有馬・野川生涯学習支援施設利用料

(1) 概要

項目	内容																																																
使用料の概要	有馬・野川生涯学習支援施設を使用するにあたっての利用料																																																
所管局部課名	教育委員会事務局 生涯学習推進課																																																
料金体系	<p><施設利用料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>1時～5時</th> <th>5時30分～9時</th> <th>9時～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>2,640円</td> <td>3,740円</td> <td>4,840円</td> <td>11,220円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>660円</td> <td>770円</td> <td>1,100円</td> <td>2,530円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>880円</td> <td>990円</td> <td>1,320円</td> <td>3,190円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>660円</td> <td>770円</td> <td>1,100円</td> <td>2,530円</td> </tr> <tr> <td>第1学習室</td> <td>880円</td> <td>990円</td> <td>1,320円</td> <td>3,190円</td> </tr> <tr> <td>第2学習室</td> <td>880円</td> <td>990円</td> <td>1,320円</td> <td>3,190円</td> </tr> <tr> <td>第3学習室</td> <td>880円</td> <td>990円</td> <td>1,320円</td> <td>3,190円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土日祝日は規定使用料の2割増相当額。 ・利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。 ・有料で付帯設備の利用が可能。</p>	種別	金額				午前	午後	夜間	全日	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	集会室	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円	和室	660円	770円	1,100円	2,530円	調理室	880円	990円	1,320円	3,190円	実習室	660円	770円	1,100円	2,530円	第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第3学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
種別	金額																																																
	午前		午後	夜間	全日																																												
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時																																													
集会室	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円																																													
和室	660円	770円	1,100円	2,530円																																													
調理室	880円	990円	1,320円	3,190円																																													
実習室	660円	770円	1,100円	2,530円																																													
第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円																																													
第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円																																													
第3学習室	880円	990円	1,320円	3,190円																																													
根拠法令・条例	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例・同条例施行規則																																																
使用料の減免	減額・免除 有 行政が行う事業に係る使用や、教育委員会が認める団体の生涯学習の推進に係る使用等については使用料の減額又は免除を認めている。																																																
利用回数の制限	1団体につき月4コマまで利用可能。																																																

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用料	4,635	4,764	4,901

注) 指定管理者制度の利用料金制を採用しており、上記使用料は、市の歳入には含まれていない。

【利用率の推移】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
学習室等	50.5	53.0	55.6

なお、利用率の計算方法については、【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

(2) 使用料に対する基本的な考え方**① 使用料の算定方法**

i) 原価の算出方針及び金額

指定管理者制度を導入しており、指定管理者から提出される「収支決算書」に計上された経費合計額及び市で支出した経費の額（消耗品費など）を原価として集計している。

平成 28 年度の原価の総額は 37,347 千円（主な内訳：人件費 25,468 千円、光熱費 3,601 千円、修繕費 411 千円、業務委託費 7,202 千円、その他事務費 665 千円）である。

ii) 現行の料金の設定方針

現在の使用料は、設置目的や性質が類似している施設の状況を踏まえて設定している。具体的には、教育文化会館分館、市民館分館及び学校特別開放施設である土橋小学校多目的ホールと同規模の部屋を参考にしている。

② 使用料の改定・見直し

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載。

(3) 監査の結果

【3】教育文化会館、分館使用料にて記載した①～②の意見は、当使用料にも該当する。当該意見に加える事項は、以下のとおりである。

① 指定管理者による事業収入がある施設の原価の算出について（意見）

有馬・野川生涯学習支援施設の収入は、ア) 貸室・備品の使用料収入、イ) 講座・教室参加料の指定管理者の事業収入に分けられる。受益者負担割合は貸室・備品の使用料収入のみを用いて算出している。

一方、原価は、使用料収入に対応する費用と事業収入に対応する費用（諸謝金、水道光熱費等）とを区分していない。

すなわち、受益者負担割合の算出に当たって、使用料収入で賄うべき原価に、使用料収入に対応する原価と事業収入に対応する原価を集計している。講座・教室の運営等にかかる費用負担を貸室の利用者に転嫁する計算方法となっており、使用料が過大に設定されているおそれがある。事業収入に対応する費用は使用料の原価算定対象経費から控除して、使用料収入に対応する費用を用いて受益者負担割合を算出すべきと考えられる。

【6】学校施設開放使用料

(1) 概要

項目	内容																		
使用料の概要	学校施設開放において体育館を利用する団体から徴収する電気代等相当額																		
所管局部課名	教育委員会事務局 生涯学習推進課																		
料金体系	<p>料金体系は市内学校毎に係る実費により、以下のように1時間当たりの金額が設定されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校等</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校等</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校等</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校等</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校等</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校等</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>子母口小学校、橋小学校、東生田小学校、百合丘小学校等</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	金額 (1時間当たり)	大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校等	150	旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校等	200	殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校等	250	さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校等	300	東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	350	御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校等	400	古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校等	450	子母口小学校、橋小学校、東生田小学校、百合丘小学校等	500
学校名	金額 (1時間当たり)																		
大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校等	150																		
旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校等	200																		
殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校等	250																		
さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校等	300																		
東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	350																		
御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校等	400																		
古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校等	450																		
子母口小学校、橋小学校、東生田小学校、百合丘小学校等	500																		
根拠法令・条例	川崎市立学校の施設の開放に関する規則																		
使用料の減免	<p>減額・免除 有</p> <p>(免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体 ・障害者と指導者で構成する団体 ・前項の規定によるほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。 																		
利用回数の制限	無																		

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用料	22, 561	22, 078	20, 966

【利用率の推移】

学校施設開放使用料に関して、学校教育に支障のない範囲で開放するという趣旨から、市は利用率を計算していない。「学校教育に支障のない範囲」はその都度学校側で判断していることであり、急な児童生徒対応や事故・設備故障などで直前になって施設開放の中止をお願い

いする連絡を入れるケースも多々あり、開放日は結果的に開放できた日となることなどから、利用率の計算が難しい。また、わくわくプラザによる放課後等の施設開放時間の利用の扱いも学校ごとに違うため、計算が困難である。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 原価の算出方針及び金額

学校施設開放使用料は、電気代や水道代の実費相当分を徴収するもので、原価合計額を算出する性質のものではないため、原価の算出方針の記載は省略する。

ii) 現行の料金の設定方針

電気代等相当額は、「時間電気料+時間水道代+時間徴収経費」により算定された基礎料金を市の設定した1時間当たりの使用料区分(※1)に当てはめ、算出している。

なお、上記の各項目の算定方法は以下の通りである。

- ・時間電気料=電気料金平均単価(円)(実績)×各体育館の消費電力量(kwh)
- ・時間水道代=全校の年間利用人数÷5人×100×水道料金平均単価(実績)
- ・時間徴収経費=徴収経費(実績)÷年間点灯時間(実績)

(※1) 使用料区分とは、150円、200円、250円といった50円ごとの料金区分のことであり、例えば「時間電気料+時間水道代+時間徴収経費」の合計が125円～175円の範囲内であれば、150円の区分に該当する。

② 使用料の改定・見直し

体育館の全面を利用せず半面のみを利用することを可能とし、それに伴い使用料を半額とする見直しを行った。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(4) 過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップ

(意見の要旨)

Ⅱ-8 学校施設

2 体育館の電気料金

(1) 体育館の電気代に係る受益者負担

学校施設開放事業に係る経費のうち電気代だけでも、経費の節減と税負担の軽減という観点からは、利用者に一定の受益者負担を求める余地があるものと考えられる。利用実態にふさわしいと判断する方法をもって、学校施設開放事業において掛かっている経費の金額及び負担を求めるコストを明らかにし、徴収経費等とのバランスを見極めながら、体育館電気代を収受するという受益者負担の是非を検討していく必要があると考える。

(措置の要旨)

学校施設開放における体育館電気代等の諸経費について、平成 25 年度の受益者負担導入に向けて、「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」等において、受益者負担とする対象経費の範囲等について検討します。

市は、体育館の電気代等相当額徴収を、平成 26 年 1 月から開始した。

電気代等相当額の算出方法について検討を行った結果、時間電気料と時間徴収経費は昨年度実績に基づいて算出しており、時間水道代は一定の仮定（①トイレ使用時の水道代のみを対象、②体育館利用 1 回のうち 5 人中 1 人がトイレ（大）を使用、③トイレは 1 回につき 10ℓ流す）を用いて算出していた。

以上により、平成 21 年度包括外部監査における「体育館の電気料金」の意見に対しては、措置に従って対応しているものと認められた。

XII 行政財産目的外使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料の概要	行政財産について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することにより徴収する使用料
所管局部課名	各行政財産の所管部局
根拠法令・条例	川崎市財産条例、川崎市財産規則
使用料の減免	減額・免除 有 ・国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用に供するとき ・公共的団体においてもつばら公益事業の用に供するとき ・事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき ・災害により行政財産の使用許可を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認める時 上記の条項に基づき、減額・免除を契約ごとに判断している。

(2) 使用料に対する基本的な考え方

① 使用料の算定方法

i) 料金の設定方針

目的外使用料は、土地や建物等の使用に伴い徴収する使用料であり、原価に見合った使用料を徴収するという考え方に基づいて使用料を算定するわけではない。このため、「使用料・手数料の設定基準」とは別に「使用料の算定基準」を設け、使用料を算定している。

目的外使用の対象となる物件は、定額物件（使用目的、使用形態から単位当たりの金額で定めたもの）と定率物件に分類される。

定額物件	定額物件は、電柱や電線といった柱類や水管等の管類、電話柱等の設置のために行政財産を使用許可する場合は該当する。
定率物件	定率物件は、定額物件以外のもので、使用の対価を財産の価額の一定割合とし、「使用料の算定基準」（以下、「算定基準」という。）で定めた算式に従って算定する。

そのうえで、「貸付料及び使用料の減免取扱要領」（以下、「減免取扱要領」という。）に従って、減免の判断を案件ごとに行っている。

② 監査の方針

使用料の算定基準は平成 28 年 10 月に改定しており、当報告書の監査対象期間の平成 28 年度の使用料は改定前の算定基準に基づき算定している。

算定基準によると、使用料は一定の算式に基づいて機械的に算定されるため市の裁量が入る余地はないが、減免については、減免できる場合に該当するか、免除か減額どちらに該当するのか、どの程度減額するのか、などの判断が契約ごとに必要となるため、部局担当者が判断に迷う契約もあるのではないかと考えた。

財政局の資産運用課にヒアリングしたところ、契約にかかる減免率を網羅的に把握できないことが分かったため、契約の一覧表から一定数のサンプルを抽出し、個々の契約の減免率の算出方法を確認した。

(3) 監査の結果

① 減免率にかかる文書化の必要性について（指摘）

目的外使用料のうち、レストラン・喫茶室・事務室を対象としたうえで、契約の一覧表から使用料と面積を考慮し、以下の 9 件を任意でサンプルした。

No	対象施設	使用者	主な用途	減額
1	川崎市国際交流センター	(株) ホテル精養軒	レストラン	有
2	川崎市国際交流センター	(株) ホテル精養軒	ホテル	有
3	南部防災センター	(公財) 川崎市消防防災指導公社	事務室等	無
4	川崎市岡本太郎美術館	三本コーヒー (株)	喫茶室	無
5	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム	藤子・F・不二雄ミュージアム製作委員会	ショップ・レストラン	無
6	産業振興会館	(一社) 川崎市商店街連合会	事務室	無
7	産業振興会館	川崎ビル美装 (株)	地域交流コミュニティカフェ	有
8	総合福祉センター	(株) ホテル精養軒	レストラン	有
9	福祉パルたかつ	川崎市老人福祉施設事業協会	事務室	無

その結果、9 施設のうち 4 施設で使用料の減額がなされていた。

減免取扱要領では、減免率は特別な理由があることを除いて 50%が限度とされているが、減額があった 4 件の減免率は、それぞれ 95%、78%、50%、30%と様々であった。

目的外使用料は、減額前の使用料に減免率を乗じて算定する。この点、各使用料の算定シ-

トをレビューしたところ、減免率に関する説明は記載されておらず、なぜ減免しているのか、減免率をどのように決定したのかは不明であった。

減免した契約について、文書上で減免率を決定した理由を明確にしていないと、各部局の担当者の裁量により減免率に差が生じるおそれがある。減免理由や減免率の決定根拠は、文書に明確に記載を残すべきである。ヒアリングでは、減免率は 50%を基本としており、50%以外のものは例外との説明であったが、原則が 50%ならば、原則以外の減免率を採用している案件について、減免率の決定根拠の文書化を徹底する必要がある。

なお、減免率が 95%と 78%の契約については、市が平成 25 年頃に今後の方向性を検討した際の資料に平成 5 年頃の施設の開館時に減免した理由や減免率をどのように決定したかの記載があり、減免前の金額では事業の実施が難しいが事業が施設の運営にあたり必要なものであることを理由としていることから特別な理由があるものとして減免率が 50%を超えていることには問題はないと判断した。当該 2 件の契約は、平成 29 年度より公募による貸付契約に転換し、改善されている。

＜参考資料＞

使用料・手数料の設定基準

平成 26 年 7 月
川 崎 市

1 「受益と負担の適正化」の基本的な考え方

市が提供している公の施設の維持管理・運営や行政サービスは、道路や公園の適切な維持管理などのように、ほとんどの市民の日常生活に必要で、かつ、民間では類似のサービスが提供されていないものから、スポーツ施設の管理運営などのように、主として一定の利用者がその便益を受け、かつ、民間でも類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたります。

市が提供する公共サービスのコストは基本的に、市民の皆様が「納税」という形で負担をしていますが、公の施設の利用や、証明書の交付、営業許可手続きなどについては、市民の皆様が受けるサービスに相違があることから、これまでも「受益者負担の原則」に基づき、使用料・手数料という形で、その費用の一部を利用者の皆様に負担していただいています。

こうした使用料・手数料の額はこれまで、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡などを勘案しつつ、施設の新設や改築、行政サービスの内容の変更の際に、行財政改革の「受益と負担の適正化」の取組の中で個別に検討し、設定してきましたが、近年、指定管理者制度の導入、行政サービスへの民間部門の活用範囲の拡大、OA化の進展などによるコストの減や、電気代や燃料費などの増嵩、平成26年4月からの消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）率の引き上げによるコストの増などの動きが生じています。

こうしたことから、行政サービスのコストについて、改めて市民の皆様にお示しするとともに、継続したコストの縮減努力を前提としつつ使用料・手数料に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要があります。

2 基準の必要性

使用料・手数料を設定するにあたっては、「コストの見える化」を図るとともに、公共部門と民間部門との役割分担（公共関与の必要性）や、民間における同種・類似サービスの提供の状況、本市が進める様々な施策との整合性などを踏まえて適切な水準を設定する必要があります。

た、公費（税金）を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確にすることで、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するとともに、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。

こうしたことから、公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関する「コストの見える化」を進めるとともに、使用料・手数料について、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の算定方法や、その原価に対する受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにした「使用料・手数料の設定基準」を策定するものです。

3 使用料・手数料の原価算定の対象経費と算出

(1) 対象経費

公の施設の維持管理・運営や証明書の交付などの行政サービスに係る経費には、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費などの「ランニングコスト」と、施設の建設やシステム導入などの「イニシャルコスト」（建設に市債を充てている場合は、後年度の市債の償還費を含む。）があります。

【原価算定の対象経費】

ランニングコスト	公の施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費
	行政サービスの提供に係る経費	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託料、施設・設備の修繕費、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、通常の施設運営に係る物件費等
イニシャルコスト	用地に係る経費	公の施設の用地に係る経費	
	施設の建設（取得）に係る経費	公の施設の建設（取得）に要した経費	
	システム導入に係る経費	システム導入に要した経費	

※次のような経費は原価算定の対象外とします。

ア 通常の施設利用以外に開催された教室やセミナー、講座の経費など、特定の個人の便益に要した経費のように、受益者から必要に応じて徴収すべき経費

イ 災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費

(2) 算出

ア 算出の単位

原価の算出の単位は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算出することとします。これは、例えば公の施設内の会議室やホールなどの個々の設備は多種多様であり、それぞれの設備ごとに原価計算を行うことは、人件費や光熱水費の算定が非常に困難であることによるものです。

イ ランニングコスト

ランニングコストの算出は、原価算定対象経費の決算額を基本とし、改定後の使用料・手数料が適用される日に予定されている制度改正、例えば消費税率の引き上げによる経費増などは原価に適切に反映することとします。

ウ イニシャルコスト

イニシャルコストの算出は、算出時点での公の施設の用地に係る経費の額及び公の施設の建設（取得）に要した経費を施設の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）とします。

また、システム導入に係る経費については、当該導入に要した経費を、システムの運用予定年数で除した額とします。

なお、原価の算定にあたっては、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、当該公の施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該公の施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします。

4 受益者負担と公費負担の割合

(1) 公の施設の使用料

施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、次のような要素をもとに「標準的な負担割合」を決定します。

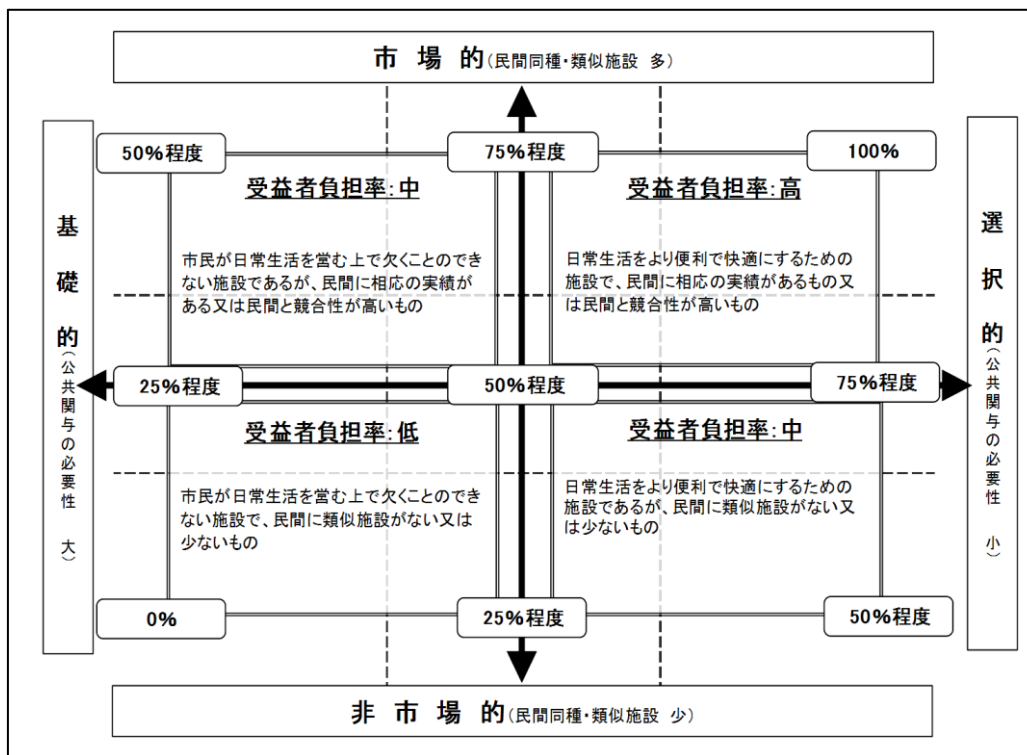
ア 基礎的・選択的・・・公共関与の必要性

- ・「基礎的」・・・日常生活においてほとんどの市民に必要とされるサービスであり、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきサービス
- ・「選択的」・・・そのサービスを通じて市民生活に潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するサービス。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

イ 市場的・非市場的・・・収益性

- ・「市場的」・・・民間においても同種・類似のサービスが提供されるもの
- ・「非市場的」・・・民間においては同種・類似のサービスが提供されにくく、主として行政が提供するもの

【標準的な受益者負担の考え方】



公共関与の必要性や収益性は、公の施設の中の会議室やホールといった部分ごとに判断するものではなく、公の施設全体の性質、法や条例に規定された公の施設の設置目的に沿って判断することを基本とします。

※ 公の施設の性質から「受益者負担 0%」となる施設であっても、特定の個人の便益に要した経費として原価算定の対象外とした経費については、受益者負担を適切に求めることとします。(3 ページ参照)

(2) 行政サービスの手数料

手数料については、「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、原価算定対象経費の全額を受益者（申請者）の負担とします。

5 具体的な使用料・手数料の設定

(1) 原価算定・受益者負担の使用料・手数料への反映

原価とその受益者負担の割合は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算定していますが、使用料・手数料の体系への具体的な反映にあたっては、受益者負担とした原価分全額をその体系の中で適切に転嫁することとします。

算定例は次のようなケースが考えられますが、それぞれ状況が異なることから、公の施設ごと、行政サービスごとに検討します。

なお、減免措置に係る使用料・手数料の減分については、減免措置を行わなかったものとして算定します。

【算定方法の例】

ア 博物館や美術館、プール等、利用者数が明らかであり、1人当りの使用料が算定できる場合

1人当りの使用料：原価×受益者負担割合÷利用者数

※ 利用者の年齢や利用方法によって使用料を設定する場合には、原価分全額が使用料の総額に適切に転嫁できていることが基本とします。

※ 利用者数の中には減免措置を行った利用者数も含まれません。

イ 市民館等の会議室やホール等、貸室の利用の場合

1室当たりの使用料：

原価×受益者負担割合（受益者負担とした原価分）

÷貸室全体面積÷年間開館時間＝1㎡当たりの使用料

1㎡当たりの使用料×利用面積×利用時間

※ 使用料の総額と受益者負担とした原価分とが一致することを基本として、貸室の性質（会議室・ホール・音楽室・視聴覚室・調理室など）や利用時間帯、利用率により、それぞれの貸室の使用料設定に差異を設けることもあります。

(2) 別の基準がすでに設定されている使用料・手数料

次のような場合には、それぞれ定められた基準にしたがって使用料・手数料を設定することとします。

- ア 法令等により、公の施設や行政サービスの使用料・手数料の基準が定められている場合
- イ 国や県、周辺自治体との協定等により、同種の公の施設や行政サービスの使用料・手数料の算定方法や受益者負担の割合が定められている場合

【例1】 公営住宅、障害者（児）通所施設、高等学校などの使用料

【例2】 手数料等の標準に関する政令に規定されている手数料

※ 上記の例1・例2は、法令等の規定等により、使用料・手数料設定にあたって本市に裁量の余地がないものを指しています。したがって、「近傍同種施設の使用料」、「類似の行政サービス」という理由は該当しません。

6 使用料・手数料の減免措置

使用料・手数料については、それぞれの公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱を行っているところとします。

減免措置あくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益と負担の適正化」に反することとなりますので、減免の取扱が際限なく広がることのないよう、公の施設や行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討し、適切に見直しを行うこととします。

【現行の減免措置の設定例】

市 民 館	<p>●市民館使用規則</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市がその事務事業のために使用するとき。(2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。 <p>2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。</p>
-------------	--

スポーツセンター	<p>●スポーツセンター条例施行規則</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第14条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>(2) 指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>(3) 市内に居住する障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。)が個人利用する場合 利用料金の全額</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>
手数料	<p>●手数料条例</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの請求によるとき。</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者からの請求によるとき。</p> <p>(3) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p>

7 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料との均衡

使用料・手数料の改定にあたっては、原則、受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁することとしますが、改定後の使用料・手数料が、民間や周辺自治体の同種・類似使用料・手数料に比べ著しく高額となり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失う場合には、改定額を調整することとします。

なお、均衡を図ることとして調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

8 改定・新規設定に係る経過措置

使用料・手数料の改定にあたって、次のような場合には経過措置により改定額を調整することとします。また、使用料・手数料を新たに設定する場合にも同様に調整できることとします。

なお、経過措置により調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、原価算定対象経費の縮減努力を継続した上で、それでもなお必要な場合には使用料・手数料を段階的に引き上げるなど、「受益と負担の適正化」の観

点から適切に見直しを図ることとします。

【経過措置の内容】

	基 準
(1) 改定前の使用料・手数料に比べ大幅な増額が生じる場合	改定前の使用料・手数料の1.5倍を超えない額
(2) 民間の類似事業や近傍自治体の同種・類似の施設・行政サービスの使用料・手数料を大幅に上回る場合	基準に基づく使用料・手数料の額の1/2を下回らない額

9 利用料金制施設

公の施設のうち、指定管理者制度による利用料金制を採っている施設について、この基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例等に設定する上限額となります。

なお、既に指定管理者と協定を締結している施設については、条例等に定める上限額の見直しとともに、利用料金の設定について見直しを行う必要があります。

それにあたっては、指定管理者制度は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため」（地方自治法第244条の2第3項）のものであることを踏まえ、指定管理料は原価算定と受益者負担割合によって算定された公費負担相当額、条例等の規定に基づく減免措置分及び使用料の改定に伴う経過措置分の合計額であることを前提として条例等で使用料の上限額を設定する必要があります。

10 継続した見直しの取組

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、利用者数の推移などの施設の運営状況、物価の変動、税制改正などの動向により変動していきます。

使用料・手数料については、コストの縮減努力を前提としつつ、「受益と負担の適正化」の観点から継続した見直しが必要です。

したがって、原価算定については適宜行うこととし、使用料・手数料の改定を含めた見直しについては、大幅な原価の変動による場合などを除き、おおむね4年ごとに検討していくこととします。